

『魚山薑芥集』 成立過程の研究

大正大学仏教学研究科仏教学専攻 博士後期課程

(氏名) 新井弘賢

(目次)	
序論	一頁
一 本論文の目的	一頁
二 本論文の概要	一頁
(一) 声明関連の名称・用語の確認と定義	一頁
(二) 『声明集』	一頁
(三) 『魚山薑芥集』	二頁
(四) 覚証院方・東南院方・金剛三昧院方	二頁
(五) 曲目構成と基本構造	三頁
(六) 博士の骨格と旋律	三頁
(七) 構成と『魚山薑芥集』成立過程の時代区分	三頁
三 文献資料	五頁
(一) 初期の資料	五頁
(一) 『声明集』	五頁
(二) 「秘讚」	六頁
(二) 中期の資料	八頁
(一) 『声明集』	八頁
(二) 口伝書	九頁
(三) 後期の資料	一一頁
(一) 『声明集』	一一頁
(二) 『魚山薑芥集』	一一頁
四 先行研究の概要	一三頁
第一章 『魚山薑芥集』について	一八頁
はじめに	一八頁
第一節 資料と変遷	一八頁
第一項 長恵の『魚山薑芥集』の編纂と再治	一八頁
第一目 編纂	一八頁
第二目 再治	一九頁
第二項 朝意の『魚山薑芥集』の書写	二〇頁
第一目 朝意以前の写本	二〇頁
第二目 朝意の書写本	二二頁
第三項 『魚山薑芥集』の刊行	二四頁
第二節 長恵と朝意	二七頁
第一項 長恵	二七頁
第二項 朝意	二九頁
第一目 人物像	二九頁
第二目 「秘讚」の相伝	三一頁
第三目 「三重の許可」の相伝	三四頁
第三節 曲目・曲順	三七頁
第四節 曲調	三七頁

第五節	博士・旋律・仮名	三八頁
第六節	注記	三九頁
第七節	「音律開合名目」	四一頁
	おわりに	四二頁
第二章	初期——大進上人流伝来と『声明集』の成立	四六頁
	はじめに	四六頁
第一節	初期の実態	四六頁
第一項	『声決書』	四六頁
第一目	概要	四六頁
第二目	系譜	四八頁
第二項	『声実抄』	五一頁
第一目	概要	五一頁
第二目	系譜	五七頁
第三項	『声明集』	五九頁
第二節	覚意の功績	六〇頁
第一項	覚意の相伝関係	六一頁
第一目	覚意相伝の奥書を有する資料	六一頁
一	高野山	六一頁
二	称名寺	六一頁
第二目	覚意の相伝系譜	六二頁
一	観験系大進上人流の相伝系譜	六二頁
(一)	『密宗声明系譜』における相伝系譜	六二頁
(二)	称名寺所蔵資料による相伝系譜	六二頁
二	慈業系大進上人流の相伝系譜	六二頁
(一)	宗源系の相伝系譜	六三頁
(二)	堅覚系の相伝系譜	六三頁
第三目	覚意の声明譜の相伝場所	六三頁
第二項	『声実抄』にあらわれた覚意の情報	六五頁
第一目	般若房定意の自筆の声明本の存在	六五頁
第二目	相応院流の指南	六六頁
第三目	故実の知識	六六頁
第四目	醍醐流の『声明集』についての認識	六七頁
第三項	「覚意の五音博士」以前の記譜法	六七頁
第一目	慈業系大進上人流の記譜法	六七頁
第二目	任賢の記譜法	六八頁
第三目	高野山の「覚意の五音博士」以前の記譜法	六九頁
第四目	『声実抄』の「笛の図」	七一頁
第四項	五音博士の考案	七七頁
第三節	覚意の翻譜	七八頁
第一項	本節の趣旨	七八頁

第二項	覚意の翻譜に関する先行研究	七九頁
第三項	称名寺所蔵の覚意相伝「秘讚」	八〇頁
第一目	〔称名寺観験系秘讚〕	八〇頁
一	祐真から相伝した〔称名寺観験系秘讚〕	八〇頁
二	祐真から相伝した可能性がある〔称名寺観験系秘讚〕	八二頁
第二目	〔称名寺慈業系秘讚〕	八三頁
一	宗源系の〔称名寺慈業系秘讚〕	八三頁
	(一) 伝承経路不明の宗源系「秘讚」	八三頁
	(二) 玄慶から相伝した宗源系「秘讚」	八四頁
二	堅覚系の〔称名寺慈業系秘讚〕	八四頁
第三目	系統不明の「秘讚」	八五頁
第四項	醍醐寺所蔵資料との対応	八六頁
第一目	宗源系〔醍醐寺慈業系秘讚〕における対応	八七頁
第二目	堅覚系〔醍醐寺慈業系秘讚〕における対応	八七頁
第五項	〔慈業系秘讚〕の記譜法の比較	八八頁
第一目	記譜の比較項目の設定	八九頁
第二目	宗源系の〔醍醐寺慈業系秘讚〕と〔称名寺慈業系秘讚〕	八九頁
一	〈天龍八部第三重深秘〉の比較	八九頁
二	〈緊那羅天讚〉の比較	九一頁
三	〈慧十六大菩薩漢語讚〉の比較	九二頁
第三目	堅覚系の〔醍醐寺慈業系秘讚〕と〔称名寺慈業系秘讚〕の比較	九四頁
一	〈吉慶梵語三段秘曲〉の比較	九四頁
二	〈金剛利菩薩讚〉の比較	九六頁
三	〈文殊梵語秘曲第三重〉の比較	九六頁
第四節	初期の『声明集』	九九頁
第一項	『声明集』について	九九頁
第二項	資料	一〇一頁
第一目	〔進流声明集〕(〔称名寺本 a〕)	一〇二頁
一	概要	一〇二頁
二	覚意との関係性	一〇二頁
三	〔称名寺本 a〕にみられる系譜	一〇三頁
第二目	〔南山進流声明集〕(〔称名寺本 b〕)	一〇五頁
一	概要	一〇五頁
二	記譜の特徴	一〇五頁
三	覚意との関係性	一〇五頁
四	相応院流との関係性	一〇六頁
第三目	〔文保二年本〕	一〇七頁
一	概要	一〇七頁
二	系譜	一〇八頁
	(一) 隆然	一〇八頁

(一) 相応院流	一〇九頁
(二) 東南院方	一一〇頁
第三項 曲目・曲順	一一一頁
第四項 博士の骨格	一一二頁
第一目 「称名寺本a」の博士の骨格	一一三頁
第二目 「文保二年本」の博士の骨格	一二四頁
第五項 『声実抄』から特定された博士の骨格	一二七頁
おわりに	一三四頁
第三章 中期 — 『声明集』の多様化と『声明集私案記』	一四六頁
はじめに	一四六頁
第一節 中期『声明集』	一四六頁
第一項 資料	一四六頁
第一目 「応永三年本」	一四六頁
第二目 「永享六年本」	一四六頁
第三目 「永享十年本」	一四七頁
第四目 「康正二年本」	一四八頁
第五目 『声明集隆法口伝』	一四九頁
第二項 曲目・曲順	一五〇頁
第三項 博士の骨格	一五一頁
第一目 「応永三年本」の博士の骨格	一五二頁
第二目 「永享六年本」の博士の骨格	一五六頁
第三目 「永享十年本」の博士の骨格	一六一頁
第四目 「康正二年本」の博士の骨格	一六六頁
第四項 中期『声明集』の系譜	一六八頁
第一目 中期の『声明集』の分類	一六八頁
第二目 「康正二年本」の系譜の確定	一六九頁
一 『声明集隆法口伝』の博士の骨格	一六九頁
二 「康正二年本」との比較検討	一七〇頁
第五目 隆然系の継承	一七一頁
第二節 『声明集私案記』	一七三頁
第一項 『声明集私案記』の概要	一七三頁
第二項 諸本	一八二頁
第三節 『声明集私案記』が依拠する『声明集』	一八六頁
第一項 曲目・曲順	一八六頁
第二項 博士の骨格	一八六頁
第四節 『声明集私案記』にみられる流派観	一九三頁
第一項 覚証院方と東南院方	一九三頁
第二項 衆徒方と金剛三昧院方	一九四頁
おわりに	一九五頁
第四章 後期 — 『声明集』の刊行と『魚山薑芥集』の成立	一九八頁

はじめに	一九八頁
第一節 版本『声明集』の成立	一九八頁
第一項 「文明四年版」	一九九頁
第一目 曲順・曲目	一九九頁
第二目 博士の骨格	一九九頁
第二項 『魚山薑芥集』の基本構造確定への影響	二〇〇頁
第一目 曲目・曲順	二〇〇頁
第二目 博士の骨格	二〇〇頁
第二節 『魚山薑芥集』の成立	二〇三頁
第一項 『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違	二〇三頁
第二項 『声明集私案記』の受用	二二二頁
第一目 現行の唱法と一致する指南の提示	二二二頁
一 出典が明示される形式	二二二頁
二 出典が明示されない形式	二二四頁
第二目 現行の唱法と一致せず採用しなかった指南の提示	二二五頁
一 出典が明示される形	二二五頁
二 出典が明示されない形式	二二三頁
第三目 現行の唱法と一致しないが許容される一説として提示された指南	二三五頁
一 出典が明示される形式	二三六頁
二 出典が明示されない形式	二三七頁
第四目 流派の情報	二三八頁
一 相応院流と進流	二三九頁
(一) 掲載	二三九頁
(二) 不掲載	二四〇頁
二 覚証院方と東南院方	二四三頁
(一) 掲載	二四三頁
(二) 不掲載	二四四頁
三 衆徒方と金剛三昧院方	二四四頁
(一) 掲載	二四四頁
(二) 不掲載	二四五頁
第三項 『声明集私案記』以外からの受用	二四七頁
第一目 典拠が特定可能な指南	二四七頁
一 「称名寺本 a」	二四七頁
二 「文保二年本」	二四九頁
三 『声実抄』	二四九頁
四 『声明集隆法口伝』	二五一頁
五 快助の指南	二五五頁
六 師の指南	二五五頁
第二目 典拠不明の「古」	二五六頁
おわりに	二五九頁

結論	二六二頁
資料編①	〔表1〕覺意相伝資料一覽
資料編②	〔表2〕称名寺所蔵覺意相伝「秘讚」一覽
資料編③	〔表3〕變動域博士対照表
資料編④	〔表4〕旋律対照表
資料編⑤	『声明集』詞章一覽
参考文献	

序論

『魚山叢芥集』は、真言声明の主要曲目を収録する法会用の譜本である『声明集』に旋律や音価の表記また各曲目の曲調の情報等の注記が付された、南山進流¹の教則本であり、現在でも真言宗諸山で使用されている。

現在使用されている『魚山叢芥集』の諸本は、智生房長恵（一四五六〜一五二四）によって一五一七年に編纂された三巻本の『魚山叢芥集』からすべて派生している。この三巻本の『魚山叢芥集』は、十六世紀後半に順良房朝意（一五一八〜一五九九）によって度々書写され、江戸期以降には、高野山、智山において何度も刊行された。当本は、現在でも高野山以外の真言宗諸山で広く規範的な教則本として使用されている。換言すれば、現在この三巻本の『魚山叢芥集』から派生する教則本を利用する声明の流派は、全て南山進流とみなすこともできる。このようにほとんどの真言宗の声明は南山進流によって統一された事態は三巻本の『魚山叢芥集』の成立によって將されたともいえるのである。

真言声明の実態解明のための基礎研究として、本論考では、以上のような位置にある三巻本の『魚山叢芥集』の成立過程について明らかにすることを旨とする。

序論では、まず、本論文の目的について、次に、本論文の概要として、声明関連の専門用語の確認と定義、本論考の構成と『魚山叢芥集』成立過程の時代区分の説明、文献資料の紹介を行い、最後に『魚山叢芥集』に関連する先行研究を概観する。

一 本論文の目的

『魚山叢芥集』の先行研究は『魚山叢芥集』編纂以後の資料についての考究が中心である。したがって、未だ高野山に大進上人流が流入してから『魚山叢芥集』が成立するに至るまでの経緯を中心に扱った研究は存在しない。本稿では、このことに着目して『魚山叢芥集』の成立過程について考究を行っていく。

特に、大進上人流流入以後の高野山の声明の系譜についての口伝書の記述と『魚山叢芥集』の先駆資料である『声明集』の関連性を絶えず意識していくことにする。これらの資料が有機的な繋がりの中で語られることによって『声明集』諸本の立ち位置が定まり、それによって『魚山叢芥集』成立までの南山進流の具体的な伝承過程が解明されると考える。

二 本論文の概要

(一) 声明関連の名称・用語の確認と定義

本論文の概要を示すにあたり、使用する『声明集』『魚山叢芥集』、基本構造、曲目構成等の用語についての定義と必要な事柄を示しておきたい。

(一) 『声明集』

南山進流で使用され「声明集」と呼ばれる、形態が小型の柀型本で、基本的に詞章（歌詞）と博士（音符）のみが記載されている法会用の譜本を『声明集』とする。この『声明

集』は、『魚山薑芥集』の先駆資料に位置付けられる。

また、南山進流の『声明集』とほぼ同じ曲目を収載し「声明集」と呼ばれることがある醍醐流の声明集成を「醍醐流の『声明集』」と記す。なお、醍醐流について新井（一九九一）は、

醍醐流は醍醐座主の勝賢（一一三八―一九六）により一流として声明の基盤が確立したが、その実質的な作業は弟子の任賢が行った。（中略）醍醐流は一三世紀中頃印禅と玄慶とに分かれたが、一四世紀中頃に聖尊（一三〇一―一三七〇）により統合された。²

としている。本稿で醍醐流といった場合、この系譜を指す。また、資料編③『声明集』詞章一覧』に、『声明集』に収録されている全曲の詞章を掲載し、博士が記載されている全ての詞章にナンバーを付した。これは、博士の骨格を対照する際、対象箇所を同定するためである。なお、掲載した詞章は、南山進流の最古の版本で影印本として公刊されている。³「文明四年版」に基づいて作成した。この「文明四年版」の詳細については、第四章第一節第一項で改めて述べる。

（二）『魚山薑芥集』

形態が大型の美濃紙判（袋綴本）で、曲調や唱法上の注意、旋律等が注記されている声明の教習に用いる南山進流の譜本を『魚山薑芥集』とする。

『魚山薑芥集』を「魚山私鈔」と呼称する場合もあるが、長恵がこの名称を使用したか否かは不明のためこの名称は使用しない。なお、『魚山薑芥集』の書名の由来は、弘法大師空海（七七四〜八三五）の『性靈集』巻六の「方丈の草堂は法界を呑んで薑芥の如く、花山の松林は宝樹に変わって刹説の如し。梵曲は魚山の如く、綿花は龍淵の如し⁴」である。また、「魚山」は中国の声明の発生の地名（山東省東阿県、三世紀初期魏の曹植がこの地で梵唄を制作）である。日本では声明を意味し、天台声明大原流の本拠地大原を魚山という。「薑芥」は「あくた、ちり」の意味で、そのように数多くの声明を集めた楽譜集を意味する。

（三）覚証院方・東南院方・金剛三昧院方

十四世紀後半頃に『声明集』の口伝書として慈鏡（一三六八〜一三九六）によって撰述されたとされる『声明声決書』に、十三世紀の後半に、南山進流で覚証院方と金剛三昧院方と東南院方の三流がそれぞれ興ったという記述がある。それにしたがって、南山進流のなかの声明の支流名として「覚証院方」「東南院方」「金剛三昧院方」を用いる。

なお、この三流の実態については不明な点が多い。『声明声決書』によると、覚証院方は覚証院の勇心房隆然（一二五八〜一三四一）が、金剛三昧院方は金剛三昧院の証蓮房覚意（一二三七〜一二九三）が、東南院方は東南院の龍信房鋌海（生没年不詳）がそれぞれ樹立したとされる。したがって三流の名称はそれぞれの派祖の住処に因んで名付けられたと思われるが、この名称と三流の伝承の関連性は決して高くない⁵。また、覚証院方の系譜は限られた資料⁶によって一応江戸期まで確認できるものの、金剛三昧院方、東南院方の系譜等の情報はほとんど残されていない⁷。

また、鎌倉期から室町期にかけて、高野山は金剛峯寺方と大伝法院方と金剛三昧院方の

三勢力に分かれていたが、この三勢力と声明の三流との関係も明確ではない。

覚証院方の正嫡が金剛峯寺の検校に補されているので、金剛峯寺方では覚証院方の声明が唱えられていたと一応考えられる。

金剛三昧院方において金剛三昧院方の声明が伝承された可能性は大いに考えられるが、これを裏付ける資料がない。

南山進流関連の資料から大伝法院方の声明に関する情報を見つけないことができないため、大伝法院方の声明については現在のところ不明である。今後南山進流以外の資料に調査範囲を拡張、この問題について継続的に追求して行きたい。

〔四〕 曲目構成と基本構造

『声明集』は、資料編⑤「『声明集』詞章一覧」に示したように、a〈三礼・如来唄〉からδ（教化）まで、全二十九曲によって構成されている。これらの曲名を曲目と呼び〈 〉で示す。これらの曲は、複数曲の組み合わせに別けることができ、この曲の組み合わせを曲目構成と呼び、「 」（ ）で示す。

『声明集』は次のように「法用」「供養法」「讚」の三つの曲目構成からなる。

〔法用〕 a 〈三礼・如来唄〉 i 〈対揚〉

〔供養法〕 j 〈金剛界〉 m 〈礼讚文〉

〔讚〕 n 〈四智梵語〉 δ 〈教化〉

また、曲目・曲順と博士の骨格から構成されるものを基本構造と呼ぶ。

〔五〕 博士の骨格と旋律

博士の骨格とは、音高の動きを表示するために四十五度の間隔で表記される「宮」「商」「角」「徵」「羽」の五音の組み合わせ・構成を指す。

旋律とは「宮」「商」「角」「徵」「羽」の「五音」それぞれに与えられる固有の装飾音や音型のことである。それらは、「ユ」（ ）「由」（ ）「ス」（ ）「直」（ ）「ソ」（ ）「反」（ ）等の名称で博士の傍らに表記される。

（二） 構成と『魚山薑芥集』成立過程の時代区分

第一章では、本稿の中心資料である『魚山薑芥集』の基本的情報と当書に関わる事柄について論じる。

第一節では、『魚山薑芥集』の資料と、長恵の『魚山薑芥集』の撰述から『魚山薑芥集』の刊行までの変遷を概観する。

第二節では、『魚山薑芥集』を撰述した長恵と『魚山薑芥集』の普及の礎を築いた朝意について論じる。

そして、第三節から第七節においては『魚山薑芥集』の内容について概観する。すなわち、第三節では、曲目・曲順、第四節では、曲調、第五節では、博士・旋律・仮名、第六節では、注記、第七節では、三巻本の『魚山薑芥集』から付加されている「音律開合名目」についてそれぞれ紹介する。

第二章から第四章までは、『魚山薑芥集』の成立過程を初期・中期・後期に分け、高野

山に大進上人流が流入した時期から『魚山薑芥集』が成立するまでについて考察を行う。

これは『声明集』の発展段階に即して区分したものである。すなわち、初期は『声明集』の基本構造が作られる時期、中期は、『声明集』の基本構造は一樣になったが、『声明集』諸本において博士の骨格が多様な時期、後期は、基本構造及び博士の骨格が一樣となり、『魚山薑芥集』の基が出来上がった時期である。

第二章では、『魚山薑芥集』の成立過程初期について考察を行う。ここでは、大進上人流が高野山に伝来してから、『声明集』の基本構造が覚証院方の隆然系の『声明集』に確定し、その後覚証院方が二系統に分かれたとされるまでの間について論じる。

具体的な年代は、正等房勝心（一〇一八～一二三七）が大進上人流の本拠地の移転の要請の手紙を中川の慈業（一二四三）に送った嘉禎元年（一二三五）から重弘（一三五九）が寂寂した正平十四年（一三五九）までに設定する。特に、『声明集』の基本構造がこの時期にどれほど確定されていたのかについて考究を行う。

第一節では、十四世紀末に撰述された『声決書』と『声実抄』によって初期の実態について考察を行う。これによって、十三世紀初頭から十四世紀初頭にかけての初期の実態について推定したい。また、この時代に『声明集』が存在していたのかについても検討を行いたい。

第二節では、『魚山薑芥集』の成立過程を論じるにあたり、『魚山薑芥集』の記譜の根幹をなす「覚意の五音博士」を考案した覚意の功績について考察を行う。

第三節では、大進上人流の声明譜と覚意が「五音博士」に翻譜した声明譜を比較対照することによって覚意がそれまでの大進上人流の記譜法の声明譜を五音博士に書き直したことを明らかにしたい。つまり、覚意が五音を付す前の元々の声明譜を特定し、その声明譜と、五音博士が付された後の声明譜の一致の確認を目指す。

第四節では、初期の『声明集』すなわち神奈川県立金沢文庫が管理している称名寺所蔵の二本の『声明集』及び「文保二年本」の曲目・曲順と博士の骨格について『魚山薑芥集』を指標として対照し、初期において基本構造がどれほど確定していたのかについて明らかにすることを目指す。また『声実抄』によって、初期の『声明集』が般若房定意（十二世紀末～十三世紀前半頃）、宝蓮房祐真（十三世紀前半頃）の『声明集』の何れのものであったのかについても確認を試みる。

第三章では、『魚山薑芥集』の成立過程中期について考察を行う。この時期は、『声明集』の基本構造が確定して以後から『声明集』刊行以前までである。具体的には、重弘示寂以後、つまり正平十四年（一三五九）から『声明集』の刊行、つまり文明四年（一四七二）以前までに設定する。この時期に、覚証院方が二系統に分かれた可能性が考えられ、また、種々の『声明集』や口伝書が登場し、「文明四年版」刊行の道筋が作られたといえる。また、本章では、『声明集』諸本と『声明集私案記』『声明集隆法口伝』を中心資料として用いる。

第一節では、中期の『声明集』諸本の属する系統の特定を目指す。

第二節では、『声明集私案記』の基本的性格について紹介する。

第三節では、『魚山薑芥集』編纂に大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』がどの系統の『声明集』に依拠するのかについて考察を行う。

第四節では、『声明集私案記』の覚証院と東南院、衆徒方と金剛三昧院とを対比した記

述をみることによって、『声明集私案記』の流派観について明らかにしたい。

第四章では、『魚山叢芥集』の成立過程後期について考察を行う。ここでは、『声明集』の刊行から『魚山叢芥集』の成立までについて論じる。具体的な年代は『声明集』が刊行された文明四年（一四七二）から三巻本の『魚山叢芥集』が編纂された永正十四年（一五一七）までに設定する。

第一節では、まず、「文明四年版」の依拠した中期の『声明集』の系統を明らかにする。すなわち、中期でみただの系統のものが、「文明四年版」に影響を与えているのかについて明らかにする。さらに、「文明四年版」と『魚山叢芥集』との関係性について考察を行いたい。

第二節では、『魚山叢芥集』の教則本としての成立に関わる問題について考察を行う。すなわち、『声明集』の骨組みに長恵がどのような要素を付加し、南山進流の規範的教則本を作り上げたのかについて明らかにすることを目指す。すなわち、最初に『魚山叢芥集』の『声明集私案記』の受用について、次に『魚山叢芥集』の『声明集私案記』以外の受用について検討し、その結果に基づいて考察を行う。

三 文献資料

本稿において利用する中心的テキストを初期、中期、後期毎に挙げる。

(一) 初期の資料

本稿では、初期の資料として『声明集』三本と種々の「秘讚」の声明譜を利用する。ここでは、三本の『声明集』と四本の「秘讚」の資料の書誌について確認する。なお、今回、覚意が五音博士に書き直す前の「秘讚」を特定するために醍醐寺所蔵の「秘讚」も利用する。この資料については称名寺所蔵の「覚意の五音博士」の「秘讚」と比較対照する際に分かる範囲で書誌について確認を行う。

(一) 『声明集』

初期の『声明集』で「覚意の五音博士」以前のものは存在しない。僅かに称名寺に「覚意の五音博士」で記譜された『声明集』系統のものが二本所蔵されている。また、転写本であるが、岡山金剛福寺に「覚意の五音博士」で記譜された文保二年の奥書を持つ『声明集』系統の資料が存在していた。

本稿では、称名寺所蔵の資料を「称名寺本 a」「称名寺本 b」とそれぞれ呼ぶことにする。両者は、覚意の記譜に遡ることができる可能性がある。以下、分かる範囲でこれらの書誌について確認しておきたい。

また、もう一本の資料を「文保二年本」と呼ぶことにする。これは、その後の『声明集』と形態が若干異なるが、基本的構造は類似している。また、この「文保二年本」は、後世に加筆されたと考えられる注記によって覚証院の隆然（一二五八〜一三四一）との関係性が指摘できるものである。金剛福寺に所蔵されていた「文保二年本」は現在所在不明で

大山（一九五九）に口絵写真として二枚ばかり掲載されている。また、中川（一九七六 a）でも少しく言及されている。幸いにも、金剛福寺所蔵の「文保二年本」を岩原諦信氏が書写したものが高野山大学附属高野山図書館に所蔵されている。今回はこの資料を利用する。

なお、「南山進流声明集」（「称名寺本 b」）は『金沢文庫資料全書』第八卷「歌謡・声明篇 続¹⁰」（以下、『金沢文庫資料全書』第八卷）の書誌情報を用いる。

No. 1 「進流声明集」（「称名寺本 a」）

称名寺所蔵。複写資料で確認。

書写年次不明（鎌倉末期～室町初期）。書写者不明。卷子装。一軸。紙数不詳。一紙二二三行。一行一五文字。「外題」「金剛界」。「内題・尾題」無し。「奥書」無し。

No. 2 「南山進流声明集」（「称名寺本 b」）

称名寺所蔵。複写資料及び『金沢文庫資料全書』第八巻で確認。

書写年次不明（鎌倉時代）。鈔阿（一二六一～一三三八）書写。卷子装。一軸。楮紙。一八紙。一紙一〇行。一行一四字。「外題・内題・尾題」無し。「奥書」無し。

No. 3 「文保二年本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵（454 コ 16）複写資料で確認。

昭和四（一九二九）年、岩原諦信（一八八三～一九六五）写。袋綴装（四つ目綴）。一冊。表紙共七六丁。縦二九・五 cm。横二一・一 cm。半丁四行。一行八字。

〔貼外題〕「古本声明集」。

〔内題・尾題〕無し。

〔奥書〕

本云 文保二年八月一日 普一

（醍醐様の博士図、高野様の博士図等を挟む）

金剛福寺 紫雲山 于時寶曆七丑年三月吉祥 智教

（一）「秘讚」

覚意が相伝したことを示す奥書を有する『声明集』は現存しないが、幸いにも称名寺には、覚意が相伝した「秘讚」の資料が数多く所蔵されている。今回は、これらの資料を利用し、覚意の功績を明らかにしていきたい。ここでは、今回利用する「覚意の五音博士」によって記譜されている「秘讚」の書誌について分かる範囲で確認する。これらはすべて『金沢文庫資料全書』第八巻に収載されている資料である。したがって、この資料集の解説を参考にして書誌情報を示すことにする。なお、四本のうち二本は種々の「秘讚」を収載した秘讚集である。ここに収められている個々の「秘讚」の覚意の奥書は第二章で改めて報告する。また、「覚意の五音博士」以前の記譜法を保持していると考えられる醍醐寺所蔵の「秘讚」も今回利用する。先述したように、これについては「覚意の五音博士」の「秘讚」と比較対照する際に書誌情報を確認する。

(No. 1) 『秘讚類聚集』

称名寺所蔵。『金沢文庫資料全書』第八卷(一一六〜一二四頁)で確認。
延慶二(一一三〇九)年、釵阿(一二六一〜一三三八)写。卷子装。一軸。楮紙。豎三〇・〇cm。横三三六・〇cm。紙数不詳。一行一〇字。

〔外題・無題・尾題〕無し。

〔端裏書〕「ヒサン類聚集」

〔奥書〕

延慶二年八月三日以蓮上人／秘本點寫傳受畢於此一卷者／東寺一流之秘曲韻律一道之肝心／也予自去建治弘安之曆至于徳治延／慶之比首尾三十余年之間頭密／二道之音曲稽古經年呂律中曲之／妙韻鑽仰積日而顯明神感動／之曲密諸天合掌之節只隱／秘心腑乎未漏口外者也今感得／此一卷感涙与筆端交下偏高／祖大師之憐慰妙音大天之擁／護也不可不信不可不悅仍感激／之至任筆注馳云尔／(梵字・ケンア) 釵阿^{春秋}_{四十九}

(No. 2) 『秘讚集』

称名寺所蔵。『金沢文庫資料全書』第八卷(一二五〜一三一頁)で確認。

書写年次不明(鎌倉時代書写)。釵阿(一二六一〜一三三八)写。卷子装。一軸。楮紙。豎二九・八cm。横二六八・二cm。紙数不詳。一行一〇字。

〔外題・無題・尾題〕無し。

〔紙背〕

相傳 上月房 天王寺円禪房 良忍房 明本房 寶蓮房阿闍梨 證蓮房

(No. 3) 『十六大菩薩梵語讚』

称名寺所蔵。『金沢文庫資料全書』第八卷(一三七〜一四五頁)で確認。

書写年次不明(鎌倉時代書写)。釵阿(一二六一〜一三三八)写。卷子装。一軸。楮紙。豎二〇・一cm。横三一・一・〇cm。紙数不詳。一行一三字。

〔外題・無題・尾題〕無し。

〔奥書〕

文永七年六月一日於高野山□□(本寺)之／薬師院奉隨寶蓮房／阿闍梨□(御)傳受
〔 〕 然而／□(弘)安六年六月三日於安養□(院)五／音博士付畢 但
朱 博士者書□云／建長□(七)年□□(中秋)八日於實相寺書／寫畢天王寺聖人本
也頗以秘□中／極秘也〔 (朱) 權少僧都 〕 金剛佛子祐□(真)／(朱) 四方讚ハ
祐遍ノ本ヲ以テ寫畢／(朱) 寶〔 〕ノ声明集ニ有故也／偏爲興隆佛法博士
等差定畢／覺意^{在判}

(No. 4) 『貳捌尊唐音讚』

称名寺所蔵。『金沢文庫資料全書』第八卷(一四六〜一五一頁)で確認。

延慶二(一一三〇九)年、釵阿(一二六一〜一三三八)写。卷子装。一軸。楮紙。豎二九・九cm。横三二六・五cm。紙数不詳。一行一〇字。

〔外題・無題・尾題〕無し。

〔奥書〕

書本云／此本者乘願房之本也以彼本寫云／式部律師玄慶／又云／此寫本醍醐式部律師○玄慶奉習／乘願房私ニ被付本也而自玄慶大納改名／言僧都御房覺意相傳之／弘安二年六月十二日覺意／同弘安七年正月十四日於高野山安／養院私ニ付五音博士畢覺意在判／又云凡於此讀者世間未流布秘讚也／寫本ニモ自半分者秘シテ博士ヲ不被付之／以口傳誦之然而恐廢絕故私ニ付顯之／条属冥顯雖多其憚偏爲紹隆佛法／顯示博士者也覺意記之／于時延慶二年六月廿七日以勝蓮上人／本令書寫畢而此秘讚者或云人公然／以口傳雖受○之畢於本書○未感得之而嘉元三年上洛／之時感得之但相應院相傳也付博士半／分也故今以勝本令書寫并受／面授畢／（梵字・ケンア）題年四九歳 劔阿／一交了

（二）中期の資料

本稿で利用する中期の資料を『声明集』と口伝書毎に紹介する。

（一）『声明集』

十四世紀の末から十五世紀の半ばにかけての『声明集』が幾本か存在する。そして、この中の四本の『声明集』を今回利用する。本稿では、その四本をそれぞれ「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」と呼び利用する。なお、「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」は複写資料、「康正二年本」は原物資料を利用する。

（No.1）「応永三年本」

醍醐寺所蔵（196 函16 號）。複写資料で確認。

応永三（一三九六）年、実海（生没年不詳）写。粘葉装柀形。一帖。表紙共八九丁。豎一六・一cm。横一五・四cm。半丁四行。一行八字。

〔外題〕『声明集』。

〔内題・尾題〕無し。

〔奥書〕

応永第三子丙季秋十二日於若州遠敷郡極樂寺為化他不恥廉筆□□實海書

（No.2）「永享六年本」

西大寺所蔵。複写資料で確認。

永享六（一四三四）年、良玄（一三六六）写。列帖装柀形、一冊。表紙共八四丁。豎一四・四cm。横一三・七cm。半丁四行。一行八字。

〔外題・内題・尾題〕無し。

〔奥書〕

永享六年寅甲霜月十六日於與州／新居縣西條庄福武村佛生山光明寺之／院主坊為自他求菩提振筆畢而已／同十八日付博士翼白卯朱墨點竟／右筆魚山末資□良玄星霜六十八才

(No. 3) 「永享十年本」

高野山光台院所蔵（高野山大学附属高野山図書館寄託（454 シ光26））。複写資料で確認。

永享十（一四三八）年、宥賢（生没年不詳）写。列帖装柀形。一冊。表紙共八一丁。竪一四・七cm。横一五・一cm。半丁四行。一行八字。

〔外題・内題・尾題〕無し。

〔奥書〕

湊州三原郡於上八木八幡宮之／砌日本第一之雖爲惡筆雖天仰／難背如形任本染筆畢／金剛資良空之／永享十年八月五日空鏡之／右筆也者金剛佛子宥賢

(No. 4) 「康正二年本」

所沢宝玉院所蔵。原物資料で確認。

康正二（一四五六）年、祐範（一四一七〜）写。列帖装柀形。一冊。楮紙。表紙共八六丁。竪一六・六cm。横一六・五cm。半丁四行。一行八字。原表紙。

〔外題〕『声明集』

〔内題・尾題〕無し。

〔奥書〕

康正二年_{子丙}七月廿二日書之／并進上人之餘流五音博士付之畢祐範四十才／權大僧都法印長清之／持主泉祐之

（二）口伝書

十四世紀後半頃に撰述されたとみられる『声明集』所収曲目についての指南を記述する口伝書が現在四本存在する。これらは初期、中期の実態を知る上でも有益な資料である。その四本とは、『声実抄』『声明声決書』（以下『声決書』と呼ぶ）『声明集私案記』『声明集隆法口伝』である。『声実抄』は初期の声明家の多くの情報を伝える資料である。『声決書』は歴史的記述に秀でた資料である。『声明集私案記』は『魚山叢芥集』に影響を与えたと考えられている資料である。『声明集隆法口伝』は覚証院方の隆法（一三三六〜一四四七）の口伝を伝える資料である。

なお、『声実抄』『声明声決書』『声明集私案記』は、主に『続真言宗全書₁』三〇所収のテキストを利用する。ここでは、それらの奥書を『続真言宗全書』によって示す。その他の現存する資料の書誌については、第二章及び第三章で確認する。

また、『声明集隆法口伝』は高野山大学附属高野山図書館に一本のみ現存する。本稿では、これを複写したものを利用する。以下にこの資料の書誌について確認する。

(No. 1) 「元治元年本」（一八六四）『声実抄』

〔奥書〕

〔上巻〕

元治元_甲子六月吉祥日寫得之金剛佛子良天

〔下巻〕

本云ノ于時応永二年^{乙亥} 沽洗十七日^午 書寫畢ノ私云。於備前前州御誦郡尾道浦西國寺
教王院爲自ノ末學等令法久住師資相承之草案以清書畢ノ求法沙門宥善

〔祭文口伝・朝惠の跋文挟む〕

于時元文五庚申年以朝惠手寫之本寫之件本今在淨菩提院ノ高野山千手院谷普門院理峯
之資廉峯書ノ宝曆七^{丁丑}年臘月二日寫之畢ノ金剛佛子智雄拜書安永二^{癸巳}年林鐘上旬
以智雄本書寫畢ノ高野山北谷寶泉院義長書ノ時寛政九年星次^{乙巳}林鐘上浣以義長本拜
ノ寫畢ノ金剛峯寺求道沙門惠性院英海行年三十六ノ嘉永二^{己酉}季九月於野峯寫之畢ノ
密乘沙門玄惠ノ元治元六月吉祥日寫得之金剛佛子良天

(No. 2) 「文久三年本」(一八六三) 『声明声決書』

〔奥書〕

樹下石上求道沙門慈鏡^{春秋二十九}。

〔「音律開合名目」を挟む〕

已上同慈鏡作也ノ此抄於ニ聲明音律之二道^ニ一尤秘藏也。殊^ニ進流聲明ノ重書也。可
レ秘可レ秘ノ求道沙門印融

〔「五音配十二調子事」を挟む〕

天保五甲午年二月吉晨書寫焉ノ悉地院幻務銳信^{四十}ノ文久三^{癸亥}年林鐘日右隨銳信前官
聲明傳授之砌得書寫畢ノ小野末徒宥榮^{三十}

(No. 3) 「寛政七年本」(一七九五) 『声明集私案記』

〔奥書〕

享保二十一年十一月上旬蒙中院院主寛傳阿遮梨之命以他本此校之補脱刪繁功訖ノ沙門眞
源ノ同十五年十月十一日以眞源阿遮梨據也本所訂之本書寫終時元文五^{庚申}五月十九
日ノ南岳密念沙門憲令ノ于時寛政七^{乙卯}正月十一日書寫焉畢

(No. 4) 『声明集隆法口伝』

高野山大学附属高野山図書館所藏(大山¹⁸⁷³) 複写資料で確認。

宝曆一二(一七六二)年、靈瑞(一七二一〜一八〇四)写。袋綴装(四つ目綴)。一冊。
表紙共四〇丁。縦二四・〇cm。横一六・九cm。半丁三行。一行約一二字。

〔貼外題〕「声明集隆法口傳」

〔内題〕「声明集私口傳覚證院隆法口」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

応永二十二年六月十八日重仙俊覚房

寛正四癸卯二月二十五日東南院御自筆御本依仰写之畢 幸重宥賢房

延徳二年庚戌閏八月廿四日於高野山金剛峯寺小田原

三藏院護摩堂難有依貴顔写之处也偏上求菩提

化下衆生為也穴賢^{星霜}ノ右翰求沙門玄覚^{世六書之}

天文三甲午年正月廿一日写之

宝曆十二年三月三日夜写得了

(三) 後期の資料

本稿で利用する後期の資料を『声明集』と『魚山薑芥集』毎に紹介する。

(一) 『声明集』

十五世紀後半に初めて『声明集』が刊行された。この『声明集』は『日本音楽史料集成』1「古版声明譜」(以下『日本音楽史料集成』1)という何本かの声明譜を影印して収めた資料集において「文明四年版」と呼ばれている。先行研究では、刊行の契機を「声明人口の増大に伴う譜本の需要¹²⁾」によるものとしている。したがって、当時の高野山で最もスタンダードな『声明集』であった可能性がある。以下に、『日本音楽史料集成』1の情報によって「文明四年版」の書誌を示す。

「文明四年版」

上野学園日本音楽史研究所蔵。『日本音楽史料集成』1で確認。

文明四(一四七二)年、龍全(生没年不詳・筆者)成秀(生没年不詳・博士)。列帖装
枳形。一冊。緒紙。表紙共八六丁。竪一六・六cm。横一六・二cm。半丁四行。一行八字。
原表紙。

〔外題・内題・尾題〕無し。

〔刊記〕

筆者龍全博士成秀／為順盛頓證菩提／開此印板願主快禪／文明四年_辰六月廿一日

(二) 『魚山薑芥集』

本稿では、『魚山薑芥集』の成立は、三巻本の『魚山薑芥集』の編纂においてなつたとみならず。なぜなら、現在真言宗諸山において使用されている『魚山薑芥集』は江戸期以降の版本の『魚山薑芥集』から派生したものであり、なおかつ江戸期以降の版本は長恵の「永正再治本」を底本としていると考えられるからである。そして、「永正再治本」で現存しているのは朝意の書写本のみである。この朝意の書写本で最古のものが永禄七年に書写されたもので、尾道西國寺に所蔵されている。したがって、本稿では、この資料を「永禄七年本」と名付け利用する。以下に、『尾道西國寺の寺宝展』の図録¹³⁾の情報も利用し「永禄七年本」の書誌について確認する。

また、『魚山薑芥集』の出典の表記には「正保三年版」つまり大正蔵において対応する箇所も明示するため、大正蔵所収の「正保三年版」の書誌についても以下において併せて示すことにする。

(No.1) 「永禄七年本」

尾道西國寺所蔵。『尾道西國寺の寺宝展』の図録及び写真資料で確認。

永祿七（一五六四）、朝意（二五一八〜一五九九）写。列帖装。上中下三冊。帙入り（一帙三冊）。後表紙。

上卷…

表紙共二四丁。竪二六・三cm。横一八・〇cm。半丁四行。一行八字。

〔貼外題〕「魚山薑芥集上」

〔内題〕「魚山私鈔」

〔尾題〕「魚山薑芥集上」

〔奥書〕

永祿七年^子二月廿八日書之右筆和州之産南山客僧朝意^{順良房}
長善房御所望之故書之

折節御廻向奉仰者也

持主隆遍^{長善房}

第二度校合

順良房四十九才

朝意（花押）

中卷…

表紙共三二丁。竪二六・三cm。横一八・〇cm。半丁四行。一行七字。

〔貼外題〕「魚山薑芥集中」

〔内題〕無し。

〔尾題〕「魚山薑芥集中」

〔奥書〕

本云

以上中卷了 此口傳声明集拭老眼注之了縱知音之人
并雖同国同朋也輒不可有書写也若背此旨大師明神
此治罰違反之身上可蒙也万一器兩之弟子有之者可令
書写之也

永正十一年^{甲ウツキ}余^戌三日於清浄光院客殿書注之

左学頭

法印権大僧都長恵^{春秋五十七}

魚山薑芥集中^{タイカイ}

第二度校合畢

永祿七年二月書写備後隆遍^{長善房}所望故書写畢進流声曲無殘者也

順良四十九才

朝意（花押）

下卷…

表紙共三四丁。竪二六・三cm。横一八・〇cm。半丁四行。一行一二字。

〔貼外題〕「魚山薑芥集下」

〔内題〕無し。

〔尾題〕「魚山薑芥集乙」

〔奥書〕

御本云

初心者為指南一注之大都ハ案記ヲ爲本ト一雖レ然於當世相違之儀不載之一御覽雖多憚一弟子分解迷勸秀之為勝計一認之愚拙弟子之外不可有披覽一雖似法恠ニ一後輩之謗法之過失不可起初用心也將又長惠法印可預御廻向也此書造畢ハ

明応五年^{丙辰}五月十二日也春秋三十九才今ノ書写者

永正十四年^{丁丑}四月廿九日書之春秋滿六十

標詫勢遍<sup>四深房
春秋廿六</sup>

師資契諾異他故為形見一拭老眼書之了芳恩

高從蘓迷懇志深自冥界於後世者尚以可披訪

菩提者也

左学頭法印權大僧都長惠^{在判}

〔音律開合名目〕を挟む

永祿七年二月二十七日於高野山小田原理趣院繩樞書了

右筆客層朝意<sup>福良房
四十七才</sup>

備後長善房依貴命書写一者依器量異他長惠法印第二之

伝本書写並校合畢朝意之懇志者不喻山嶽冥界之不足比

御回向一入奉仰處也

持主隆遍長善房

第二度校合

朝意(花押)

(No.2) 「正保三年版」

伝本が少ないため『大正蔵¹⁴』で確認。

正保三(一六四六)年、西田勝兵衛開版。一冊。

〔外題〕不詳。

〔内題〕「魚山私鈔」

〔尾題〕無し。

〔刊記〕

御本云此口傳声明集拭ニ老眼一注レ之了縦雖レ為ニ知音之人^并同国同朋一輒不レ可有ニ書寫一也若背ニ此旨一大師明神ノ此治罰違反之身ノ上ニ可レ蒙也

万一器両ノ之弟子等有レ之者可レ令ニ書ニ写之一也

永正十一年^{甲戌}余三日、於清浄光院客殿書注之

左学頭法印權大僧都長惠<sup>春秋
五十七</sup>在判

右以法印長惠御正本校證之令刊行者也

正保^{丙戌}曆姑洗日^{二条寺町}西田勝兵衛尉

四 先行研究の概要

以下において、『魚山薑芥集』及びそれに関連する主要な先行研究を紹介する。

まず、『魚山薑芥集』に関連する先行研究を挙げる。

『魚山薑芥集』に関連する主要な研究は、岩原諦信『増補校訂声明の研究』¹⁵、『大山公淳』『仏教音楽と声明』¹⁶、『金田一春彦』『真言声明』¹⁷、『中川善教』『魚山薑芥集成立攷』¹⁸、『中川善教』『南山進流声明概説』¹⁹、『新井弘順』『真言声明における反音曲の記譜法について』²⁰である。これらの研究は、『魚山薑芥集』の資料・歴史・音楽理論のいずれかに言及するものである。

大山〔一九五九〕中川〔一九七六a〕中川〔一九七六b〕では『魚山薑芥集』の資料・歴史について詳細に論じられている。一方、岩原〔一九三二〕新井〔一九八三〕では『魚山薑芥集』の音楽理論について詳細に論じられている。金田一〔一九七二〕では資料・歴史・音楽理論について論じられている。

岩原〔一九三二〕は『魚山薑芥集』所収曲目の実唱について『魚山薑芥集』の情報を頼りに論じるものである。また、金田一〔一九七二〕は『魚山薑芥集』の刊本のみを利用した論考である。したがって、室町期以前の『魚山薑芥集』の成立過程に係る資料を扱う研究ではないといえる。新井〔一九八三〕は、『魚山薑芥集』の所収の反音曲の記譜法を初めて解明した論考である。

次に、『魚山薑芥集』が成立した室町期後半までの真言声明に関連する先行研究を紹介する。

『魚山薑芥集』の先駆資料と考えられる『声明集』についての先行研究について挙げる。それは、先述した幾本かの声明譜が影印して収められている『日本音楽史料集成』¹の中の二つの解説である。一つは、新井弘順氏の「真言声明南山進流について」²¹、もう一つは、福島和夫氏の「一五・一六世紀刊行の印刷楽譜」²²である。なお、『日本音楽史料集成』¹には、「文明四年版」の影印資料の他に、「般若理趣経」文明一五年版「諸講伽陀」文禄二年泉空奥書 無刊記」とそれぞれ題名が付された二本の影印資料が収載されている。

真言声明の記譜法、さらには、仁和寺系及び醍醐寺系の声明についての研究が新井弘順氏によって推し進められている。それは、「真言声明における反音曲の記譜法について(Ⅱ)」——仁和寺相応院流——²³、「真言声明慈業系大進上人流の展開」²⁴、「声明の記譜法の変遷——博士図——を中心に」²⁵、「宣雅博士本『法則集』について」²⁶、「真言声明醍醐流〈理趣経讃〉の二種の譜——唯律様と反音様について——」²⁷である。この一連の研究によって真言声明の記譜法の研究は飛躍的に進歩したといえる。

次に真言声明の歴史について言及している研究を挙げる。これは、櫛田良洪氏の「声明成仏思想の受容」²⁸である。これは、「声明成仏思想」を主題としているが、東寺宝菩提院及び称名寺所蔵の声明資料を利用して平安期末から鎌倉期にかけての真言声明の歴史について論じている。また、金田一春彦氏も『四座講式』において「真言声明の流派」についての歴史的展開について概論的に論じている²⁹。

次に、真言声明の口伝書に関する先行研究を挙げる。これは、澤田篤子氏の二本の論考である。それは「真言声明の口伝書」について(第一報)——博士指口伝書——³⁰、「と真言声明の口伝書について(第二報)——声実抄——」³¹である。

以上が『魚山叢芥集』及び、それに関連する主要な先行研究である。

続いて、今紹介した中で『魚山叢芥集』の成立過程について言及している論考について少しく付言したい。

『魚山叢芥集』の成立過程について言及している先行研究は、大山（一九五九年）と中川（一九七六a）中川（一九七六b）の三本だけである。

大山（一九五九）では「魚山集は斯道初学入門の手曳きとして編纂されたので、これは声明及び声明集の盛行に伴う必然の帰結としなくてはならぬ。³²」³²、また、中川（一九七六a）では「形式上、声明集が先行して、それが発展して教則本的な性格を帯びるに至って、後に魚山集に成った³³。」³³と述べられている。これらの記述によって、『魚山叢芥集』の成立前には、高野山において声明が盛んになり、『声明集』を手取る初心者が増加したため、それについての教則本が必要不可欠になり、『魚山叢芥集』が編纂された状況を窺い知ることができる。

また中川（一九七六b）では、「魚山集は教則本として、声明集は法会依用の料として需要に応じて刊行されたものであろう。その『声明集』に『私案記』に依って注記したのが、長恵師の『魚山集』である。³⁴」³⁴と述べられている。これは、『魚山叢芥集』は法会用の『声明集』に『声明集私案記』の記述が注記として付された教則本として成立したということである。つまり、『魚山叢芥集』は、それ以前の『声明集』と基本的構造（曲目・曲順及び博士の骨格）は同じものであって、新たに『声明集私案記』によって旋律や所作の注記が加えられた教則本であると中川氏はみなしていたようである。

以上のように、大山氏、中川氏は、『声明集』が普及し、教則本の需要が高まったために『魚山叢芥集』が成立したと、『声明集』と『魚山叢芥集』との関連性を強調している。おそらく、先行研究で述べられているように、『魚山叢芥集』は『声明集』や『声明集私案記』の影響を受けて成立したものだと思われる。しかし、先行研究では、『声明集』から『魚山叢芥集』へどのように展開していったのかについての具体的な検証がなされていない。つまり『魚山叢芥集』がどの系統の『声明集』を受け継いでいるのか。『声明集私案記』の記述を実際にどのような態度で受用しているのか。また『声明集私案記』以外の系統の情報の影響は果たして存在しなかったのかというようなことが論じられていない。以上のことを踏まえ本研究を進めていく。

¹ 中川の大進上人宗観（一〇一一—一〇五〇）を祖とする声明の流派である大進上人流が十三世紀初頭に高野山に伝わって興った高野山の声明の一流を現在、南山進流と呼称している。

² 新井弘順「声明の記譜法の変遷——博士図——を中心に」日本音楽史研究第一号 一九九六年 一六頁。

³ 福島和夫校訂『日本音楽史料集成』1「古版声明譜」東京書籍 一九九五年。

⁴ 『遍照發揮性靈集』『弘法大師全集』巻第八 密教文化研究所 一九一〇年 四七〇頁、『定本弘法大師全集』巻八集 密教文化研究所 一九九六年 九九頁。

⁵ 東南院方に関しては、劔海、劔忠にみられるように最初は、東南院の住僧が東南院方を弘通していたようであるが、十五世紀になると東南院の院主が覚証院方の正嫡になっているので、東南院において東南院方が伝承されているわけではなかったと考えられる。なお、覚証院方の正嫡に関しても必ずしも覚証院方の住僧が覚証院方の正嫡になっているわけではなく、隆然の三代後の隆法を最後に覚証院の住僧は覚証院方の正嫡にはなっていない。

- 6 朝意の『梵讚許可并血脈』及び江戸期の真源（一六八九〜一七五八）の『密宗声明系譜』において僅かに確認できる。
- 7 『声明声決書』では、東南院方の劔海の後を継いだ了榮房劔忠が自分の代で東南院方が廃れることを嘆き隆然から声明を学びに赴いたが、器量なく「了榮房の非節」と呼ばれる誤った声明を東南院に持ち帰ってしまったと述べられている。この東南院方及び、金剛三昧院方が、劔忠、覚意の後にどのような人物によって伝承されたのかについては分かっていない。
- 8 大山公淳『仏教音楽と声明』大山教授法印昇進記念出版会 一九五九年 口絵写真三（一）（二）。
- 9 中川善教『仏教学論集』山喜房書林 一九七六年 四二三頁。
- 10 神奈川県立金沢文庫編著『金沢文庫資料全書』第八卷「歌謡・声明篇 続」一九八六年 便利堂 三二一〜三二二頁。
- 11 ・『声実抄』『続真言宗全書』三〇 続真言宗全書刊行会 一九八六年。三〜三五頁。・『声明声決書』『続真言宗全書』三〇 二五五〜二八七頁。・『声明集私案記』『続真言宗全書』三〇 八九〜一三〇頁。
- 12 『日本音楽史料集成』1九六頁。
- 13 「広島県立歴史博物館展示図録」第二八冊『尾道西國寺の寺宝展』二〇〇二年 七九頁。
- 14 「魚山私鈔」『大正新修大藏經』第八四卷 大正新修大藏經刊行会 一九三一年。
- 15 岩原諦信『岩原諦信著作集』2 東方出版 一九九七年。初刊一九三二年。
- 16 大山「一九五九」。
- 17 東洋音楽学会編『仏教音楽』音楽之友社 一九七二年 八二〜一七〇頁。
- 18 中川善教『仏教学論集』四一八〜四四九頁、中川「一九七六a」と略称する。
- 19 中川善教『仏教学論集』三七五〜四一七頁、中川「一九七六b」と略称する。
- 20 新井弘順「真言声明における反音曲の記譜法について」『東洋音楽研究』第四八号 一九八三年。
- 21 『日本音楽史料集成』1九三頁。
- 22 『日本音楽史料集成』1九八頁。
- 23 新井弘順「真言声明における反音曲の記譜法について（II）——仁和寺相応院流——」『国立音楽大学研究紀要』第一八号 一九八四年。
- 24 新井弘順「真言声明慈業系大進上人の展開」『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林 一九九九年。
- 25 新井弘順「声明の記譜法の変遷——博士図——を中心に」『日本音楽史研究』第一号 一九九六年。
- 26 新井弘順「宣雅博士本『法則集』について」福島和夫編『日本史研究叢刊一三』『中世音楽史論叢』和泉書院 二〇〇一年。
- 27 新井弘順「真言声明醍醐流（へ理趣経讚）の二種の譜——唯律様と反音様について——」『真言密教と日本文化』二〇〇七年。
- 28 櫛田良洪「声明成仏思想の受容」『真言密教成立過程の研究』山喜房書林 一九六六年。
- 29 金田一春彦『四座講式』の研究 三省堂 一九六四年。
- 30 澤田篤子「真言声明の口伝書について（第一報）——博士指口伝事——」『大阪教育大学紀要』第三十四卷 一九八六年。
- 31 澤田篤子「真言声明の口伝書について（第二報）——声実抄——」『大阪教育大学紀

要』第三十五卷 一九八六年。
3₂ 大山〔一九五九〕二二二頁。
3₃ 中川〔一九七六 a〕四四八頁。
3₄ 中川〔一九七六 b〕三九〇頁。

第一章 『魚山薑芥集』について

はじめに

本章では、『魚山薑芥集』の基本的情報について述べる。第一節では資料と変遷について、第二節では『魚山薑芥集』を編纂した長恵と現存している三巻本の『魚山薑芥集』を書写した朝意について、第三節では曲目・曲順、第四節では曲調、第五節では博士・旋律・仮名、第六節では注記、第七節では『魚山薑芥集』の最後に掲載されている「音律開合名目」について取り扱いたい。

第一節 資料と変遷

本節では、第一項で長恵の『魚山薑芥集』の編纂と再治について、第二項で朝意の『魚山薑芥集』の書写、第三項で『魚山薑芥集』の刊行についてそれぞれ概観する。

第一項 長恵の『魚山薑芥集』の編纂と再治

長恵による『魚山薑芥集』の撰述過程について考察するにあたり、これを長恵による編纂と再治に区分けする。

『魚山薑芥集』は最初、甲乙二巻本として明応五年（一四九六）に智生房長恵によって編纂された¹。その後、長恵は、これを永正十四年（一五一七）に再治し終え、現在に伝わる『魚山薑芥集』に形成した。

第一目 編纂

長恵自筆の甲乙二巻の『魚山薑芥集』は残念ながら現存しない。そこで甲乙二巻の『魚山薑芥集』の原本を便宜的に「明応未再治本」と呼ぶ。長恵自筆本は存在しないが、「明応未再治本」の転写本と思しき資料が存在する。それらは、享禄五年（一五三二）に書写された「享禄五年本²」と書写年不明の「桜池院本³」である。なお、これら両本は、どちらも完本ではない。

中川（一九七六a）によると「享禄五年本」の構成は、〈三礼・如来唄〉から〈胎蔵界〉の〈五誓〉まで、「桜池院本」の構成は、〈胎蔵界〉の〈虚空蔵轉明妃真言〉から〈教化〉までとそれぞれなっているという⁴。

「桜池院本」の本奥書には、明応五年（一四九六）に長恵が『魚山薑芥集』を著したことが明記されている⁵。また、中川（一九七六a）では、本奥書の前には、「魚山薑芥集乙」と記されていることから、「桜池院本」は「明応未再治本」の「乙巻」であるとみなされている⁶。

中川（一九七六a）は、「享禄五年本」を二巻本の『魚山薑芥集』の「甲巻」とみなし、「桜池院本」の「乙巻」の前に持ってくると、整合性のとれた曲の配列になることから、これら両本を合本すると「明応未再治本」になると推定している⁷。ただし中川（一九七

六a)では、両本によって「明応未再治本」が復元されると確定するためには、曲の配列からだけではなく、注記の「あり方」の類似性も考慮しなければならないとも述べられている。当書では、この類似性について項を設けて指摘する用意があると述べられているが、それを具体的に指摘している箇所は確認されない。

つまり先行研究では、「享禄五年本」と「桜池院本」によって「明応未再治本」が復元されることは、完全には確定されていない。確かに、両本を繋ぎ合わせれば、整合性のとれた一本の譜本になるので、この「享禄五年本」と「桜池院本」の合本は、長恵が明応五年に最初に世に出した『魚山薑芥集』である可能性がある。今後、曲の配列以外のことも視野にいれ、「明応未再治本」の復元を目指したい。

第二目 再治

長恵は、永正十四年（一五一七）に『魚山薑芥集』を甲乙二巻本から上中下三巻本に再治し終えた。

このことは、後に述べる朝意によって書写された複数の『魚山薑芥集』の奥書から判明している。すなわち朝意の書写本は、長恵による『魚山薑芥集』の再治を記す現在確認されている最古の資料である。この奥書を「永禄七年本」（一五六四）によってみる。

中巻の本奥書を引用する。

本云

以上中巻了 此口傳声明集拭老眼注之了縦知音之人

并雖同国同朋也輒不可有書写也若背此旨大師明神

此治罰違反之身上可蒙也万一器両之弟子有之者可令

書写之也

永正十一年^甲余三日於清浄光院客殿書注之^{ウツキ}

左学頭

法印権大僧都長恵^{春秋}
五十七

次に下巻の本奥書を引用する。

御本云

初心者為指南一注之大都ハ案記ヲ為本ト一雖レ然於當世相違之儀不載之一

御覽雖多憚一弟子分解迷勸秀之為勝計一認之愚拙弟子之

外不可有披覽一雖似法悛ニ一後輩之謗法之過失不可起

初用心也將又長恵法印可預御廻向也此書造畢ハ

明応五年^丙五月十二日也春秋三十九才今ノ書写者

永正十四年^丁四月廿九日書之春秋滿六十

標詫勢遍^{門深房}
春秋廿六

師資契諾異他故為形見一拭老眼書之了芳恩

高從蘓迷懇志深自冥界於後世者尚以可披訪

菩提者也

左学頭法印権大僧都長恵^{在判}

この本奥書によつて長恵が永正十一年（一五一四）に『魚山薑芥集』の中巻までを再治したことが分かる。そして、その三年後の永正十四年（一五一七）に三巻本に再治し終えたものを弟子の円深房勢遍（一四九二〜）に授与したようである。したがって、長恵は少なくとも永正十四年までに『魚山薑芥集』を再治し終えていたことが分かる。

また、この本奥書の「将又」以下が誰の記述であるのか判然としない。これに関して、中川（一九七六a）では、「原奥書は長恵師が書いたようでもあり、書き与えられた勢遍師が書き足したものである。原本が見あたらずぬのであるから何れとも調査の法が無い。⁹」と述べられている。

また、勢遍は江戸中期に真源（二六八九〜一七五八）の著した『密宗声明系譜¹⁰』において、長恵と朝意の間に位置付けられる覚証院方の正嫡である¹¹。

なお、三巻本の『魚山薑芥集』も長恵自筆本は現存しない。したがって、元々の長恵自筆の原本を便宜的に「永正再治本」と呼ぶことにする。

第二項 朝意の『魚山薑芥集』の書写

長恵が再治し終えた『魚山薑芥集』は、長恵の孫弟子の順良房朝意によつてこの後度々書写された。ここでは、まず朝意以前の書写について、その後に朝意の書写についてみる。

第一目 朝意以前の写本

まず、朝意以前の写本を挙げる。長恵の『魚山薑芥集』の再治と、朝意の『魚山薑芥集』の書写の間にも、幾本かの『魚山薑芥集』の写本が存在する。

現在存在が確認できるのは「享禄元年本」（一五二八）「天文四年本」（一五三五）の二本である。「享禄元年本」の原物資料は実際にはみえていないので、大山（一九五九）及び、『聲明本展観目録¹²』の情報によつて分かる範囲で書誌について確認したい。なお、大山（一九五九）及び『聲明本展観目録』において当本に関する情報は限りなく少ない。

「天文四年本」は大山（一九五九）と中川（一九七六a）で紹介されている。ただし、大山（一九五九）ではほとんど論じられていない。中川（一九七六a）では、「明応未再治本」よりも「永正再治本」の方に類似していることが報告されている。当本は高野山大学附属高野山図書館所蔵の複写資料によつて書誌について確認する。

（No. 1）「享禄元年本」

高野山遍照光院蔵所蔵。『聲明本展観目録』に奥書掲載。大山（一九五九）（二二四頁）で僅かに言及されている。原物資料は未確認である。

享禄元（一五二八）年写。書写者不詳。装丁不詳。上・中・下三冊。

〔外題〕「魚山私鈔」

〔内題・尾題〕不詳。

〔奥書〕

於高野山谷上地蔵院移之 享禄元季三月吉日 〔聲明本展観目録』四頁）

(No. 2) 「天文四年本」

高野山福智院所蔵（高野山大学附属高野山図書館蔵本寄託（454 キB6））。複写資料で確認。

天文四（一五三五）年写。書写者不明。列帖装枳形。一冊。表紙共七三丁。竪二七・三 cm。横一七・七 cm。半丁四行。一行八字。

〔外題〕「魚山私鈔」

〔内題〕「魚山私鈔」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

天文四年^乙五月十六日西剋書寫畢

高野山金剛峯寺蓮華谷徳藏院宿坊ニテ書之

折節稽古依無隙草案仕候

後見之旁々恥入候

第二目 朝意の書写本

次に朝意が書写した『魚山薑芥集』である。朝意は、長恵が再治した『魚山薑芥集』を度々自ら書写し、それを弟子達に授けていたことを『魚山薑芥集』の書写本の多さから窺い知ることができる。

現存する朝意が弟子に授与した『魚山薑芥集』の多くは朝意の自筆本である。また、朝意が弟子に伝授した『魚山薑芥集』以外の「秘讚」等も朝意の自筆本が現存する。したがって、朝意の聖教類の伝授の仕方は、通常の方法のようにテキストを弟子に閲覧・書写させたうえで、自筆の奥書を書き添えるのではなく、自ら本文までも書き写して多数の弟子に与えるという特殊なものであったといえる。

朝意の自筆の『魚山薑芥集』は現在までに以下の六本が確認できる。(No. 2) (No. 5) は先述した (No. 1) と同様の本奥書を有する。なお、(No. 5) は中巻のみ残存している。

(No. 3) (No. 4) は『聲明本展観目録』に朝意の書写奥書のみ掲載されている資料である。

(No. 1) (No. 2) (No. 5) の奥書の情報によって、朝意の書写した三巻本の『魚山薑芥集』は「永正再治本」を書写したものであることが分かる。つまり、朝意の自筆の『魚山薑芥集』は長恵の「永正再治本」の転写本であるといえる。

(No. 1) 「永禄七年本」(一五六四) 尾道西國寺蔵。写真資料で確認。(書誌は序論参照)

(No. 2) 「永禄十二年本」

高野山普門院所蔵。複写資料で確認。

永禄一二(一五六九)年、朝意(一五一八〜一五九九)写。列帖装。上中下三冊。

上巻・

表紙共二三丁。法量不詳。半丁四行。一行八字。

〔貼外題〕「魚山薑芥集上」

〔内題〕「魚山私鈔」

〔尾題〕「魚山薑芥集上」
〔奥書〕

永祿十二_{己巳}年_{甲子}九月廿七日九州覺畔房

依所望口伝声明書写了和州東大寺之

生長南山常住客僧朝意_{順良房}於卷_{五十二才}

尾智恵水求聞持所書之

持主覺畔頼澄之

實傳

中卷…

表紙共三〇丁。豎二六・三cm。横一八・〇cm。半丁四行。一行七字。

〔貼外題〕「魚山薑芥集中」

〔内題〕無し。

〔尾題〕「魚山薑芥集中」

〔奥書〕

本云

以上中卷了 此口傳声明集拭老眼注之了縱知音之人

并雖同国同朋也ト一輒不可有二書写一也若背此旨大師

明神此治罰違反之身上可蒙一也万一器両之弟子有

之者可令書写之也

永正十一年_{戊戌}余_{甲ウツキ}三日於清浄光院客殿書注之一

左学頭

法印権大僧都長恵_{春秋}
_{五十七}

下卷…

表紙共三二丁。豎二六・三cm。横一八・〇cm。半丁四行。一行一二字。

〔貼外題〕「魚山薑芥集下」

〔内題〕無し。

〔尾題〕「魚山薑芥集乙」

〔奥書〕

御本云

初心者為ニ指南一注之一大都ハ案記ヲ爲本ト一雖レ然ト一於當世相違之儀不載之一

後覽雖多憚一弟子分解迷勸秀之為勝計一認之一愚拙弟子之外不可

有披覽一雖似法恠一後輩之謗法之過失不可起初用心也將又

長恵法印可預御廻向也此書造畢ハ明応五年_{丙辰}五月十二日也

春秋三十九才今ノ書写者

永正十四年_{丑丁}四月廿九日書之春秋滿六十

標詫勢遍_{巴深房}
_{春秋廿六}

師資契諾異他故為形見一拭老眼書之了芳恩

高從蘓迷懇志深自冥界於後世者尚以可披訪菩

提者也

左学頭法印権大僧都長恵 在判

〔音律開合名目〕を挟む〕

永祿十二_日年九月廿九日覚畔房依所望之故書之

南山客僧朝意 順良 朝意 (花押)

卷尾智恵水求聞持所ニテ書之

實傳

(No. 3) 「天正六年本¹³」

高野山大学附属高野山図書館蔵。所在不明。『聲明本展観目録』に奥書掲載¹⁴。
天正六(一五七八)年朝意書(一五一八〜一五九九)写。

〔奥書〕

甲卷・

天正六季_戊 八月四日防州待從公所望之條書之 金剛峯寺朝意 順良 六十一才 (花押)

中卷・

天正六季_戊 七月晦日防州待從公所望之條馳毫筆了南岳客僧朝意 順良 六十一才 (花押)

乙卷・

天正六季_戊 七月廿六日寅剋書 防州待從所望之條染筆了 南山客僧朝意 順良 六十才 (花押)。

(No. 4) 「天正九年本¹⁵」

高野山遍照光院蔵。行路不明。大山(一九五九)の口絵に写真二点あり¹⁶。『聲明本展観目録』に奥書掲載¹⁷。

〔奥書〕

上卷・

天正九年_辛 巳十月七日子剋斗於南山書之朝意 順良 八二才。

中卷・

天正九年_辛 巳十月十五日子時於南山小田原桑門良圓房所望染毫筆畢和

州産久住客 朝意 順良 八二才

下卷・

天正九年十月廿三日於當山朝意書之 順良 八二才 (花押)。

(No. 5) 「天正十六年本」

高野山金剛三昧院所蔵(高野山大学附属高野山図書館寄託(普95 金7))。複写資料で確認。

天正一六(一五八八)年朝意(一五一八〜一五九九)写。列帖装。中卷一冊。表紙共三二丁。縦二六・九cm。横一九・八cm。半丁四行。一行七字。

〔貼外題〕無し。

〔内題〕無し。

〔尾題〕「魚山薑芥集中」

〔奥書〕

本云

以上中卷了 此口傳声明集拭老眼注之了縦知音之人并
雖同国同朋也輒々不可有書写也若背此旨大師
明神此治罰違反之身上ニ可蒙也万一器両之弟子
有之者可令書写一之也

永正十一年甲ウツキ余三日於清浄光院客殿書注之

左学頭

法印権大僧都長恵春秋五十七

魚山薑芥集タイカイ中

第二度校合畢

天正十六季戌子十一月十六日於光墓院書写了

朝意木食順良房七十一才（花押）

防州山口之産當山久住之客玄誓房善良尊別所望之間近年之書写相違間懇書写了

所持玄誓房良尊

(No. 6) 「天正十九年本」(一五九一) 徳島鶴林寺藏。口絵写真参考¹⁸⁾。

天正一九(一五九一)年朝意(一五一八〜一五九九)写。

〔奥書〕

天正十九季辛卯正月十九日写了朝意木食(花押)

高野山住山砌求之頼瞬房有算

本稿では、これらの中で最も古い「永禄七年本」を三巻本の『魚山薑芥集』として利用する。

第三項 『魚山薑芥集』の刊行

朝意の死後、約半世紀後の、江戸初期の正保三年(一六四六)に『魚山薑芥集』は初めて開版された。この「正保三年版」の開版により、『魚山薑芥集』は南山進流並びに智山派・豊山派の新義方の声明における主たる教則本の地位を獲得したと考えられる。「正保三年版」以降の『魚山薑芥集』はこれが祖本となっているからである。

そして、「正保三年版」には、朝意の書写本にある「永正再治本」の中巻の奥書と、長恵が勢遍に「永正再治本」を授与したことを示す奥書の両方が存在するので勢遍のものか、朝意書写本の何れかを底本としている可能性がある。したがって、「正保三年版」は「明応未再治本」ではなくて、「永正再治本」を底本として開版されたといえる。なお、中川「一九七六a」では、「正保三年版」は朝意書写本を原本として刊行されたと考えられている¹⁹⁾。なお「正保三年版」には西田勝兵衛と辻井吉右衛門の二種の版があり、『大正新修大藏経』²⁰⁾第八十四巻に収録されているものは前者である。また、「正保三年版」はほとんど伝存しておらず、わずかに高野山一乗院・高野山三宝院・高野山大学附属高野山図書館・岡山金剛福寺にのみ所蔵されているという²¹⁾。

次に、「正保三年版」以降の南山進流・新義方(智山)で刊行された主要な『魚山薑芥

集』を挙げその刊記を示す。

まず、南山進流から発刊された『魚山薑芥集』を挙げる。

(No. 1) 「慶安二年版²²」(一六四九)

『聲明本展観目録』(一七頁)に刊記掲載。

〔刊記〕

慶安二己丑曆孟春吉辰 中野小左衛門

(No. 2) 「享保十二年版²³」(一七二七)

『声明資料展声明集特集出陳目録』(一八頁)に刊記掲載。

〔刊記〕

御本云此口傳声明集拭ニ老眼一注レ之了縦雖レ為ニ知

音之人并同国同朋一輒不レ可レ有ニ書写一也若背ニ此

旨一大師明神ノ此治罰違反之身ノ上ニ可レ蒙也

万一器両ノ之弟子等有レ之者可レ令ニ書ニ写之一也

永正十一年^{戊甲}余三日、於清浄光院客殿書注之

右(マヽ)学頭法印権大僧都長恵^{春秋五十七}

右以法印長恵御正本校證之令刊行者也

正保^{丙戌}曆姑洗 日 辻井吉右衛門開版

享保十二年^{丁未}年正月吉日 村上勘兵衛開版

(No. 3) 「寛保三年版」(一七四一)

『聲明本展観目録』(一七頁)に刊記掲載。普及版。

〔刊記〕

(1) 辻井吉左衛門版..

右以法印長恵御正本校證之令刊行者也

正保^{丙戌}曆姑洗日 西田勝兵衛尉

寛保三年癸亥七月重訂 辻井吉左衛門校刻

(2) 経師八左衛門版..

寛保三年癸亥七月重訂 経師 八左衛門

(3) 経師市兵衛版..

寛保三年癸亥七月重訂 板元 南紀高野山経師市兵衛

(No. 4) 「天保五年版」(一八三四『声明正律』)

『聲明本展観目録』(一八頁)に刊記掲載。

〔刊記〕

天保五年春三月上梓 金剛峯寺報恩院蔵版

(No. 5) 「明治二十五年版」(一九九二)

『声明資料展声明集特集出陳目録』(一九頁)に刊記掲載。

〔刊記〕

明治二十五年四月二十七日出版

翻刻兼発行者 葦原寂照

(No. 6) 「昭和五年版」(一九三〇『南山進流声明類聚付伽陀』
原物資料で確認。

〔刊記〕

昭和五年九月十五日印刷

筆者土生川齋

昭和五年九月二十五日発行

平成二十二年四月十日第十七版発行

編輯人 和歌山縣伊都郡高野山本中院谷一三九番地昭和五年九月十五日 宮野有智

発行者 和歌山縣伊都郡高野町三六四番地 加藤諦道

印刷者 和歌山縣伊都郡高野町七五九番地 松本卓也

発行所 和歌山縣伊都郡高野町 松本日進堂本店 記念法会図書刊行会

次に、新義方(智山)から発刊された『魚山叢芥集』を挙げる。

(No. 1) 「天和二年版²⁴」(一六八二)

『聲明本展観目録』(一七頁)に刊記掲載。

〔刊記〕

□考校律呂點布四聲再□梓伏糞法音清雅皆壬戌冬□良辰湖北僧頼仁 村上勘兵衛

(No. 2) 「貞享二年版」(一六八五)

複写資料²⁵で確認。

〔刊記〕

備考校律呂點布四聲再入梓伏糞法音清雅皆壬戌冬天良辰湖北僧頼仁

右以六波羅蜜寺宗識房御本文字博士等再改之 貞享二乙丑冬十二月一日 武州英長

村上勘兵衛雕刻

(No. 3) 「正徳元年版」(一七一)

複写資料²⁶で確認。普及版。

〔刊記〕

備考校律呂點布四聲再入

梓伏糞法音清雅皆

壬戌冬天良辰湖北僧 頼仁

右以六波羅蜜寺宗識房御本文字博士等再改之

貞享二乙丑冬十二月一日 武州英長

夫梵唄者有ニ自然之音響節族一而不レ能レ已者也

協ニ律呂一而唱レ之則諸佛必有レ作ニ感応適悦之思一

焉故先覺至ニ于纖毫之博士一尽レ美矣又尽善也

而雖レ令レ寿レ梓迨ニ歳月之久一則漫滅之失不レ為レ不

レ多故就加ニ是正一問亦承一我師之橐籥一採ニ諸名師之
瓊藻一而補ニ苴之一云レ尔正徳元稔歳次ニ辛卯一
臘月穀且武州鴻巢正法院尊龍弟子鏡寛跋

正徳元年卯 臘月吉且

銅駝坊書肆平等寺

村上勘兵衛

寺町通松原

辻井吉右衛門開板

(No. 4) 『大正新刻新義声明大典』(一九一七)

『声明資料展声明集特集出陳目録』(二〇頁)に刊記掲載。

〔刊記〕

大正六年、編輯内山正如、神奈川県平間寺出版部刊。

(No. 5) 『昭和改版智山聲明大典』(一九三二)

原物資料で確認。

〔刊記〕

大正六年六月初版発行

大正十一年八月訂正増補再版発行

昭和七年七月第三版発行

昭和十五年三月第四版発行

昭和三十九年九月第五版発行

編輯者 故 内山正如

発行者 川崎市大師町 平間寺法務部

印刷者 東京都板橋区志村町五 凸版印刷株式会社

発行所 大本山川崎大師平間寺

以上、本節では『魚山薑芥集』の資料と、長恵の『魚山薑芥集』の撰述から『魚山薑芥集』の刊行までの変遷について概観した。次節では『魚山薑芥集』を撰述した長恵と『魚山薑芥集』の普及の礎を築いた朝意について考究を行う。

第二節 長恵と朝意

『魚山薑芥集』は、最初長恵によって編纂され、その後朝意によって度々書写されたことよって南山進流の規範的教則本になりえたといえる。したがって、本節では、『魚山薑芥集』を撰述した長恵と『魚山薑芥集』の普及の礎を築いた朝意について論じる。

第一項 長恵

文明四年(一四七二)に『声明集』が刊行され、南山進流の「声明本」の開板事業が展

開された後、明応五年（一四九六）に『魚山薑芥集』が長恵によって編纂された。『声明集』の開板事業の隆盛と長恵の関連について福島和夫氏は、

また十年版の開板者忠義（明王院第一世。一四二六〜九八）の後嗣が室町後半の代表的声明家長恵（一四五八〜一五二四）であることもあって、書誌学上の上でも、また声明史においてもこの声明集の刊行は高く評価されてきた²⁷。

と述べている。福島氏は、『声明集』を開板した人物の弟子が『魚山薑芥集』を編纂した長恵であるという事実注目し、『声明集』開板事業と『魚山薑芥集』誕生の因果関係を強く意識しているようである。因みに、この十年版とは、「文明四年版」に続いて文明十年（一五四一）に開版された『声明集』である。まず、この資料の書誌を『声明資料展声明集特集出陳目録』を参考にして確認する²⁸。

「文明十年版」

上野学園日本音楽史研究所蔵。『声明資料展声明集特集出陳目録』で確認。

文明十（一四七八）年、龍全（筆者）成秀（博士）。列帖装。一冊。緒紙。欠丁本。堅一五・八cm。横一六・二cm。半丁四行。一行八字。

〔刊記〕

筆者龍全博士成秀為重實真仙頓證菩提開此印板願主忠義文明十年六月廿一日

この資料は、「文明四年版」と同様に「龍全筆成秀博士」とあるもので、開板者だけが「文明四年版」とは異なり、忠義である。ただし、福島氏によると、「文明四年版」と「文明十年版」は底本を別にするという²⁹。その理由を福島氏は、「文明十年版」は忠義が新しく依頼した版下で刷られているからだと推測している。なお、「文明十年版」は「文明四年版」と基本的構造、及び博士の骨格はほとんど同じである。

後述する「文明四年版」と『魚山薑芥集』との類似性を考慮すると、長恵が『魚山薑芥集』を編纂する上で「文明四年版」「文明十年版」を下地にしていた可能性がある。

では、『魚山薑芥集』を編纂した長恵とはどのような人物であろうか。

江戸中期に真源が著した『密宗声明系譜』には、

智生房。武州ノ人忠義^{明王院}之資。住ニ清淨光院^一。亦云ニ二階堂^ト一謂ク清淨光院在ニ醍醐^ニ。二階堂ハ在ニ鎌倉^ニ。醍醐覺雄曾^テ住ニ清淨光院^一。後任ニ二階堂ノ別当^ニ。建久二年遁ルニ世ヲ南山^ニ。住ニ往生院谷^ニ。時人從^テニ本所住^ニ一呼ニ之ヲ清淨光院^一。又爲ニ二階堂^ト。從^レ此而一字ニ存スニ兩名ヲ^一。長惠勢遍^{顯宗龍海等皆住ニ此寺^ニ。慶長七年壬寅三月二十一日。日海撰ニ合シテ彼寺ヲ於高祖院^ニ。從^レ此亦稱シテ高祖院ヲ^一爲ニ二階堂^ト。云。明應五丙辰歲撰ス^一魚山薑芥集ヲ^一。永正十四年丁丑歲再校ス^レ之ヲ。明年戊寅冬移ニ住ス無量壽院^ニ。大永四年甲申十一月二日化。時年六十七^{三〇}。}

とある。これが、長恵の生涯のあらましである。師の忠義は、先述したように「文明十年版」の『声明集』を開板した人物である。大山氏は、時の人が長恵を清淨光院、又は二階堂と呼んだと述べている³¹が、「一字に兩名を存す」とあるから単に往生院谷の寺院をそう呼んだとしかいえないように思える。大永四年（一五二四）に六十七歳で亡くなったので、生まれたのは長禄二年（一四五八）であろう。明応五年（一四九六）に『魚山薑芥

集』を撰し、さらに永正十四年（一五一七）にこれを再治したということについては、朝意が書写した『魚山薑芥集』の奥書を参照して記したのである。

また、長恵は、朝盛（檢校在位大永元年（一五二一）〜五年（一五二五））が檢校の時に執行代に補されている³²。

『密宗声明系譜』によると長恵は如意輪寺の快助（一四七八）の弟子であり、覺証院方の正嫡に位置付けられている³³。

また、弟子には、頼宣、勢遍、祐賢、空遍、祐算がいる。この中勢遍が先述したように朝意の声明の師である。

『魚山薑芥集』以外の長恵の残したものは現在ほとんどみることができないが、大山氏の先行研究に幾つか紹介されている³⁴。それらを挙げると、

(No. 1) 永正二年（一五〇五）に長恵が増専に与えた「声明印信」一紙（金剛三昧院所蔵）。

(No. 2) 永正十三年（一五一六）の「兩坦邊堂次第」。

(No. 3) 大永四年（一五二四）の「平座曼荼羅供導師法則」。

等である。しかしこれらを実際にみていないのでどのようなものか分からない。

また、『聲明本展観目録』に長恵に関連するものとして次のようなものがある。

(No. 4) 西門院所蔵の『四座講式』二軸。二軸とあるように、「涅槃、羅漢欠³⁵。」と記載されている。この中、「遺跡講式」の奥書には、

永正十二年乙亥六月十六日 權大僧朝恵五十八

此御奥左學頭清淨光院御自筆也以之加交合了³⁶。

とある。「朝恵」と記載されているが、永正十二年の時点で長恵は確かに五十八歳であるし、「清淨光院」とあるので「朝恵」と「長恵」は同一人物である。

(No. 5) 金剛三昧院所蔵の『四所明神祭文』一紙。奥書に、

明應六年丁巳十一月廿日未尅於清淨光院客殿書寫之一祝博士付之一憚多之一雖然難去

(マヽ) 付之然間此本寫置者也 入寺長恵判^四 權少僧都(マヽ) (花押)

于時文龜三年癸亥三月廿四日 於西谷書此³⁷

とあり、『魚山薑芥集』を撰述した一年後に「四所明神」の祭文に博士を付したことがわかる。

以上のように現存する長恵に係る資料は僅かであるが、その資料から長恵は高野山における法儀の有識者・権威者であったと推定できる。

第二項 朝意

第一目 人物像

長恵が永正十四年までに再治し終えた『魚山薑芥集』を度々書写し、江戸初期の『魚山薑芥集』の刊行に大きく貢献したのが朝意である。大山（一九五九）では、

現代に伝える進流声明の音曲は多く今の朝意の説を本としている³⁸。

と述べられている程に朝意は南山進流において重要な人物であるとみなされてきた。それにも拘らず、朝意の事跡は彼自身が筆記したものによって知られることが多く、客観的に

朝意について報告する資料は少ない。真源の『密宗声明系譜』によれば、

木食順良房。光基院ノ住。大和添上郡。横井道一ノ子也。慶長四年十月十九化。年八十二³⁹

とある。これによって僅かながら朝意の出自がわかる。慶長四年（一五九九）に八十二歳で亡くなっているのが、生まれたのは永正元年（一五一八）であろう。朝意が住まいしていたのは光台院のようであるが、『金剛峯寺諸院家析負二』の「光壽院先師名簿」に、

乃 寶性院快旻光壽院朝意光壽院道意南院良意等有之⁴⁰。
また、

木食朝意 當院及光基院一世⁴¹

とある。ここから光台院のみならず光壽院との朝意の関連性が指摘できる。

他に朝意を伝えるものとしては、織田信長の高野山への侵攻において朝意が太元帥法を修した記録がある。このことを「天正高野治亂記」と『高野春秋』の二つの資料が伝えている。まず前者では、

又客僧中ハ令レ会ニ合小田原弥勒堂ニ一強ニ修ヌ太元ノ法ヲ一。大阿闍梨奥ノ院十穀木食朝意并快眞⁴²。

とある。そして、後者では、天正九年十一月十六日に、

十穀斷木食。朝意者。於ニ小田原弥勒堂一。丹ニ祈大元帥之大法。⁴³
と記されている。これらの記述から日頃から米・麦・豆・芋を断ち、靈験を現していた木食僧としての朝意の姿が浮かんでくる。さらに『高野春秋』には、

中年探ニ得秘跡於朝意。政遍。朝印之三傑⁴⁴。

とあり、政遍、朝印とともに三傑と称されている。この記述は、檢校執行法印宥盛について語られている箇所が存在する。この三傑と称される朝意は、先述の木食僧としての朝意とは性格を異にする。

次に朝意の付法をみる。朝意の付法を調べてみると、『紀伊續風土記』「高野山之部學侶」の「南院権大僧都宥智伝」には、

光基院木食朝意。南院惠尊等。師之付資也⁴⁵。

とある。ここから、朝意が宥智の付法の弟子であることが分かる。この宥智から朝意への安祥寺流の流れについて、上田靈城氏は、

今、淨嚴記『安祥寺諸流一統家血脈』及び慧光記『安流伝授手鏡』によって快より淨嚴に至る安流の血脈を略示すると次の通りである。（血脈系図省略）すなわち、宥快——成雄——快尊……朝遍に至る宝性院系の血脈は安祥寺門主相承であり、

仵遍——快旻——宥智——朝意——道意——良意の相承は安流の正嫡である⁴⁶。

と述べている。上によれば朝意は安祥寺流を受法していたとされる。

その他に、朝意が安祥寺流を受法していたことを示すものとして、朝意が伝授した安祥寺流の印信が尾道西國寺に現存する。この資料の書誌について「広島県立歴史博物館展示図録⁴⁷」を参考に確認する。

『諸印信』

尾道西國寺所蔵。写真資料及び「広島県立歴史博物館展示図録」で確認。

天正一四（一五八六年）〜天正一七（一五八九）、朝意から成遍に伝授。朝意写。折

紙・折継紙・豎紙・切紙・切継紙（包紙）。三八通。豎一五・〇cm。横一一・五cm（包紙）。

〔外題〕（伝法 安）（許可 安）（御遺告大変）（諸流 安）（頓證菩提法）（小野 安）（八家 成遍）（天慶印信）（若凡若聖 安）（七重 安）（乍二 安）（三部五部）。

第二目 「秘讚」の相伝

次に先にみた『密宗声明系譜』⁴による朝意の声明の師は勢遍である。先にみた通り勢遍は長恵の弟子である。朝意の弟子には、良尊、祐尊、盛遍、尊海、朝尊、勢朝がいる。『密宗声明系譜』において弟子たちに共通していることは、盛遍以外の弟子達が「秘讚」を朝意から伝授されたことである。相伝の内容を示す『密宗声明系譜』の文を以下に引用する。

良尊 玄誓房。住・西南院。前任・多門院。天正四年五月十五日傳「秘讚等」。 / 祐尊 教誓房。住・浄嘉院。文禄二年癸巳七月二十一日受「秘讚等」。 / 尊海 住・報恩院。天正十七年己丑四月十一日至五月九日傳「秘讚等」。 / 朝尊 天正二十年十月十八日房金口傳「秘讚等」。 / 勢朝 養賢房。天正十二年乙酉十月十八日傳「秘讚乞戒等」。^{4, 9}

また、『密宗声明系譜』には記載されていないが、盛遍も朝意から「秘讚」を相伝している。この「秘讚」について次に挙げる。

なお、「秘讚」はその名前が示す通り、「秘して特別に機根を選んで伝授する⁵⁰。」ものであるという。真源の『乞戒声明古草拈拾』で

一 遍照寺寛朝始テ作ニ譜博士ヲ一。而後於テニ密家ノ聲明ニ一設ケニ爲ス三重ノ許可ヲ一。所謂初重ハ秘讚。第二重ハ乞戒。大三重ハ大阿闍梨ノ聲明也⁵¹。

と述べられているように、「秘讚」は寛朝によって設けられた三重の許可の制度のうちの一つである。

朝意は前の系譜に載っている弟子以外にも度々「秘讚」を伝授している。ここでその例を幾つか紹介する。まず、朝意の自筆本からみていく。

(No. 1) 『秘讚』

尾道西國寺には、文禄二年（一五九五）に朝意が盛遍に授与した「秘讚」が現存している。これは、切り紙に一曲ずつ秘讚を書写したもので目録を含めて都合三十九紙である。この資料の書誌を示す。

『秘讚』

尾道西國寺所蔵。写真資料で確認。

文禄二（一五九三）年三月一日〜二〇日、朝意から盛遍に伝授。朝意（一五一八〜一五九九）写。切紙三九通（包紙）。法量不詳。

〔目録奥書〕文禄式年季 癸 三月十八日音曲沙門木食朝意（花押）

〔曲目〕

- (1) 〈天竜八部讚第二重〉 (2) 〈毘沙門讚〉 (3) 〈孔雀経讚〉 (4) 〈如意輪讚〉 (5) 〈駄都讚〉 (6) 〈宝珠讚〉 (7) 〈吉慶漢語第三段秘曲〉 (8) 〈吉慶漢語第四段秘曲〉 (9) 〈吉慶梵語第三段秘曲〉 (10) 〈吉慶梵語三段秘曲〉 (11) 〈吉慶漢語第四段秘曲〉

〈八字文殊讚〉(12) 〈文殊合殺〉(13) 〈葉師秘讚〉(14) 〈愛染明王秘讚〉
 (15) 〈不動一字呪〉(16) 〈不動漢語讚〉(17) 〈不動慈救呪〉(18) 〈供
 養讚并異説〉(19) 〈光明真言〉(20) 〈十一面讚〉(21) 〈葬送讚〉(22) 〈
 最勝太子〉(23) 〈緊那羅天讚〉(24) 〈吉祥天讚〉(25) 〈心略漢語善字十
 六節生字四節主字三節〉(26) 〈妙音天〉(27) 〈後勸請〉(28) 〈天竜八部第
 三重深秘〉(29) 〈四天合讚〉(30) 〈毘沙門天秘曲〉(31) 〈毘沙門合讚〉
 (32) 〈毘沙門秘讚〉(33) 〈當流阿弥陀讚〉(34) 〈日月両讚〉(35) 〈鹿
 乱天〉(36) 〈定十六大菩薩梵讚〉(37) 〈定十六大菩薩漢讚〉(38) 〈惠十六
 大菩薩漢讚〉(39) 〈不動慈救呪目六ノ外八千枚用意〉。

(No.2) 『秘讚』

尾道西國寺には、朝意が良尊に授与した「秘讚」が現存している⁵²。これも、切り紙
 に一曲ずつ秘讚を書写したもので目録を含めて都合三十四紙である。この資料の書誌につ
 いて「広島県立歴史博物館展示図録⁵³」を参考にして確認する。

『秘讚』

尾道西國寺所蔵。写真資料及び「広島県立歴史博物館展示図録」で確認。
 文禄四(一五九五)年。朝意から良尊に伝授。朝意(一五一八〜一五九九)写。切紙三
 三通(包紙)。縦一八・二cm。横一四・〇cm(包紙)。

〔目録奥書〕文禄四季^乙 五月十五日賜良尊已上音曲貧道朝意木食^{順房 七十八才} (花押)
 〔曲目〕

(1) 〈天竜八部讚第二重〉(2) 〈毘沙門讚〉(3) 〈孔雀経讚〉(4) 〈如意輪
 讚〉(5) 〈駄都讚〉(6) 〈宝珠讚〉(7) 〈吉慶漢語第三段秘曲〉(8) 〈吉慶漢
 語第四段秘曲〉(9) 〈吉慶梵語第三段秘曲〉(10) 〈吉慶梵語三段秘曲〉(11) 〈
 八字文殊讚〉(12) 〈文殊合殺〉(13) 〈薬師秘讚〉(14) 〈愛染明王秘讚〉
 (15) 〈不動一字呪〉(16) 〈不動漢語讚〉(17) 〈不動慈救呪〉(18) 〈供
 養讚并異説〉(19) 〈光明真言〉(20) 〈十一面讚〉(21) 〈葬送讚〉(22) 〈
 最勝太子〉(23) 〈緊那羅天讚〉(24) 〈吉祥天讚〉(25) 〈心略漢語善字十
 六節生字四節主字三節〉(26) 〈妙音天〉(27) 〈後勸請〉(28) 〈天竜八部第
 三重深秘〉(29) 〈四天合讚〉(30) 〈毘沙門天秘曲〉(31) 〈毘沙門合讚〉
 (32) 〈毘沙門秘讚〉(33) 〈當流阿弥陀讚〉(34) 〈日月両讚〉(35) 〈鹿
 乱天〉

次に朝意の書き与えた「秘讚」の転写本を挙げる。

(No.3) 『聲明秘讚』

奈良の長谷寺には、朝意が源与に授与した「秘讚」の転写本が現存する。この資料の書
 誌を示す。

『聲明秘讚』

長谷寺所蔵。複写資料で確認。

書写年次不明（江戸後期書写）。書写者不明。折紙。法量不詳。

〔外題〕「声明秘讚」

〔目録奥書〕

永祿三年^庚三月十一日 授与 源与

傳授阿闍梨辨弘^{順良房}

朱書云此折紙数惣シテ三十七紙

〔曲目〕

- (1) 〈惠十六大菩薩梵讚〉 (2) 〈定十六大菩薩漢讚〉 (3) 〈惠十六大菩薩漢讚〉
(4) 〈孔雀經讚〉 (5) 〈天竜八部讚第二重〉 (6) 〈如意輪讚〉 (7) 〈駄都讚〉
(8) 〈宝珠讚〉 (9) 〈吉慶漢語第三段秘曲〉 (10) 〈吉慶漢語第四段秘曲〉
(11) 〈不動漢語讚〉 (12) 〈不動慈救呪〉 (13) 〈陀羅尼〉 (14) 〈慈救呪〉
(15) 〈供養讚〉 (16) 〈吉慶梵語三段秘曲〉 (17) 〈八字文殊讚大漢語〉
(18) 〈文殊合殺〉 (19) 〈藥師秘讚〉 (20) 〈愛染明王秘讚〉 (21) 〈愛染明王秘讚異説〉 (22) 〈光明真言〉 (23) 〈十一面讚〉 (24) 〈葬送讚〉 (25) 〈最勝太子〉 (26) 〈緊那羅天讚〉 (27) 〈吉祥天讚〉 (28) 〈心略漢語善字十六節生字四節主字三節〉 (29) 〈後勸請〉 (30) 〈天竜八部第三重深秘〉 (32) 〈毘沙門天秘曲〉 (33) 〈毘沙門合讚〉 (34) 〈當流阿弥陀讚〉 (35) 〈日月両讚〉 (36) 〈龜乱天〉 (37) 〈二十一善〉

この資料では、目録以外の各曲目の奥書に朝意の本奥書が記されていることが多い。目録の奥書には「傳授阿闍梨辨弘^{順良房}」と記されている。先述した西國寺所蔵の『諸印信』の中の「證菩提法^安」の印信の包紙の書写奥書にも

天文廿三年^{甲寅}五月二十一日授弁弘了

権大僧都 宥智

と「弁弘」の名が記されている。この印信の本奥書をみると、仟遍——快旻——宥智——弁弘と記されている。これは先述の上田氏が指摘した安祥寺流の正嫡の流れである。また、切紙には天文二十三年（一五五四）五月二十一日に「朝意」が宥智から「證菩提法^安」を授与されたことが記されている。したがって、目録の奥書の弁弘は朝意と同一人物であると考えられる。

(No. 4) 『讚秘曲』

奈良の長谷寺には、朝意が海尊に授与した「秘讚」の転写本が現存する。この資料の書誌を示す。

『讚秘曲』

長谷寺所蔵。複写資料で確認。

書写年次不明（江戸後期書写）。書写者不明。折紙。法量不詳。

〔外題〕「讚秘曲」（包紙）

〔奥書〕

天正八^{庚辰}年九月上旬授与海尊

阿闍梨朝意

寛文十^{庚戌}年九月上旬

授与範宥

阿闍梨頼正

〔曲目〕

- (1) 〈心略漢語善字十六節生字四節主字三節〉 (2) 〈吉慶漢語第四段秘曲〉 (3) 〈吉慶漢語第三段秘曲〉 (4) 〈吉慶梵語三段秘曲〉 (5) ① 〈吉慶梵語第三段秘曲〉 (6) ② 〈吉慶梵語三段秘曲〉 (7) 〈駄都讚〉 (8) 〈宝珠讚〉

「秘讚」各曲には同じ奥書が記されている。それによると、当資料の「秘讚」は朝意が天正八年（一五八〇）に海尊に授与したものであることが分かる。校合奥書にある頼正⁵⁴（一六一六七）は、新義声明において初めて『魚山薑芥集』を刊行⁵⁵した人物である。つまり、この資料は朝意から幾代か経て「新義声明中興第一世⁵⁶。」と呼ばれる人物に「秘讚」が伝わったことを示す貴重なものであるといえる。

以上、(No.3)と(No.4)の資料から新義方に朝意の秘讚が伝わっていたことが分かる。

第三目 「三重の許可」の相伝

次に「秘讚」が含まれている「三重の許可」の相伝についても触れておく。

『乞戒声明古草拈拾』の「三重の許可」についての前節で引用した文章に続いて、

從レ此。想寿—濟延—頼尋—明算—教眞—實範—宗觀—勝心等。或ハ想寿—禪信—忠縁—宗觀—觀驗等。相ヒ傳テ在リニ吾山一。(中略)秘讚乞戒等者隆然自點スレ之ヲ。

(中略)釋迦遺法佛子隆然歳八十四^巳上其韻嫡嫡相繼テ至ルレ于レ今ニ。謂ク隆然—重弘—源寶—隆法—重仙—快助—長恵—勢遍—朝意—良胤^{弘忍房萬徳院}—(下略⁵⁷)

とある。この系譜とほとんど同じ内容のものを朝意自身が書写したものが残っている。それは、金剛三昧院に元来あったもので、現在は高野山大学附属高野山図書館に所蔵されている。包紙に『梵讚許可^{并血脈}』とあり、この中に寛朝より声明が師資相承されてきた由来が記された「伝授声明法則事」と題名が付けられた「紹文」と「血脈」の二紙がある。まず、この資料の書誌を示す。

『梵讚許可^{并血脈}』

高野山金剛三昧院所蔵（高野山大学附属高野山図書館寄託（特26 ホ金5））。複写資料で確認。

天正三（一五七五）年、朝意（一五一八—一五九九）写。二紙（包紙）。

・「包紙」

〔外題〕「梵讚許可^{并血脈}」

・「紹文」

竪四一・四cm。横二五・五cm。一紙一二行・一行一四字。

〔外題〕 「伝授声明法則事」

〔奥書〕

天正三年乙亥 霜月朔日授与長意僧都 音曲沙門法印權大僧都朝意（花押）

・「血脈」

竪四一・四cm。横二五・五cm。一紙一行・一行一三字。

〔外題〕 「血脈」

〔奥書〕 無し。

この中「血脈」には、

廣澤 遍照寺僧正寛朝 想寿阿闍梨／西方院禅信僧正 南勝房忠縁法橋／宗観（円明房大進上人 中ノ川佛眼院）
進流始 観験（紀伊上高野山三寶院）／以下皆高野権律師勝心 勝等房 アサリ 憲海（定蓮房師）／アサリ 定意（改隆則 般若房）
入寺賢任（悟蓮房功徳聚院）／大法師 覺晁（改隆然 覺證院） 大法師 重弘 覺證院／大師 源實 大智院 隆印（改隆法 般若房）
印重仙（東南院） 權大僧都 快助（左字頭如 意輪寺）／權大僧都 長恵（左字頭清浄 光院二階堂） 權大僧都 勢遍（円深房二階堂）
朝意 順良房 長意 善識房

とある。「血脈」の相寿から勝心まで、また隆然から朝意の相伝までは『密宗声明系譜』のそれと全く同じである。「血脈」とともに伝存していた「紹文」には、

伝授声明法則事

右始自遍照寺僧正寛朝至（中ノ川宗観 円明房大進上人）／所令嫡々相承梵讚秘讚法則秘曲秘／節等雖未至其位多年之懇望感其志／不残一曲一節令授与長意僧都處也／此偏為合法久住於後代者守其器量／之人一兩輩可被傳置者也敢不可／成輕易之思又不可有慢氣不忘恩山／悉海朝意可有廻向者也仍為後證記而授之事如右

とあり、これは声明としての梵唄全体、「秘讚」「乞戒声明」「大阿闍梨声明」等を含めた声明の奥義・口伝等一流の伝授を示すものと推測される。このことから、「血脈」はこれらの相伝の流れを示すものであると考えられる。朝意書写の『梵讚許可（并血脈）』は『乞戒声明古草拵拾』の「秘讚」の相伝の根拠となる資料である。

また、『梵讚許可（并血脈）』を授与された同じ日に長意は「大阿闍梨声明」、「乞戒声明」の許可を受けている。それを示すのが包紙に『結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明許可』とある印信である。まず、この資料の書誌を示す。

『結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明許可』

高野山金剛三昧院所蔵（高野山大学附属高野山図書館寄託（特26 ケ金2））。複写資料で確認。

天正三（一五七五）年、朝意（一五一八〜一五九九）写。一紙（包紙）。竪四一・四cm。横二五・五cm。一紙一字。一行一六字。

〔外題〕 「大阿闍梨結縁灌頂乞戒声明事」

〔奥書〕 天正三年乙亥 霜月朔日授与長意僧都 傳燈音曲大阿闍梨權大僧都朝意（花押）

この資料には、『梵讚許可（并血脈）』と同様に、金剛三昧院に元来あったもので、現在は高野山大学附属高野山図書館に所蔵されている。これには、

大阿闍梨結縁灌頂乞戒声明事

右声明之業者東寺之眼目南山肝心也然則／雖寫不輒大事以累年懇望多年稽古／其志感嘆而長意僧都善識房令授与／處也宛不可輕易之思又不可有慢心只／稽古雖為九牛之一毛依依御離期再會悉令授／与者也且又為令法久住廣作佛事也／兼又朝意可被訪後世菩提也／仍當流相承如件

と記されている。これら『梵讚許可并血脈』と『結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明許可』の二種類の印信によつて朝意が「三重の許可」を一日で行つたことが分かる。なおこの『結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明許可』と同じ印信をもう一つみることができた。その印信は、朝意が実清良学に与えたものであり、奈良の長谷寺に所蔵されている。まず、この資料の書誌を示す。

『結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明許可』

奈良長谷寺所蔵。複写資料で確認。

文禄二（一五九三）年、朝意（一五一八～一五九九）写。卷子装。一軸。法量不詳。一紙一行。一行一三字。巻物改装。

〔外題〕「大阿闍梨結縁灌頂乞戒声明事」

〔奥書〕文禄貳年癸巳卯月十四日實清 音曲沙門法印權大僧都朝意木食（花押）

この印信は、前記の天正三年（一五七五）から十八年後の文禄二年（一五九三）に出されたものである。これには、

結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明事

右声明業者東寺之眼目南山肝心也／然則雖為不輒大事以別儀授与／實清良学畢宛不可也輕易／之思且又為令法久住廣作佛事／也兼又以此結縁可被訪朝意後世／菩提也状如件仍當流之相承如／右矣

と記されている。朝意は、自らを「傳燈音曲大阿闍梨」とは呼称せず、「梵讚許可」の印信のように「音曲沙門」と自らを呼んでいる。天正三年の印信と文禄二年のそれとは、ほとんど同じ形式である。また、大山氏は、自著の中で弘治二年（一五五六）に慶雅が快慶に与えた乞戒声明、大阿闍梨声明の相伝の際の印信を紹介している⁵⁸。以下にこれを引用する。

結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明事

右声明業者東寺之眼目南山肝心也、然則雖レ為ニ不レ輒大事一、以ニ別儀一奉レ畢授ニ与大法師快慶教善房一畢／宛不レ可レ成ニ輕易之思一、且又為レ令ニ法久住広作ニ佛事一、兼又以ニ此結縁一可レ被レ訪ニ朝意後世菩提一之条／如レ件 仍當流之相承如レ此矣

これは、朝意が文禄二（一五九三）年に実清良学に与えたものと同じ内容である。これが、朝意の「印信」の通用の形式であつたと考えられる。

以上のことから、朝意は『魚山叢芥集』のみならず「秘讚」、「乞戒声明」、「大阿闍梨声明」からなる「三重の許可」の声明の伝授も行つていたと推定できる。朝意は、数多くの音曲を、戦国時代という不安な時代において弟子達に伝えたのである。このようなことが可能であつたのも室町期の末期の不安な状況において、高野山において三傑と称されていたこと、安祥寺流の正嫡であつたこと、南山進流の正嫡とみなされていたことに由来

すると考えられる。

第三節 曲目・曲順

本節では、『魚山薑芥集』の曲目・曲順についてみる。

『魚山薑芥集』の曲目・曲順⁵⁹は、「明応未再治本」「永正再治本」さらには、江戸期以降の版本の『魚山薑芥集』に至るまで総じて左記の通りである。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釈迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経・仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讃文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讃〉 p 〈不動讃〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讃〉 t 〈文殊讃〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 w 〈阿弥陀讃〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 a 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

この曲の配列は、a \ i の「法用」、j \ m の「供養法」、n \ δ の「讃」の曲目構成から成る。この曲目構成は、『魚山薑芥集』に先行する『声明集』と基本的には同じである。ただし、例外的にこの曲目構成と異なるものもある。また、『声明集』諸本においては、「讃」の曲順にばらつきがある。これについては、後に『声明集』諸本の曲目構成について比較する際に考察を行う。なお、相応院流の『法則集』、醍醐流の『声明集』の曲目構成は、「供養法」「讃」「法用」である。

第四節 曲調

次に『魚山薑芥集』の曲調についてみる。

『魚山薑芥集』の曲調は『聲明畧頌』に依拠している。この『聲明畧頌』は『声明集』各曲それぞれの調子を偈文の形式によって示したものである。

『聲明本展観目録』には金剛三昧院所蔵の『聲明畧頌』の奥書が記載されている。その奥書は、

高野山覺澄(ママ)院隆然作 呂律調^并秘密 天文六年八月十八日⁶⁰。

というものである。これによると、『聲明畧頌』は隆然の作であるという。

また、『聲明畧頌』は『声明集聞書』⁶¹ という十五世紀後半に撰述された可能性のある資料の冒頭にも掲載されている⁶²。

なお、大山氏も金剛三昧院所蔵の『聲明畧頌』を著書の中に載せている⁶³。『魚山薑芥集』でも、〈三礼・如来唄〉〈如来唄〉の曲調の説明において「一隆然覺證院畧頌^云三礼如来雙唯呂^文」(大正三八・八二五上)としており、『聲明畧頌』を隆然の作であるとみなしている。『魚山薑芥集』においては、他の曲でも同様に『聲明畧頌』によっていることを明記するものが多い。

『声明集私案記』には各曲目の冒頭に『聲明畧頌』で示された曲調が記載されているので『聲明畧頌』は『声明集私案記』に先行するものだと考えられる。なお、『声明集私案記』も隆然が撰述したという伝承がある。もしそうだとすると、両方とも隆然によって作

られたことになる。中川〔一九七六〕で既に報告されていることだが、真源の『密宗聲明系譜』の隆然の欄に「曾撰ニ聲明略頌⁶⁴」とある。因みに中川〔一九七六a〕では「聲明畧頌」は隆然が記したことを前提に論が進められている。

おそらく、『聲明畧頌』を隆然が作成したという伝承の故に、長恵は『聲明畧頌』に准じて曲調を規定したと考えられる。なぜなら、これも後述することだが、長恵は隆然の系譜を重んじていたと思われるからである。

『聲明畧頌』と『魚山薑芥集』の記述と見比べたところ、両者の曲調の規定は全く同じであった。両者における各曲目の曲種⁶⁵は左記の如く一致している。以下に「唯呂曲⁶⁶」「唯律曲⁶⁷」「中曲⁶⁸」「反音曲⁶⁹」の四つの曲種毎に『魚山薑芥集』の曲目を分類する。

(No.1) 唯呂曲の曲目

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 j 〈金剛界〉 「五悔」 k 〈胎藏界〉 「九方便」 l 〈理趣經〉 「地音」 p 〈不動讚〉 v 〈吉慶梵語〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉

(No.2) 唯律曲の曲目

f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 l 〈理趣經〉 「金剛手言」 l 〈理趣經〉 「合殺」 s 〈佛讚〉 t 〈文殊讚〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

(No.3) 中曲の曲目

j 〈金剛界〉 「勸請」 k 〈胎藏界〉 「勸請」 l 〈理趣經〉 「勸請」 l 〈理趣經〉 「廻向」 (No.4) 反音曲の曲目

c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 u 〈吉慶漢語〉 w 〈阿弥陀讚〉 x 〈四波羅蜜〉

『魚山薑芥集』の曲種は以上のように「唯呂曲」「唯律曲」「中曲」「反音曲」に分類できる。

最後に、この中の「反音曲」の記譜法について説明を加える。

『魚山薑芥集』では、呂性⁷⁰の強い曲は全体を「呂」に移しかえて「唯呂曲」として記譜、反対に律性⁷¹の強い曲は全体を「律」に移しかえて「唯律曲」として記譜されている。呂性の強い全体が呂曲として記譜されている反音曲の代表曲は〈散華〉、律性の強い全体が律曲として記譜されている反音曲の代表曲は〈四智梵語〉、〈心略梵語〉である。一曲の中で、「律」の箇所は「呂」の箇所より一位高く記譜されている。この「呂」の箇所と「律」の箇所の関係性は、「曲中反音」のうちの「羽調反音」の関係である。なお、「羽調反音」については第二章第四節第二項第二目で考察する〔南山進流声明集〕（「称名寺本b」）の脚注において解説する。

第五節 博士・旋律・仮名

『魚山薑芥集』は「覚意の五音博士」によって記譜されている。「覚意の五音博士」とは角度によって音高を表すことを可能にしたもので、四十五度の間隔で表記された「宮」「商」「角」「徵」「羽」の五音によって博士を記譜するものである。なお、「覚意の五音博士」については、第二章の七十七頁に図7「覚意の五音博士図」を掲載した。

なお、「南山進流」で用いられている「五音博士」は覚意の創作と考えられている。本稿において「覚意の五音博士」といった場合は「覚意の考案した五音博士」という意味である。五音を使用した博士は、覚意以前にもあったようなので「覚意の」とする。また、博士には旋律名が付されていることが多い。旋律とは「宮」「商」「角」「徵」「羽」の「五音」それぞれに与えられる固有の装飾音や音型のことである。それらは、「ユ」(≡「由」)、「ス」(≡「直」)、「ソ」(≡「反」)、「色」、「突」、「重」、「吹」。「ユ合」。「ユリ合」。「ユニ」。「ユリヲリ」。「荒由」。「小ソ」。「早重」。「自下」。「折捨」。「能断」。「折懸」。「少持」等の表記で博士に付記される。なお旋律名ではないが、「長」「矢」「豆」「切音」「切息」「切音不切息」「荒」等の音価等の指示の指南も付されている。さらに、博士には「イ」「ウ」「キ」「フ」「ム」「ン」等の仮名が付されていることもある。

第六節 注記

『魚山薑芥集』にはそれ以前の『声明集』にはない唱法や所作の注記が数多く記載されているため、『魚山薑芥集』は、南山進流の歴史の中で、最古の教則本であるとみなされてきた。

なお、『声明集』に唱法や所作の注記のない理由は、『声明集』が実際の法会において使用される小型の枅形の譜本であることに由来すると思われる。

また、注記は、唱法に関するものと、その他のものに分別できる。唱法に関するものは、曲調・旋律・音価・カナ・拍子等である。その他のものは、出典・所作等である。

この『魚山薑芥集』が編纂される前には南山進流の口伝を私的にまとめた口伝集が幾つか存在し、その中の幾つかが『魚山薑芥集』に注記として引用されている。先行研究では、『魚山薑芥集』の引用元が二つ特定されている。その一つが、『魚山薑芥集』で最も引用されている『声明集私案記』である。長恵自身が「大都ハ案記ヲ爲本⁷²。」と永正十四年の四月二十九日に再治し終えた『魚山薑芥集』の本奥書で述べているように、『魚山薑芥集』には、『声明集私案記』の記述が数多くみられる。

二つ目は、『東寺声明決疑抄』である。この資料についてここで簡潔に紹介する。

『東寺声明決疑抄』は、問答形式によって真言声明についての音律・歴史を中心に論じるものである。現在報告されている『東寺声明決疑抄』は以下の通りである。

(No.1) 「宝暦十年本」(一七六〇)

高野山大学附属高野山図書館所蔵(大山¹⁸⁰⁵)。複写資料で確認。

宝暦十(一七六〇)年、靈瑞(一七二一〜一八〇四)写。袋綴装(四つ目綴)。一冊。下巻のみ残存。表紙共一六丁。竪二七・〇cm。横二三・〇cm。半丁七行。一行一六字。

〔貼外題〕「聲明決疑抄」。

〔内題〕「東寺聲明決疑抄下」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

宝曆十辰年書写之金剛峯寺沙門靈瑞

(No. 2) 「元治元年本」(一八六四)

總本山智積院智山文庫所藏文書(棚番7箱番37箱内番号17)。複写資料で確認。
元治元七(一八六四)年、大願(一七九八〜一八六四)写。袋綴装(四つ目綴)。表紙
共二六丁。竪二四・八cm。横一八・一cm。半丁十行。一行二〇字。

〔貼外題〕「東寺聲明決疑抄上中下」

〔内題〕「声明疑鈔上」「声明疑鈔中」「東寺声明疑鈔下」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

(中卷)

此抄下卷而已當院ノ宝庫ニ在リ上中二卷ハ南山ニ稀也余ルニ

幸ニ中道院覺雅惠祥師備中ヨリ写得ン傳來セリ仍茲

予借寫于時安政四年丁巳八月十日字得功畢

如意輪寺三十六世

實栄(花押)

甲子二月十九日丑刻字得畢 六角堂能滿院再写之了 大願_{六十七}

(下卷)

本云 於ニ和泉國家原寺西御堂書写之卒(マヽ)余間

老毛難ニ見分一可レ書ニ直置一 如意輪寺宥信

文政七甲申年三月廿三日於南山西院谷南室院以ニ如意輪寺

弘榮老子御本書写了重而

甲子二月廿二日

請南山古ノ古本於六角堂能滿院再写之了 大願_{六十七}

(No. 3) 「書写年次不明本」『聲明本展観目録』(一四四頁)に奥書掲載。

高野山西門院所藏本。下卷のみ残存。

〔奥書〕於和泉國家原寺西御堂□ノ卒余爾之間菟毛難見分可書存之(花押)

『魚山薑芥集』の注記の幾つかは、『東寺声明決疑抄』から引用されていることが中川「一九七六a」で明らかになっている。同書では『魚山薑芥集』が『東寺声明決疑抄』から〈云何唄〉の「善唄比丘の故事」、〈理趣経〉の節付、〈文殊讚〉の作者について引用していることを報告している⁷³。『東寺声明決疑抄』には、先行研究によって指摘されている以外にも、未だ報告されていない『魚山薑芥集』に引用されている文章が一箇所だけあった。それは所作の「帰路」についての次の注記である。

問密宗所作ノ人起レ座ヲ皈ル時経テニ本路ヲ一着座スル坎 答尔也ノ不レ依ラニ順逆
ニ一経テニ本路ヲ一還ル也 扇念珠等ノ持物ノ鉢同事也ノ是レ密宗ノ大義也 鏡鉢ノ
突返迄モ皆ナ還ルニ本有ニ一義也ノ凡ソ頭ニ茶ハラ自レ浅向レ深遮逆得悟ノ大義也密
宗ハ従果向因ノ義法尔皈ルニ道理ニ一也 三吉野ハ又里チカクナリニケリアマリニ
山ノノ奥ヲ尋テ可レ思ニ此ノ意也。(「文政七年本」)

この文章を基にして『魚山薑芥集』では、

下礼盤之後ニ鐘木ヲ磬臺ニ懸ル時ハ手ヲ不レ離サ鐘木ヲトラヘテ／不シテ動サ一可
懸一鐘木フヲフラトシタルハ頗以狼藉也□□取レ扇ノ経ニ本路ヲ一可レ皈ニ本座ニ
一也置扇一時ハ磬臺ト礼盤トノ間ニ／置之也已上問答決疑抄ノ取レ意也(大正八
四・八二五上)

と記されている。

今回参考にした「元治元年本」の書写奥書によると、「元治元年本」の上巻と中巻は如意輪寺實榮(生没年不詳)が写した本を、下巻は如意輪寺弘榮が写した本を、無言蔵大願(一七九八〜一八六四)がそれぞれ写したものである。この本の中巻の奥書によると、『東寺聲明決疑抄』の上巻と中巻はある時期まで高野山上では希少であったようである。このような訳で「宝暦十年本」には下巻しかなかったと考えられる。

また、「元治元年本」の下巻の本奥書の如意輪寺有信(〜一四三二)は宝性院宥快(一三四五〜一四一五)の弟子であり、大山(一九五九)では、

事教の明達であり悉曇声明純熟の人⁷⁴

と述べられている。この「元治元年本」の奥書によると『東寺聲明決疑抄』は宥信の晩年の頃、すなわち十五世紀の初頭頃に成立した可能性がある。

第七節 「音律開合名目」

『魚山薑芥集』には、「音律開合名目」というまとまった音律論が付録されている資料が幾本かある。これは、長恵が最初に編纂した二巻本の『魚山薑芥集』にはなく、朝意の書写した三巻本の『魚山薑芥集』つまり「永正再治本」にみられるので大山(一九五九)では、朝意が新たに付け加えたものとみなされている。確認可能な朝意の書写本の全てにおいて、長恵による本奥書の後に付録として掲載されている。また、「音律開合名目」は江戸期以降の版本の『魚山薑芥集』諸本にも付録として掲載されている。

大山(一九五九)では、前述した朝意以前の「享禄元年本」に既に「音律開合名目」の一部が挿入されていると指摘している⁷⁵。しかし、「享禄元年本」の原物資料をみることでできなかつたため残念ながらこのことを確認することができなかった。なお、朝意以前に書写された「天文四年本」には「音律開合名目」は挿入されていないことを確認した。この「音律開合名目」は、真言声明の歴史や音律について記している『声決書』に付属している「音律開合名目」から依用されている。この「音律開合名目」が元々『声決書』に付属していたかどうか先行研究では度々議論されている。中川(一九七六a)はこれを、『声決書』にも「音律開合名目」が付いていないものがあること、『声決書』本文の本奥書の後ろにあることの二点から、後の時代になって『声決書』に付け加えられたものとみなしている⁷⁶。大山(一九五九)でも中川氏同様に「音律開合名目」は後から付加されたものであるとみなされている。さらに、大山(一九五九)では、高野山宝亀院所蔵の永正六年に転写された『声決書』の「音律開合名目」の終わりに、

永正六年(一五〇九)己巳八月十三日高野山於東室 宣意書此畢 生年 六十四歳⁷⁷
と記されていることから、宣意がこの時に「音律開合名目」を付加したと断定している。

しかし、京都女子大学の附属図書館には「永正六年本」よりもさらに古い文明十二年

(一四八〇)に書写された「音律開合名目」のある『声決書』が存在することが京都女子大学の図録に記載されている⁷⁸。またこの図録には大山氏の説が誤っているとの指摘がなされている⁷⁹。この資料の書誌については次章において示す。

なお、「音律開合名目」が二巻本の「明応未再治本」にはなかったこと、また朝意の書写本では長恵の本奥書の後に付録として掲載されていること、また朝意書写以前の『魚山薑芥集』に「音律開合名目」がないものもあることから、元々の「永正再治本」には付されていなかった可能性が高いと考える。

おわりに

本章では、本稿の中心資料である『魚山薑芥集』に関わる事柄について論じてきた。

第一節では、『魚山薑芥集』の資料と、長恵の『魚山薑芥集』の撰述から『魚山薑芥集』の刊行までの変遷を概観した。

『魚山薑芥集』は最初、甲乙二巻本として明応五年(一五九六)に長恵によって編纂されたというのが通説である。しかしこの原本は存在せずに、甲巻と乙巻の書写年代を別にする二本の写本が存在するばかりである。これらを合本したものが長恵の最初に著した『魚山薑芥集』と先行研究でもみなされているが、未だ詳細な研究はなされていない。したがって、二巻本の『魚山薑芥集』の精査は今後の課題としたい。

その後『魚山薑芥集』は永正十四年(一五一七年)に長恵が再治し、十六世紀の後半に朝意はこれを度々書写し、これが基になって江戸期の正保三年(一六四六)に『魚山薑芥集』が刊行されたことを報告した。

そして、江戸期以降の『魚山薑芥集』は長恵の二巻本でなく、三巻本を基にしたものであることを述べた。

したがって、本稿では長恵が三巻本の『魚山薑芥集』を撰述し終えた時点において『魚山薑芥集』は成立したとみなすことにした。なお、長恵の自筆の三巻本の『魚山薑芥集』は現存しない。したがって、『魚山薑芥集』は朝意の書写本を利用せざるを得ない。このような理由から、本稿では、朝意の書写本でも最古の「永祿七年本」を用いる。

第二節では、『魚山薑芥集』を撰述した長恵と『魚山薑芥集』の普及の礎を築いた朝意について論じた。

長恵は法儀における有識者・権威者であったと推定される。また、覚証院方の正嫡であったので『魚山薑芥集』を撰述できた可能性がある。

朝意は、『魚山薑芥集』のみならず「秘讚」「乞戒声明」「大阿闍梨声明」からなる「三重の許可」の声明の伝授も行っていた可能性がある。このようなことが可能であったのは、高野山において三傑と称されていたこと、安祥寺流の正嫡であったこと、南山進流の正嫡とみなされていたことに由来すると推測した。

以上、本節においては長恵と朝意についてみてきた。両者が『魚山薑芥集』の編纂、書写に携わることができたのは、両者にそれだけの能力、知識、権威があったからだと考えられる。

第三節から第七節においては『魚山薑芥集』の内容について確認した。すなわち、第三節では、曲目・曲順、第四節では、曲調、第五節では博士・旋律・仮名、第七節では、三

巻本の『魚山薑芥集』から付加されている「音律開合名目」についてそれぞれみた。

- 1 岩原諦信『岩原諦信著作集』2『増補校訂 声明の研究』東方出版 一九九七年 三一頁。大山公淳『仏教音楽と声明』大山教授法印昇進記念出版会 一九五九年 二二二頁。
- 2 中川善教「魚山薑芥集成立攷」『佛教學論集』山喜房書林 一九七六年 四三三頁。
- 3 高野山金剛三昧院蔵。
- 4 高野山桜池院蔵。中川〔一九七六〕（四二六頁）では明応五（一四九六）年より少し後の転写本とされている。
- 5 中川〔一九七六a〕四二七頁。
- 6 御本云初心者為ニ指南一注レ之、大都案記爲レ本、於中世当世相違之儀不レ載レ之、憚多不レ可ニ妨難一、并五字可レ預御廻向一也 明応五年^{丙辰} 梅雨十二日高野山往生院之内清浄光院又ハ二階堂入寺長恵智生房生年三十九。（大山〔一九五九〕二二二頁）。
- 7 中川〔一九七六a〕四二八頁。
- 8 中川〔一九七六a〕四二七頁。
- 9 中川〔一九七六a〕四三五〜四三六頁。
- 10 真源撰『密宗声明系譜』『続真言宗全書』三〇 続真言宗全書刊行会 一九八六年『続真言宗全書』所収の当本（宝暦三年（一七五三）改定版）の書誌を以下に示す。
- 高野山三宝院所蔵（高野山大学附属高野山図書館寄託）『続真言宗全書』所収本で確認。延宝元（一六七三）年真源撰。
- 〔自序〕時ニ延享甲子林鐘既生魄日金剛峯寺沙門眞源拜ニ書于南谷成蓮精舎ノ北軒ニ一
- 〔刊記〕宝暦三年癸酉歲九月備前金陵老社多雲翁謹誌。
- 11 続真三〇・四六五（『密宗声明系譜』）。
- 12 『聲明本展観目録』（中川善教編『聲明本展観目録』高野山松本日進堂 一九二八年）
- 13 当本は、西門院寄託高野山大学附属高野山図書館蔵となっていたが、問合わせたところ現在は行方不明となっているという。この本について言及しているのは、大山〔一九五九〕と中川〔一九七六a〕である。それによると「永禄七年本」等と同様に「永正再治本」を書写した三巻本であることが報告されている。また、上巻の後ろに「光明真言」が所収されているという。これには「光明真言朝意私書加也」と記述されているという。
- 14 『聲明本展観目録』五〜六頁。
- 15 当本は遍照光院所蔵となっているが、中川氏によると現在は所在不明となっているという。この本について言及されているのも、大山〔一九五九〕と中川〔一九七六a〕である。それによるとこの本も「永禄七年」等と同様に「永正再治本」を書写した三巻本であるという。
- 16 大山〔一九五九〕口絵写真一〇（一）（二）。
- 17 『聲明本展観目録』六頁。
- 18 吉田寛如『南山進流詳解魚山薑芥集解説篇』四大徳報恩出版会 出版年不記載 一四頁。
- 19 中川〔一九七六a〕四四五頁。
- 20 「魚山私鈔」『大正新修大藏經』第八四卷 大正新修大藏經刊行会 一九三一年。
- 21 福島和夫編 上野学園日本楽資料室第七回特別展観『声明資料展声明集特集出陳目録』一九八二年 一八頁参照。（以下、『声明資料展声明集特集出陳目録』）。
- 22 高野山本覚院・薬師寺・兵庫県穴栗郡常福院の三本（『声明資料展声明集特集出陳目録』八頁）が伝存するばかりという。

- 23 「享保十二年版」は「正保三年版」の辻井版の再刻である。
- 24 一六八二年七月版木焼失、一二月再梓。伝本は高野山真別処所蔵本のみ。
- 25 総本山智積院智山文庫所蔵文書「魚山私鈔」棚番23 箱番11 箱内番号2。
- 26 総本山智積院智山文庫所蔵文書「魚山私鈔」棚番23 箱番11 箱内番号3。
- 27 上野学園日本音楽資料室編纂 福島和夫校訂『日本音楽史料集成』1「古版声明譜」東京書籍 一九九五年 九九頁。
- 28 『声明資料展声明集特集出陳目録』一六頁。
- 29 『声明資料展声明集特集出陳目録』一六頁。
- 30 続真三〇・四六五頁（『密宗声明系譜』）。
- 31 大山（一九五九）一九五頁参照。
- 32 『紀伊續風土記高野山之部学侶』『続真言宗全書』三八 続真言宗全書刊行会 一九八六年 二九七頁。
- 33 続真三〇・四六五（『密宗声明系譜』）。
- 34 大山（一九五九）一九五〜一九六頁参照。
- 35 『聲明本展観目録』四七頁。
- 36 『聲明本展観目録』四七頁。
- 37 『聲明本展観目録』九四頁。
- 38 大山（一九五九）一九六頁。
- 39 続真三〇・四六五（『密宗声明系譜』）。
- 40 「光壽院先師名簿」『金剛峯寺諸院家析負二』『続真言宗全書』三四 続真言宗全書刊行会 一九八六年 一三二頁上。
- 41 続真・一三二頁下（「光壽院先師名簿」）。
- 42 「天正高野治亂記」『続真言集全書』四一 一九八七年 二三頁上。
- 43 日野西眞定編集校訂『新校高野春秋編年輯録』岩田書院 一九九八年 二七三頁下。
- 44 『新校高野春秋編年輯録』三一頁上。
- 45 「高野山之部学侶」『紀伊續風土記』『続真言宗全書』三九 続真言宗全書刊行会 一九八二年 四八頁下。
- 46 上田靈城『真言密教事相概説―四度部―』同朋舎出版 一九八六年 二二頁。
- 47 「広島県立歴史博物館展示図録」第二八冊『尾道西國寺の寺宝展』二〇〇二年 七八頁。
- 48 続真三〇・四六六（『密宗声明系譜』）。
- 49 続真三〇・四六六（『密宗声明系譜』）。
- 50 横道萬里雄 片岡義道監修『声明辞典』法蔵館 一九八四年 二二八頁。
- 51 真源『乞戒声明古草拵拾』『続真言宗全書』三〇 二八五頁下。
- 52 朝意が良尊に伝授したものが「秘讚」の流布本である。葦原寂照氏はこの本を明治二十三年に『諸秘讚』と題して刊行している。刊記に、「明治廿三年六月五日印刷 明治廿三年六月三十日出版 岡山縣都郡中莊村二百七十番地 發行者 葦原寂照 大阪市東區南久太郎町四丁目百七番屋敷 印刷者 阪尻鶴松」とある。
- 53 「広島県立歴史博物館展示図録」七九頁。
- 54 「正保・慶安（一六四四―五二）の頃智山輪下に専音房（初名仙音）頼正師が現れ大いに新義声明を興隆した。」大山（一九五九）二一七頁。
- 55 「初め魚山集を出版したが天和二年（一六八二）七月智山方丈炎上に際し大般若の版などとともに焼失したの、その年の冬十二月頼正の門下頼仁が更に四声を点布した本を再梓し智山声明の名を弘めるにいたり、爾後師資相承して新義声明の明匠が輩出し前後数百年善を極め美を尽くした。」大山（一九五九）一七〜二一八頁。頼正が初め『魚

山藁芥集』を出版した時期は不明である。頼仁が再梓したものは現在「天和版」として知られるところの「正保版」に次ぐ二番目の刊本の『魚山藁芥集』である。引用文にあるように刊本としては、四声点が付けられた初めての『魚山藁芥集』である。

56 新井弘順『声明の歴史と理論』宝玉院 二〇〇四年 八頁。

57 続真三〇・二八六頁。(『乞戒声明古草摺拾』)。

58 大山〔一九五九〕一九七頁参照。

59 真言声明の声明本の曲目・曲順の一覧を示す表が新井弘順「宣雅博士本『法則集』について」(福島和夫編『日本史研究叢書一三 日本音楽史論叢』和泉書院 二〇〇一年)に「表4」相応院流『法則集』曲目構成表付醒醐流・南山進流『声明』として掲載されている。

60 『聲明本展観目録』一四四頁。

61 『声明集聞書』『続真言宗全書』三〇 二〇九頁。

62 続真三〇・二〇九 (『声明集聞書』)。

63 大山〔一九五九〕一七二頁。

64 続真三〇・四六二 (『密宗声明系譜』)。

65 声明曲を音階の違いによって分けたもの。

66 呂の音階、呂曲特有の旋律によって作曲されている曲。

67 律の音階、律曲特有の旋律によって作曲されている曲。

68 中曲の音階、中曲特有の旋律によって作曲されている曲。

69 「反音曲」の反音とは、洋楽の転調、移調に相当するものである。

70 例えば、呂曲の「由」(旋律)の場合、荒く由る特性がある。

71 例えば、律曲の「由」(旋律)の場合、細かく由る特性がある。

72 大正八四・八四一上 (『魚山私鈔』)。

73 中川〔一九七六a〕四四七頁。

74 大山〔一九五九〕一七八頁。

75 「享祿元年本」には「音律開合名目の一部を加う」(大山〔一九五九〕二二四頁)。

76 中川〔一九七六a〕四三七頁参照。

77 大山〔一九五九〕二八三頁。

78 京都女子学園『京都女子学園創立百周年記念特別展目録』二〇一〇年 一二頁。

79 『京都女子学園創立百周年記念特別展目録』一二頁。

第二章 初期 ― 大進上人流伝来と『声明集』の成立

はじめに

本章では、『魚山叢芥集』の成立過程初期として大進上人流の伝来から『声明集』の基本構造の確定までについて論じる。具体的な年代は、勝心が大進上人流の本拠地の移転の要請の手紙を中川慈業に送った嘉禎元年（一二三五）から重弘が示寂した正平十四年（一三五九）までとする。特に、中期以降に多様化する『声明集』の基本構造（曲目・曲順及び博士の骨格）がこの時期に確定されていたのか否かについて注目し、考究を行う。

第一節では、中期に属する口伝書類からみた初期の系譜の実態について考察する。また、初期に『声明集』が存在していたのか否かについても検討する。

第二節では、覚意の功績について検討する。まず、覚意の相伝関係を考察し、次に中期の口伝書によって覚意自身の口伝についてみる。そして、「覚意の五音博士」以前の記譜法を確認した後、「覚意の五音博士」の考案について考察を行う。

そして、第三節では、覚意の翻譜の作業をみることによって覚意がそれまでの大進上人流の記譜法の声明譜を五音博士に書き直したことを証明したい。つまり、覚意が五音を付す前の元々の声明譜を特定し、その声明譜と、五音博士が付された後の声明譜の一致を確認する。

第四節では、初期の『声明集』すなわち称名寺所蔵の二本の『声明集』及び「文保二年本」の『声明集』の曲目・曲順と博士の骨格について、『魚山叢芥集』を指標として対照し、初期において基本構造がどれほど確定していたのかについて明らかにする。

第一節 初期の実態

本節では、十四世紀末に撰述された『声決書¹』と『声実抄』によって、十三世紀初頭から十四世紀初頭にかけての初期の南山進流の実態について考察する。

第一項 『声決書』

『声決書』が撰述されたのは中期であるが、『声決書』には初期の南山進流の系譜についての多くの情報が含まれている。したがって、本項では、『声決書』によって初期の南山進流の系譜について考究を行うが、これに先立ち、まず『声決書』の概要を確認する。

第一目 概要

『声決書』には、真言声明の歴史、音律についての由来が克明に記されている。特に真言声明の歴史について参考となる記述が多い。当本の記述が先行研究における真言声明についての歴史理解を規定しているといっても過言ではない。当書は、応永三年に慈鏡（一三六八〜一三九六）によって撰述されたことが、当書の奥書から明らかになっている。現在報告されている『声決書』の九本の資料を以下に挙げる。

(No. 1) 「文明十二年本」

京都女子大学所蔵。『京都女子学園創立百周年記念特別展目録²』で確認。
文明一二(二四八〇)年、舜堯房(生没年不詳)写。列帖装。一帖。縦二四・四cm。横一六・八cm。

〔奥書〕

文明十二年庚子三月晦日書 之舜堯房

(No. 2) 「永正六年本」

高野山宝亀院所蔵。『聲明本展観目録』に書名のみ記載(一四四頁)。大山(一九五九)(二二四頁)で僅かに言及されている。

永正六(一五〇九)年、宣意(生没年不詳)写。

〔奥書〕

永正六年己巳八月十三日高野山於東室 宣意之畢 生年 六十四歳

(No. 3) 「寛延四年本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵(024 | 009 | 01)。複写資料で確認。

寛延四(一七五一)年、宜傳(生没年不詳)写。袋綴装(五つ目綴)。一冊。表紙共三

九丁。縦二三・〇cm。横一七・一cm。半丁九行。一行一六字。

〔外題〕無し。

〔内題〕「聲決書」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

寛延四龍次辛未七月八日ノ夜密乗沙門宜傳廿五

(No. 4) 「宝暦十年本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵(大山¹⁸⁶⁵)。複写資料で確認。

宝暦十(一七六〇)年、靈瑞(一七二一〜一八〇四)写。袋綴装(四つ目綴)。一冊。

表紙共三四丁。縦二二・六cm。横一六・五cm。半丁十行。一行一七字。

〔貼外題〕「聲決書」

〔内題〕「聲決書」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

宝暦十庚辰年四月二十八日 金剛峯寺音曲沙門靈瑞^{南龍房}

(No. 5) 「天保五年本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵(024 | 011 | 01)。複写資料で確認。

天保五(一八三四)年、鋭信(生没年不詳)写。袋綴装(四つ目綴)。一冊。表紙共四

一丁。縦二四・五cm。横一七・五cm。半丁八行。一行一六字。

〔貼外題〕「聲決書」

〔内題〕「声決書」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

天保五年^甲二月吉晨書寫焉 悉地院幻務銳信^{四十有}

(No. 6) 「文久三年本」

高野山親王院藏。文久三(一八六三)年書写。『続真言宗全書』三〇所収の『声決書』の底本。書誌情報は序論三(二) (二) 参照。

(No. 7) 「書写年次不明本」

高野宝亀院藏。『聲明本展観目録』に書名のみ記載(一四四頁)。

(No. 8) 「書写年次不明本」

高野山龍光院藏。『聲明本展観目録』に書名のみ記載(一四四頁)。

(No. 9) 「書写年次不明本」

高野山三宝山院藏。『聲明本展観目録』に書名のみ記載(一四五頁)。

本稿では、『続真言宗全書』三〇所収の(No. 6) 「文久三年本」を用いる。

第二目 系譜

南山進流の原初形態の大進上人流の文献上の初出は、『声決書』に記されている覚性法親王(一一二九〜一一六九)が仁和寺大聖院で開催した久安年間(一一五〇年頃)の七十三日間の声明会議とされている³。この会議には十五人が参集した。これによると真言声明は、相応院流、新相応院流、醍醐流、大進上人流の四流に分別されたとされる。この四流の「頭目」は、それぞれ本相応院流は覚性法親王、新相応院流は能覚(一一一七〜一一八二)、醍醐流は定遍(一一一三〜一一八五)、そして、大進上人流は観験(〜一一八二〜一一二八)とされている⁴。

なお、後述するが、『声実抄』では、この会議の主催者を守覚法親王としている。もし、久安年間(一一五〇年頃)にこの会議が開催されたのであれば、主催者が守覚法親王(一一五〇〜一一二〇)であることは守覚法親王の生年を考えると成り立たない。

また、この会議に関して新井「一九八三」では、「この談合について、出席者の年令や経歴から、その開催時期に関する修正意見や、談合そのものを疑問視する意見もある。⁵」と述べられている。新井「一九八三」で挙げられているその意見とは、大山「一九五九」の「もし声決書に記す如くであるならば諸流声明の校合は成年十七歳から二十二歳の頃に行われていたようになる。予は寧ろ総法務に任せられた仁安二年三十九歳の頃に上述の聖業がなされたのではないかと思う。⁶」という記述と、金田一「一九七二」の「進流の由来の正しさを主張するために高野山の中で作られた伝説でないか⁷」という記述である。

大進上人流の「頭目」とされた観験は高野山の人物で、鎌倉期の称名寺所蔵の「密宗声

明血脈⁸」にも、宗観——観驗——勝心という血脈が掲載されている。すなわち、観驗は、宗観から大進上人流を附属され、それを勝心に伝えたことが確認されている。それにも拘らず、『声決書』には、勝心の嘆願と慈業の許諾によって、大進上人流の本拠地が中川から高野山へ移転したことが記されている⁹。この時期について、江戸期の真源の『密宗声明系譜¹⁰』では、嘉禎元年（一三三五）とされている¹¹。すなわち、高野山の勝心は、大進上人流の「頭目」である観驗から大進上人流を附属されながら、さらに中川の慈業に大進上人流の本拠地の移転を請うたとされるのである。

これら南山進流の口伝書類が指し示すことは、第一に、高野山の観驗が大進上人流の「頭目」に指名されてもなお、高野山ではなく中川が大進上人流の本拠地として崇敬されていたこと、第二に、高野山では、大進上人流が高野山の独自の声明の流派とは成っていないことである。

この頃の高野山の声明の状況について新井（一九九一）では「院政期の高野山には、仁和寺の歴代法親王が参籠して法会を盛んに営んでおり、導師が法親王の場合、当然声明も相応院流が用いられていたと思われる。勝賢はこの点に留意し、建久六年の参籠のときには相応院流で唱えるように寺僧に沙汰をした。（中略）そして、寺僧側の正等房勝心は、たとえ相応院流で唱えよという沙汰があったとしても、相応院流を高野山の声明の宗とはしてはならず、大進上人流を宗とするようにと云っていたという。¹²」と述べられている。すなわち、当時相応院流と大進上人流とが高野山において併存し緊張関係にあったので、勝心は大進上人流の本拠地を中川より高野山に移転することによって観驗から相伝した大進上人流を高野山の一流として独立させようとしたようである。

なお、中川の慈業の大進上人流の系譜も江戸期の『密宗声明系譜』に掲載されている。それは、宗観——浄月房聖海——慈業というものである。また、先述の称名寺所蔵の『密宗声明血脈』には、先の血脈とは別に宗観——性海（聖海）の血脈も掲載されている。したがって、宗観からの大進上人流の血脈は、十四世紀初頭には、中川の宗観——聖海の系統と、高野山の宗観——観驗——勝心の二系統が並存していたといえる。

また、『声決書』には、高野山に大進上人流の本拠地が移転してから重弘に至るまでの高野山上の声明の系譜も記されている。当書によると、高野山に大進上人が流入した後、大進上人流は、覚証院方、金剛三昧院方、東南院方の三流に分かれたという。『声決書』の記述を基にすると以下のような系図ができる。

まず、覚証院方の正嫡の流れは、則心王院憲海——般若房了憲（定意）——□——覚証院隆然——重弘と推移している。『声決書』で隆然は般若房定意の孫弟子と記述されていて、般若房定意と隆然の間の人物は記されていない。

江戸期の『密宗声明系譜』では、この隆然の師と考えられる人物は悟蓮房賢任（生没年不詳）であるとされている¹³。

なお、『声決書』では、般若房の同胞に宝蓮房祐真、五仏院真弁（一二六二）、正智院道範（一一七八〜一二五二）、珠定房源真（生没年不詳）、蓮順房長住（生没年不詳）¹⁴の五人がいとされている。

さらに『声決書』では、憲海は宗観より数えて四代目の嫡孫と記されている¹⁵。しかし、『声決書』は、宗観と憲海の間の二代の人物の名は明らかにしていない。しかし、『密宗声明系譜¹⁶』では、宗観から憲海までの系譜を、宗観——観驗——勝心——憲海

としている。また先述したように鎌倉期の称名寺所蔵の『密宗声明血脈』には、宗観——観験——勝心という血脈が掲載されている。したがって、この宗観と憲海の間の二名は、観験と勝心の可能性がある。

次に、金剛三昧院方は、『声決書』に

次般若房ノ同朋寶蓮房祐眞之上足。金剛三昧院之住僧證蓮房覺意金剛三昧院方ノ聲明興ニ始ス之一。是又妙曲之賢哲ニテ當世流布スル五音博士之圖巧ミ出セル人ナリ。初ハ奉レ値ニ般若房ニ一。常途之聲明學フレ之ヲ。般若房入滅之後奉レ値ニ祐眞ニ一。秘讚乞戒阿闍梨聲明等相ニ傳ス之ヲ¹⁷。

と記されているように、般若房定意の同胞の宝蓮房祐眞の弟子の証蓮房覺意（一二三七—一二九三）が興したとされる。ただし、覺意以後の金剛三昧院方の系譜については記されていない。また、これによると、覺意は最初、般若房定意から「常途之聲明」を学び、その後、宝蓮房祐眞から「秘讚乞戒阿闍梨聲明等」を相伝していたことが分かる。

最後に、東南院方は、般若房定意の同胞の珠定房源眞の弟子の劍海が興したとされる。当流は、劍海——覺証房（細谷恵海）——了榮房劍忠という流れで相伝されたとされている。なお、了榮房劍忠は、隆然からも音曲を学んだが、それは覺証院方の正嫡のものとは相違しており、これは覺証院方の唱法を誤って伝えているため「了榮房ノ非節¹⁸。」と呼ばれるという。

なお、当書の選者の慈鏡は、「從リニ彼ノ重弘一至一愚僧ニ一三代血脈相承有レ之。於ニ血脈ニ一有ニ二種ノ之不同一秘事也。¹⁹。」と自身を重弘²⁰。より数えて三代目としている。また、覺証院方には、血脈が二系統あるともしている。

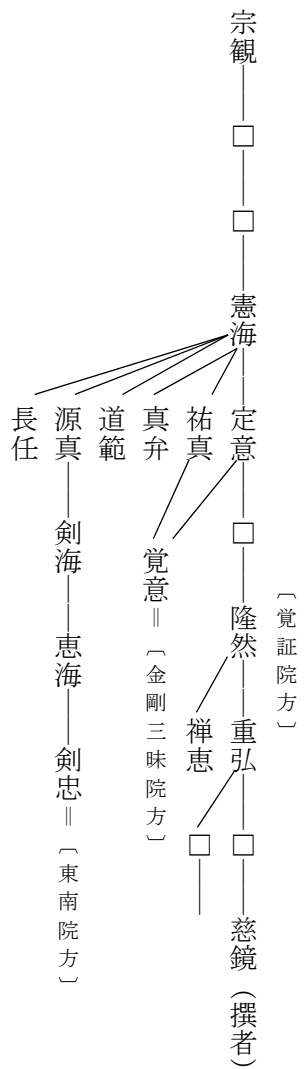
『密宗声明系譜』では、重弘——観深——慈鏡——良玄としている。なお、良玄（一三六六—）でこの系譜は途切れている。さらに、『密宗声明系譜』ではこの流れは傍流とされている。また、『密宗声明系譜』では、覺証院方の正嫡の流れは、重弘以後、中期になると、重弘——源宝——隆印（隆法）としている。さらに、隆印以後は、隆印（隆法）——重仙——快助——長恵としている。これら、重弘以下の二つの系譜が存在したことが『声決書』のいうところの「於ニ血脈ニ一有ニ二種ノ之不同一」と述べられる所以であると考えられる。つまり、『声決書』と『密宗声明系譜』の情報とを総合すると覺証院方は重弘以降二系統に分かれた可能性がある。なお、慈鏡が自らの系譜が正嫡であると認められていたと考えていたかどうかは不明であるが、その後においては、慈鏡の系譜ではなくて、重弘から源宝に相伝された流れが本流となった²¹。

以上のように、『声決書』によれば、南山進流は最初期の観験の頃に一流として興り、その後、初期の時代中に南山進流は次第に独立し、覺証院院方、金剛三昧院方、東南院方の三流に分かれたとされる。

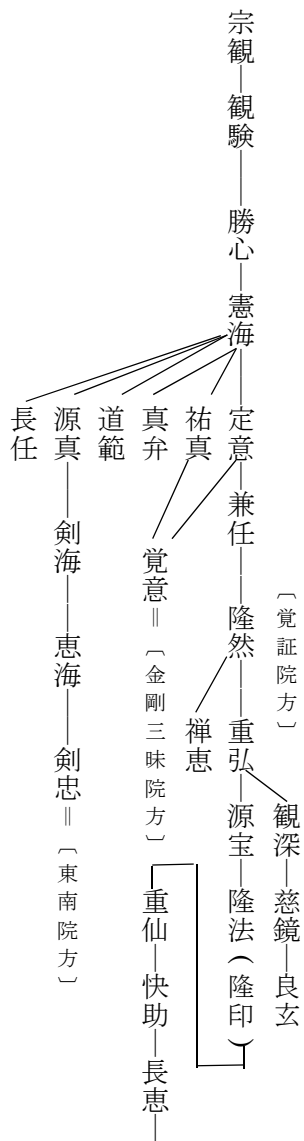
その中で、『声決書』の撰者である慈鏡は、覺証院隆然からの系譜を正嫡として、自らを正統である覺証院方の重弘の孫弟子であると宣言している。ただし、このような流派による正当性を強く主張する『声決書』が南山進流の各流派、特に、金剛三昧院方、東南院方の情報をどの程度正しく伝えているかという点は、注意しなければならない。

なお、左記の「系譜図1」は『声決書』から導き出せる初期および中期初頭までの南山進流の系譜である。『密宗声明系譜』と『密宗声明血脈』の情報を補い、さらに後期の覺証院方の系譜まで考慮すると「系譜図2」が想定される。

〔系譜図1〕



〔系譜図2〕



第二項 『声実抄』

『声実抄』も『声決書』と同様に撰述されたのは中期であるが、『声実抄』にも初期についての浩瀚な情報が含まれている。したがって、本項では、『声実抄』によって初期の系譜について考究を行う。本項では、これに先立ち、まず『声実抄』の概要を示す。

第一目 概要

『声実抄』²²は、『声明集』『魚山叢芥集』に収められている曲目についての口訣を集成した口訣集である。十四世紀後半に成立した当書から覚意の時代を含む初期の系譜についての多くの情報を読み取ることができる。管見の限り、これ程多くの覚意の時代の高野山の声明の記譜の情報を伝えるものは例をみない。

『声実抄』について触れられている先行研究は少ない。唯一のものともいえる澤田篤子「一九八六」²³では、主に真言声明の「歴史的記述」²⁴に関する口伝について考察されている。また、大山公淳「一九五九」も『声実抄』について言及するが、「浄月房聖海」、「呂律」の配当、反音、調子等について簡潔に触れているだけである。

また、『声実抄』の原本（自筆本）は残っておらず、撰者も不明である。澤田「一九八六」では、成立年代は、文中三年（一三七四）から応永二年（一三九五）の間であると推定されている²⁵。

当書の現存する全ての転写本は上下二巻から成っている。上巻は、「法用」「供養法」の曲目について、下巻は「讚」やその他の曲目についての口伝が掲載されている。ここまでの曲目とその順序は『声明集』と一致している。それらの後に〈三十二相〉〈伝法灌頂

嘆徳〕「三箇秘讚」 「論義」 「反音」 「諷誦文」 〈阿弥陀経〉等についての口伝が付加されている。このような構造から『声実抄』は、『声明集』に対する口伝書として編纂されたものだと考えられる。当書の『声明集』所収曲目の曲順を以下に挙げる。

- a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讚文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讚〉 p 〈不動讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讚〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 t 〈文殊讚〉 w 〈阿弥陀讚〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

当書の曲順は、初期、中期の『声明集』の中では後述する「応永三年本」と『声明集隆法口伝』に類似している。ただし、これらでは「四方讚」と〈佛名〉の間に〈文殊讚〉と〈阿弥陀讚〉が配置されている。『声実抄』でもこの両曲が「四方讚」と〈佛名〉の間に配置されている。ただし、『声実抄』では、〈阿弥陀讚〉〈文殊讚〉の順番である。

また、当書では七十八の項目²⁶が立てられ、その項目毎に最低一つの口伝が記載されているが、複数の口伝が並記される場合もある。この項目は、ほとんどの場合、『声明集』の曲目毎に一つずつ立てられている。ただし、一つの曲目に複数の項目が立てられている場合や、項目が存在しない場合もある。

なお、『声実抄』は各曲目のほんの一部の博士についてのみ言及されている。言及されていない残りの博士は『声実抄』の時代の南山進流において異説のなかったものだと考えられる。

口伝の形式は、文とそれに対応する博士とからなるもの、文あるいは博士のみのものがある。

当書には「く云」という形式の口伝が八十七箇ある²⁷。

この中に「覚云」という形式の口伝がある。覚意が新たな記譜法を考案したことや、種々の「秘讚」を多くの声明家から相伝し、それを自身が考案した記譜法を用いて翻譯したこと等の後述する覚意の功績を考慮すると、『声実抄』の「覚云」の「覚」は覚意である可能性が高いといえる。

また、澤田〔一九八六〕と大山公淳〔一九五九〕でも「覚」は、覚意であると推定されている。澤田〔一九八六〕では、「覚意ではないと判断する積極的な根拠がないことから成立する可能性はある²⁸。」とされ、また大山公淳〔一九五九〕は「細谷の恵海や般若房もしいは覚意の説などを併せ伝えて²⁹。」とする。『声実抄』に「覚云」の「覚」のみしか覚意を連想させる文言はないので、大山氏の述べる「覚意」は「覚云」の「覚」と考えられる。

その他にも「く云」という形式をとらない口伝が多数ある。それらの多くは『声実抄』の撰者の立場のものであると考えられる。

また、その八十七の口伝には、口伝の主³⁰が自分の説を説授する場合と、口伝の主が自分の説ではなく他人の説を説授する場合がある。なお、口伝の中に複数の伝が含まれる場合があるなど口伝の形式は複雑であり、口伝と口伝の境を設定することも難しく、口伝の数を正確に算出することも難しい。

『声実抄』に含まれる多数の口伝の中において、『声明集』所収曲目に関するもので、その主を特定できる口伝は、二十五箇あった。それらは、次に示すように六種に分類できる。これを「〇〇の伝」と名付け、以下にその内訳を挙げる³¹。第一に、「浄月房様」の記述から一つを浄月房聖海（生没年不詳）の伝とみなした。第二に「般若房」「般若房ノ自筆ノ本」「般若房ノ様」「般若房ノ笛ノ圖」等の記述から十を般若房定意の伝とみなした。第三に「薬師院ノ持本」「寶蓮房様」等の記述から三つを宝蓮房祐真の伝とみなした。第四に、「細谷云」等の記述から二つを恵海の伝とみなした。第五に、「覚」「覚云」等の記述から七つを覚意の伝とみなした。第六に、「覚證院博士様」等の記述から二つを隆然の伝とみなした。

また、『声実抄』には現在五本の資料が報告されている。以下において、これらの資料を示す。

(No. 1) 「宝曆十年本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵（大山¹⁸⁷⁶ — 1）。複写資料で確認。

宝曆十（一七六〇）年、靈瑞（一七二一〜一八〇四）写。袋綴装（四つ目綴）。二冊。

（上巻）

表紙共二六丁。竪二三・二cm。横一六・六cm。半丁九行。一行一八字。

〔貼外題〕「聲實抄天」

〔内題〕「聲實抄上」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

于時応永二年乙亥沽洗十六日書写了 求法宥善

（下巻）

表紙共三〇丁。竪二二・六cm。横一六・五cm。半丁九行。一行一八字。

〔貼外題〕「聲實抄地」

〔内題〕無し。

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

本云

于時応永二年乙亥沽洗十七日^題書写了

私云於備後前州御誦郡尾道浦西國寺

教王院爲自末學等令法久住師資相

承之草案以清書畢

求法沙門宥善

（祭文口伝・朝恵の跋文挟む）

寶曆十辰歳次得此書而写了 金剛峯寺沙門靈瑞南龍房

(No. 2) 「寛政四年本」

上野学園日本音楽史研究所蔵。複写資料で確認。

寛政四（一七九二）年、観応（生没年不詳）写。装丁不詳。一冊。表紙共五六丁。法量

不詳。半丁九行。一行一七字。

〔外題〕「聲實抄上下」

〔内題〕「聲實抄上」「聲實抄下」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

〔上卷〕

于時応永二年^{乙亥} 沽洗十六日書寫了

求法有善

〔下卷〕

本云

于時応永二年^{乙亥} 沽洗十七日^{剋午} 書寫畢

私云於備後州御誦郡尾道浦西國寺

教王院爲自末学等令法久住師資相承之草案

以清書畢 求法沙門宥善

〔祭文口伝・朝惠の跋文挟む〕

于時元文五庚申年以朝惠手寫之本

寫之件本今在浄菩提院

高野山千手院谷普門院理峯之資廉峯書

宝曆七^{丁丑}年臘月二日寫之畢

金剛佛子智雄拜書

安永二癸巳年林鐘上旬以智雄本書寫畢

高野山北谷宝泉院義長書

政四年^{壬子}年林鐘上旬以義長本写得一校了歛應

〔No.3〕「寛政九年本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵本（024 | 008 | 02）。複写資料で確認。

寛政九（一七六〇）年、英海（生没年不詳）写。袋綴装（四つ目綴）。二冊。

〔上卷〕

表紙共三〇丁。縦二三・〇cm。横一七・五cm。半丁八行。一行一六字。

〔外題〕不詳。

〔内題〕「聲實抄上」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

于時応永二年^{乙亥} 沽洗十六日書寫了 求法有善

寛政九歲次年乙五月六日^{ヨリ}再拜義長師學四座講

式ノ音曲一因^ニ得此書時々寫之六月初旬寫畢

金剛峯寺求道沙門惠性院英海

〔下卷〕

表紙共三六丁。縦二三・〇cm。横一七・五cm。半丁八行。一行一六字。

〔貼外題〕不詳

〔内題〕「聲實抄上」

〔尾題〕無し

〔奥書〕

本云

于時応永二年^{乙亥} 沽洗十七日^{題午} 書寫畢

私云於備後州御誦郡尾道浦西國寺教王

院爲自末學等令法久住師資相承之草

案以清書畢 求法沙門宥善

(祭文口伝・朝恵の跋文挟む)

于時元文五庚申年以朝恵手寫之本寫之

件本今在淨菩提院

高野山千手院谷普門院理峯資廉峯書

宝曆七^{丁丑}年臘月二日寫之畢

金剛佛子智雄拜書

安永二癸巳年林鐘上旬以智雄本書寫畢

高野山北谷宝泉院義長

峯寛政九年星次乙巳林鐘上浣以義長師本

拜寫畢 金剛峯寺求道沙門恵性院英海

行年三六

(No. 4) 「安政七年本」

上野学園日本音楽史研究所所蔵。複写資料で確認。

安政七(一八六〇)年、宥傳写。装丁不詳。一冊。表紙・裏表紙欠。四七丁。法量不詳。

半丁一一行。一行二〇字。

〔貼外題〕「聲決書」

〔内題〕「聲決書」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

(上卷)

于時応永二年^{乙亥} 沽洗十六日書寫畢

求法宥善

元文五年四月上旬於普門院表部屋廉峯良任房書写畢

同年十月廿日以右廉峯手写本書写之交合畢

進流末学寂照

安政七^{甲壬}三月十七日右本紙写得畢

進流末学宥傳

(下卷)

于時応永二年^{乙亥} 沽洗十七日^{題午} 書寫畢

私云於備後州御誦郡尾道浦西國寺教王院

爲自末學等令法久住師資相承之草案以

清書畢

求法沙門宥善

(祭文口伝・朝恵の跋文挟む)

于時元文五庚申年以朝恵手寫之写之
件本今在浄菩提院

高野山普門院理峯之資廉峯書

同五曆十月廿一日酉剋以右批本於和州居傳

村草庵敬写之了

同日對校了

進流末学寂照

安政七^庚年大□廿日写巧成

求菩提末学宥傳

(No. 5) 「元治元年本」(一八六四) 高野山親王院蔵。『統真言宗全書』三〇所収の『声実抄』の底本。書誌情報は序論三(二) (二) 参照。

以上が『声実抄』の各資料の書誌である。このうち (No. 2) と (No. 5) については澤田「一九八六」において報告されているが、(No. 1) (No. 3) (No. 4) は今回新たに報告するものである。

なお、諸本に共通して下巻には以下の延宝六年(一六七八)の朝恵の跋文が記載されている。

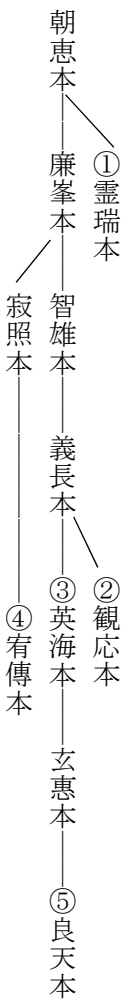
皆延寶第六歲次戊午臘月天雨雪閉房寒窓故寂守序奥有書題聲實鈔是則為明照密院家珍
累葉以不出家予旧思之求之感亦不虛而谷則在響仍閱之卷舒叵置又思心遂境而轉長
欲為紙旃則掌筆懷三寫爲鳥焉馬之恐矣故與同志祐賢子並机以日盜時競不日而功遂希後
見者音律正魚魯讀加添削而已(統真三〇・三四上〜下)

沙門朝恵

次に、以上の五本の奥書によって諸資料の関係性について言及する。

諸本ともに延宝六年の朝恵本から派生している。そして、(No. 1) 靈瑞書写本以外の四本は廉峯本から派生している。さらに、(No. 2) 観応本、(No. 3) 英海本、(No. 5) 良天本は義長本を経ている。観応本は、義長本を歛応が書写したものである。(No. 3) 英海本は、義長本を英海が書写したものである。(No. 5) 良天本は英海本を書写した玄恵本をさらに良天が書写したものである。すなわち、(No. 2) 観応本、(No. 3) 英海本、(No. 5) 良天本は総じて義長本から派生した資料である。

以上の系統を図示すると次のようになる。ここでは資料に付しているナンバー数字を丸囲み数字に改めた。



なお、第三項では、五本の資料の中で公刊され広く利用可能な『統真言宗全書』三〇所収の⑤の良天本を用いる。

第二目 系譜

真言声明の口伝書である『声実抄』には、大進上人流の系譜について「覚云」の口伝が記述されている。その口伝とは以下のものである。

覺云。北院亦名大聖院
宗覺法親王之御時。進ノ上人ヲ召シテ聲明ノ御談義七十日計アリ。自レ其相應院ノ一流定メ置ク。御談義ノ之間人人十五人也。其中ニ進上人弟子紀ノ上人具サニスレ之。上月房ハ進ノ上人二月坊御弟子ナレトモ御室ヘハ不レ寂也。進ノ聖上月房同ク中ノ河人也。又進ノ弟子ニ法嚴房アリ。天王寺信法院行基
建立圓禪房ハ法嚴房ヘ習也。紀上人ハ三寶院先師正等房ノ檢校時人ナリ。爲ニ灌頂堂ノ一虚空藏院ヲ建立ス。又聲明ノ大事等正等房ニ付屬云 32

この口伝では、まず、声明会議について述べられている。声明会議の開催者を、『声決書』が覺性法親王としているのに対し、『声実抄』は、「北院亦名大聖院
宗覺法親王之御時」とし、北院御室守覺法親王（一一五〇〜一二〇二）としている。なお、先述したように、もし久安年間（一一五〇年頃）にこの会議が開催されたのであれば、主催者が守覺法親王（一一五〇〜一二〇二）であることは守覺法親王の生年を考えると成り立たない。

また、会議の日数を、『声決書』が七十三日としているのに対し、『声実抄』は七十日としている。会議への参加者は、共に十五人で一致している。また、相応院流が一流として定め置かれたことが窺えるが、醍醐流についての言及はない。

そして、大進上人流が一流として定め置かれたという記述はない。しかし、大進上人流の初期の系譜について触れられている。これによると「紀ノ上人」つまり観験が宗観の弟子であり、何かを具さにしたこと、また、淨月房聖海はこの会議には参加しなかったことが分かる。観験は何かを詳らかにしたことが強調され、評価されているのに対し、淨月房聖海は会議に出ていないことが強調され、両者は対照的に記述されている。さらに、「法嚴房」慈業が淨月房聖海の弟子、また「圓禪房」つまり堅覚（一一八六〜一二四三）が慈業の弟子とされている。そして、観験が勝心に大進上人流を附属したことが記されている。

以上の『声実抄』が示す系譜をまとめると、大進上人流は、中川で宗観——聖海——慈業——堅覚と伝えられた系統と宗観——観験——勝心と高野山へ伝えられた系統の二系統が存在したことになる。これは、称名寺所蔵の『密宗声明血脈』の宗観——聖海の系統と宗観——観験の系統の二系統と同じであると考えられる。今後、前者を慈業系大進上人流、後者を観験系大進上人流と呼ぶことにする。

この慈業系大進上人流という呼び方は、新井（一九九一）で使用され始めたものである。新井（一九九一）は、慈業系大進上人流を「観験とは別系統の、すなわち聖海の門下の慈業の系統の大進上人流³³。」と定義している。また新井（一九九一）では、慈業系大進上人流資料は、「昭和六十一年より三ヶ年にわたる醍醐寺の声明資料調査³⁴。」によって発見されたものであるとしている。なお、本稿で使用する慈業系大進上人流の資料の多くは、その調査によって明らかになったものである。また、新井（一九九一）では高野山に本拠地が移って以降も、慈業系大進上人流は醍醐寺においてその命脈を保ったことが報告されている。

以上のように、『声実抄』と『密宗声明血脈』は、初期の大進上人流において高野山の観験の系統と中川の浄月房聖海の系統が併存していたことを示している。

『声実抄』の「覚云」の記述から導き出せる系譜を示すと左記のようになる。

〔系譜図3〕

宗観——観験——勝心

聖海——慈業——堅覚

また、『声実抄』では、覚証院方、金剛三昧院方、東南院方の三流について直接的な言及はなされていない。しかし、「覚証院」、「覚」、「細谷」とし、それぞれが隆然、覚意、恵海の指南であると推定可能な記述がなされている。さらには、般若房定意、宝蓮房祐真といった人物についての記述も多くみられる。また、これらの二人の博士の骨格が対比的に語られる記述が多かった。両者は十三世紀中頃にしのぎを削っていた兄弟弟子という印象を受ける。

また、流派について言及があるのは、「仁和寺」「高野」つまり、相応院流と進流についてである。したがって、『声実抄』は『声決書』に比して高野山内部の流派意識は希薄であったが、相応院流に対しては強く意識していたと考えられる。

最後に、以上のような『声実抄』の情報に、第一項の『声決書』等の口訣類の情報を合わせて検討する。両書は共に、初期の大進上人流には、慈業系大進上人流と観験系大進上人流の二系統が存在していたことを示唆している。また、覚意以前の般若房定意と宝蓮房祐真の二種類の博士についての情報が際立って多いという特徴も共通している。しかし、覚証院院方、金剛三昧院方、東南院方三流の実態については情報が少なかつた。ただし、隆然、覚意といった派祖と呼ぶに相応しい優れた人物がいたと認識していたことは確かであると思われる。

また、第一項では『声決書』と『密宗声明系譜』の情報から覚証院方が重弘以降に二系統に分かれたことが推定できたが、『声実抄』には覚証院方の分派に関する情報はなかった。

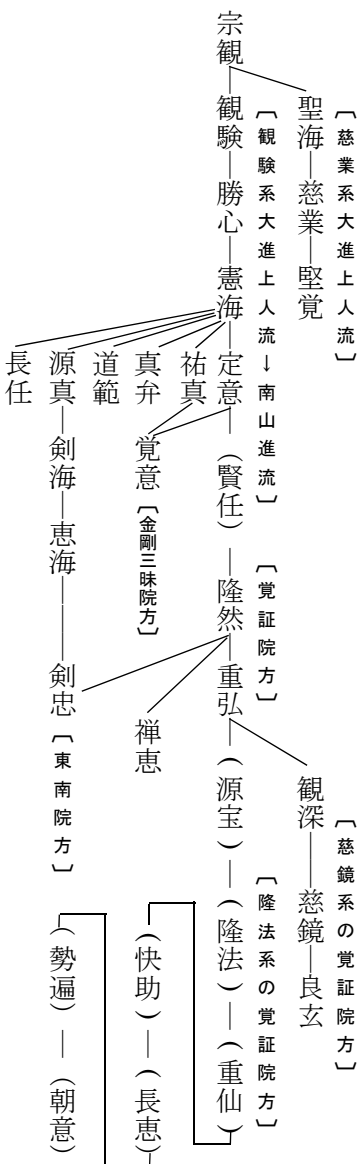
なお、この二系統への覚証院方内部の分派を、その後の『声明集』の展開が物語っている可能性がある。つまり、覚証院方の二系統の差異が、『声明集』の多様性に表れている可能性がある。したがって、第三章において、覚証院方の派祖とされる隆然に遡ることのできる『声明集』から重弘以降の二系統の覚証院方で伝承されたそれぞれの『声明集』の展開を追うことによって、『声決書』で主張されている覚証院方の二系統の存在を確認したい。なお、本稿では、重弘以後の覚証院方の二系統をそれぞれ慈鏡系と隆法系と呼ぶことにする。

今までの『声決書』と『声実抄』を始めとする口訣資料から導き出される初期から後期にかけての南山進流の声明相承の系譜を復元し、「系譜図4」として提示する。

なお、() は『密宗声明系譜』による情報である。また本稿では、観験系大進上人流は、勝心の時代に南山進流へと展開したと規定する(勝心は慈業に要請して大進上人流の本拠地を高野山に移転したとされる)。

当〔系譜図4〕は口訣資料の情報によったものであり、はたして観験系大進上人流が初期に覚証院方・金剛三昧院方・東南院方の三派に分かれていたのか、さらに覚証院方が慈鏡系と隆法系に分かれたのか否かについては第三章において改めて論じることとする。

〔系譜図4〕



第三項 『声明集』

本項では、初期において『声明集』が存在していたのか否かについて検討する。現在確認できる南山進流最古の『声明集』は十四世紀初頭のものである。十三世紀の大進上人流の『声明集』系の資料も現存していない。ただし『声実抄』には、『声明集』についての言及する「覚云」とする口伝が二つ掲載されている。第一は以下のものである。

覚云。我泉ノ師語云。進ノ様ニハ阿弥陀讃ニ博士無レ之、相應院ニハ在レ之。又相應院ニハ九條錫丈ニ無ニ博士一。進ノ様ノ博士用レ之云。爰般若房自筆ノ聲明集ヲ見ニ。阿弥陀ノ讃ニ博士ヲ付テ孕テ相應院ノ博士付ケレ之ヲ書給ヘリ。是ノ詞ヲ以テ我師ノ物語ヲ思ヘハ符号ス。進ノ様ニ阿弥陀ノ讃ニ無ニ博士一。今ノ進ノ様ノ聲明集ニ付タルハ相應院ノ様也。云。又云。阿弥陀ノ讃ハ呂律交テ付。文殊ノ讃唯律也。云。又云。阿弥陀ノ讃。ナウホミタハヤノヤヲソラセハ律ニナル。スクナレハ呂也。故ニ先ツ始ハ呂スヘキ間タソラス。第三句目ノ迦ラヤテハ呂ニスヘキ也。³⁵

これによると、大進上人流には元々「阿弥陀讃」に博士がなく、覚意が実際に般若房定意の自筆の『声明集』をみたところ相応院流の博士が記譜されていたという。

第二の事例は次のものである。

覚云。(中略)一般若房ハ聲明集羽商宮ノ三ニテ付レ之。羽ハ般若房三寶院ノ律師ノ御房ニ被レ傳ヘ。般若房ノ笛ノ圖ヲ被レ付事ハ。律師房ニ被レ習之時當座付レ之。律師般若房ノ被レ付見テ何ヲシタマフソト被レハレ云。且クハ昇下シテ不レ被レ進セ。シキリニ被レ仰セケレハ進レ之ヲ。律師見レ之歎レ之ヲ。我ニモ付テ給ト被レ仰セ云也。般若房ハ笛并呂律等委細存知スル人也。云。³⁶

これによると、般若房定意は「羽」と「商」と「宮」の三音によって『声明集』に博士を付していたという。

以上のように、『声実抄』には般若房定意が独自の『声明集』に博士を付していたこと

を示す事例が二例見出され、般若房定意が自ら書写した独自の『声明集』が存在していたと思われる。

また、称名寺所蔵の称名寺第二世明忍房釵阿（一二六一―一三三八）が書写した『十六大菩薩梵語讚』の本奥書にみえる覚意の言葉には次のように記述されている。

（朱）寶「」ノ声明集ニ有故也³⁷

この「寶」は宝蓮房祐真を指し示すと考えられる。したがって、この記述によると宝蓮房祐真も独自の『声明集』を使用していたようである。

また、これらの資料の記述は覚意³⁸に關係していることから、覚意が般若房定意及び宝蓮房祐真の自筆の『声明集』をみていたこと、或いは覚意が般若房定意と宝蓮房祐真より個別の『声明集』を相伝していた可能性も指摘できる。

なお、『声実抄』にも『声明集』についての言及ではないが、宝蓮房祐真の『声明集』が存在していたことが推定できる「細谷云」の口伝が存在する。この口伝は次のものである。

細谷云。薬師院ノ持本ニ守羽斗。或一本ハ守羽徴也云³⁹。

この、「薬師院ノ持本」が宝蓮房祐真の『声明集』であると考えられる。

以上のように、『声実抄』の記述から、十三世紀の後半には、般若房定意及び宝蓮房祐真の自筆の各別々の『声明集』が存在していたことが分かる。したがって、『声実抄』が言及する般若房定意と宝蓮房祐真の博士の骨格は、各の『声明集』に記譜されていたものである可能性がある。

なお、本章の第四節において、初期の『声明集』の博士の骨格を抽出した後に、この博士が『声実抄』の般若房定意か宝蓮房祐真のいずれの博士によって記譜されているのか確認したい。これよって、初期の『声明集』が般若房定意か宝蓮房祐真のいずれの影響をより強く受けているか明らかにしたい。

なお前述のように『声実抄』では、『声決書』で三流の「頭目」とみなされていた隆然、覚意、恵海の口訣も収載していることから、『声実抄』も彼らを派祖と呼ぶにふさわしい人物と評価していたことが推定できる。この中覚意は、『声明集』と『魚山薑芥集』が「覚意の五音博士」によって記譜されていることから、次節で述べるように『魚山薑芥集』の成立において大きな功績を果たしたとされる。

第二節 覚意の功績

第一節では、中期の口伝書の情報によって初期の実態についてみてきた。『声決書』にみられる声明史観は、江戸期の『密宗声明系譜』に継承され、覚意の功績に関する従来の先行研究⁴⁰もこの声明史観に基づいている。しかし、先述したように、『声実抄』では般若房定意、宝蓮房祐真、覚意、細谷恵海、隆然の指南が客観的に取り扱われているが、『声決書』は覚証院方中心の声明史観に立っていることに注意する必要がある。

ただし、本稿の主題の『魚山薑芥集』の成立過程を考えると、その声明譜の中心に位置するものは、「覚意の五音博士」である。これについては、『声決書』も

是又妙曲之賢哲ニテ常世流布スル五音博士之圖巧ミ出セル人ナリ。（中略）彼覺意大

ニ興シ一聲明ヲ一至ニ當代ニ一金剛三昧院ノ之流トテ稟承セル妙曲併テ覺意之遺徳也

と覚意に賛辞を贈っている。『声決書』でも、「覚意の五音博士」が普及し、当代において大進上人流の根本の博士は使用されなくなったという事実から、覚意の功績を認めざるを得なかったと考えられる。慈鏡は、その当時の流派意識は別にして、「覚意の五音博士」を南山進流の記譜法における重要な遺産と考えたと思われる。

したがって、本稿において『魚山薑芥集』の成立過程を論ずるにあたり、本節では、『魚山薑芥集』の記譜の根幹をなす「覚意の五音博士」を考案した覚意の功績について考察を行う。

第一項 覚意の相伝関係

本項では、覚意がどのような背景のもと、「覚意の五音博士」を考案したのかについて考察を行いたい。覚意は「覚意の五音博士」を考案するにあたり、当然のことながら何れかの声明の系譜から影響を受けていた。覚意の相伝関係を探ることにより、覚意の功績の背景を探ると共に、覚意以前の時代の南山進流の実態の解明の糸口も見出したい。

なお、ここでは、観驗系大進上人流だけではなく、慈業系大進上人流の系譜に於ける覚意の位置も探りたい。なお、新井(一九九九)によると、慈業系大進上人流は慈業の二人の弟子である宗源と堅覚から派生した宗源系と堅覚系との二系統に分類することができる。

覚意の系譜をみるにあたり、まず奥書から覚意の相伝関係を確認できる資料を示し、その後系譜について考察を行う。なお、資料編に覚意の相伝を伝える資料の一覧を「表1」「覚意相伝資料一覧」として掲載した。

第一目 覚意相伝の奥書を有する資料

奥書によって覚意が相伝したことが判明している声明資料は高野山に若干、さらに称名寺に多く残されている。以下にそれらを列挙する。

一 高野山

- 高野山で覚意の相伝を確認できる資料は、資料編①の(No.9)「供養讚並異説」、(No.10)「釈迦讚」、(No.17)「結縁灌頂声明」、(No.20)『声明博士口伝事』、(No.21)『曼荼羅供堂上作法』の五点である。

二 称名寺

称名寺所蔵の資料の中で確認できるものは、(No.1)「金剛薩埵漢語讚」、(No.2)「緊那羅天讚一傳也」、(No.3)「反音」、(No.4)「一傳讚」、(No.5)「第二重諸天漢語讚」、(No.6)「孔雀経讚進」、(No.7)「利菩薩〇語漢円禪房流」、(No.8)「如意輪讚進」、(No.9)「供養讚並異説」、(No.11)「十六大菩薩梵語讚」、(No.12)

までの系譜は『声実抄』の「覚云」の口伝にみられたものである。

(一) 宗源系の相伝系譜

称名寺所蔵の (No. 2) 「貳捌尊唐音讚」の奥書⁴⁶ の情報を基に作成した慈業系大進上人流の宗源系における覚意の系譜図を示す。

なお、(No. 8) 「天龍八部 第三重深秘」の奥書⁴⁷、(No. 19) 「緊那羅天讚」の奥書⁴⁸からは覚意が宗源の「秘讚」を相伝したことが分かる。ただし、それを誰から相伝したかは記されていない。

(大進上人宗観)——浄月房聖海——慈業)——宗源——玄慶——覚意

(二) 堅覚系の相伝系譜

称名寺所蔵の (No. 3) 「反音」の紙背⁴⁹ の書き込みと (No. 7) 「利菩薩〇語漢円禪房流」の曲名に付されていた注記⁵⁰ 及び奥書⁵¹ の情報を基に作成した、堅覚系における覚意の系譜図を示す。

(大進上人宗観)——浄月房聖海——堅覚——重圓(四天王寺系)——明本房——祐真——覚意

以上の二系譜図にみられるように、覚意に慈業系大進上人流の声明譜を伝えたのは、宝蓮房祐真と玄慶(一二九二)である。

覚意は、宗源系と醍醐流を相伝している玄慶から、宗源系の声明譜のみを相伝していることが確認できる。

また、観験系大進上人流と堅覚系にも位置付けられている宝蓮房祐真から両系統の声明譜を相伝していることが確認できる。

第三目 覚意の声明譜の相伝場所

覚意が声明譜を相伝した場所が明記してある奥書をみると、覚意の声明譜の相伝場所は高野山の金剛三昧院、または薬師院かのどちらかである。

しかし、新たに醍醐寺所蔵の声明譜と称名寺所蔵の声明譜の奥書の情報を併せ見ると覚意は醍醐寺観心院⁵² において玄慶から声明譜を相伝している可能性が見えてきた。

次の奥書は、醍醐寺所蔵の玄慶が隆成に「天龍八部讚」を伝えたことを示す奥書である⁵³。

弘安二年六月一日於醍醐観心院相伝了
隆成

この奥書によると、隆成が弘安二年(一二七九)六月一日に醍醐寺観心院において玄慶から「緊那羅天讚」を相伝していることが分かる。したがって、この時期に、玄慶は「秘讚」の伝授を醍醐寺観心院において行っていたと思われる。

次の奥書は、称名寺所蔵の「貳捌尊唐音讚」に付されている覚意が本資料を玄慶から相

伝していたことを示す奥書である⁵⁴。

又云

此寫本者醍醐式部律師玄慶奉習

乘願房私ニ被付本也而自玄慶大納改名

言僧都御房覺意相伝之

弘安二年六月十二日

覺意

この奥書によると、覺意は弘安二年六月十二日に玄慶から「貳捌尊唐音讚」を相伝している。この奥書からは、どこで相伝したかについては分からない。しかし、玄慶は、六月一日に、醍醐寺観心院において伝授を行っていたので、その後六月十二日に同地において、覺意へ「秘讚」を伝授した可能性が指摘できる。

また、『醍醐寺新要録』の「玄慶相承事」という項目の玄慶の声明の相承に纏わる場所の記述はすべて醍醐寺観心院である。以下に、それらの記述を挙げる。

なお、管見の限り、醍醐寺観心院以外における玄慶の伝授に纏わる記述は諸資料においてなかった。

左は、玄慶が醍醐流の『声明集』を醍醐寺の観心院で書写したことを示す奥書である。

聲明集奥書云、建長第六曆中呂下旬候、於醍醐寺観心院、撰之。(中略) 音曲沙門玄慶記之⁵⁵。

次の文は、玄慶が〈中唄〉を樹上人宗源から醍醐寺観心院で相伝したことを示す記述である。

中唄端書云、親奉對樹下上人、相傳之了○寛元第四曆蕤賓中候、於醍醐寺観心院、粗評定之了○相擊宗沙門玄慶⁵⁶。

次は、玄慶が醍醐寺観心院で「大阿闍梨声明」を相伝したことを示す奥書である。

大阿闍梨聲明奥書云、仁治三年五月十日、於醍醐寺観心院、仁賢阿闍梨、以所進上宮座主御房本、相擊学者玄慶⁵⁷。

これらの、記述から玄慶の声明の授受は、専ら醍醐寺観心院において行われていたことが分かる。

以上の隆成と覺意が玄慶から相伝した日付と玄慶の声明の授受の場所を考慮すると、覺意は醍醐寺観心院において「貳捌尊唐音讚」を玄慶から相伝した可能性があるといえる。もしそうであれば、覺意が醍醐寺に赴いて、慈業系大進上流を玄慶から相伝していたことになる。

また、称名寺所蔵の『十六大菩薩梵語讚』の覺意の奥書には、宝蓮房祐真の次のような本奥書が含まれている⁵⁸。

建長□(七)年□□(中秋)八日於實相寺書／寫畢天王寺聖人本也頗以秘□中／極秘也」(朱)權少僧都)金剛佛子祐□(真)

これによると、建長年間に宝蓮房祐真が堅覺の書写本を実相寺で書写したとされる。この實相寺が、醍醐寺にあった実相寺⁵⁹であるとすると、宝蓮房祐真が醍醐寺に赴いて慈業系大進上人流の声明譜を書写したことになる。

以上のことから、祐真と覺意は高野山においてではなく、醍醐寺で慈業系大進上人流の「秘讚」を相伝した可能性が指摘できる。

今までの先行研究において、大進上人流が高野山に移って以後の高野山の声明家と醍醐寺系の声明家との具体的な交流の実態については明らかにされていなかった。したがって、これは、声明の相伝における高野山と醍醐寺との関係性の解明の糸口となる事例であるといえる。

第二項 『声実抄』にあらわれた覚意の情報

本項では、『声実抄』から覚意自身の口伝を抽出し覚意に関する情報について考察を行う。

先述したように、『声決書』では、「覚意の五音博士」の考案は覚意の功績として評価されている。したがって、十四世紀の後半においては、覚意は、それまでの大進上人流の記譜法とは異なる南山進流独自の記譜法を創出した功労者としての地位を確立していたといえるであろう。

そして、『声決書』と同じく、十四世紀後半に撰述されたであろう『声実抄』には、「覚云」で始まる口伝が二十箇所掲載されている。本項では、この覚意のものと考えられる「覚云」の口伝によって覚意に関する情報について考察を行いたい。

第一目 般若房定意の自筆の声明本の存在

『声実抄』には、般若房の自筆の『声明本』について言及している「覚云」とする口伝が二つある。

(No. 1) 『声実抄』(続真三〇・四上)

覚云。世ノ博士ニ付テ般若房ノ自筆ノ本ニハ二説有リ。一説ニハ如レ常ノ上ノ宮甲ニ付ク。一説ハ徵ノ音ニ付是ハ乙也。此云何唄ノ如クヲ引キ畢ル也。

(No. 2) 『声実抄』(続真三〇・二三下)

覚云。我泉ノ師語云。進ノ様ニハ阿弥陀讚ニ博士無レ之、相應院ニハ在レ之。又相應院ニハ九條錫丈ニ無ニ博士一。進ノ様ノ博士用レ之云。爰般若房自筆ノ聲明集ヲ見ニ。阿弥陀ノ讚ニ博士ヲ付テ孕テ相應院ノ博士付ケレ之ヲ書給ヘリ。是ノ詞ヲ以テ我師ノ物語ヲ思ヘハ符号ス。進ノ様ニ阿弥陀ノ讚ニ無ニ博士一。今ノ進ノ様ノ聲明集ニ付タルハ相應院ノ様也。云。又云。阿弥陀ノ讚ハ呂律交テ付。文殊ノ讚唯律也。云。又云。阿弥陀ノ讚。ナウホミタハヤノヤヲソラセハ律ニナル。スクナレハ呂也。故ニ先ツ始ハ呂スヘキ間タソラス。第三句目ノ迦ラヤテハ呂ニスヘキ也。

なお (No. 2) の口伝は、本章第一節第三項で大進上人流の『声明集』を考察するために提示したものである。

(No. 1) の口伝には「般若房ノ自筆ノ本」とされているが、この口伝は〈如来唄〉の記譜についての指南なので、「般若房ノ自筆ノ本」は明らかに『声明集』を指していると思われる。したがって (No. 1) と (No. 2) は両方とも、覚意が般若房定意の自筆の『声明集』を見たことを示している。

先述のように『声決書』では覚意は宝蓮房祐真から声明の相伝を受ける以前に、般若房定意の下で声明を相伝していたとされており、覚意が般若房定意の自筆の声明譜をみる事のできる立場にあつたことは充分にあり得ると思われる。

第二目 相応院流の指南

『声実抄』には、高野山の指南と仁和寺の指南を対比した次の二つの口伝がある。

(No. 1) 『声実抄』(続真三〇・四下)

覚云。高野様ニ得長ノ得ト同様スル也云爾ヲ仁和寺ニハ金剛ト上ル也。是如来唄ノ世ノ博士ニ當ル也。所詮云何唄ト如来唄ト二説ヲ影略スル也。

(No. 2) 『声実抄』(続真三〇・一三下〜一四上)

覚云。五悔ノ始ノ四字ニハ段段無ニ拍子一。門ノ音ノ地ニハ有二拍子一者也。又云。勸請之高野ニハ始ノ句ヲハ導師皆唱フ。准セハニ後後ニ一遮那ニウツラハ諸衆同ク付クヘシ。他所爾也。又餘處ニハ三力禮佛皆取ニ次第ヲ一。高野ニハ不レ爾。餘處ト者多分仁和寺ノ相應院也。或云。常ニスル様ニハ博士ニ不レ合歟。ハカセハ門トアルヘシ。仍テ三寶院ノ先徳ノ口傳ニ自下アルヘシト云リ。自下トハ散華ニ多シ等也。

これらの口伝は、進流と相応院流の指南が対比されたものである。覚意は、相応院流の指南についても精通していたと考えられる。また、覚意の時代には、高野山において相応院流が当然行われていたと思われる。

第三目 故実の知識

『声実抄』には、守覚法親王の時代についての故実について記している次の二つの口伝がある。

(No. 1) 『声実抄』(続真三〇・二一上)

覚云。仁和寺ノ治浦ノ法印能覚。北院御室師範時初メ參上ノ時ハ。吉慶ノ盡未來際四礙智ノ長短ノ不同ヲ申ケルニ。初度ハ盡未來際ヲハ長ニ。四無礙ヲハ短ニスル申シ。後ノ度ハ盡未來等ヲ短ニト申タリケレハ。北院老已至歟ト被レ仰ケリト云。

(No. 2) 『声実抄』(続真三〇・二四上)

覚云。北院亦名大聖院
宗範法親王之御時。進上人ヲ召シテ聲明ノ御談義七十日計アリ。自レ其相應院ノ一流定メ置ク。御談義ノ之間人人十五人也。其中ニ進上人弟子紀ノ上人具サニスレ之ヲ。上月房ハ進ノ上人二月房御弟子ナレトモ御室ヘハ不レ寂也。進ノ聖上月房同ク中ノ河人也。又進ノ弟子ニ法嚴房アリ。天王寺信法院行基
建立圓禪房ハ法嚴房ヘ習也。紀上人ハ三寶院先師正等房ノ檢校ノ時ノ人ナリ。爲ニ灌頂堂ノ一虚空藏院ヲ建立ス。又聲明ノ大事等正等房ニ付屬云。

これらの口伝は、十三世紀後半の真言声明の歴史的状況について言及しているものである。

一つ目の口伝によって、能覚が守覚法親王の声明の師匠であったことが分かる。また、もう一つの口伝は先述した『声実抄』においては守覚法親王によって開催されたとされている声明会議の記述である。これらは、初期の大進上人の系譜について明かす古い伝承だと考えられる。

したがって、覚意が大進上人流の伝承をも担っていたということが出来る。

第四目 醍醐流の『声明集』についての認識

『声実抄』には、醍醐流の『声明集』についての口伝がある。

覚云。文殊ノ讚ヲ醍醐ニハ秘シテ聲明集ニ雖レ載スト奥ニ書レ之ヲ。阿弥陀ノ讚ヲハ尚ヲ秘シテ不レ載セ。又文殊讚ヲハ名ニ清涼讚トモ一也。例セハ云何唄ト云如シ。又依ニ住處一ナリ⁶⁰。

この口伝から、覚意が醍醐流の『声明集』についても詳しく分かったことが分かる。先述したように覚意は、醍醐流の『声明集』を書写した玄慶から「秘讚」を醍醐寺において相伝している可能性があることから、覚意が醍醐流の『声明集』に精通していた可能性もある。

なお、他にも『声実抄』には「覚云」として、他流の情報⁶¹や、作法等の指南⁶²が多数掲載されている。

以上のように覚意は、般若房定意の自筆の『声明集』、相応院流の指南、守覚法親王の時代の故実、醍醐流の『声明集』等に精通していたようである。このことから、『声実抄』において、大進上人流のみならず、真言声明や法会の故実に通達した人物としての覚意の姿が浮き彫りになった。これらの覚意の口訣は、真言声明の口訣としては現在確認できる最古層に属するものなので、鎌倉期以前の真言声明の状況を伝える大変貴重な情報源となるだろう。

また、『声実抄』の口伝において、「覚云」の情報量は群を抜いている。多くの「覚云」の情報を『声実抄』の撰者が掲載したのは、十四世紀末に覚意の口伝が多く残っておりかつ重視されていたからだと考えられる。

したがって、この時代、覚意は、「覚意の五音博士」の考案者としてのみならず、声明に関わる様々な事柄に精通した達匠として評価されていた可能性があるといえるだろう。

第三項 「覚意の五音博士」以前の記譜法

第一目 慈業系大進上人流の記譜法

覚意以前に書写された南山進流の声明譜は現在まで発見されておらず、後世の伝授譜、口訣書、声明血脈等によって覚意以前の上記の声明家達の系譜が知られているばかりであ

る。つまり、高野山には先にみてきた系譜を確定する鎌倉期以前に書写された伝授譜は残っておらず、南山進流の系譜は主に室町期以降の資料によって明らかにされてきたのである。

このような理由から、覚意以前の南山進流の実際の音曲・記譜法がどのようなものであったかということについては分かっていない。

ただし、新井〔一九九九〕によると、「覚意の五音博士」を用いて翻譜し直す前の南山進流の従来の記譜法は、大進上人流のそれであったと考えられている⁶³。

南山進流の前身の大進上人流系統の声明譜の記譜法は、覚意とは直接関係がないと考えられている醍醐寺所蔵の資料によって解明の糸口が見いだされつつある。この資料は、慈業系大進上人流の声明譜である。

つまり、現在、観験系大進上人流の「覚意の五音博士」以前の様式の声明譜は高野山に現存していないが、醍醐寺に慈業系大進上人流の覚意以前の様式の声明譜が残っているということである。この醍醐寺の資料によって、大進上人流の元々の記譜法が明らかになりつつある。

その声明譜には、「干」「五」「上」「夕」「中」「下」「六」の笛の七つの音孔名が博士に付されている(図1参照⁶⁴)。

そして、慈業系大進上人流の声明譜の博士の骨格を博士図に帰納したものが図2である⁶⁵。なお、この博士図は寛文四年(一六六四)に書写されたものを参考とし作図したとされる。また、これと同様の博士図が、慈業の十三世紀前半の『呂律抄』に掲載されているという⁶⁶。



図1 横笛図(新井〔一九九六〕)

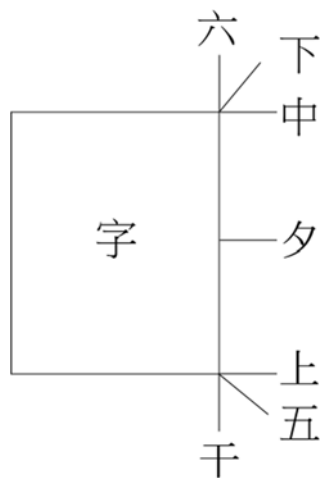


図2 平調笛譜帰納博士図(新井〔一九九六〕)

なお、『声実抄』によると、この笛の音孔名が付された博士は高野山においても使用されていた。このことについては後に詳しく述べる。

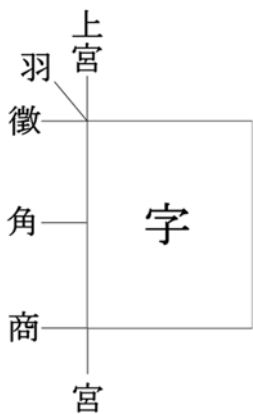
第二目 任賢の記譜法

「醍醐流」の声明の基盤を作ったとされる。⁶⁷ 醍醐寺座主の勝賢（一一三八〜一一九六）の弟子の任賢（一一八七以前〜一二一八以降）は「五音博士」を用いた記譜法を考案したとされている。

この記譜法は、笛の音孔名ではなく、「宮」「商」「角」「徵」「羽」の五音を配した博士図に基づいている。先行研究では、この博士図に基づく博士を「任賢様の図博士」と呼んでいる。これを博士図に帰納したものが図3「任賢様の博士図」⁶⁸である。この図では、「宮」が詞章の左下から真下へ、「商」「角」「徵」が詞章の真横から水平に、「羽」が詞章の左上から左斜め上に出ている。

この博士図は、遍智院二品親王聖尊（一一三〇三〜一一三七〇）の『音律菁華集』⁶⁹の中に醍醐様の博士図としてみられるので、当書が書写された元弘二年（一一三三二）以前に既に存在していた。

図3 任賢様の博士図



なお、任賢自らが記譜した声明譜は残っていない。「任賢様の図博士」によって記譜されているのが醍醐寺の心海（一二三四以前〜一二四一〜）、玄慶（一二一八〜一二九八）それぞれが編纂した『声明集』である。心海が編纂した『声明集』⁷⁰（一二三四年編纂）も玄慶が編纂した『声明集』⁷¹（一二五四年編纂）もともに新井（一九九六）では『声明集』と呼ばれている。

第三目 高野山の「覚意の五音博士」以前の記譜法

先述したように、高野山には一二三五年に大進上人流の本拠地が中川から移る前から観験系大進上人流が存在していたと考えられる。しかし、高野山には、「覚意の五音博士」以前の声明譜が残っていないので、どのような記譜法が高野山において使用されていたのかについては不明である。

先述した醍醐寺所蔵の心海の『声明集』には観験の記録とみられるものがある。これによつて観験が『声明集』系の譜本を相伝していた可能性を新たに指摘できる⁷²。もしそうであるならば、高野山の『声明集』系の譜本は観験から派生した可能性も出てくる。

しかし、高野山に現存する『声明集』系の譜本は「覚意の五音博士」によつて記譜されたものしか残っていないので、観験がいかなる記譜法を用いていたのかについては不明である。

さらに、観験以降の勝心、憲海（一二三四〜一二五七〜）、般若房定意などの観験系

大進上人流の諸師達の用いていた記譜法についても分かっていない。

また、高野山に現存する「秘讚」の譜本も「覚意の五音博士」によって記譜されたものしか残っていない。したがって、それ以前の高野山の諸師がいかなる記譜法によって「秘讚」を記譜していたのかについても不明であるが、次に示すように「覚意の五音博士」以前の高野山の記譜法を伝える事例を二例確認できた。

(No. 1) 慈鏡撰『声決書』応永三年(一三九六年)

進流醍醐大原此三流之声明ハ以ニ横笛之譜ヲ一造ルレ之ヲ。相応二流菩提院西方院ト
ノ三流ノ声明ハ以ニ琴譜ヲ一造レリレ之⁷³。

この記述によると、大進上人流と醍醐流は笛の譜を使用して博士を記譜していたという。

(No. 2) 「吉慶梵語三段秘曲」

この資料は、高野山大学附属高野山図書館に所蔵されている「吉慶梵語第三段秘曲」の曲譜であり、「伽陀秘讚類」の中に収載されている。当資料の書誌を示す。

「吉慶梵語三段秘曲」

高野山大学附属高野山図書館所蔵。資料名「伽陀秘讚類」(普—金フィルム番号 259 01)

嘉暦四(一三二九)年、融濟書写。二紙。装丁不詳。法量不詳。

〔奥書〕嘉暦四年正月十七日於高野山一心院奥坊書写畢 権律師融濟

当資料の奥書によると、当資料は嘉暦四年(一三二九)に高野山一心院で融濟が書写したものである。左は当曲の最後の十二詞章とその博士である。

「吉慶梵語第三段秘曲」 「菅くも也」

巴禪房方傳云 實光房快全傳也云

婆 縛 親 扇 底 迦 蘭

答 縛 你 也 進聖人様也云

この「菅」の下には「巴禪房方」つまり堅覚の伝、さらには快全の伝と記されている。

また、「也」の下には「進聖人様」つまり大進上人宗観の様と記されている。なお、堅覚、快全は大進上人流の流れを汲む人物である。

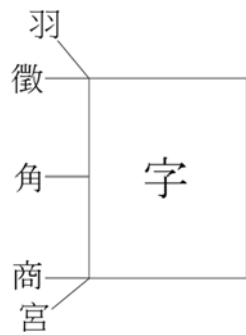
この博士の帰納博士図を、左に示した称名寺所蔵の「吉慶梵語三段秘曲⁷⁴」の同一詞章の「覚意の五音博士」による記譜を参考にして作成し、図4 「吉慶梵語三段秘曲」帰納博士図」として提示する。

「吉慶梵語第三段秘曲」 「菅くも也」 (称名寺蔵)

波 縛 靦 扇 底 迦 蘭

答 縛 你 也

図4 〈吉慶梵語三段秘曲〉帰納博士図



この博士図は、図3の「任賢様の図博士」のように「羽」の位置が詞章の左上から斜めにてでている。ただし、「宮」の位置は「詞章」の左下から真っ直ぐ下に向いておらず、斜め下に出ている。これが大進上人流の様の博士図であるのか否かについては、この一例からだけでは判断できない。

以上のように、「覚意の五音博士」以前の高野山で大進上人流所伝の記譜法が使用されていた形跡はあった。しかし、これは、図2の慈業系の博士図とも図3「任賢の博士図」とも相違するものであった。したがって、「覚意の五音博士」以前には統一的な記譜法が確立されておらず、規範となる新しい記譜法の考案が俟たれていたと考えられる。

第四目 『声実抄』の「笛の図」

『声実抄』には「笛の図」、つまり笛の音孔名が付されている博士についての記述が六箇所ある。以下において一箇所ずつ原文または博士を示し、考察を行う。

(No.1) 『声実抄』(続真三〇・四下〜五上)

般若房本事ノ声明ニ笛ノ圖被レ付。答申。答サモヤアリツラヌトモ當時不ニ流布一。

但或ハ顧ニ其恐ヲ一終ニ無ニ笛圖一云

この箇所の口訣の主については不明である。これは、般若房定意が「本事の声明」に笛の音孔名が付されている博士を記譜したかどうかについての問答である。

問に対して、般若房定意は最初笛の音孔名によって博士の記譜をしていたと思われるが、現在流布していないのでそのことは分からず、流布しないことを恐れてなのか最終的に笛の音孔名の博士は存在しなくなったと答えられている。

なお、「本事の声明」が何を指し示すかについては不明である。

(No.2) 『声実抄』(続真三〇・七下〜八上)

細谷（中略）又云。高野ノ散華ノ笛ノ圖ハ在ノ終ヲハ子タル様ニ見タリ。是ハヲサエタリト見タリ然ラ声明集ニハネテ付ク是レ誤リ歟。仍テ在ヲヲサヘテ有ヲスルハ其聞キ善シ。又在ト道トノ中ヲ勿レ切其由歟。在ト有トヲ一氣ノ様ニユル人アリ。ヲサウルヨリモ其聞キ劣レリト云

これは〈散華〉についての口訣である。この口訣は、高野山の細谷恵海（十三世紀）のものである。この口訣によつて高野山では「笛ノ圖」の博士が用いられていたこと、及びその高野山の「笛ノ圖」の〈散華〉の「在」の末の箇所博士の付け様は恵海がみている『声明集』と同様に「ハ子テ」いたことが分かる。

なお、左記の博士は『魚山薑芥集』の「在」の博士である。『声実抄』にはこれと同じ博士が「是」の博士として口訣の文章の行間に記譜されている。これらの博士の末の箇所は「ハ子テ」いないようにみえる。

『魚山薑芥集』〈散華〉「在」（e—4）（大正八四・八二六上）

在

イ
長
長
矢
ツヨク切イノカナハ羽ノ中ホトニ合

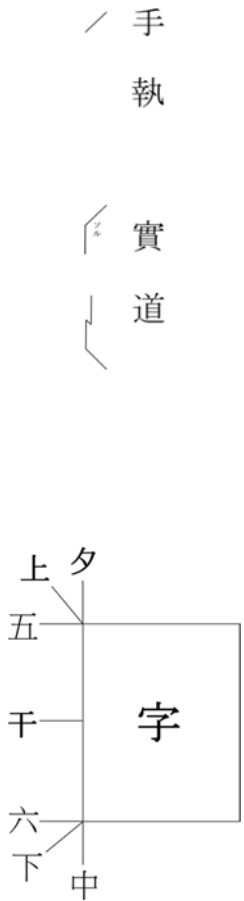
(No.3) 『声実抄』 (続真三〇・八下)

私手モ實モ同シ商ナレトモ手ニソラス實ニハソラス所謂般若房ノ笛ノ圖ニ手ニハ六ヲ付ケ實ニハ下ヲ付ク是一律ノ不同ナリ。

これは、左記の upper 段に示した〈三条錫杖〉についての口訣で、「私」とあるので撰者の文言と考えられる。

『声実抄』〈錫杖〉「手執實道」
(続真三〇・八下)

図5 『声実抄』「笛ノ圖」〈錫杖〉帰納博士図



般若房の「笛ノ圖」の「手」には笛の音孔名の「六」||「一越」、 「實」には「下」||「上無」が付されていたという。したがって、般若房の「笛ノ圖」には、実際に「六」||「下」の二つの音孔名が付されている博士が記譜されていたということになる。〈錫杖〉は「盤渉調」である。したがって、「盤渉調」の大進上人流の笛の博士図を示すと図5となる。「六」は「嬰商」、 「下」は「商」となる。おそらく、「般若房ノ笛ノ圖」は右に示した図5のような帰納博士図に基づいて記譜されていたので、同じ「商」である「六」と「下」を書き分けることができたのだと考えられる。

なお、右に示した〈錫杖〉の「實」の「商」の博士には「ソル」と記されている。この

「商」は始音の「下」（「上無」）から「ソル」ことによって一律音が上がり「六」（「一越」）になったと考えることができる。したがって『声実抄』の「手」の「商」は最初から「六」なので、「ソラサス」、一方「實」の「商」は一律低い「下」なので「ソラス」とそれぞれ指南されているのだと考えられる。

(No.4) 『声実抄』（続真三〇・一九下）

已下讚等ノハカセ以レ之可ニ準知一。此博士ノ様ハ聲明ノ最初笛ノ圖ヲ以付初タルスカタ也

これは〈四智梵語〉についての口訣である。この口訣の直前には、左記に示した笛の音孔名が付された博士によって記譜されている〈四智梵語〉の「笛譜」⁷⁵がある。

この博士が、口訣で述べられているように、「聲明ノ最初笛ノ圖ヲ以付初タルスカタ」であるならば、「覚意の五音博士」以前の記譜法で記譜されている貴重なものといえる。

『声実抄』（四智梵語）「笛譜」（続真三〇・一九上）



今回は、この〈四智梵語〉の博士と比較するために、「覚意の五音博士」で記譜されている『魚山薑芥集』の中から右の「笛譜」に対応する博士を抜き出して左に示した。

なお、『声実抄』では「笛ノ圖（笛ノ圖に基づく記譜法）」と明示された博士は当所と後述する〈東方讚〉だけに見られる。

また、『声実抄』には、右の「笛譜」の博士に先だって、「覚意の五音博士」で記譜されている博士も掲載されている。これは、左記の『魚山薑芥集』の博士と同一である。

因みに、『声実抄』は〈四智梵語〉の一部の詞章・博士だけを抜き出して掲載し、口訣を含む解説を加えており、曲全体に亘るものではない。

『魚山薑芥集』（四智梵語）「覚意の五音博士」（大正八四・八三六中）

心海本『声実抄』（醍醐寺蔵一九八函一一三號）



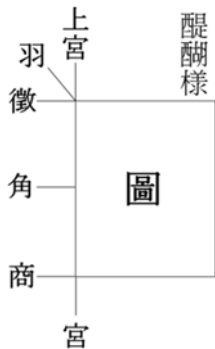
さらにこの問題について検討するために『声実抄』の別の口訣を検討する。

すなわち『声実抄』の〈吉慶漢語〉第三段の「金」についての口訣の中で

醍醐五音ノ圖聲花抄ニ委細見タリ⁷⁶

とした後に、左の図6の博士図と口訣を載せている。

図6 醍醐様博士図（続真三〇・二〇下）



『声実抄』（続真三〇・二一上）

私云今此書多分此圖ノ博士見タリ。然者進ノ様之根本是也。如レ是商角徵一體ニ見テ位甚異也能々可レ思レ之也^云

「此書」つまり「聲花抄」とは、聖尊の撰した『音律菁華集』のことだと考えられる。なぜならば、『音律菁華集』にも図6と同一の博士図が掲載されている。この記述によると図6の「醍醐様」の博士図つまり「任賢様の博士図」は「進ノ様之根本」ということになる。

また、冒頭に示した『声実抄』（四智梵語）の口訣では「聲明ノ最初笛ノ圖ヲ以付初タルスカタ」とされ、また同書において「醍醐様」の博士が「進ノ様之根本」とされ、さらに『声実抄』の「笛譜」の「呂」の箇所が「任賢様の博士」と類似していることから、『声実抄』の「笛譜」は「任賢様の博士」で記譜されている可能性が高い。

ただし、「任賢様の博士」は「五音」が博士に付されているのに対し、『声実抄』の「笛譜」の博士には「干」「五」「上」「夕」「中」「下」「六」の七声が付されているので、『声実抄』の「笛譜」が「任賢様の博士」を基に記譜されていると断定することは難しい。

なお、『声実抄』の「笛譜」の「呂」の箇所を先の高野山大学附属高野山図書館蔵の〈吉慶梵語三段秘曲〉を参考にして帰納すると、前記の図4の帰納博士図と一致する。

「任賢様の博士図」と図4の〈吉慶梵語三段秘曲〉の帰納博士図とは、「宮」の位置が詞章の左下から真つ直ぐ下に出ているか、斜めに出ているかの違いはあるが、他の「商」「角」「徵」「羽」の位置は同じである。特に両者の「商」「角」「徵」は詞章の左から水平に出ている。

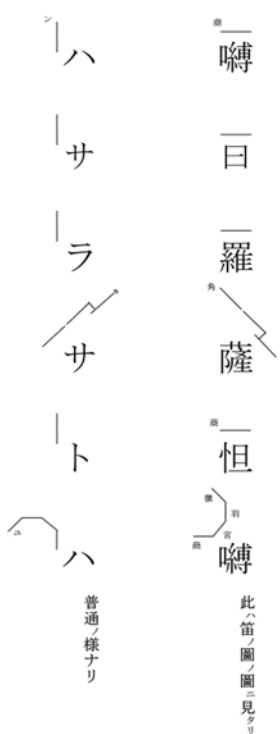
以上のことから、大進上人流の根本の博士図は、詞章の左側上、左側真ん中、左側下の三方向から水平に博士が出ていて、そこに笛の音孔名が記されていたと想定することが出来る。

(No.5) 『声実抄』(続真三〇・二二上)

此ハ笛ノ圖ノ圖ニ見タリ

これは〈東方讚〉についての口訣である。この口訣は左記の〈東方讚〉の右側の漢文の詞章の下に付記されている。左側の普通様の博士は、『魚山叢芥集』の記譜と同様である。なお、口訣の文は「此ハ笛ノ圖ノ圖ニ見タリ」とするが、上の詞章に付されている博士は五音博士であり、なおかつ後記する図7の「覚意の五音博士」の三重の音位で記譜されているので、これを「笛ノ圖」による博士とみなすことは難しい。

『声実抄』〈東方讚〉普通様及び「笛ノ圖」(続真三〇・二二上)



(No.6) 『声実抄』(続真三〇・二四上)

一般若房ハ聲明集羽商宮ノ三ニテ付レ之。羽ハ一般若房三寶院ノ律師ノ御房ニ被レ傳ヘ。一般若房ノ笛ノ圖ヲ被レ付事ハ。律師房ニ被レ習之時當座付レ之。律師般若房ノ被ヲレ付見テ何ヲシタマフソト被レハレ云。且クハ昇下シテ不レ被レ進セ。シキリニ被レ仰セケレハ進レ之ヲ。律師見レ之歎之ヲ。我ニモ付テ給ト被レ仰セ云也。般若房ハ笛并呂律等委細存知スル人也云。

この口訣では、般若房定意が「五音」によって『声明集』を記譜していたこと、さらに、正等房勝心も「五音」を使用していたことが記述されている。また、般若房は「笛ノ圖」を付けて勝心から褒められたようである。この逸話によると、笛の音孔名が付された博士以前から「五音博士」も存在していたことになる。

以上のように、『声実抄』の「笛ノ圖」を精査したところ、実際に笛の音孔名の博士図に帰納できるもの、さらには、「任賢様の図博士」に帰納可能なもの、さらには「覚意の五音博士」に帰納されるものがあつた。

特に〈三条錫杖〉についての口訣は、般若房定意が実際に笛の博士を用いていたことの

可能性を窺わせるものであった。

また、〈四智梵語〉の「聲明ノ最初笛ノ圖ヲ以付初タルスカタ」の博士は、笛の音孔名が付されてはいるが、「任賢様の図博士」、もしくは「大進上人流の様」によって記譜されている可能性もある。

今回の『声実抄』の「笛ノ圖」の記述の考察によって、「覚意の五音博士」以前の高野山では、慈業系大進上人流の記譜法や醍醐流の記譜法と類似する記譜法が使用されていたことを指し示すことが確認できた。

以上のことから、「覚意の五音博士」が考案される以前の高野山の大進上人流では、慈業系大進上人流の記譜法と醍醐流に近い記譜法が併用されていたと思われる。

第四項 五音博士の考案

現在の真言声明の譜本のほとんどは、覚意が考案したとされる「覚意の五音博士」で記譜されている。覚意が考案したとされる「覚意の五音博士」を帰納した博士図が図7である。

図7 覚意の五音博士図



「覚意の五音博士」は角度によって音高を表すことが可能で、四十五度の間隔で「宮」「商」「角」「徵」「羽」の五音で表記された博士を記譜するものである。なお、「覚意の五音博士」を図式化した図7の「覚意の五音博士図」は「高野様」の博士図として聖尊の『音律菁華集⁷⁷』にみられるので、少なくとも当書が書写された元弘二年（一二三二）以前にこの五音博士図が作られていたことは明らかである。

後述するように、称名寺所蔵の幾つかの「秘讚」には覚意自らが相伝した「秘讚」の声明譜を五音博士によって記譜し直したことを示す奥書がある。また、覚意が相伝した醍醐寺所蔵の慈業系大進上人流の「秘讚」は、笛の音孔名が付された博士によって記譜されている。つまり、覚意は笛の音孔名が付されている博士を五音博士に記譜し直したといえる。一方、覚意が相伝した観験系大進上人流の「秘讚」の記譜法は、資料が高野山に残っていないので不明である。

また、高野山の『声明集』系統の譜本がどのような経緯で「覚意の五音博士」によって記譜されるようになったのかについても不明である。

先述したように、覚意が五音博士による記譜法を考案したという伝承は、十四世紀後半の『声決書』と『声明集私案記』等の口伝書による。なお、『声実抄』にはこの伝えは記述されていない。

『声決書』には、次のように記述されている。

次般若房ノ同朋寶蓮房祐眞之上足。金剛三昧院之住僧證蓮房覚意金剛三昧院方ノ聲明

興ニ始ス之一。是又妙曲之賢哲ニテ當世流布スル五音博士之圖巧ミ出セル人ナリ。初ハ奉レ值ニ般若房ニ一。常途之聲明學フレ之ヲ。般若房入滅之後奉レ值ニ祐眞ニ一。秘讚乞戒阿闍梨聲明等相ニ傳ス之ヲ一。其後得テニ祐眞之聽許リ一歸テニ本院ニ一弘ニ通ス聲明ヲ一又造ニ五音博士之圖ヲ一持ニ參シテ藥師院ニ一令レ見ニ祐眞ニ一。寶蓮房祐眞見レ之ヲ美嘆無レ極。即曰ク。於テニ當流ノ博士ニ一以ニ此圖ヲ一尤可レ爲ニ正本ト一。相構ヘテ後世勿レ令コトニ傳テ絶一云云。美嘆之詞祐眞自筆之與書 78。秘讚聲中在ニ其數多也。

これによると、覚意は「覚意の五音博士」を最初に宝蓮房祐真にみせ、祐真から大進上人流でこれを用いるよう賛辞の言葉をかけられたとされている。しかし、『魚山叢芥集』になると、覚意は最初、般若房定意に見せたことになっている⁷⁹。このように、後世になると、覚意が最初に五音博士を見せた相手が、宝蓮房祐真から般若房定意に変わっている。これによって、覚証院方の正嫡の般若房定意と「覚意の五音博士」の創造が結び付かれている。

また、以下のように『声明集私案記』にも覚意が「覚意の五音博士」を作ったことが記されている。

昔シ五音博士ノ圖ヲ作ル勝蓮房ハ訶ノ末ノ徴ヲ角ヨリ突上ル也。高野衆徒方ニハ折リ上ク。金剛三昧院ニハツキ上ク。何モノレ苦然レトモ田舎ニハ多分折リ上テスル也⁸⁰。

以上のように既に中期の初めには、覚意が五音博士を考案した伝承の存在が確認される。この伝承と矛盾する情報も管見の限り見あたらず、覚意が「覚意の五音博士」を考案したことはほぼ間違いないと考えられる。

第三節 覚意の翻譜

第一項 本節の趣旨

覚意の最大の功績は、「覚意の五音博士」の考案とされている。しかし、それに引けを取らない覚意の重要な功績は、それまでの大進上人流の声明譜を「覚意の五音博士」に記譜し直した翻譜作業である。自ら「覚意の五音博士」を考案したとする覚意自身の言葉は残っていないが、従来の記譜法で記された声明譜に五音博士を付したとする覚意の言葉が残っている⁸¹。先行研究でも、覚意がそれまでの大進上人流の「秘讚⁸²」を自らが考案した「覚意の五音博士」によって翻譜したとされているが、具体的な論拠は示されていない。

そこで本節では、五音博士を付す前の覚意の声明譜と、五音博士が付された後の声明譜を特定し、両者の曲節が一致することを確認し、覚意が従来の声明譜を五音博士に書き直したことを確認したい。

近年、覚意が五音博士によって翻譜し直した「秘讚」⁸³の写本が称名寺に現存していることが判明した。これは、称名寺に所蔵されている種々の「秘讚」の奥書を含む膨大な情報が公開され⁸⁴、その中に覚意が相伝し五音博士によって翻譜されている慈業系大進上人流の「秘讚」を発見したことによる。そこで、まず称名寺所蔵の「秘讚」の中から覚意が相伝した慈業系大進上人流の「秘讚」を抽出し、醍醐寺所蔵の慈業系「秘讚」の中か

ら対応する「秘讚」を特定し、両資料を比較対照することによって、覚意がそれまでの声明譜を五音博士を用いて書き直したことを明らかにしたい。

なお、公開された称名寺の「秘讚」の中には観験系の「秘讚」も多数含まれているが、観験系の五音博士以前の古い譜本が発見されていないため、比較対照することができなかった。また醍醐寺には、「秘讚」以外にも、覚意が翻譯する前の慈業系の譜本とみられる資料が若干残っている。その他、称名寺の「秘讚」には、相伝経路が不明の釧阿自筆本「秘讚」、さらには釧阿以外の者が書写した「秘讚」も幾つか存在するが、これらの検討は今後の課題としたい。現在、覚意の自筆の声明譜は発見されていない。

また、称名寺には、「秘讚」以外にも、鎌倉期の後半（十四世紀初頭）に書写された「覚意の五音博士」で記譜されている覚意の系統の声明テキストが多数現存している。その声明テキスト群には、「供養法」、「讚」、「法用」をはじめとする諸資料が含まれている。これらについては後に詳しく考察する。

最後に、本節で「秘讚」の分類に使用する略称を示す。

- ・〔称名寺秘讚〕 〓 称名寺所蔵の覚意が相伝した「秘讚」。
- ・〔称名寺観験系秘讚〕 〓 称名寺所蔵の覚意が相伝した観験系大進上人流の「秘讚」。
- ・〔称名寺慈業系秘讚〕 〓 称名寺所蔵の覚意が相伝した慈業系大進上人流の「秘讚」。
- ・〔醍醐寺慈業系秘讚〕 〓 醍醐寺所蔵の慈業系大進上人流の「秘讚」。
- ・〔慈業系秘讚〕 〓 〔称名寺慈業系秘讚〕と〔醍醐寺慈業系秘讚〕のどちらにも分類できない慈業系大進上人流の「秘讚」。

第二項 覚意の翻譯に関する先行研究

新井（一九八三）⁸⁵では、『魚山薑芥集』に見られるような、反音曲の全体を「呂」か「律」で統一的に記譜する記譜法が覚意の翻譯作業の際に確立されたかどうかを明らかにするために、称名寺所蔵の覚意自身が翻譯したことが判明している四曲の「秘讚」と醍醐寺所蔵の「秘讚」（覚意が翻譯する前のテキスト）との比較考察が試みられている。なお、称名寺所蔵の覚意の相伝した「秘讚」の一覧を時系列順に並べ、番号を付し、資料編に「表2」として掲載した。

（No. 14） 〈天竜八部 第三重深秘⁸⁶〉

『醍醐寺新要録⁸⁷』の第二十一の「天竜八部讚反音曲也呂乙出之」という記述により、大進上人流系統の同曲は「呂」の「徵」から出音していることが判明した。称名寺所蔵の〈天竜八部 第三重深秘〉は「呂」と注記がありながら、一位高い「羽」で出音している。そのため、称名寺所蔵の「天竜八部 第三重深秘」は覚意が律曲化した可能性があると指摘されている。

ただし、新井（一九八三）でも認められているが⁸⁸、醍醐寺所蔵の実際の声明譜との対照はなされていない。

（No. 12） 〈多聞・吉祥⁸⁹〉

新井（一九八三）では、醍醐流の『声明集』の〈毘沙門讚〉と称名寺所蔵の同曲とが比較されている。

醍醐流の『声明集』の「呂」と注記されている箇所は、称名寺所蔵の同曲の同箇所より

も一位低く記譜されている。この理由によって、覚意が「呂」から「律」に翻譜した可能性があるとされている。

ただし、新井〔一九八三〕において、醍醐流の『声明集』の本曲は「南山進流所伝かどうか明らかでない。⁹⁰」と指摘されているように、醍醐流の『声明集』の〈毘沙門讃〉の記譜法が大進上人流の記譜法であるかについては不明である。

(No. 9) 〈恵十六大菩薩梵語讃⁹¹〉

新井〔一九八三〕では、まず『魚山薑芥集』所収の〈金剛薩埵〉Ⅱ(東方讃)、〈金剛宝〉Ⅱ(南方讃)、〈金剛法〉Ⅱ(西方讃)、〈金剛業〉Ⅱ(北方讃)と称名寺所蔵の〈恵十六大菩薩梵語讃〉所収の同曲とを比較し、博士の一致を確認している。

この中の醍醐流の『声明集』所収の〈東方讃〉と『魚山薑芥集』所収の〈東方讃〉との比較によって、醍醐流の『声明集』の「呂」と注記されている箇所が、『魚山薑芥集』の同曲の同箇所よりも一位低く記譜されていたことが明らかになった。したがって、称名寺所蔵の同讃は、覚意が「呂」から「律」に翻譜した可能性があるとされている。

ただし、新井〔一九八三〕でも、「祐真所伝の譜本がいかなるものであったかは明らかではない。⁹²」と述べられているように、覚意が翻譜するために使用した原本に想定される資料との対照はなされていない。

(No. 16) 「貳捌尊唐音讃⁹³」

新井〔一九八三〕では、本曲の概要が紹介されているのみである。「今この覚意の五音譜に翻譜された譜本と直接比較するための醍醐流の資料を持ち合わせていない。⁹⁴」と記述されている通りである。

以上、新井〔一九八三〕では、醍醐寺所蔵の大進上人流系統の声明譜は使用されていないが、覚意が翻譜作業の過程において全体を「律」で統一的に記譜する記譜法を確立したとの仮説が立てられている。

第三項 称名寺所蔵の覚意相伝「秘讃」

称名寺所蔵の「秘讃」の中から覚意の五音博士で記譜され、奥書によって覚意が相伝したことが判明する「秘讃」を探したところ、十九曲抽出することができた(覚意が相伝した時期を基準に便宜的にNo. 1～No. 19の番号を附した)。これらを、第一に「称名寺観験系秘讃」(称名寺所蔵の覚意が相伝した観験系大進上人流系の「秘讃」)七曲、第二に「称名寺慈業系秘讃」(称名寺所蔵の覚意が相伝した慈業系大進上人流系の「秘讃」)六曲、第三に「称名寺観験系秘讃」・「称名寺慈業系秘讃」いずれとも判別できない「秘讃」六曲に分類して報告する。

第一目 「称名寺観験系秘讃」

本目では、「称名寺観験系秘讃」七曲を、宝蓮房祐真から相伝した「称名寺観験系秘讃」と、相伝した可能性のある「称名寺観験系秘讃」とに分けて提示する。

一 祐真から相伝した「称名寺観験系秘讃」

奥書によつて覚意が宝蓮房祐真から相伝したことが分かる〔称名寺観驗系秘讚〕として以下の二曲を選出することができた。

(No. 5) 〈天龍八部讚 第二重 諸天漢語讚〉
書本云

仁治元年^{子庚}十月九日聊所愚意

之廻私博士付定畢

金剛資定意

但外見有憚秘藏者也奉習

定蓮阿闍梨御房之後重仁治

四年^{卯癸}二月廿四日申出此本博士

付畢

祐真

于時文永七年^{午庚}三月十日於高

野山藥師院奉隨寶蓮房阿

闍梨御房傳受畢則賜御本

書寫畢

覚意

この奥書⁹⁵によると、宝蓮房祐真は最初、時期は不明であるが、定蓮房憲海から〔諸天漢語讚〕を習い、その後の仁治四年（一二四三）に、般若房定意から〔諸天漢語讚〕を重ねて相伝した模様である。そして、覚意は、文永七年（一二七〇）三月十日に高野山薬師院において宝蓮房祐真の下で当讚を書写し終えた。因みに、般若房定意は仁治元年（一二四〇）に当讚に博士を付したとある。

なお、この曲を覚意が宝蓮房祐真から相伝した〔称名寺観驗系秘讚〕として選定したのは、観驗系大進上人流の系譜の般若房定意を経由しているからである。

(No. 9) 〈十六大菩薩梵語讚〉

文永七年六月一日於□□（本寺）之

薬師院奉隨寶蓮房阿闍梨□（御）房

傳受□

〕然而

□（弘）安六年六月三日於安養□（院）五

音博士付畢 但朱博士者書□云

建長□（七）年□□（中秋）八日於實相寺書

寫畢天王寺聖人本也頗以秘□中

極秘也□（朱）權少僧都〕金剛佛子祐□（真）

（朱）四方讚ハ祐遍之本ヲ以テ寫畢

（朱）寶□〕ノ声明集ニ有故也

偏爲興隆佛法博士等差定畢

覚意^{在判}

この奥書⁹⁶によると、当讚は覚意が文永七年（一二七〇）に宝蓮房祐真から高野山薬師院において相伝し、その後の弘安六年（一二八三）に高野山安養院において五音博士に

翻譜したものであるという。

なお、この曲を覚意が宝蓮房祐真から相伝した〔称名寺観験系秘讃〕として選定したのは、この曲の奥書の系譜に、憲海——定意——祐真——覚意という観験系大進上人流の系譜が記載されているからである。

二 祐真から相伝した可能性がある〔称名寺観験系秘讃〕

宝蓮房祐真の相伝した「秘讃」を厳密に観験系と円禪房系に分けることは難しい。称名寺資料以外の覚意が相伝した円禪房流の「秘讃」には全て円禪房流と付記されているため、覚意が宝蓮房祐真から相伝した「秘讃」で特に円禪房流と明記されていないものは観験系であるとみなし、五曲選定した。

(No. 1) 〈金剛薩埵漢語讃〉 (二捌尊唐音讃)

文永七年二月廿日寫畢

覚意

この奥書⁹⁷によると、当曲は文永七年(一二七〇)二月二十日に覚意が書写し終えたものである。三月一日に覚意は宝蓮房祐真から、後述する〈反音〉(吉慶梵語三段秘曲)を相伝していることから、この曲も覚意が宝蓮房祐真から相伝したものであるとみなすことができる。

(No. 2) 〈緊那羅天讃 一傳也〉

文永七年二月廿八日書畢

覚意

この奥書⁹⁸によると、当讃は文永七年(一二七〇)二月二十八日に覚意が書写し終えたものである。上記の理由から覚意が宝蓮房祐真から相伝したものとみなすことができる。以下の曲も同様である。

(No. 4) 〈一傳讃〉 (妙音天讃)

文永七年^{午庚}三月五日於高野山本寺

之藥師院奉隨寶蓮房阿闍梨傳

受畢同八日付五音博士於師御前

而交合畢

覚意^{生年}
_{冊四}

この奥書⁹⁹によると、当讃は文永七年(一二七〇)三月五日に高野山藥師院において宝蓮房祐真から相伝し、同月宝蓮房祐真の前で五音博士に翻譜し直したものである。

(No. 6) 〈孔雀経讃^進〉

本云

文永七年三月十日於高野

山藥師院奉隨寶蓮房

阿闍梨御房傳受畢

覚意

この奥書¹⁰⁰によると、当讚は文永七年（一二七〇）三月十日に高野山薬師院において宝蓮房祐真から相伝したものである。

（No. 8）〈如意輪讚^進〉

書本云

文永七年三月十日於高野山金

剛三昧院奉隨寶蓮房阿闍

梨御房傳受畢 覚意

この奥書¹⁰¹によると、当讚は文永七年（一二七〇）三月十日に高野山の金剛三昧院において宝蓮房祐真から相伝したものである。なお、同日には、高野山薬師院において宝蓮房祐真から前記の（No. 6）〈孔雀経讚^進〉を相伝している。同日に相伝場所を変えて、宝蓮房祐真から当曲を相伝していることは不可解である。

以上のことから、覚意が宝蓮房祐真から観験系大進上人流の「秘讚」を相伝した時期は文永七年二月から三月に集中していることが分かる。

第二目 「称名寺慈業系秘讚」

奥書によって、覚意が相伝したと思われる「称名寺慈業系秘讚」として以下の六曲を選出することができた。本目ではそれらを宗源系と堅覚系に分けて提示する。

一 宗源系の「称名寺慈業系秘讚」

宗源系の「称名寺慈業系秘讚」には、伝承経路不明の「秘讚」と玄慶から相伝した「秘讚」がある。

（一）伝承経路不明の宗源系「秘讚」

覚意が相伝したと思われるが伝承経路が不明な宗源系の「秘讚」を二曲選定した。

（No. 14）〈天龍八部第三重深秘〉

文永九年六月一日以師説就五音博

士畢

覚意^{在判}

天龍八部讚有三種依爲秘蔵雖

加兩讚實^{尔和}一首也所謂

孔雀経讚 第一浅重

諸天讚 第二重頗深

四句^{五字今} 第三重深秘々々

乘願房本也

この奥書¹⁰²によると、当讚は文永九年（一二七二）五月十九日に高野山の金剛三昧院で書写し、その後の六月一日に五音博士に翻譜し終えたものである。奥書の最後に「乗願本也」と記させているので、乗願房Ⅱ宗源（一一六八〜一二五一）の本を書写したことは明らかであるが、宗源より伝授されたか、宗源の伝授本を書写したか、或いは玄慶所持の宗源本を書写した等の可能性が考えられ、伝承経路は不明である。

（No. 15）〈緊那羅天讚〉

文永九年七月六日書寫畢任

師説博士付畢 覚意

師云

此賛者道之肝心宗之秘曲也努々

不可也散者也琵琶三曲之内調合

啄木之曲造之仍殊秘藏者也云々

乗願房本也

この奥書¹⁰³によると、覚意は当讚を文永九年（一二七二）七月六日に書写し五音博士に翻譜し終えた。奥書の最後に「乗願本也」と記させているので当讚は宗源が伝承していた「秘讚」ではあるが、前と同様に覚意への伝承経路は不明である。

このように覚意は、その伝承経路は不明であるが、宗源系の「秘讚」二曲を文永九年の五月から七月にかけて書写し五音博士に翻譜している。

（二）玄慶から相伝した宗源系「秘讚」

覚意が玄慶から直接相伝した宗源所伝の「秘讚」を一曲選定した。

（No. 16）〈貳捌尊唐音讚〉

此本者乗願房之本也以彼本寫云

式部律師玄慶

又云

寫本者醍醐式部律師○玄慶奉習

乗願房私ニ被付本也而自玄慶大納改名

言僧都御房覚意相傳之

弘安二年六月十二日

覚意

この奥書¹⁰⁴によると、当讚は弘安二年（一二七九）六月十二日に玄慶から相伝したものである。

二 堅覚系の「称名寺系慈業系秘讚」

覚意が相伝した堅覚系の慈業系「秘讚」を三曲選定した。

（No. 3）〈反音〉（吉慶梵語三段秘曲）

文永七年庚午三月一日於高野山藥

師院奉隨寶蓮房阿闍梨御

房傳受了同八日五音博士ニテ師

御前ニテ交合畢

覚意

この奥書¹⁰⁵によると、当讚は覚意が文永七年（一二七〇）三月一日に高野山藥師院において宝蓮房祐真から相伝し、同月八日に五音博士に翻譜したものである。当讚の紙背に、「相伝 上月房 天王寺円禪房 明本房 寶蓮房阿闍梨 證蓮房」とあることから浄月房聖海から堅覚が相伝したものであることが分かる。なお明本房については不明である。

（No. 7）〈利菩薩〇語漢円禪房流〉

文永七年庚午三月十日於高野山

本寺之内藥師院奉隨寶蓮房阿

闍梨御房傳畢

覚意

（朱）同十九日私付五音博士合交（ママ）畢

この奥書¹⁰⁶によると、当讚は覚意が文永七年（一二七〇）三月十日に高野山藥師院において宝蓮房祐真から相伝し、同月十九日に五音博士に翻譜したものである。称名寺所蔵の『秘讚類聚集』には曲名に「円禪房流」とあることから堅覚伝授本と考えられる。

（No. 10）〈文殊梵語進同梵語秘曲第三重〉〈文殊梵語秘曲第三重〉

圓禪房流

文永七年庚午六月十三日於

高野山藥師院奉隨

寶蓮房阿闍梨御房傳受畢 覚意

この奥書¹⁰⁷によると、当讚は覚意が文永七年（一二七〇）六月十三日に高野山藥師院において宝蓮房祐真から相伝したものである。奥書に「圓禪房流」とあることから堅覚の伝授本と考えられる。

以上のように堅覚系の慈業系「秘讚」は三本ともに、全て宝蓮房祐真を経由して覚意に伝わっている。覚意の翻譜作業を考えるうえで、観驗系のみならず慈業系の大進上人流を伝えた宝蓮房祐真の果たした役割は大きかったと考えられる。

第三目 系統不明の「秘讚」

以下の六曲の「秘讚」は、覚意が相伝したものの中でも「称名寺観驗系秘讚」・「称名寺慈業系秘讚」何れとも判別できない「秘讚」である。

（No. 11）〈宝贊〉（宝珠讚）

口傳云此贊者二息仁栖留也

文永七年庚午六月十五日自伊賀阿闍

梨御房相傳之

覚意

五御室之作也秘々々穴賢々々不
可他見一人之外不可授之者也醍醐之
式部律師玄慶説也

この奥書¹⁰⁸によると、当讚は覚意が文永七年（一二七〇）六月十五日に伊賀阿闍梨なるものから相伝したものである。

（No. 12）〈多聞吉祥〉

（朱）任師傳付五音博士畢

文永七年^{庚午}七月一日書寫

覚意

この奥書¹⁰⁹によると、当讚は覚意が文永七年（一二七〇）七月一日に書写したものである。朱書きで師の伝に任せて五音博士に翻譜したことが記されているが、師と時期については不明である。

（No. 13）〈阿弥陀讚^進〉

本云 文永八年二月二十日於金剛三

昧院西寮傳受畢

覚意

この奥書¹¹⁰によると、当讚は覚意が文永八年二月二十日に金剛三昧院の西寮で相伝したものである。この讚のみ文永八年に覚意が相伝したもので、覚意が相伝した人物は不明である。

（No. 17）〈妙音天〉（No. 18）〈金剛因菩薩梵語讚〉（No. 19）〈金剛因菩薩漢語讚〉

これら三つの讚には、詞章と博士以外記載されていない。

以上において、称名寺所蔵の「秘讚」の中から覚意が相伝し五音博士によって記譜されている「秘讚」十九本を選出し、「称名寺観験系秘讚」（No. 1・No. 2・No. 4・No. 5・No. 6・No. 8・No. 9）、「称名寺慈業系秘讚」（No. 3・No. 7・No. 10・No. 14・No. 15・No. 16）、「称名寺観験系秘讚」・「称名寺慈業系秘讚」いずれとも判別できない「秘讚」¹¹（No. 11・No. 12・No. 13・No. 17・No. 18・No. 19）に分類することができた。¹⁵次に、この中の「称名寺慈業系秘讚」六曲、つまり（No. 3・No. 7・No. 10・No. 14・No. 15・No. 16）に対応する慈業系の「秘讚」を醍醐寺所蔵資料の中から同定する。

第四項 醍醐寺所蔵資料との対応

幸いにも、醍醐寺には、多数の「醍醐寺慈業系秘讚」が残っている。右の六曲と対応する「秘讚」を、「醍醐寺慈業系秘讚」の中から、奥書の情報によって全て特定することができた。

なお、「醍醐寺慈業系秘讚」は先述したように宗源系と堅覚系とに分類することができるので、二系統に分けて提示する。

第一目 宗源系〔醍醐寺慈業系秘讚〕における対応

宗源系の〔醍醐寺慈業系秘讚〕においては、次の三本の「秘讚」が〔称名寺慈業系秘讚〕の「秘讚」と対応していた。

一、〈天龍八部第三重深秘〉∥『天竜八部讚¹¹¹』(醍醐寺蔵一九七函―二七号)

醍醐寺所蔵の『天竜八部讚』の本奥書には、

寛元二年二月九日奉 宗源在判

建治二年六月晦日所相傳極秘讚□以授

申瑩海アサリ畢 佛子印禅判

と記されているので印禅が宗源から寛元二年(一二四四)に相伝したものと分かる。したがって、当讚は、「乗願房(宗源)本」である称名寺所蔵の(No.14)〈天龍八部第三重深秘〉と対応する。

二、〈緊那羅天讚〉∥『緊那羅天讚』(醍醐寺蔵一九八函八号¹¹²)

醍醐寺所蔵の『緊那羅天讚』(醍醐寺蔵一九八函八号)の本奥書には、

仁治四年正月廿三日奉授

印禅公畢如天龍八部讚一可秘之已下一傳讚盡秘之畢

金剛佛子宗源 在判

と記されているので、印禅が仁治四年(一二四三)に宗源から相伝したものと分かる。したがって、当讚は「乗願房(宗源)本」である称名寺所蔵の(No.15)〈緊那羅天讚〉と対応する。

三、〈貳捌尊唐音讚〉∥『十六尊讚』(醍醐寺蔵一九六函四四号¹¹³)

醍醐寺所蔵の『十六尊讚』の書写奥書には、

已上先師法印玄慶様也

頼験

元徳元年九月廿二日書之

と記されているので、元徳元年九月二十日に玄慶の弟子の頼験が玄慶の伝授本を書写したことが分かる。したがって当讚は、玄慶の伝授本である(No.16)〈貳捌尊唐音讚〉と対応する。

第二目 堅覚系〔醍醐寺慈業系秘讚〕における対応

堅覚系の〔醍醐寺慈業系秘讚〕においては、次の三本の「秘讚」が〔称名寺慈業系秘讚〕の「秘讚」と対応していた。

一、反音〈吉慶梵語三段秘曲〉∥「秘讚等印禅方」(醍醐寺蔵一〇一函一号四¹¹⁴)所収の〈吉慶梵語第三段秘曲〉

醍醐寺所蔵の「秘讚印禅方」所収の〈吉慶梵語第三段秘曲〉の本奥書には、

已上吉慶梵語上音二説并曹ノ節 天王寺円禅房堅覚ニ相伝之了 印禅

と記されている。また、『醍醐寺新要録』の「印禅従円禅房相承事¹¹⁵」という項目にもこの奥書が掲載されている。つまり、この奥書は、堅覚から印禅が〈吉慶梵語第三段秘曲〉の伝授を受けたものである。したがって、当讚は、堅覚の名前が紙背の相伝系譜に記されている(No.3)反音(吉慶梵語三段秘曲)と対応する。

二、『利菩薩○語漢円禅房流』||「拾陸尊梵語・拾陸尊漢語」(醍醐寺蔵二〇六函二五号¹¹⁶)所収の(金剛利菩薩讚)

醍醐寺所蔵の「拾陸尊梵語・拾陸尊漢語」(醍醐寺蔵二〇六函二五号)所収の(金剛利菩薩讚)には、

本記

建暦二年八月廿七日於関東二蓋堂以寶巖坊御本令書寫畢

金剛佛子堅覚

と記されているので建暦二年(一一二二)に慈業の伝授本を鎌倉二階堂において堅覚が書写したことが分かる。したがって、当讚は、「円禅房流」と記されている(No.7)『利菩薩○語漢円禅房流』と対応する。

なお、『利菩薩○語漢円禅房流』にはほとんど博士が付されていない。

三、〈文殊梵語秘曲第三重〉||『文殊梵語讚』(醍醐寺蔵一九六函四九号¹¹⁷)

醍醐寺所蔵の『文殊梵語讚』には、

仁治三年八月四日奉授印禅公

釈宗源在判

と記されているので仁治三年(一一二二)に印禅が宗源から相伝したことが分かる。

なお、醍醐寺所蔵資料の中に、堅覚所伝の〈文殊梵語讚〉は見つからなかった。醍醐寺には、宗源が印禅へ相伝したものが残っていない。ただし、宗源も堅覚も共通して「秘讚」の相伝はほとんど慈業から受けているので、称名寺所蔵の堅覚相伝の〈文殊梵語讚秘曲第三重〉と宗源相伝の『文殊梵語讚』とは同系統のものともみさせる。したがって、宗源が印禅に授けた、『文殊梵語讚』は円禅房流(堅覚本)のもと同じものであると考えられ、当讚は、(No.10)〈文殊梵語秘曲第三重〉と対応する。

なお、先の分類においては、(No.10)を〈文殊梵語進文殊梵語秘曲第三重〉と並記したが、〈文殊梵語進〉と対応する醍醐寺所蔵の秘讚を発見できなかったため、〈文殊梵語秘曲第三重〉との対応関係が確認できた『文殊梵語讚』(醍醐寺蔵一九六函四九号)のみを表記した。

以上本項において、「称名寺慈業系秘讚」六本それぞれに対応する「醍醐寺慈業系秘讚」六本を同定した。

第五項 「慈業系秘讚」の記譜法の比較

まず、記譜法を比較する為の基準を設定した後に、宗源系の「称名寺慈業系秘讚」と「醍醐寺慈業系秘讚」、次に堅覚系の「称名寺慈業系秘讚」と「醍醐寺慈業系秘讚」との記譜法の比較考察を行う。

第一目 記譜の比較項目の設定

- 「称名寺慈業系秘讚」と「醍醐寺慈業系秘讚」との比較のために、①博士②曲種③調子④様式⑤反音⑥帰納博士図、の六項目を設定した。
- ①博士…読譜のために「醍醐寺慈業系秘讚」では図6の「醍醐様博士図」を補助的に用いる。「称名寺慈業系秘讚」は図7の「覚意の五音博士」を使用する。
- ②曲種…〈呂曲〉、〈律曲〉、〈中曲〉。曲種は、注記されていなくても推測できる。即ち、曲の始めの音高が〈宮〉・〈商〉・〈角〉・〈徵〉・〈羽〉の五音の内、どの音から出音しているかによって曲種が決定する。もしも、〈宮〉・〈徵〉のどちらから出音するならば、〈呂曲〉、〈商〉・〈羽〉のどちらから出音するならば〈律曲〉と分かる。
- ③調子…一越調、平調、双調、黄鐘調、盤渉調の五調子。
- ④様式…〈呂曲〉で〈宮〉で出音乃至終音するならば〈甲様〉、〈徵〉で出音乃至終音するならば、〈乙様〉、一方〈律曲〉でも〈商〉で出音乃至終音するならば〈甲様〉、〈羽〉で出音乃至終音するならば〈乙様〉となる。
- ⑤反音…南山進流において反音は四種に分類される（四種反音）。曲中反音、隣似反音、甲乙反音、七声反音。転調、移調に相当する。「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」との博士の比較によって反音の箇所を特定する。
- ⑥帰納博士図…博士から帰納される博士図。

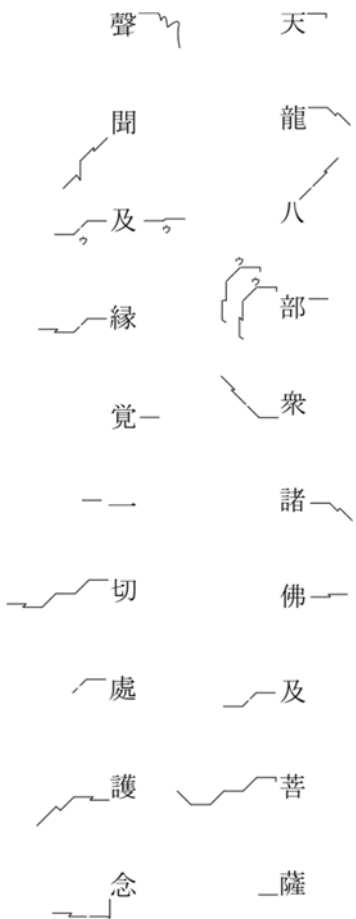
第二目 宗源系の「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」の比較

一 〈天龍八部第三重深秘〉の比較

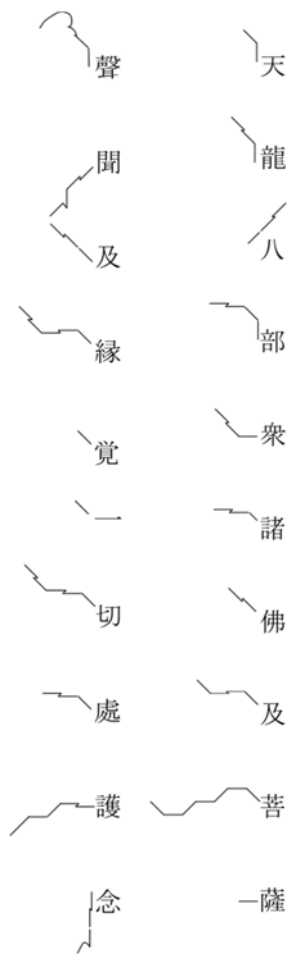
以下において「醍醐寺慈業系秘讚」∥『天竜八部讚』（醍醐寺蔵一九七函二七号）と「称名寺慈業系秘讚」∥（No.14）〈天龍八部第三重深秘〉の比較を六項目に亘って行う。

①博士…

左が「醍醐寺慈業系秘讚」∥『天竜八部讚』（醍醐寺蔵一九七函二七号）の博士である。



一方、左が〔称名寺慈業系秘讃〕Ⅱ（No.14）〈天龍八部第三重深秘〉の博士である。



②曲種…〔醍醐寺慈業系秘讃〕には、「呂乙出之」と曲名の下に記載されている。一方、〔称名寺慈業系秘讃〕には記載がなく、出音が「羽」で、〔醍醐寺慈業系秘讃〕より一位高く出音している。それは、「呂」の箇所を「律」によって記譜しているからであると考えられる。〔醍醐寺慈業系秘讃〕の情報を頼りにすると〔称名寺慈業系秘讃〕も呂曲と考えられる。

③調子… 両者ともに記載がないので不明である。

④様式…〔醍醐寺慈業系秘讃〕には、「呂乙出之」と曲名の下に記載されており、「徵」から出音しているので乙様である。一方、〔称名寺慈業系秘讃〕は「羽」から出音しているので乙様である。

⑤反音…

〔醍醐寺慈業系秘讃〕には曲名の下に「反音曲也」と記載されている。

〔醍醐寺慈業系秘讃〕は、「呂乙出之」と記載されているので「天」以下は「呂」である。また、「天」から「覚」まで〔称名寺慈業系秘讃〕は〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高く記譜されている。したがって、〔称名寺慈業系秘讃〕は、本来「呂」の箇所を「律」で記譜している。

「一」から「處」の末まで両者とも同じ音位である。「覚」まで〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高かった〔称名寺慈業系秘讃〕が〔醍醐寺慈業系秘讃〕と同じ音位になったのは、この箇所から「律」に曲中反音したからである。

〔護〕から「念」まで〔称名寺慈業系秘讃〕は〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高く記譜されている。この箇所から「呂」に曲中反音している。

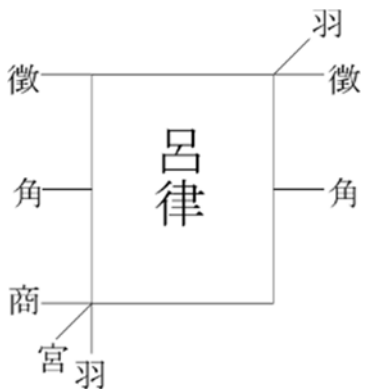
両者とも出だしの曲種は「呂」である。「一」で「呂」から「律」へ反音する。そして、「護」で「律」から「呂」に反音し終音する。また、両者の元々の音高は同じで、両者の音位が異なるのは、〔醍醐寺慈業系秘讃〕は「呂」と「律」の箇所を書き分けていること、〔称名寺慈業系秘讃〕は全体を「律」で記譜していることに起因する。

〔称名寺慈業系秘讃〕は、同じ音位において「律」の方が「呂」より一音高い音が記譜されている傾向がある。

以上のことから、覚意は当曲を「覚意の五音博士」に翻譜する際、全体を「律」で記譜し直したといえる。

⑥帰納博士図…

〔醍醐寺慈業系秘讃〕の出音の情報、さらには、〔醍醐寺慈業系秘讃〕と〔称名寺慈業系秘讃〕の博士を比較した際の反音の情報から左の〔醍醐寺慈業系秘讃〕の博士図が帰納される。



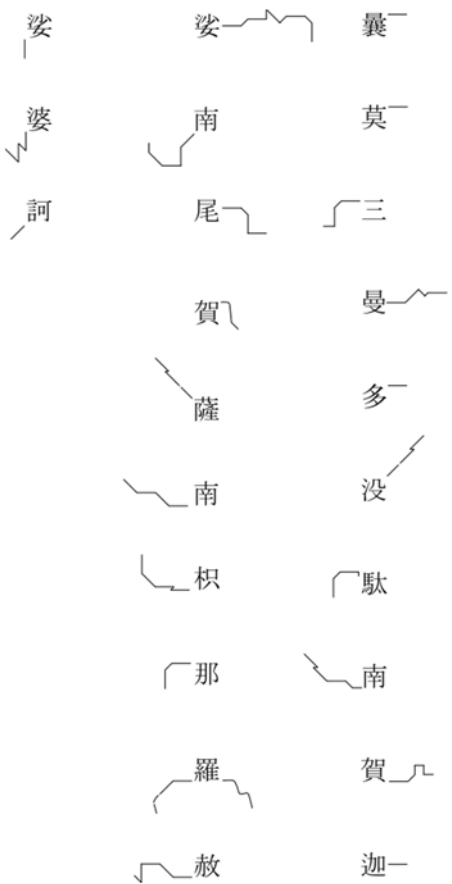
一方、〔称名寺慈業系秘讃〕は前述の覚意の五音博士(図7参照)に基づいて記譜されている。

二 〈緊那羅天讃〉の比較

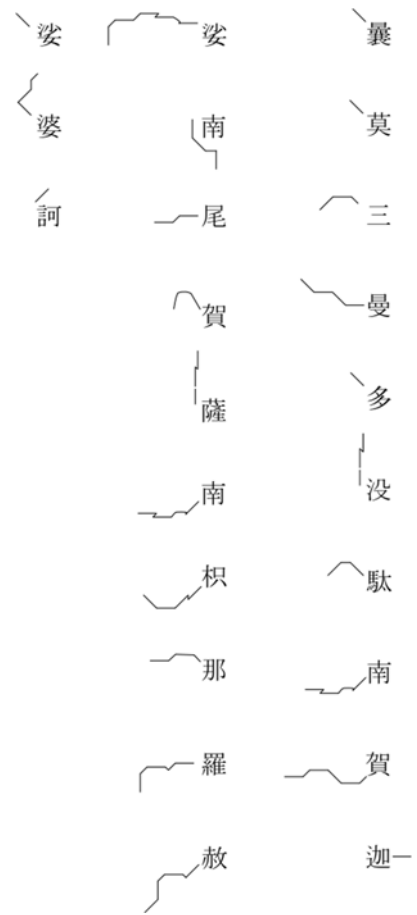
以下において〈緊那羅天讃〉の〔醍醐寺慈業系秘讃〕と〔称名寺慈業系秘讃〕の比較を六項目に亘って行う。

①博士

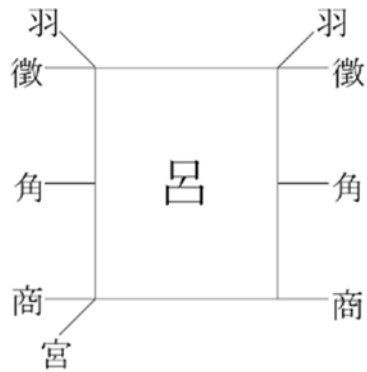
左が〔称名寺慈業系秘讃〕∥『緊那羅天讃』(醍醐寺蔵一九八函八号)の博士である。



一方、左が〔称名寺慈業系秘讃〕∥(No.15)〈緊那羅天讃〉の博士である。



- ② 曲種…両者ともに「呂曲」と曲名の側に記載されている。
 - ③ 調子…両者ともに記載されていないので不明である。
 - ④ 様式…両者ともに曲名の側に「乙出之」と記載されており、なおかつ両者ともに「徴」から出音しているので「乙様」である。
 - ⑤ 反音…両者ともに博士、音位が同じであり、反音曲ではない。
 - ⑥ 帰納博士図…
- 〔醍醐寺慈業系秘讃〕の出音、博士の情報から左の〔醍醐寺慈業系秘讃〕の博士図が帰納される。



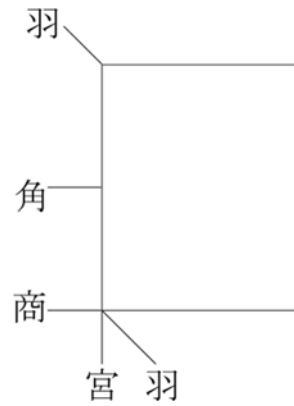
一方、〔称名寺慈業系秘讃〕は前述の覚意の五音博士（図7参照）に基づいて記譜されている。

三 〈慧十六大菩薩漢語讃〉の比較

以下において〈慧十六大菩薩漢語讃〉の〔醍醐寺慈業系秘讃〕と〔称名寺慈業系秘讃〕の比較を六項目に亘って行う。

① 博士…

左が〔醍醐寺慈業系秘讃〕 Ⅱ 『十六尊讃』（醍醐寺蔵一九六函四四号）の博士である。



一方、「称名寺慈業系秘讚」は前述の覚意の五音博士（図7参照）に基づいて記譜されていると考えられる。

以上の宗源系の「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」の比較結果について以下にまとめる。宗源系の「称名寺慈業系秘讚」と「醍醐寺慈業系秘讚」とでは、「天竜八部讚第三重」、〈緊那羅天讚〉、〈慧十六大菩薩漢語讚〉三曲それぞれにおいて元々の博士の音高はほとんど同一であるとみなせる。これによって「醍醐寺慈業系秘讚」は覚意が相伝した「称名寺慈業系秘讚」の姿を伝えるものであり、「称名寺慈業系秘讚」は従来の記譜法で記譜されていた「秘讚」を「覚意の五音博士」によって記譜し直されたものであることが明らかになった。

第三目 堅覚系の「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」の比較

一 〈吉慶梵語三段秘曲〉の比較

以下において〈吉慶梵語三段秘曲〉の「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」の比較を六項目に亘って行う。

①博士

左が、「醍醐寺慈業系秘讚」∥『秘讚等印禅方』（醍醐寺蔵一〇一函一四）の博士である。



一方、左が「称名寺慈業系秘讚」∥（No.3）「反音」の博士である。

恒 多 曹 識 覽 波 縛 都 扇 底

迦 蘭 答 縛 你 也

② 曲種…「醍醐寺慈業系秘讚」は記載されていないので不明である。

③ 調子…両者とも記載されていないので不明である。

④ 様式…出音が判別できないため不明である。

⑤ 反音…

「醍醐寺慈業系秘讚」は反音曲であるのか不明である。一方、「称名寺慈業系秘讚」は「反音」と曲名があるので反音曲であると考えられる。

「波」は、「羽」つまり「六」で記譜されている。「縛」は、「宮」つまり「干」で記譜されている。「都」は、「徵」つまり、「中」で記譜されている。ここまでは、「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」は同音なので、「律」であると考えられる。

「扇」は、本来、「羽」||「六」でなければならぬところを「宮」で一音高く記譜されている。「底」は本来、「嬰商」||「上」でなければならぬところを「角」で一音高く記譜されている。「扇」と「底」は「称名寺慈業系秘讚」の方が、「醍醐寺慈業系秘讚」よりも一位高いので「呂」である。

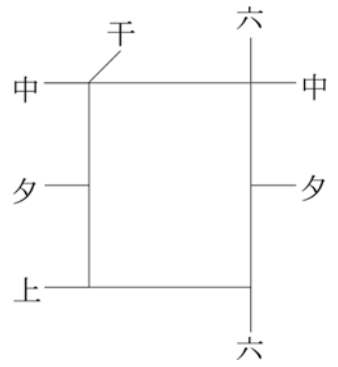
「迦」は、「徵」つまり「中」で記譜されている。「蘭」は、「徵」つまり「中」で記譜されている。ここまでは、「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」は同音なので、「律」であると考えられる。

「答」は、本来「羽」||「六」でなければならぬところを「宮」で一音高く記譜されている。「縛」「也」も同様である。「答」から「也」までは、「称名寺慈業系秘讚」の方が、「醍醐寺慈業系秘讚」よりも一位高いので「呂」である。

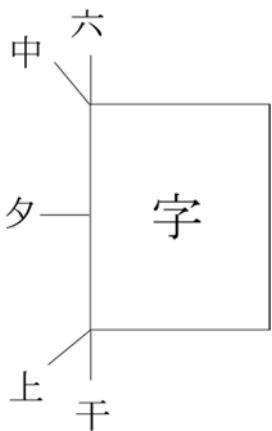
以上のことから、「婆」から「都」まで「律」、「扇」「底」が「呂」、「迦」「蘭」が「律」、「答」から最後の「也」までが「呂」であるといえる。

⑥ 帰納博士図…

「醍醐寺慈業系秘讚」の博士を頼りにすると左の博士図が帰納される。



また、「醍醐寺慈業系秘讃」〔称名寺慈業系秘讃〕を並べて、「醍醐寺慈業系秘讃」の笛の音孔名を「覚意の五音博士」に当てはめると以下のようになると考えられる。



一方、「称名寺慈業系秘讃」は、覚意の五音博士（図7参照）に基づいて記譜されている。

二 〈金剛利菩薩讃〉の比較

以下において〈金剛利菩薩讃〉の「醍醐寺慈業系秘讃」と「称名寺慈業系秘讃」の比較を六項目に亘って行う。

- ①博士…「醍醐寺慈業系秘讃」には、ほぼ博士が付されていないので両者の比較はできない。そのため「称名寺慈業系秘讃」についても掲載しない。
- ②曲種…「醍醐寺慈業系秘讃」は記載されていない。「称名寺慈業系秘讃」は出音が「徴」なので呂曲と推定できる。
- ③調子…両者とも記載がないので不明である。
- ④様式…「醍醐寺慈業系秘讃」には、ほぼ博士が付されていないので不明である。「称名寺慈業系秘讃」は出音が「徴」なので「乙様」である。
- ⑤反音…前記の理由で博士を比較することができないので不明である。
- ⑥帰納博士図…「醍醐寺慈業系秘讃」には、ほぼ博士が付されていないので作成することができない。一方、「称名寺慈業系秘讃」は前述の覚意の五音博士（図7参照）に基づいて記譜されている。

三 〈文殊梵語秘曲第三重〉の比較

以下において〈文殊梵語秘曲第三重〉の「醍醐寺慈業系秘讃」と「称名寺慈業系秘讃」の比較を六項目に亘って行う。

①博士…

左が、「醍醐寺慈業系秘讃」Ⅱ「文殊梵語讃」（醍醐寺蔵一九六函四九号）の博士である。

一方、左が「称名寺慈業系秘讚」(No. 10.) 同梵語秘曲第三重の博士である。

耶	曼	那	縛	耶	曼	那	縛
縛	殊	縛	日	縛	殊	縛	日
日	室	日	羅	日	室	日	羅
羅	利	羅	底	羅	利	羅	底
没	縛	句	乞	没	縛	句	乞
弟	日	除	刃	弟	日	除	刃
曇	羅	摩	拏	曇	羅	摩	拏
謨	儼	訶	摩	謨	儼	訶	摩
卒	鼻	度	訶	卒	鼻	度	訶
都	哩	陀	也	都	哩	陀	也
帝				帝			

②曲種…「醍醐寺慈業系秘讚」は「呂」と曲名の下に記載されている。一方、「称名寺慈業系秘讚」には記載されておらず、出音が「羽」で、「醍醐寺慈業系秘讚」より一位高く出音している。それは、「呂」の箇所を「律」によって記譜しているからだと考えられる。「醍醐寺慈業系秘讚」の情報から「称名寺慈業系秘讚」も呂曲と考えられる。

③調子…両者とも記載されていないので不明である。

④様式…「醍醐寺慈業系秘讚」は「呂乙出之」と曲名の下に注記されており、「儼」から出音しているのが乙様である。「称名寺慈業系秘讚」は、「羽」から出音しているのが「乙様」である。

⑤反音…

「醍醐寺慈業系秘讚」には「但律増也反音曲」と曲名の下に注記されている。

「呂乙出之」とあるので第一の「縛」以下は「呂」である。また、第一の「縛」から

「利」まで〔称名寺慈業系秘讃〕は〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高く記譜されている。〔称名寺慈業系秘讃〕は、本来「呂」の箇所を「律」で記譜しているからである。第三の「縛」から第三の「羅」まで両本ともほとんど同じ音位である。「利」まで〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高かった〔称名寺慈業系秘讃〕が〔醍醐寺慈業系秘讃〕と同じ音位になったのは、この箇所から「律」に曲中反音したからである。「儼」から「没」まで〔称名寺慈業系秘讃〕は〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高く記譜されている。〔称名寺慈業系秘讃〕は、本来「呂」の箇所を「律」で記譜しているからである。

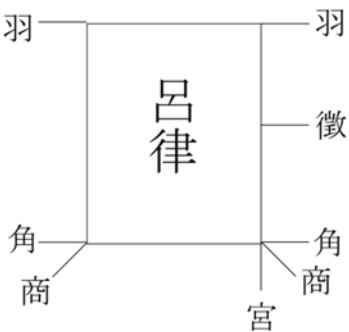
「弟」から第三の「謨」まで両本ともほとんど同じ音位である。「利」まで〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高かった〔称名寺慈業系秘讃〕が〔醍醐寺慈業系秘讃〕と同じ音位になったのは、この箇所から「律」に曲中反音したからである。

「卒」から最後の「帝」まで〔称名寺慈業系秘讃〕は〔醍醐寺慈業系秘讃〕よりも一位高く記譜されている。〔称名寺慈業系秘讃〕は、本来「呂」の箇所を「律」で記譜しているからである。

以上について以下にまとめる。両者とも出だしの曲種は「呂」である。第三の「縛」で「呂」から「律」へ反音する。そして、「儼」で「呂」に戻る。さらに、「弟」で再度「律」になり、「卒」で「呂」に戻り、そのままの調子で終音する。

⑥ 帰納博士図：

〔醍醐寺慈業系秘讃〕の出音、博士を頼りにすると左の博士図が帰納される。



一方、〔称名寺慈業系秘讃〕は、覚意の五音博士（図7参照）に基づいて記譜されている。

以下において、堅覚系の〔醍醐寺慈業系秘讃〕と堅覚系の〔称名寺慈業系秘讃〕の比較結果についてまとめる。堅覚系の〔称名寺慈業系秘讃〕と〔醍醐寺慈業系秘讃〕とは、〔文殊梵語 秘曲 第三重〕において元々の博士の音高は同一であるとみなせる。これによって〔醍醐寺慈業系秘讃〕が覚意が相伝した〔称名寺慈業系秘讃〕の姿を伝えるものであり、〔称名寺慈業系秘讃〕は従来の記譜法で記譜されていた「秘讃」を「覚意の五音博士」によって記譜しなおされたものであることが明らかになった。また、覚意は反音曲である〔文殊梵語 秘曲 第三重〕を翻譜した際、全体を「律」によって記譜し直したといえる。

なお、〔吉慶梵語三段秘曲〕〔金剛利菩薩漢語讃〕の〔醍醐寺慈業系秘讃〕は、博士がほとんど付されておらず、〔称名寺慈業系秘讃〕と比較対照はできなかった。

以上のように、本節では、覚意の翻譯した慈業系大進上人流の資料を醍醐寺所蔵資料の中から特定し、この資料と称名寺の「秘讚」とを比較し、覚意がそれまでの大進上人流の記譜法の声明譜を五音博士に書き直したことを明らかにすることができた。

その結果、「称名寺慈業系秘讚」の反音曲の記譜法は、「律」で統一的に記譜されていたので、覚意が南山進流の反音曲の記譜法を確立した可能性がさらに高くなった。したがって、覚意は反音曲の「秘讚」の相伝において、慈業系大進上人流系統の「秘讚」を、自らの考案した記譜法によって博士をそのままにして読譜しやすく翻譯したといえる。

また、「醍醐寺慈業系秘讚」と「称名寺慈業系秘讚」の博士の音高の同一性において、覚意が「称名寺慈業系秘讚」に翻譯する際に書写した原本は「醍醐寺慈業系秘讚」であることが解明された。

以前の考察において、「覚意の五音博士」以前の高野山において使用されていた記譜法は、一様でないことを報告した。また、覚意が五音博士を使用する以前、般若房定意の『声明集』が存在し、それは笛の音孔名で記譜されている可能性があった。そして、本節で覚意は慈業系大進上人流の「秘讚」を自身の五音博士によって書き直したことが明らかとなった。したがって、「秘讚」の事例と同じように、覚意が般若房定意の笛の音孔名が付された『声明集』を五音譜に書き直した可能性も指摘できる。

第四節 初期の『声明集』

本節では、初期の『声明集』すなわち称名寺所蔵の二本の『声明集』及び「文保二年本」の『声明集』の曲目・曲順と博士の骨格について、『魚山薑芥集』を指標として対照し、初期において基本構造がどれほど確定していたのかについて明らかにしたい。また本章の第一節でその存在が予想された般若房定意、宝蓮房祐真の『声明集』に関する『声実抄』の情報によって、初期の『声明集』が般若房定意、宝蓮房祐真のいずれの『声明集』であったのかについても確認し、それぞれの系譜を確定することを目指したい。また、これらの『声明集』の基本構造（曲目・曲順及び博士の骨格）の検討によって、『魚山薑芥集』の基本構造が確定していたことも明らかにする。

第一項 『声明集』について

覚意が「秘讚」を翻譯して以降の十四世紀になると南山進流において『声明集』と呼ばれる「覚意の五音博士」によって記譜されている一群の「声明本」が成立し始めた。以下において先行研究で指摘されている『声明集』の特徴を挙げる。

- (1) 枳形の譜本¹¹⁸。
 - (2) 注記は、由り、反り等に特化されている¹¹⁹。
 - (3) 曲目構成は〈三礼・如来唄〉から始まり教化に終わるものが多い¹²⁰。
- 先行研究では、『魚山薑芥集』との対比の中でこれら三つの特徴について論じられている。このように『声明集』と『魚山薑芥集』との比較において『声明集』の特徴について言及しているのは中川氏のみである。他の研究では、『声明集』と『魚山薑芥集』とは対

比されていない。

第一の特徴の『声明集』が枡形の譜本であることは、『声明集』が実際の法会でも用いられるためのものであることに由来すると思われる。

第二の注記が特徴の由り、反り等に特化されていることは、第一の枡形本であることに関連している。つまり、『声明集』は、必要最低限の情報のみしか記載されていないことを意味する。ただし、実際に後述する室町期の種々の『声明集』をみてみたところ、大方の『声明集』には、由り、反り等の指南は少なく、詞章と博士の骨格¹²¹のみの場合が多い印象を受けた。

第三の『声明集』の「曲目構成」は『魚山薑芥集』との連続性において最も重要なことである。『声明集』と『魚山薑芥集』とは、「曲目構成」はほぼ一致する。『魚山薑芥集』は、法会で実際に用いられる『声明集』のための教則本として誕生したとみなされているので、まさに『声明集』は『魚山薑芥集』の先駆資料と言える。

以下において、初期から後期までの『声明集』の資料の変遷を辿りながら、『声明集』の構成について確認する。

初期の『声明集』の構成について中川氏は、写本として最古の応永十三年（一四〇六）の『声明集』を紹介し、〈金剛界〉、〈胎藏界〉、「讚」、「理趣経」、「法用」と経緯し、〈教化〉に終わっていることを報告している。同氏はこれについて、

この配列が後の声明集の三礼に初（ママ）まる次第と余程変っているのです、現行の声明集に移る前の配列と理解する人があるけれども、そうではあるまい。このことは後に触れる¹²²。

と述べているが、後に触れられている形跡はない。このような順序は、当時の相応院流の『法則集』や醍醐流の『声明集』にみられるものである。したがって、応永十三年の『声明集』はその影響をまだ受けていた可能性がある。

なお、相応院流の『法則集』、醍醐流の『声明集』の曲目構成は、「供養法」「讚」「法用」である。

しかし、このような順序の高野山の『声明集』は、「応永十三年本」のみ報告されている。後述するが、これより前の文保二年の奥書を有する『声明集』よりも大型の「声明本」である「文保二年本」はすでに、〈三礼・如来唄〉から始まっているので、「応永十三年本」以前に〈三礼・如来唄〉から始まる『声明集』がなかったとはいえないのである。

これより以後の実際に確認することができる資料では、「応永三年本」（一三九六）、「永享六年本」（一四三四）、「永享十年本」（一四三八）、「康正二年本」（一四五六）、「永正二年本¹²³」（一五〇五）等の大方の『声明集』の写本の曲順は、後にみる『魚山薑芥集』とほとんど同様のものである。

なお、「応永三十四年本」（嘉慶二年本（一三八八）の写し）や「文明七年本」（一四七五）等の写本が大山氏によって報告されているが¹²⁴、曲目構成は実際に目を通してないので確認できなかった。また、版本で最も古い「文明四年版¹²⁵」も〈三礼・如来唄〉から始まる構成である。

なお、この「文明四年版」は、世界において「刊年を明記し、また現存を確認できる最古の印刷楽譜¹²⁶」であるとされ、文化史上における世界的な偉業として評価されている。文明四年（一四七二）年に『声明集』が刊行されたことは、南山進流のみならず「声明本」

の歴史においても記念碑的な出来事であり、この「文明四年版」を端緒にして、室町期には多数の『声明集』が刊行された¹²⁷。これらの版本の中では天文十年（一五四一）に開板された『声明集』が広く流布した。

その後の元龜四年（一五七三）に開板された『声明集』には教化の後に〈後夜偈〉が掲載されている。「元龜四年版」のこの箇所は、中川（一九七六）の口絵の写真によって見ることができ¹²⁸。この口絵を確認し、実際に〈後夜偈〉がある「文保二年本」と比較してみた。博士は一箇所を除いて同じである。その一箇所の違いは、「業」の「羽」「徴」の博士の「徴」の末の表記である。また、「元龜四年版」にはカナの注記がないが、「文保二年本」にはそれがある。それは三十字あるうちの十字に付されている。また、この「元龜四年版」の奥付には、

元龜四年^{庚午}二月十六日於 南山染筆 曉善 右板開者於高野山 開口畢

とあるように、曉善（生没年不詳）によって開板されたものである。この曉善は、天正四年（一五七六）、文禄二年（一五九三）にも『声明集』を開版している。ただし、この曉善によって開版された『声明集』はあまり流布していないとされる¹²⁹。

他に朝意が永禄九年に書写した『声明集¹³⁰』を写真資料で確認したところ〈教化〉の後に〈後夜偈〉があった。当本の〈後夜偈〉を「文保二年本」、「元龜四年版」のそれと対照したところ、この本は、カナの注記が多数ある点で、「文保二年本」に類似している。ただし、「衆」の博士が異なっている。「文保二年本」、「元龜四年版」が「角」の博士であるのに対して、「永禄九年本」は「角」、「徴」のそれである。この違いについて、参考するものがなく、説明することはできなかった。

このように同じ『声明集』でも〈後夜偈〉が〈教化〉の後にあるものとなないものが存在する。これを考えるに、〈後夜偈〉が挿入されているものは時代が下ってからのものなので、十六世紀後半になってから挿入されるようになったと推定できる。

先述した「天文十年版」の流布本には、最後に〈後夜偈〉が後から筆記されている。

〈後夜偈〉の曲名の下に、

進流ノ博士无之以ニ仁和寺ノ様ヲ一付之灌頂後夜用意也

とある。この文章は『魚山薑芥集』の〈後夜偈〉の箇所にも書かれている。これによると、〈後夜偈〉の博士は南山進流ではなく、相応院流のそれを依用したようである。因みに『魚山薑芥集』において〈後夜偈〉は〈九方便〉の〈廻向〉の後にある。この問題は、まだまだ資料不足ゆえ今後慎重に考えていきたい。

以上において、『声明集』の特徴についてみてきた。その結果次のことが確認された。第一に『声明集』は枳形本である。つまり、実際の法会に用いることに由来する。第二に、『声明集』は『魚山薑芥集』に比べて注記が少ない。これは、第一のことと同様に、『声明集』の法儀における実用性を重視した性格に由来すると考えられる。第三に、『声明集』の構成は、後に『魚山薑芥集』に踏襲されるものであるということである。このことは、『声明集』と『魚山薑芥集』の連続性を語る上で重要なことである。

第二項 資料

先述したように、枳形本で、注記が由り、反り等で、〈三礼・如来唄〉から始まる形式

を備える『声明集』は主に中期以降にみられるものである。初期の『声明集』で、先の三つの条件を揃えた資料は見つかっていない。

しかし、初期においてすでに、中期の『声明集』の先駆となるようなものは、存在していた。本稿では、三本の資料を初期の『声明集』とみなして取り扱う。三本のうちの二本は、『金沢文庫資料全書』第八巻「歌謡・声明篇 続」において「進流声明集」および「南山進流声明集」と名付けられている称名寺所蔵の資料である。本稿においては、前者を「称名寺本 a」、後者を「称名寺本 b」と呼ぶ。また、残りの一本は、岡山の金剛福寺にかつて存在していた資料である。これを「文保二年本」と呼ぶ。

第一目 「進流声明集」(「称名寺本 a」)

一 概要

当本は、『金沢文庫資料全書』第八巻に影印・翻刻されておらず、先行研究では未報告の資料である。なお、書誌については、序論で示した。収録曲目は、〈金剛界〉〈胎蔵界〉〈四智讃〉〈心略讃〉〈四智漢語〉〈心略漢語〉〈佛讃〉〈吉慶漢語〉〈吉慶梵語〉〈不動讃〉〈東方讃〉〈南方讃〉〈西方讃〉〈北方讃〉〈四波羅蜜讃〉〈文殊讃〉〈云何唄〉〈始段唄(如来唄)〉〈出家唄〉〈散華大日〉〈梵音〉〈錫杖頌〉〈散華釈迦〉〈散華薬師〉〈散華阿弥陀〉〈対揚〉である。したがって、「供養法」「讃」「法用」の曲目構成である。

また、覚意の五音博士によって博士が付されており博士に若干の旋律名が付されている。筆者は当資料の原本をみていないので、序論において上野学園日本音楽史研究所所蔵の写真資料によって書誌について分かる範囲で確認した。装丁は未確認であり、書写時代は鎌倉時代末期から室町時代初期だと考えられ、書写者は不明であった。

二 覚意との関係性

先述したように称名寺所蔵の「秘讃」には覚意の奥書があり覚意が翻譜したことが判明しているが、『声明集』は覚意との関係性が今のところ確認されていない。したがって、以下において、「称名寺本 a」と覚意との関係性を探っていききたい。

この考究に際し、まず「声明集断簡」という資料について述べる。称名寺には、当本と同じ内容を持つ資料がある。しかし、〈金剛界〉「恭禮三寶」からの「第二至心懺悔」の途中までのみ残存している「声明集断簡」は、釧阿の自筆の奥書を有する「貳捌尊音唐讃」の本文の書写者によって書写されている。この、「貳捌尊音唐讃」は、釧阿が「延慶二年(一一三〇九)六月二十七日に覚意(勝蓮上人Ⅱ証蓮房)の本を弟子に書写させて(覚意から)面授相伝した¹³¹⁾」ものであるという。

以上のように、「声明集断簡」は、釧阿の弟子によって書写されたものである。したがって、「声明集断簡」も「貳捌尊音唐讃」と同様に「覚意の本」を釧阿が弟子に書写させたものであるか、或いは「覚意の本」の釧阿書写本を釧阿の弟子が書写したものである可能性がある。いずれにせよ、覚意の五音博士で記譜されており、覚意の本奥書を有する

〔貳捌尊音唐讚〕を書写した人物による転写本なので、覚意に遡ることのできる資料である。

そして「称名寺本 a」と、釵阿の弟子が書写した〔声明集断簡〕とでは、〈金剛界〉「恭禮三寶」からの「第二至心懺悔」の途中まで博士の記譜、唱法の注記、別様の博士とその注記が全く同じである。すなわち、「称名寺本 a」と「声明集断簡」は同本である。

したがって「称名寺本 a」は釵阿の弟子が書写した〔声明集断簡〕の転写本であるか、〔声明集断簡〕の親本であるかのどちらかである。

もしも、「称名寺本 a」が〔声明集断簡〕の親本であり、なおかつ〔貳捌尊音唐讚〕と同様に「覚意の本」を釵阿が弟子に書写させていたものであるならば、「称名寺本 a」は覚意の自筆本ということになる。

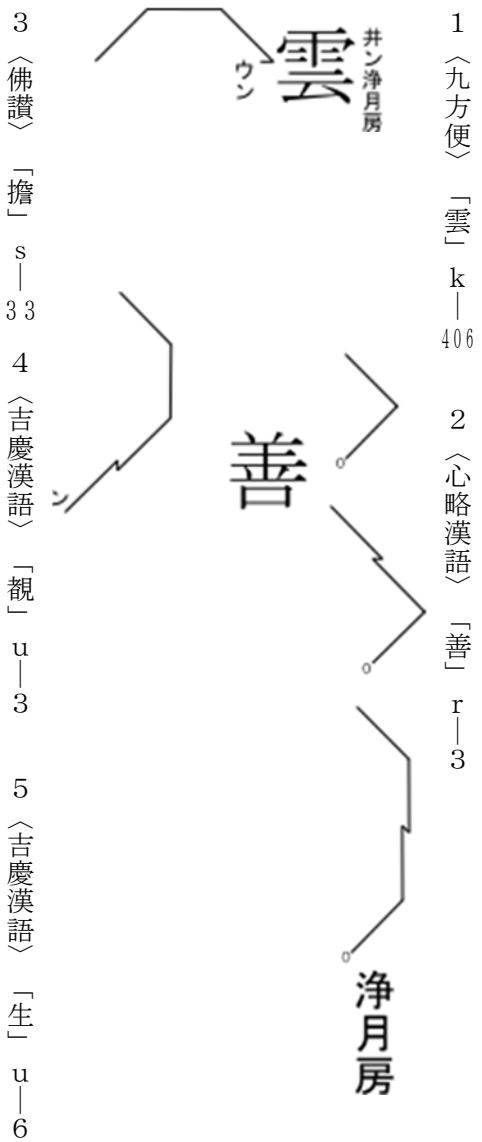
以上のことから、「称名寺本 a」は覚意の記譜を伝える資料である可能性がある。したがって、本稿では、「称名寺本 a」を覚意系の『声明集』として用いる。

三 「称名寺本 a」にみられる系譜

左記の 1 から 9 の九箇の博士は、「称名寺本 a」において「浄月房」と注記のあるものである。すなわち、浄月房聖海の博士である。これら全てにおいて共通していることは、「称名寺本 a」において浄月房聖海の博士は本説ではなく、異説として掲載されているということである。なお、「称名寺本 a」では、「浄月房」以外の系譜の情報は全くない。

すなわち、「称名寺本 a」は、「浄月房」の博士を唯一の異説として特別に扱っている。浄月房聖海は大進上人流の中でも慈業系大進上人流の系譜を構成する人物なので、「称名寺本 a」は慈業系大進上人流を特に意識していたのかもしれない。

つまり、「称名寺本 a」は観験系大進上人流の『声明集』のものである可能性がある。後述するが、「称名寺本 a」には般若房定意、宝蓮房祐真両者の博士が含まれているので、両者の弟子である覚意がどちらかの『声明集』を底本とし、どちらかの『声明集』を対校本として作成したものであるかもしれない。



第二目 「南山進流声明集」(「称名寺本b」)

一 概要

当本は、『金沢文庫資料全書』に影印・翻刻されている。収録曲目は、〈金剛界〉〈胎藏界〉〈如来唄〉〈散華釈迦〉〈散華薬師〉〈散華阿弥陀〉〈散華花嚴〉〈梵音〉〈錫杖〉である。つまり、「供養法」「法用」(四箇法用)から構成されている。なお、「讚」は未収録である。

また、「覚意の五音博士」によつて博士が指されており、博士に音律に関する注記はない。なお、序論で示したように、装丁は卷子装、数量は一卷一軸、書写時代は鎌倉期である。書写者は〈金剛界〉は不明であるが、〈胎藏界〉以降は釵阿である。

二 記譜の特徴

当本の〈金剛界〉〈胎藏界〉には特徴的な記譜がみられる。〈如来唄〉〈散華〉〈梵音〉〈錫杖〉の「法用」は後代の南山進流の『魚山叢芥集』と同じ博士で記譜がなされているが、〈金剛界〉の「恭禮三寶」から「三昧耶戒真言」まで、〈胎藏界〉の「恭禮三寶」から「無動金剛成就真言」までの博士は、『魚山叢芥集』の同じ箇所博士より曲全体が一位高く記譜されている。「四種反音」の中の「曲中反音¹³²」の「羽調反音」の理論を援用すると、「称名寺本b」の〈金剛界〉〈胎藏界〉の一部分が「律曲」として記譜されている可能性が指摘できる。

以上のように、「称名寺本b」の〈金剛界〉〈胎藏界〉の記譜法は「羽調反音」の理論によつてある程度説明ができる。これによつて初期の〈金剛界〉〈胎藏界〉は、「呂」と「律」の二種類の記譜法が存在していたとみなせる。

三 覚意との関係性

「称名寺本a」と同様に、当本と覚意との関係性を探っていききたい。

当本は覚意から直接的に数多くの声明譜を相伝している釵阿によつて書写された部分を含んでいる。すなわち、当本の大部分を占める〈胎藏界〉以降は、「秘讚」などの多くの曲を覚意から相伝していた釵阿が書写している。

ただし、〈金剛界〉は釵阿が書写しているわけではないが、同一のテキスト内に書写されているので釵阿のグループの人物が書写したと考えられる。「覚意の五音博士」の「秘讚」を覚意から相伝した釵阿が書写している箇所が含まれているとすると、当本も「覚意の五音博士」で記譜されているので、釵阿が覚意から当本を相伝した可能性が指摘できる。したがって、当本は、釵阿が覚意から相伝した『声明集』の可能性がある。

以上のように「称名寺本b」は「覚意の五音博士」で記譜されており、なおかつその書写に携わっていた釵阿は他にも覚意から数多くの「覚意の五音博士」の声明資料を相伝しているため、当本は覚意を経由して釵阿に相伝された可能性がある。

四 相応院流との関係性

「称名寺本b」には、「五云四大尊ノ南無ハ本鉢ハ雖無之北院御時有御評議被加畢」と朱書きの注記がある。ここでは、『声決書』や『声実抄』の記述のように、声明会議が開かれたことが示しされている。これは、声明会議についての最古の記述になるかもしれない。

また、当本には、「五」に関する注記が四つある。「五」は「北院御時」ともあるので、仁和寺北院の「五宮」と称されていた仁和寺第五世覚性(一一二九―一一六九)である。したがって、次に当本と相応院流との関係性について探っていききたい。

幸いにも『声明集私案記』に相応院流に関する記述があるので、それを手がかりにして両者の関係性について確認を行う。なお、『声明集私案記』の詳細については第三章において述べる。

(No. 1) 〈三條錫杖〉 「弟子」 g | 109 ~ 110 まで唱える指南

『声明集私案記』には、「相應院ニハ弟子マテスル也。進様ニハ不レ然護持計リスル也。」(続真三〇・九六下)と記述されている。一方、「称名寺本b」の〈錫杖〉は、「弟子」まで記譜されている。したがって、「称名寺本b」は相応院流の指南で記譜されているとみなせる。なお南山進流の『声明集』の「文明四年版」は、「護持」まで記譜されている。

(No. 2) 〈金剛界〉 「普供養」 「阿」 j | 500 より読み始める指南

『声明集私案記』には、「相應院ニハ阿ヨリスル也」(続真三〇・一〇四下)と記述されている。一方、「称名寺本b」では、「阿」から博士が付されている。したがって、「称名寺本b」は相応院流の指南で記譜されている。なお、南山進流の『声明集』の「文明四年版」は「俺」より博士が付されている。

(No. 3) 〈金剛界〉 「所修功德」の旋律

『声明集私案記』には、「相應院ニハ所修功德ヨリ徴ノ音ニ博士ヲスル也。」(続真三〇・一〇五下)と記述されている。一方、「称名寺本b」には、「所修功德」の詞章があり博士が付されている。したがって、「称名寺本b」は相応院流の指南で記譜されているとみなせる。なお、南山進流の『声明集』の「文明四年版」は「所修功德」の詞章がない。

(No. 4) 〈金剛界〉 「喜」 j | 七〇三の旋律

『声明集私案記』には、「喜ハ徴也。相應院ニハ博士ヲ羽徴トスル也」云々(続真三〇・一〇五下)と記述されている。一方、「称名寺本b」には「宮」「羽」の博士が記譜されている。先述したように「称名寺本b」は一位高く記譜されている箇所がある。ここもその箇所の記譜に准じている。以上のことから、「称名寺本b」は相応院流の指南で記譜されているとみなせる。なお、南山進流の『声明集』の「文明四年版」の「喜」は「徴」で記譜されている。

以上のように、「称名寺本b」は相応院流の指南で記譜されているとみなせる。したがって、「称名寺本b」は、「覚意の五音博士」によって記譜された相応院流の『法則集』である可能性があると思われる。

また、「称名寺本b」と覚意との関係性から、覚意は相応院流の『法則集』をも翻譯した可能性が指摘できる。そうであるならば、覚意は積極的に相応院流の譜本に五音博士を付していた可能性がある。したがって、「称名寺本a」も覚意が五音博士を付した『声明集』である可能性を指摘できる。

第三目 「文保二年本」

一 概要

長恵以前の時代に、『魚山薑芥集』と類似した「声明本」が存在したことが、先行研究では紹介されている。本稿ではこれを便宜的に「文保二年本」と呼ぶ。なお、書誌については序論に示した。

現在、高野山大学附属高野山図書館蔵には原本の「文保二年本」の転写本をさらに岩原諦信氏が書写したものが所蔵されている。なお、残念ながら「文保二年本」の原本も転写本も所在不明である。本稿では岩原諦信氏が書写した資料を用いる。この本の終わりには、
本云文保二年八月一日 普一

とあり、さらにこの奥書の後に醍醐様の博士図、高野様の博士図等の説明があり、最後に、
金剛福寺 紫雲山 于時寶曆七丑年三月吉祥 智教

とある。この本は、書写奥書にあるように、岡山の金剛福寺に所蔵されていたもので、最初文保二年に、普一によって書写されたものだと考えられる。

大山（一九五九）では、この普一は貞和二年（一三四六）に撰述された『音曲式口伝』の選者の普一と同一人物だとされている¹³³。

また、中川（一九七六a）でも「文保二年本」が報告されている。金剛福寺に所蔵されていたものの大きさは、「竪二八、二cm。横二一、一cm」であったという¹³⁴。この大型の法量は後の『声明集』よりも『魚山薑芥集』に近い。

「文保二年本」は、南山進流の「声明本」の歴史において大きな意味を持つものである。なぜなら、「覚意の五音博士」によって記譜された年記を明らかにする声明集成の中で、現在確認できる最古のものだからである。このことが「文保二年本」の資料的価値である。次に、先行研究の「文保二年本」についての言及について紹介する。

まず、「文保二年本」を南山進流の中で最古の声明集成としてみる記述を挙げる。

岩原氏は「文保二年本」について「内容は現行魚山とかわりはない。現存声明集ではおそらく最古のものであろう¹³⁵。」と述べている。岩原氏はこのように、『魚山薑芥集』と内容的な類似性を指摘し、「文保二年本」を南山進流の声明集の最古のものだとみなしている。

また、大山（一九五九）でも、岩原氏同様に、「進流声明集中現存する最古の写本は備中金剛福寺本¹³⁶」、と述べられている。

両者は、「文保二年本」を南山進流で最古の声明集とみなしている。

次に、「文保二年本」が『魚山薑芥集』の先駆資料とみなされている記述を挙げる。中

からこの博士は、「宮」「商」の略博士で記譜されている。「御時」と尊敬語で書かれているので、これを記した者が隆然の系譜に連なる人物であることと、隆然の死後に記されたことが推測できる。

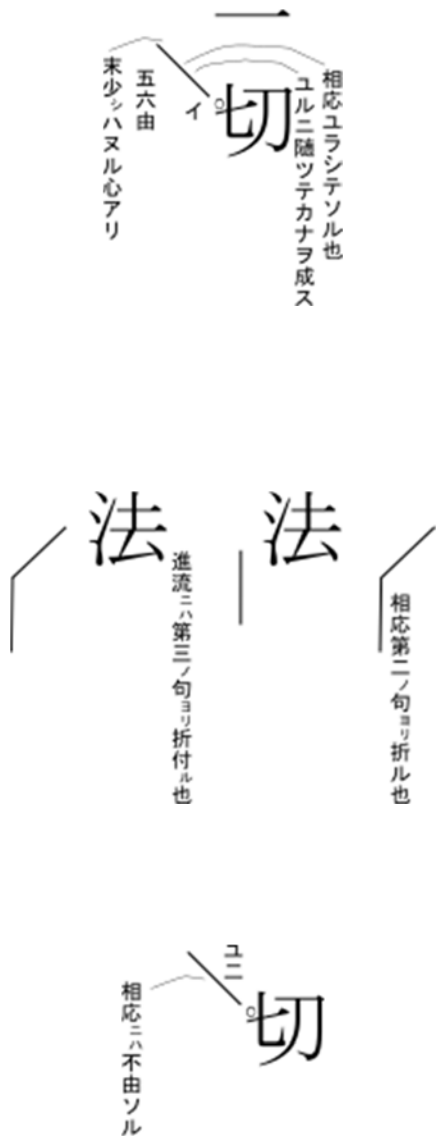
また、文保二年には、まだ隆然は生きていたので、「文保二年本」のこの注記は、隆然の生存が確認できる暦応四年（一三四年）以後に記されたものだと考えられる。この注記が隆然の死後に付加されたものである可能性がある。他の注記も後から付加された可能性が考えられる。したがって、「文保二年本」は最初、詞章と博士の骨格からのみであったと推定できる。

以上のことから「文保二年本」は隆然の系譜において伝持されていた譜本であると考えられる。また、「権」の次の句から「権」と同じ博士は略博士が用いられているので「文保二年本」の博士の骨格は隆然のものである可能性がある。したがって、「文保二年本」は隆然の『声明集』に隆然系の人物が隆然の死後に注記を付したものであると推定できる。

(二) 相応院流

「文保二年本」の以下に挙げる三箇所は、相応院流の指南が注記されているものである。

- (No. 1) 〈三礼・如来唄〉 「切」 a—1
 (No. 2) 〈対揚〉 「法」 i—28、36
 (No. 3) 〈金剛界〉 「切」 j—2



(No. 1) の「文保二年本」の注記の立場は本に「イ」の仮名を付すものである。しかし、相応院流では、由りながら仮名を付すことが注記されている。したがって、「文保二年本」の本説は相応院流の指南ではないことが分かる。これにより、「文保二年本」は進流の指南で記譜されていることが推定される。

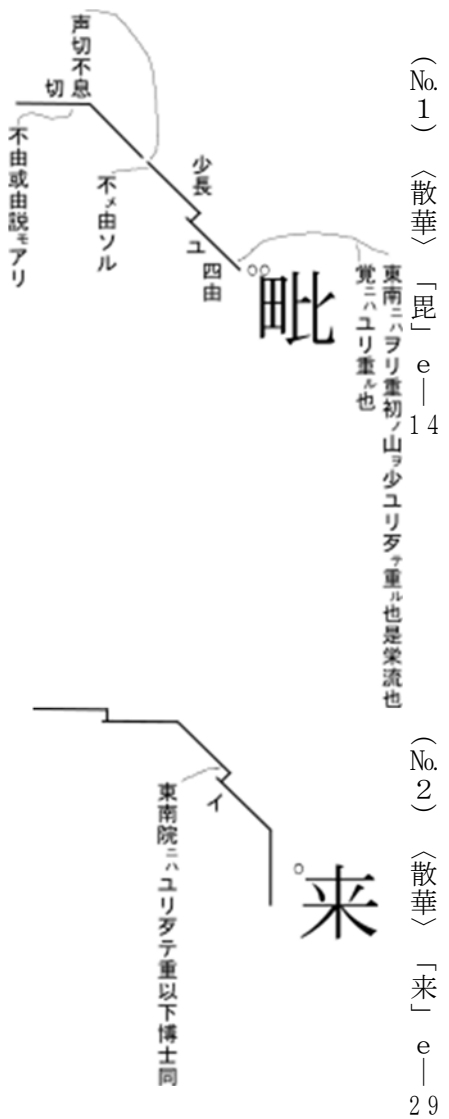
(No. 2) は〈対揚〉の二句目と三句のそれぞれの「法」の博士である。二句目の「法」は、「宮」、三句目の「法」は「商」「宮」で記譜されている。二句目の詞章の右の博士が相応院流の指南の博士とそれ対しての注記である。すなわち、注記によると相応院流では第二句目から「商」「宮」と折る博士で記譜されているという。しかし、「文保二年本」は「進流ニハ第三ノ句ヨリ折付ル也」とあるように、三句目から「商」「宮」の博士で記譜されている。したがって、「文保二年本」は進流の指南で注記されている。

(No. 3) の「文保二年本」の注記の立場は「ユニ」である。これに対して、相応院流は、由らないことが注記されている。したがって、「文保二年本」の本説は相応院流の指南ではないことが分かる。これにより、「文保二年本」は進流の指南で記譜されていることが推定される。

以上の博士の本説はすべて、相応院流の指南ではない。したがって、「文保二年本」の本説及び、注記の立場は進流であることが推定される。

(三) 東南院方

「文保二年本」の左の四箇所は、覚証院方と東南院方の指南を対比したものである。



(No. 1) と (No. 4) は覚証院方と東南院方の指南が対比されているが、(No. 2) と (No. 3) は、東南院方の指南のみ記載されている。(No. 2) と (No. 3) は東南院方とは相違する立場から東南院の指南について言及したものだと考えられる。つまり、東南院方とは相違する立場とは、(No. 1) (No. 3) で東南院と対比されている覚証院方であると考えられる。また、(No. 1) (No. 3) でも先に東南院方の指南が紹介され、その後、覚証院方の指南が言及されているので、覚証院方の立場から語られている注記であると考えられる。したがって、(No. 1) から (No. 4) の注記は、覚証院方の立場から語られたものだと考えられる。つまり、「文保二年本」の注記を付した人物は、覚証院方に属していた可能性を指摘できる。

また、覚証院方と東南院方を対比する記述は先述したように、『声決書』からみられる

ものであった。『声決書』以前に撰述された『声実抄』には東南院方についての言及がなかった。したがって、「文保二年本」の注記は、『声決書』の撰述された応永三年（一三九六）以降に「文保二年本」に付加された可能性がある。

以上のことから、「文保二年本」は進流の中でも覚証院方の隆然を信奉するグループで伝承されてきた『声明集』の可能性がある。また、「文保二年本」の注記は応永三年（一三九六）以降に「文保二年本」に付加されたと考えられる。

なお、先述したように、「文保二年本」を『魚山叢芥集』の先駆資料として見る見方もあるが、「文保二年本」と『魚山叢芥集』の間に『声明集』が多々存在していること、「文保二年本」の注記は加筆されたものである可能性があることなどを考慮すると、「文保二年本」は『声明集』の先駆資料と見る方が妥当であると思われる。そして、当本が隆然を信奉する系統において、さらには覚証院方において伝持されてきたことを鑑みると当本の注記以外の箇所は隆然の記譜に遡ることができると考えて差し支えないだろう。

第三項 曲目・曲順

本項では、初期の『声明集』すなわち称名寺所蔵の二本の『声明集』及び「文保二年本」の『声明集』の曲目・曲順について、『魚山叢芥集』を指標として対照する。

まず、「称名寺本 a」の曲目・曲順を以下に上げる。

j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 m 〈四智梵語〉 o 〈大日讃〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讃〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 p 〈不動讃〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 a 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 x 〈四波羅蜜〉 t 〈文殊讃〉 c 〈云何唄〉 b 〈如来唄〉 d 〈出家唄〉 c 〈散華〉 (大日) f 〈梵音〉 h 〈錫杖頌〉 c 〈散華〉 (釋迦・薬師・阿弥陀) i 〈対揚〉 (灌頂)

「称名寺本 a」の曲目構成は、「供養法」「讃」「法用」である。これは、相応院流の『法則集』及び醍醐流の『声明集』と同じである。したがって、覚意系の『声明集』である「称名寺本 a」は相応院流や醍醐流の『声明集』系の譜本の曲目・曲順と同様であった。「称名寺本 a」は覚意が翻譜したものであるとすると、覚意が翻譜する前の高野山の大進上人流の『声明集』は、相応院流や醍醐流の『声明集』系の譜本と曲目構成は同じであった可能性があるといえる。

次に、「称名寺本 b」の曲目構成を以下に挙げる。

j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 b 〈如来唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (釋迦薬師・阿弥陀・華嚴) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉

「称名寺本 b」の曲目構成は、「供養法」「法用」である。「讃」は収録されていないが、「供養法」から始まっているので、相応院流の『法則集』を「覚意の五音博士」によって翻譜したものである可能性がある。

また、「法用」の収録曲目から当本が「四箇法要」のための譜本であることが分かる。相応院流の『法則集』を「覚意の五音博士」で翻譜した人物が覚意であるのか鈔阿であるのか不明であるが、「称名寺本 b」は『法則集』の元々の曲目構成と同じである。つまり、翻譜される前の元々の曲目構成と同じであるといえる。したがって、このことから「称

名寺本 a」が、元々の曲目構成を遵守している可能性は高いといえる。

最後に、「文保二年本」の曲目・曲順を以下に上げる。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈四智梵語〉 n 〈礼讚文〉 o 〈大日讚〉 p 〈不動讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讚〉 t 〈文殊讚〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 w 〈阿弥陀讚〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 a 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉 (後夜偈)

「文保二年本」の曲目構成は、「法用」「供養法」「讚」である。この曲目構成は、後述する中期以降の『声明集』、さらには『魚山薑芥集』と同様である。これは、隆然系の「文保二年本」は中期以降の『声明集』に先駆けて〈三礼・如来唄〉から始まる曲目構成を採っていたということである。したがって、隆然が「法用」「供養法」「讚」の曲目構成を採用した可能性もある。

なお、隆然が十九才の時に撰述した『声明集法則』という『声明集』について書き記した資料が存在する¹⁴¹。高野山大学附属高野山図書館所蔵本によって確認したところ、その書物の構成は「法用」「供養法」「讚」と推移している。したがって、隆然の想定している『声明集』の曲目構成は「法用」「供養法」「讚」である。

以上のことから、覚意系ではなく、隆然系において、中期以降にみられる『声明集』の曲目構成が作られた可能性が指摘できる。したがって、「法用」「供養法」「讚」の曲目構成の「文保二年本」は隆然の『声明集』である可能性は高いといえる。

また、「文保二年本」の曲目・曲順も後述する中期以降の『声明集』及び『魚山薑芥集』と同様である。

以上において、「覚意の五音博士」で記譜されている初期の三本の『声明集』の曲目構成をみてきた。称名寺所蔵の二本はともに「供養法」から始まるものであった。「称名寺本 b」の曲目構成は、当本が元々相応院流の『法則集』であることに由来する。「称名寺本 a」の曲目構成は「覚意の五音博士」以前の大進上人流の『声明集』の曲目構成を踏襲している可能性があることを指摘した。また、中期以降の『声明集』の曲目構成は「文保二年本」の曲目構成と同様のものだったので、この曲目構成は隆然に由来する可能性がある。

第四項 博士の骨格

本項では、初期の『声明集』の博士の骨格について、『魚山薑芥集』を指標として対照し、初期において『声明集』の博士の骨格がどれほど確立していたのかについて明らかにしたい。

具体的には『魚山薑芥集』の三千六百九十全ての博士と、「称名寺本 a」と「文保二年本」の博士をすべて対照させて、『魚山薑芥集』と相違する博士の骨格を全て抽出し比較した。

その結果、『魚山薑芥集』と相違する骨格をもつ「称名寺本 a」と「文保二年本」の博

士を三十四箇確認できた。その数は限定されており、さらに骨格の相違はすべて同一であり一種類であった。すなわち、『魚山薑芥集』と相違の見られる初期の『声明集』の三四の博士は、初期の変動域にある博士とすることができる。

また、論文末の資料編③に「表3」「変動域博士対照表」として、初期の「称名寺本a」・「文保二年本」、中期の四本の『声明集』と『声明集隆法口伝』と『声明集私家記』、更に最古の『声明集』の版本である「文明四年版」及び『魚山薑芥集』について、変動域にある博士の対照表を作成し掲載した。

また、「称名寺本b」は前項で行った曲目・曲順の考察からも相応院流の『法則集』を「覚意の五音博士」によって翻譜したものである可能性が極めて高くなり、南山進流の『声明集』ではないことが確認できたのでここからは考察の対象から一旦除外する。

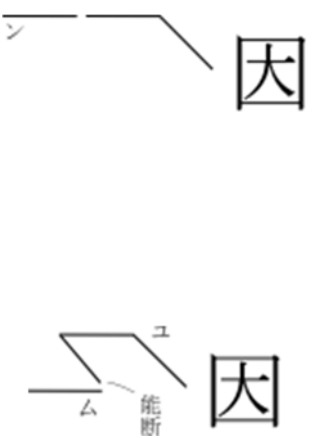
第一目 「称名寺本a」の博士の骨格

「称名寺本a」から『魚山薑芥集』と相違する骨格を持つ博士を以下のように二十九箇抽出することができた。

No.1 〈云何唄〉「因」c—14

左は、「称名寺本a」と『魚山薑芥集』の「因」の博士を対照したものである。

「称名寺本a」 『魚山薑芥集』（大正八四・八二五下）

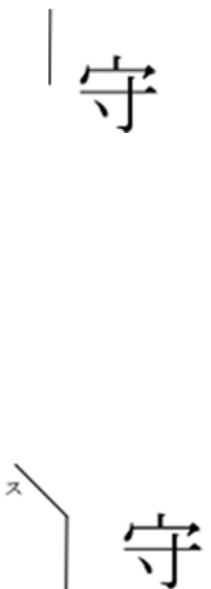


「称名寺本a」は、二番目の「角」を一度切って再度「角」を付しているが、『魚山薑芥集』は、二番目の「角」から一度初重の「羽」の方向に引き込むようにしてから切った後に「角」を付している。

No.2 「守」c—3

左は、「称名寺本a」と『魚山薑芥集』の「守」の博士を対照したものである。

「称名寺本a」 『魚山薑芥集』（大正八四・八二五下）

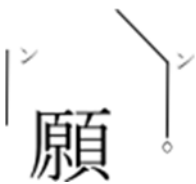


「称名寺本a」は「羽」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「羽」「徴」で記譜されている。

No. 3 〈出家唄〉 「願」 d—16

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の「願」の博士を対照したものであるが、「称名寺本 a」には『魚山叢芥集』の「羽」「徴」の博士も異説として詞章の右側に掲載されている。

「称名寺本 a」



『魚山叢芥集』 (大正八四・八二六上)

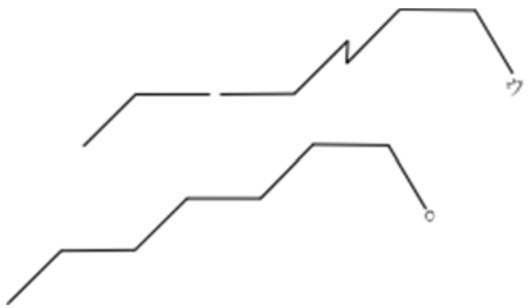


前の〈出家唄〉「守」 d—3と同様に「称名寺本 a」は「羽」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「羽」「徴」で記譜されている。

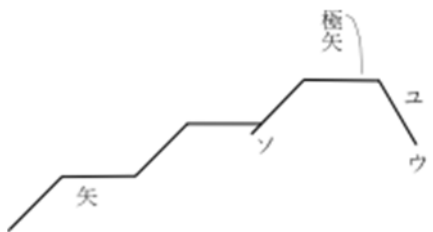
No. 4 〈錫杖〉 「敬」 g—96

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の「敬」の博士を対照したものであり、「称名寺本 a」には『魚山叢芥集』の博士も異説として本説の博士の下に掲載されている。『魚山叢芥集』 (大正八四・八二七上)

敬



敬



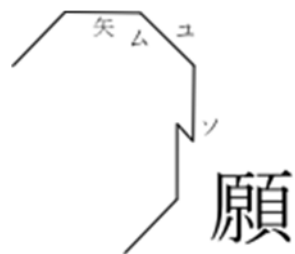
「称名寺本 a」の博士では三番目の「商」を重ねているが、『魚山叢芥集』は重ねていない。また、「称名寺本 a」は「商」を重ねた後の「角」をいったん切ってから再度「角」を付して末の「商」を記譜している。一方、『魚山叢芥集』は、二番目の「商」の後「角」「商」「角」と付して末の「商」を記譜している。

No. 5 〈九條錫杖〉 「願」 h—58

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の「願」の博士を対照したものであり、「称名寺本 a」には『魚山叢芥集』の「宮」「羽」「羽」「徴」「角」「商」の博士が異説とし

て詞章の右側に掲載されている。
「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』(大正八四・八二七中)



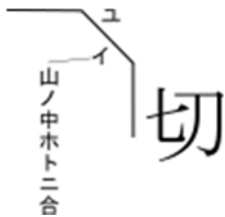
「称名寺本 a」の博士は末が「角」で終わっているが、『魚山叢芥集』では「角」の後に「商」が記譜されている。

No. 6 (九條錫杖) 「切」 h | 232

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の「切」の博士を対照したものであるが、「称名寺本 a」には『魚山叢芥集』の「羽」「徴」「角」の博士も詞章の右側に異説として掲載されている。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』(大正八四・八二七中)



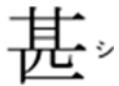
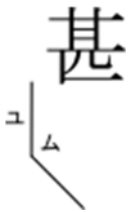
「称名寺本 a」の末の博士は「商」であるが、『魚山叢芥集』の博士は末に「商」は付されておらず、「角」で終わっている。

No. 7 (対揚) 「甚」 i | 82

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の「甚」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』(大正八四・八二八中)



「称名寺本 a」は「宮」「羽」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「宮」で記譜されている。

No. 8 〈金剛界〉 「普礼真言」 「他」 j—33

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の「普礼真言」 「他」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』 (大正八四・八二九中)

他

他

取付共三斗

似自下

「称名寺本 a」は「徴」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「徴」「角」で記譜されている。

No. 9 〈金剛界〉 「発菩提心真言」の「地」 j—353

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「発菩提心真言」の「地」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』 (大正八四・八三〇中)

地

地

「称名寺本 a」は「商」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「角」で記譜されている。なお、この両者の博士の関係(「称名寺本 a」||「商」、『魚山叢芥集』||「角」)は、「三摩耶戒真言」の「耶」 j—365 「怛」 j—367 においても同様である。

No. 10 〈金剛界〉 「勧請」 「四」 j—382

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉「勧請」 「四」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』 (大正八四・八三〇中)

四

四

「称名寺本 a」は「角」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「商」で記譜されている。なお、この両者の博士の関係(「称名寺本 a」||「角」、『魚山叢芥集』||「商」)は、「勧請」の「降」 j—397 「威」 j—411 「受」 j—425 「諸」 j—439 「成」 j—454、「五大願」の「誓」 j—475 「誓」 j—489 においても同様である。

No. 11 〈金剛界〉「勸請」 「智」 j | 392

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉「勸請」 「智」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』 (大正八四・八三〇中)

智

智

「称名寺本 a」は「商」「角」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「商」で記譜されている。また、この両者の博士の関係（「称名寺本 a」 「商」「角」、『魚山叢芥集』 「商」）は、「勸請」の「来」 j | 406 「耶」 j | 420 「楽」 j | 434 「祥」 j | 449、「五大願」の「度」 j | 470 「覚」 j | 484 においても同様である。

No. 12 〈金剛界〉「三力」 「如」 j | 534 「来」 j | 535

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「三力」の「如来」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一上)

後供養之時ハ用之

後供

如

来

如

来

「称名寺本 a」は「如」「来」共に「商」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「如」「来」ともに「角」で記譜されている。

No. 13 〈金剛界〉「祈願」 「消除」 j | 586 j | 587

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「祈願」の「消除」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一上)

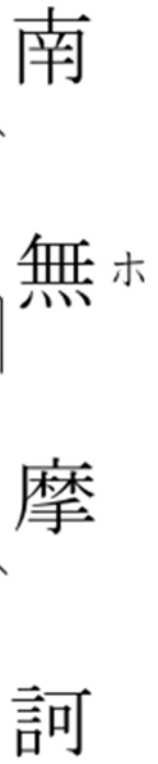
消
除

消

除

「称名寺本 a」の「消」は「宮」「商」、「除」は「商」でそれぞれ記譜されているが、『魚山叢芥集』の「消」は「羽」「宮」、「除」は「宮」と『魚山叢芥集』のそれぞれの博士は「称名寺本 a」よりも全体的に一音低く記譜されている。

No. 14 〈金剛界〉の「礼仏」「南無摩訶」「南」j | 606
 左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「南無摩訶」の「南」の博士を対照したものである。
 「称名寺本 a」



『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一上)



「南」は「称名寺本 a」は初重の「商」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は初重の「徴」で記譜されている。

No. 15 〈金剛界〉「礼仏」「量」j | 628
 左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「量」の博士を対照したものである。
 「称名寺本 a」
 『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一中)



「称名寺本 a」は「羽」「宮」、『魚山叢芥集』は「宮」「商」と「称名寺本 a」の方が全体的に一位低く記譜されている。

No. 16 〈金剛界〉「礼仏」「四」j | 640
 左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「四」の博士を対照したものであり、『魚山叢芥集』には「称名寺本 a」の「宮」「商」の博士も詞章の右側に異説として掲載されている。
 「称名寺本 a」
 『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一中)



「称名寺本 a」は「宮」「商」、『魚山叢芥集』は「羽」と「称名寺本 a」の方が全体

的に一位高く記譜されている。

No. 17 〈金剛界〉の「礼仏」の「供養」 j | 656 j | 657

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「供」「養」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山薑芥集』（大正八四・八三一中）

供養

クキヤウ
供養

「称名寺本 a」には「供」「養」の二字に対して「宮」「商」の博士が一つ記譜されているが、『魚山薑芥集』には「供」「養」それぞれに対して「宮」の博士が一つずつ記譜されている。

No. 18 〈金剛界〉「礼仏」「南無金剛界」 j | 667 k | 671

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「南無金剛界」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

南無金剛界

『魚山薑芥集』（大正八四・八三一中）

南無金剛界
小矢 矢 矢 延

両者は「無」以下の四字の博士の骨格が異なる。

「称名寺本 a」の「無」は「商」、「金」は「商」「宮」、「剛」は「宮」、「界」も「宮」で記譜されているが、『魚山薑芥集』の「無」は「角」、「金」は「角」「商」、「剛」は「商」、「界」は「商」で記譜されている。したがって、「無」から「界」までは、「称名寺本 a」の方が『魚山薑芥集』よりも全体的に一位低く記譜されている。

No. 19 〈胎藏界〉の「第五発菩提真方便」の「願」 k | 281

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「第五発菩提真方便」の「願」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山薑芥集』（大正八四・八三二中）

願

願ケン

「称名寺本 a」は「徵」「羽」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徵」「角」「羽」で記譜されている。

No. 20 〈胎藏界〉「第五發菩提真方便」 「及」 k | 297

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「第五發菩提真方便」の「及」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三二中)

及

及

「称名寺本 a」は「角」「商」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「角」で記譜されている。

No. 21 〈胎藏界〉「第八奉請法身方便」 「無」 k | 439

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「第八奉請法身方便」の「無」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三二下)

無

無

「称名寺本 a」は「徵」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徵」「角」で記譜されている。

No. 22 〈胎藏界〉「無動金剛能成就真言」 「者」 k | 527

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「無動金剛能成就真言」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

『魚山薑芥集』(大正八四・八三三上)

者者

ス
矢
翠ヨリ尚豆世

「称名寺本 a」は「羽」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徴」で記譜されている。

No. 23 〈胎藏界〉「礼仏」「南無大悲胎藏」の「無」 k | 878

「胎」 k | 881

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「礼仏」の「南無大悲胎藏」の「無」と「胎」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

南無大悲胎藏

『魚山薑芥集』(大正八四・)

南無大悲胎藏

両者において、「無」と「胎」の博士の骨格が相違する。

「称名寺本 a」は「無」を「商」、「胎」を「商」「角」で記譜しているが、『魚山薑芥集』は「無」を「角」、「胎」を「角」で記譜している。

No. 24 〈胎藏界〉「礼仏」「南無金剛界一切」の「一」 k | 894

「切」 k | 893

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「礼仏」の「南無金剛界一切」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

南無金剛界一切



『魚山叢芥集』 (大正八四・八三三下)

南無金剛界一切



両者において「一」「切」の博士が異なる。

「称名寺本 a」の「一」は「商」で、「切」は「角」「商」「宮」「羽」で記譜されているが、『魚山叢芥集』の「一」は「角」で、「切」は「角」「商」「宮」で記譜されている。

No. 25 〈胎藏界〉の「廻向方便」の「所修一切」の「切」 k | 905

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈胎藏界〉の「廻向方便」の「所修一切」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」

所修一切

『魚山叢芥集』 (大正八四・八三三下)

所修一切



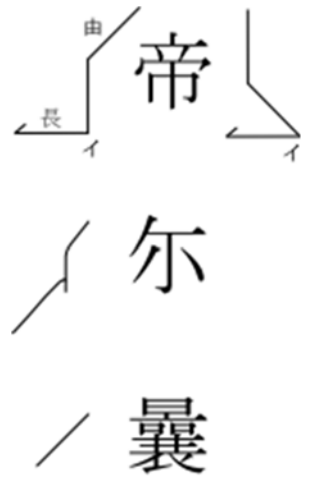
両者において「切」の博士の骨格が相違する。

「称名寺本 a」は「徴」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「羽」「徴」で記譜されている。

No. 26 〈大日讃〉「帝」 o | 18

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈大日讃〉の「帝尔曩」の「帝」博士を対照したものであり、「称名寺本 a」には『魚山叢芥集』の「宮」「羽」「角」の博士も詞章の右側に異説として掲載されている。

「称名寺本 a」



『魚山薑芥集』 (大正八四・八三六下)

ナノノ中音

帝 尔 曩

大ニ三ニユル



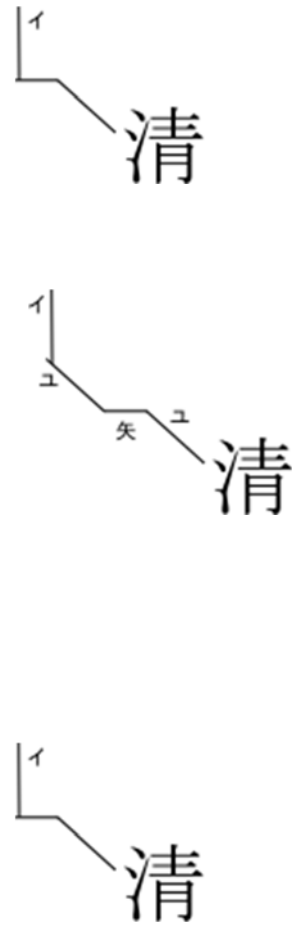
両者において、「帝」の博士の骨格が相違する。

「称名寺本 a」は、「商」「宮」「角」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「宮」「羽」「角」で記譜されている。

No. 27 <文殊讚> 「清」 t-7

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の<文殊讚>「清」の博士を対照したものであり、『魚山薑芥集』の欄外には「称名寺本 a」の「徵」「角」「羽」の博士が異説として掲載されている。

「称名寺本 a」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三七中) 『魚山薑芥集』別様 (同頁)



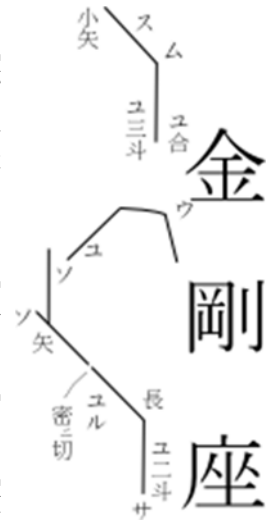
「称名寺本 a」は「徵」「角」「羽」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徵」「角」「徵」「角」で記譜されている。

No. 28 <吉慶漢語> 「座」 u-59

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の<吉慶漢語>の「金剛座」の博士を対照したものである。
「称名寺本 a」



『魚山叢芥集』（大正八四・八三七下）

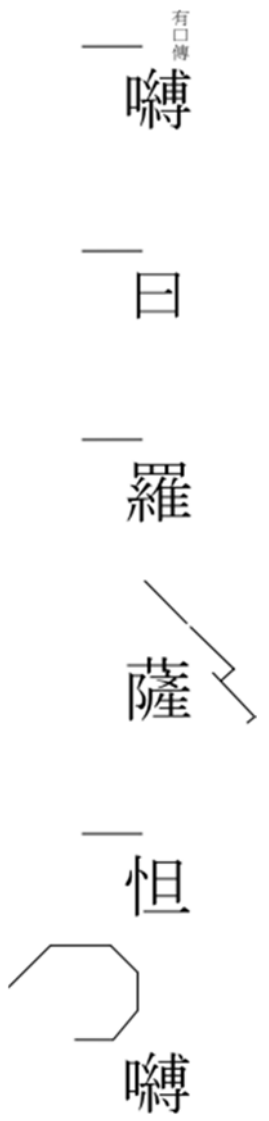


「称名寺本 a」の「座」は「羽」「徵」「羽」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「羽」「徵」「徵」「羽」で記譜されている。

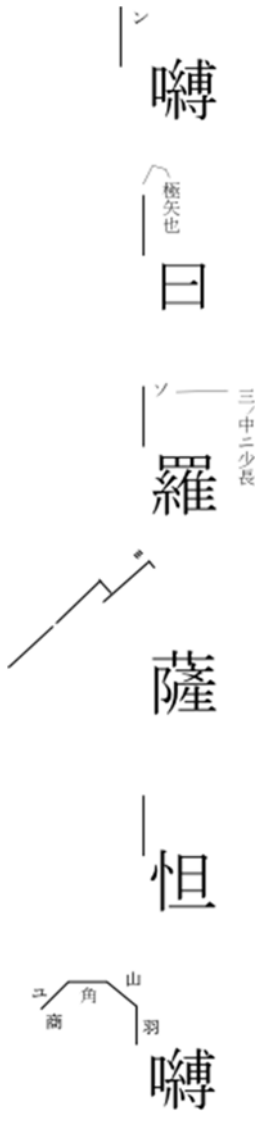
No. 29 〈東方讚〉「罽日羅薩怛罽」 y — 1 6

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈東方讚〉の「罽日羅薩怛罽」の博士を対照したものである。

「称名寺本 a」



『魚山叢芥集』（大正八四・八三九中）



「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』とは、「罽日羅薩怛罽」の全体が相違する博士の音高で記譜されている。すなわち、「称名寺本 a」は『魚山叢芥集』の博士よりも全体的に音位が二位高く記譜されている。

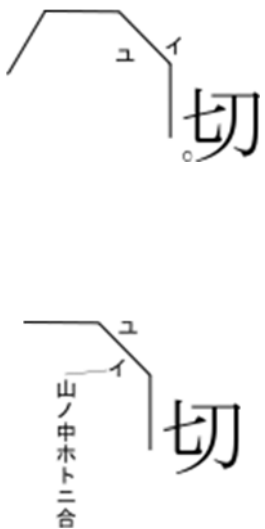
以上のように、「称名寺本 a」には、『魚山叢芥集』と相違する博士が二十九箇所ある。

第二目 「文保二年本」の博士の骨格

「文保二年本」から『魚山薑芥集』と相違する博士の骨格を以下のように七箇抽出することができた。

No. 1 (九條錫杖) 「切」 h | 232

左は、「文保二年本」と『魚山薑芥集』の「切」の博士を対照したものである。
「文保二年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八二七中)



「文保二年本」は「羽」「徵」「角」「商」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「羽」「徵」「角」で記譜されている。

No. 2 (対揚) 「護」 i | 289

左は、「文保二年本」と『魚山薑芥集』の(対揚)の「護」の博士を対照したものであり、「文保二年本」には『魚山薑芥集』の「宮」の博士が本説の博士の左側に異説として掲載されている。

「文保二年本」

『魚山薑芥集』 (大正八四・八二八下)



「文保二年本」は「商」「宮」で記譜されている。一方、『魚山薑芥集』は「宮」で記譜されている。

No. 3 (対揚) 「集」 i | 405

左は、「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』の(対揚)の「集」の博士を対照したものであり、『魚山薑芥集』には「文保二年本」の「宮」の博士が欄外に異説として掲載されている。

「文保二年本」

『魚山薑芥集』 (大正八四・八二九上)

『魚山薑芥集』異説 (同頁)



「文保二年本」は「宮」で記譜されている。一方、『魚山薑芥集』は「商」「宮」で記譜されている。

No. 4 〈対揚〉「諸」 i | 407

左は、「文保二年本」と『魚山薑芥集』の〈対揚〉の「諸」の博士を対照したものである。

「文保二年本」

『魚山薑芥集』(大正八四・八二九上)

諸

諸

「文保二年本」は「羽」「宮」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「羽」で記譜されている。

No. 5 〈金剛界〉「礼仏」「量」 j | 628

左は、「称名寺本 a」「文保二年本」と『魚山薑芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「量」の博士を対照したものであり、「文保二年本」には『魚山薑芥集』の「宮」「商」の博士が詞章の右側に異説として掲載されている。

「文保二年本」

『魚山薑芥集』(大正八四・八三一中)

量

量

「文保二年本」は「羽」「宮」で記譜されている。一方、『魚山薑芥集』は「宮」「商」と「称名寺本 a」よりも全体的に一位高く記譜されている。

No. 6 〈胎藏界〉「及」「k」 244

左は、「文保二年本」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「及」の博士を対照したものであり、『魚山薑芥集』には「文保二年本」「徴」の博士が異説として詞章の右側と欄外に掲載されている。なお、欄外の博士は『声明集私案記』の指南として掲載されている。

「文保二年本」

『魚山薑芥集』(大正八四・八三一中)

『魚山薑芥集』(同頁)

及

及

及

安記二八用之

イ本声明集二八用之

「文保二年本」は「徴」で記譜されている。一方、『魚山薑芥集』は「徴」「角」で記譜されている。

No. 7 〈理趣経〉 「法」 1—34

左は、「称名寺本 a」と『魚山叢芥集』の〈理趣経〉の「法」の博士を対照したものである。

「文保二年本」

『魚山叢芥集』（大正八四・八三四中）

法

法

真ト不ヨリハ長シ此ハ位顯也雖然
余ノ角ヨリハ豆ナルヘシ

「文保二年本」は「商」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「角」「商」で記譜されている。なお、「文保二年本」には本に折り懸けのある博士が本説の博士の左側に掲載されている。

以上のように、「文保二年本」には、『魚山叢芥集』と相違する博士が七箇所ある。

本節の第三項、第四項においてみてきたように、覚意系の「称名寺本 a」には二十九箇の、隆然系の「文保二年本」には七箇の『魚山叢芥集』と相違する博士があった。

覚意系の「称名寺本 a」は『魚山叢芥集』との博士の骨格の相違がかなり多くあるといえる。

一方、隆然系の「文保二年本」は、『魚山叢芥集』と曲目・曲順は全く同じで、さらに『魚山叢芥集』との博士の骨格の相違も今述べたように七箇所とそれ程多くないので『魚山叢芥集』の基本構造は文保二年の時点で出来上がっていた可能性がある。

第五項 『声実抄』から特定された博士の骨格

先述したように、『声実抄』の記述によって、十三世紀の後半には、般若房定意及び宝蓮房祐真の自筆の『声明集』が存在していた可能性があることが分かった。したがって、『声実抄』の般若房定意、宝蓮房祐真の博士の骨格は、般若房定意及び宝蓮房祐真の自筆の『声明集』において記譜されていたものである可能性がある。

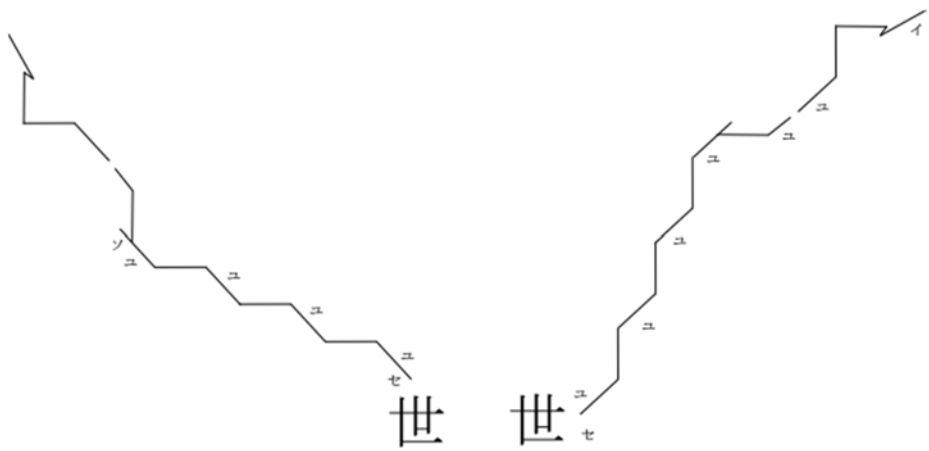
本節では、先述した『声実抄』から般若房定意、宝蓮房祐真の博士の骨格を復元し、初期の「称名寺本 a」および「文保二年本」と比較する。これによって、初期の『声明集』が般若房定意、宝蓮房祐真のどちらの記譜の影響をより強く受けているのかについて明らかにしたい。

No. 1 〈如来唄〉 「世」 b—7

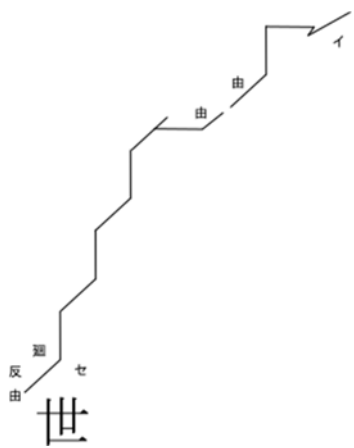
『声実抄』には、左記の博士が掲載され、その下方には「覚云世ノ博士ニ付テ般若房ノ自筆ノ本ニハ二説有リ一説ニハ如クレ常ノ上ノ宮甲ニ付ク。一説ハ徴ノ音ニ付是ハ乙也。

此時云何唄ノ如クヲ引キ畢ル也」(続真三〇・四上)と記述されている。
 ここで覚意は、左記の「世」の「甲」と「乙」の博士は「般若房ノ自筆ノ本」に記譜されていたものと述べている。このことから左記の右側の「甲様」と左の「乙様」の博士はともに般若房定意の様であることが分かる。「称名寺本a」「文保二年本」の中に「甲様」の博士はなく、「常の如く」の「乙様」の博士のみみられる。いずれにしても、『声実抄』の記述から「称名寺本a」「文保二年本」は般若房定意の様で記譜されていることがわかる。

『声実抄』(続真三〇・四上・二〜一三) 「称名寺本a」



「文保二年本」「世」





No. 2 (云何唄) 「金」c-6、「剛」c-7、「得」c-16、「大」c-17

『声実抄』(続真三〇・四下)の(云何唄)には、左記の博士が掲載されており、その下方に「是ハ般若房ノ自筆ノ本ノ様也」との割注が付されている。すなわち割注から『声実抄』の博士は「般若房の自筆の本」の情報であることが判明する。「称名寺本a」と「文保二年本」は般若房定意の博士で記譜されている。

『声実抄』(続真三〇・四下)

金 剛 得 大

「称名寺本a」
小ユ
小ユ

金 剛 得 大

「文保二年本」

金 剛 得 大

No. 3 (出家唄) 「守」c-3

『声実抄』には、「細谷云。薬師院ノ持本ニ守羽計。或一本ハ守羽徴也云云」(続真三

○・四下)とある。

また、同本には〈云何唄〉の「金」「剛」「得」「大」の次に〈出家唄〉の「守」について次のような博士とそれに対する注記がある。

『声実抄』(続真三〇・四下)

金 剛 得 大 守 志 節

小ユ 小ユ

是般若房ノ自筆ノ本ノ様也

これら『声実抄』の二箇所の記事を総合すると、「羽」は宝蓮房祐真、「徵」は般若房定意の博士であるといえる。

左記のように、「称名寺本 a」は「羽」なので、宝蓮房祐真の博士で、「文保二年本」は「羽」「徵」で記譜されているので般若房定意の博士で記譜されていることが分かる。

「称名寺本 a」

「文保二年本」

守 守

No. 4 〈九方便〉 「無」 k-439

『声実抄』には、「九方便ノ第八段ノ无垢處ノ無ノ博士ハ般若房ハ唯徵也无寶蓮房ハ角へ折也云」(続真三〇・一四下)と記述されている。『声実抄』の二箇所の記事を総合すると、「徵」は宝蓮房祐真、「角」は般若房定意の博士であるといえる。

左記のように、「称名寺本 a」は般若房定意の博士で、「文保二年本」は宝蓮房祐真の博士で記譜されている。

「称名寺本 a」

「文保二年本」

無 無

ユ ユ

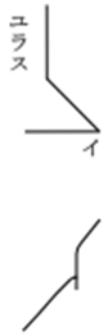
No. 5 〈心略梵語〉 「帝」 0—18

『声実抄』(続真三〇・一九下・六〇七)には、左記の博士があり、下方に「帝ヲ上ケ
ユル人アリ般若房ハユラサル也」と注記されている。これは、「帝」の「宮」を「ユル」
様もあるが、般若房定意の様は「ユラサル」つまり由らない様であるということである。
実際に博士には、この様を反映して「ユラス」と記されている。また、この「宮」「羽」
「角」の博士の骨格が般若房定意の博士であると考えられる。

『声実抄』(続真三〇・一九下)

帝 尔 曩

帝ヲ上ケユル人アリ
般若房ハユラサルナリ



「称名寺本 a」

「文保二年本」



「称名寺本 a」は、「商」「宮」「角」で記譜されている。また、「称名寺本 a」は始
めの「商」を由る指南である。これが、『声実抄』の難じている「帝」の「宮」を「商」
に一音上げて由るものであると考えられる。したがって、これは般若房定意の博士ではな
い。宝蓮房祐真の博士か、後述する浄月房聖海の博士かもしれない。一方、「文保二年本」
は「宮」「羽」「角」で記譜されている。したがって、般若房定意の博士と同様である。
以上のことから、ここでは「文保二年本」の博士は般若房定意の博士であるということ
がいえる。また、「称名寺本 a」の博士は宝蓮房祐真、浄月房聖海のどちらかの博士の骨
格の可能性がある。

No. 6 〈吉慶漢語〉 「生」 u—6

『声実抄』(続真三〇・二〇上)には、〈吉慶漢語〉「生」の般若房定意と浄月房聖海
の博士の骨格に関する指南が掲載されている。右側の「生」の博士が般若房定意の博士、
左側の「生」の二種類の博士が浄月房聖海の博士である。浄月房聖海の博士に「又」とあ
るので般若房定意の博士が、『声実抄』の本説で浄月房聖海の博士が又の説だと思われる。
「称名寺本 a」の本説の博士は「般若房様」で記譜されている。なお、「称名寺本 a」
も異説として二種類の浄月房聖海の博士が掲載されている。また、「文保二年本」も「般
若房様」で記譜されている。

下 生

上月房

〔称名寺本 a〕

生

〔文保二年本〕

又 下 生 ○是八上月房ノ様也

『声実抄』 (浄月房様) (統真二〇・二〇上)

般若房様

下 生 『声実抄』 (般若房様) (統真二〇・二〇上)

以上において、覚意系の「称名寺本a」と隆然系の「文保二年本」が、般若房様、宝蓮房様いずれの博士で記譜されているのかについて『声実抄』の情報に基づいて確認してきた。『声実抄』において般若房様、宝蓮房様を指し示す情報は、七箇あった。

そして、覚意系の「称名寺本a」の七箇の本説の博士のうち一箇が宝蓮房様、五箇が般若房様の博士であった。なお、もう一つは浄月房様・宝蓮房様である可能性も指摘できる。一方、「文保二年本」の七箇の本説の博士のうち一箇が宝蓮房様、六箇が般若房様であった。このように、覚意系及び隆然系の『声明集』は般若房の博士で記譜されていることが多かった。

以上のことから、覚意系と隆然系の『声明集』は宝蓮房祐真よりも般若房定意の記譜の影響を受けている可能性がある。ただし、それぞれが、「宝蓮房様」の博士の骨格を本説として採用していることもあったので、両本ともに宝蓮房祐真の『声明集』の影響も少なからず受けているといえる。

また、No.7の『声実抄』の宝蓮房祐真の博士の骨格は、「称名寺本a」では慈業系の浄月房聖海の博士と見なされていた。したがって、宝蓮房様は浄月房様と類似性が高いものであると推定することができた。さらに宝蓮房祐真の『声明集』は浄月房聖海の『声明集』の影響を受けている可能性も考えられる。このことから、宝蓮房祐真の『声明集』を慈業系大進上人流に位置付けることができるかもしれない。

以上本節においては、まず『魚山薑芥集』の基本的構造が初期の文保二年の時点で既に出来上がっていたことが明らかとなった。次に、『声実抄』から般若房定意、宝蓮房祐真の博士の骨格を復元し、初期の覚意系の「称名寺本a」と隆然系の「文保二年本」と比較することにより、初期の『声明集』は般若房定意の影響を明らかに受けていることが判明した。

おわりに

本章では、『魚山薑芥集』の成立過程初期について考察を行った。ここでは、大進上人流が高野山に伝来してから『声明集』の基本構造が確定するまでの間について論じた。

第一節では、十四世紀末に撰述された『声決書』と『声実抄』によって初期の実態について考察した。これによって、十三世紀初頭から十四世紀初頭にかけての初期の実態について考察した。また、初期に『声明集』が存在していたのか否かについても検討を行った。『声決書』によれば、南山進流は最初期の観験の頃に一流として興り、その後、初期の時代中に南山進流は次第に独立し、覚証院院方、金剛三昧院方、東南院方の三流に分かれたとする。そして、この中の覚証院方は、重弘以後において二系統に分かれた可能性がある。なお、二系統を便宜的に慈鏡系と隆法系と名付けた。

『声実抄』でも観験が勝心に大進上人流を付属したことが記されていた。また、『声実抄』では、覚証院方、金剛三昧院方、東南院方の三流について直接的な言及はなされていない。また、『声実抄』には、『声決書』においてみられた重弘から分かれた可能性がある覚証院方の二系統についての記述もなかった。したがって、『声実抄』は『声決書』に比して高野山内部の流派意識について希薄であるといえる。ただし、相応院流に対して

は強い意識を有していたと考えられる。

以上のように『声実抄』と『声決書』の記述から、大進上人流が高野山に移転後、南山進流は三つに分かれたことは分かったが、その三流の実態及び南山進流が直ちに相応院流と同等の高野山の声明の一流となったかについては分からなかった。

また、『声実抄』には、般若房定意、宝蓮房祐真といった人物についての記述も多くみられた。そして『声実抄』の記述から、十三世紀の後半には、般若房定意及び宝蓮房祐真の自筆の『声明集』が存在していた可能性があることが分かった。

第二節では、『魚山薑芥集』の成立過程を論ずるにあたり、『魚山薑芥集』の記譜の根幹をなす「覚意の五音博士」を考案した覚意の功績について考察を行った。

まず、第一項では、覚意は、観験系大進上人流と慈業系大進上人流の両系統において位置付けられることを明らかにした。そして、覚意は、この慈業系大進上人流を醍醐寺で相伝したことを推定した。

第二項では、『声実抄』から覚意自身の口伝を抽出し、覚意の有する情報について考察を行った。覚意は、般若房定意の自筆の『声明集』、相応院流の指南、守覚法親王の時代の故実、醍醐流の『声明集』等に精通していたようである。このことから、『声実抄』において、大進上人流のみならず、真言声明や法会の故実に通達した人物としての覚意が浮き彫りになった。これらの覚意の口訣は、真言声明の口訣としては現在確認できる最古層に属するものなので、鎌倉期以前の真言声明の状況を伝える大変貴重な情報源であるといえるだろう。

また、初期において、覚意は、「覚意の五音博士」の考案者としてのみならず、声明に関わる様々な事柄に精通した達匠として評価されていた可能性がある。

そして、第三項では、「覚意の五音博士」以前の記譜法についてみた。「覚意の五音博士」以前、高野山では、大進上人宗観の記譜法を伝える慈業系大進上人流の記譜法や醍醐流の任賢の記譜法が使用されていた可能性、または、それらに類似した別の記譜法が存在した可能性が考えられた。ただし、高野山において一様な記譜法は発見されていないので、おそらく、高野山に独自の記譜法は存在していなかったと推定した。また、高野山では「五音」が使われる前は、笛の音孔名が使用されていたことも推定した。

そして、第四項では、覚意が「五音博士」を考案したことを示す典拠をみてきた。そして、第三項においてみたように、高野山特有の記譜法が存在していなかったので覚意が新たな記譜法を考案したことは確かなことだと考えた。覚意が「五音博士」を考案できたのも、覚意が、慈業系大進上人流や醍醐流の諸師との太いパイプを持ち、声明に関する幅広い知識を有した人物であったからだとみなした。

以上のことから、十四世紀の末に高野山において幅広い行動力と知識を持つ覚意という一大声明家が出て新しい記譜法が考案されたことが、その後の『声明集』の展開、『魚山薑芥集』の編纂というテクストの成立において重大な一歩であったといえるであろう。この人物がいなければ『魚山薑芥集』の成立過程も語れなかったといえる。

第三節では、覚意の翻譜の作業をみることによって、覚意が、覚意以前の時代の大進上人流の記譜法の声明譜を五音博士に書き直したことを確認した。つまり、覚意が五音を付す前の元々の大進上人流の「秘讚」の声明譜を特定し、その声明譜と、五音博士が付された後の覚意が相伝した声明譜との一致を確認した。

第四節では、初期の『声明集』すなわち称名寺所蔵の二本の『声明集』及び「文保二年本」の『声明集』の曲目・曲順と博士の骨格について、『魚山薑芥集』を指標として対照し、初期において基本構造がどれほど確定していたのかについて明らかにすることを目指した。また、『声実抄』の情報によって、初期の『声明集』が般若房定意、宝蓮房祐真の『声明集』いずれのものであったのかについても確認を試みた。

まず、称名寺所蔵の二本の『声明集』すなわち、「称名寺本a」「称名寺本b」は覚意の記譜を伝える資料である可能性が考えた。ただし、「称名寺本b」は相応院流の『法則集』を覚意の五音博士に翻譜したものであると推定した。そして、「称名寺本a」を初期の覚意系の『声明集』であるとみなした。

その後、覚意系の「称名寺本a」と「文保二年本」それぞれの『魚山薑芥集』と相違する博士を抽出した。その結果、覚意系の「称名寺本a」は『魚山薑芥集』の博士の骨格とかなり相違していた。一方、「文保二年本」は、『魚山薑芥集』と曲目・曲順は全く同じで、さらに博士の骨格も『魚山薑芥集』と七箇所を除いて同じであった。したがって、『魚山薑芥集』の基本的構造は文保二年の時点で出来上がっていた可能性を指摘した。

最後に『声実抄』から般若房定意、宝蓮房祐真の博士の骨格を抽出し、それらのどちらが初期の「称名寺本a」「文保二年本」において受用されているのかについて確認を行った。その結果、初期の『声明集』には般若房定意の博士が多くみられた。したがって、覚意系の『声明集』も隆然系の『声明集』もともに般若房定意の記譜の影響を受けている可能性があると見える。

1 慈鏡撰『声明声決書』『続真言宗全書』三〇 続真言宗全書刊行会 一九八六年。
2 京都女子学園『京都女子学園創立百周年記念特別展目録』二〇一〇年 一二頁。
3 大山公淳『仏教音楽と声明』大山教授法印昇進記念出版会 一九五九年 一三八頁。中川善教「魚山薑芥集成立攷」『佛教學論集』山喜房書林 一九七六年 三七五頁。新井弘順「真言声明慈業系大進上人の展開」『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林 一九九一年 三六七頁。

4 続真三〇・二五七頁下（『声決書』）。

5 新井弘順（一九九一）三六七頁。

6 大山（一九五九）一三九頁。

7 東洋音楽学会編『仏教音楽』音楽之友社 一九七二年 一〇一頁。

8 『密宗声明血脈』（神奈川県立金沢文庫編著『金沢文庫資料全書』第八卷「歌謡・声明篇」続）便利堂二九六〜二九七頁。

9 『声決書』二五八頁下。

10 真源撰『密宗声明系譜』『続真言宗全書』三〇 四六一頁。

11 大山（一九五九）ではこの説が採用されている。また、新井（一九九八）でも大山氏がこの説を支持したことが紹介されている。

12 新井（一九九一）三七〇〜三七二頁。

13 続真三〇・四六一（『密宗声明系譜』）。

14 蓮日房長任の誤りか。（続真三〇・四六〇参照『密宗声明系譜』）。

15 続真三〇・二五八下（『声決書』）。

16 続真三〇・四五四〜四六〇（『密宗声明系譜』）。

17 続真三〇・二五九上（『声決書』）。

18 続真三〇二六〇下 (『声決書』)。

19 続真三〇・二五九上 (『声決書』)。

20 『密宗声明系譜』では重弘について「琳圓房。讃州人ニ覺証院一選ニ聲花集一延元二年乙丑十一月十五日傳ニ秘讚及ヲ一。丙寅七月七日傳ニ大阿闍梨聲明ヲ一。正平十四年九月一日化」(続真・四六三)と記されている。

21 続真三〇・四六三ノ四六五頁参照。 (『密宗声明系譜』)

22 『声実抄』『続真言宗全書』三〇。

23 澤田篤子「真言声明の口伝書について(第二報)——声実抄——」大阪教育大学紀要第三五卷第二号 一九八六年。

24 澤田「一九八六」二三一頁。

25 上限の文中三年は、当書の中に記されている最も新しい年月日で、下限の応永二年は、当書の最古の本奥書に記されている年月日である。また、宥善が応永二年(一三九五)に尾道西國寺の教王院において、自身の師か、その師の先代の師の口伝書の草案を清書したとみなされている。したがって、そのような状況の中で『声実抄』は尾道西國寺において清書されたのである。なお、尾道西國寺は、鎌倉期から室町期にかけて、高野山との交流が盛んであったことが報告されている(「広島県立歴史博物館展示図録」第二八冊『尾道西國寺の寺展』二〇〇二年 一〇七頁)。

26 「一」で始まる形式の一まとまり、あるいは曲名ではじまる形式の一まとまりを一項目とみなした。

27 「く云」の形式の内訳を示すと、「覚云」が、二十箇所、「秘云」が十三箇所、「口云」が六箇所、「細谷云」が四箇所、「師口云」が四箇所、「或云」が四箇所、「或人云」が三箇所、「覺証院僧正云」が一箇所、「秘伝云」が一箇所、「或桑門云」が一箇所、「意云」が一箇所となる。なお「く云」ではないが、「師口」が二箇所ある。

28 澤田「一九八六」二三二頁。

29 大山「一九五九」一七四頁。

30 澤田「一九八六」二三二頁参照。

31 『声実抄』には、記譜に関する口伝がこれ以外に多数存在する。それらは、内容が不明瞭なもの、口伝の主が不明のもの、さらには『魚山叢芥集』の所収曲目以外の曲目についてのものである。また、「師云」、「或桑門云」、「或人云」、「秘伝云」とある口伝は、口伝の語り主が特定できる口伝としては認めなかった。

32 続真三〇・二四上 (『声実抄』)。

33 新井「一九九一」三六〇頁。

34 新井「一九九一」三六〇頁。

35 続真三〇・二三下 (『声実抄』)。

36 続真三〇・二四上 (『声実抄』)。

37 『十大菩薩梵語讚』『金沢文庫資料全書』第八卷一四四頁。

38 覚意の撰述とされる『声明博士口伝』(『博士指口伝事』『続真言宗全書』三〇所収)にも「一位ヲ越ヘテ指事在レ之仮令声明集ノ内ニテ且ク分ニ別セハ之ヲ一云何唄ノ長壽ノ博士羽ノ音ヲハ宮ノ位ニ自ニ可キレ指処ロー付クレ之ヲ」と『声明集』についての言及がある。また、『声明博士口伝』については澤田篤子「真言声明の口伝書について(第一報)——博士指口伝事——」(『大阪教育大学紀要』第三十四 一九六五年)に詳しく論じられている。

- 39 続真三〇・四下（『声実抄』）。
- 40 大山（一九五九）、中川（一九七六a）。
- 41 続真三〇・二五九下（『声決書』）。
- 42 続真三〇・四六〇、四六一（『密宗声明系譜』）。
- 43 続真三〇・二五七下、二五九下（『声決書』）。
- 44 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三〇頁。
書本／云仁治元年^庚十月九日聊所愚意／之廻私博士付定畢／金剛資定意／但外見有憚秘藏者也奉習／定蓮阿闍梨御房之後重仁治／四年^{癸卯}二月廿四日申出此本博士／付畢祐真／于時文永七年^{庚午}三月十日於高／野山藥師院奉隨寶蓮房阿／闍梨御房傳受畢則賜御本／書寫畢覺意。
- 45 『十六大菩薩梵語讚』『金沢文庫資料全書』第八卷一四四頁。
（朱）定蓮房則心王院阿闍梨憲海般若房阿□（闍）梨定□（意）／寶蓮房阿闍梨祐真／證蓮房覺意／明忍房釵阿／文永七年六月一日於□□（本寺）之／藥師院奉隨寶蓮房／阿闍梨□（御）房傳受（）然而／□（弘）安六年六月三日於安養□（院）
五／音博士付畢但朱博士者書□云／建長□（七）年□□（中秋）八日於實相寺書／寫畢天王寺聖人本也頗以秘□中／極秘也（）（朱）權少僧都）金剛佛子祐□（真）／（朱）四方讚ハ祐遍之本ヲ以テ寫畢／（朱）寶（）ノ声明集ニ有故也／偏爲興隆佛法博士等差定畢覺意^{在判}。
- 46 「貳捌尊唐音讚」『金沢文庫資料全書』第八卷一五一頁。
此本者乘願房之本也以彼本寫^云／式部律師玄慶／又云／此寫本者醍醐式部律師○玄慶奉習／乘願房私ニ被付本也而自玄慶大納^{改名}／言僧都御房覺意相傳之／弘安二年六月十二日覺意。
- 47 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二三頁。
文永九年六月一日以師說就五音博／士畢覺意^{在判}／天龍八部讚有三種依爲秘藏雖／加兩讚^實爾和一首也所謂／孔雀經讚第一淺重／諸天讚第二重頗深／四句^{五字}第三重深秘々々／乘願房本也。
- 48 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。
文永九年七月六日書寫畢任／師說博士付畢覺意／師云／此贊者道之肝心宗之秘曲也努々／不可也散者也琵琶三曲之内調合／啄木之曲造之仍殊秘藏者也^{云々}／乘願房本也。
- 49 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三一頁。
相傳上月房 天王寺之円禪房 良忍房 明本房 寶蓮房阿闍梨 證蓮房
- 50 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。
利菩薩○語漢^{円禪房流}
- 51 『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。
文永七年^{庚午}三月十日、於高野山／本寺之内藥師院奉隨寶蓮房阿／闍梨御房傳畢覺意／（朱）同十九日私付五音博士合交畢（ママ）。
- 52 『醍醐寺新要録』下 法藏館 一九九一年 八一三、八一九頁。
- 53 「天龍八部讚」（醍醐寺藏一九八四號）。複写資料で確認。一紙。一行七字。
『醍醐寺文書記録聖教目録』を参考にして外題と奥書を以下に記す。
〔外題〕「天龍八部」
〔奥書〕
写本云建久六年五月四日從南都／寶嚴上人傳受之了其御名／仁治二年正月廿三日酉刻自乘願／御房相傳了玄源／弘安二年六月一日於醍醐寺觀心／院相傳之了隆成／永仁四年四月九日於冷泉□□堂／奉相傳畢權少僧都道順

5 4 「貳捌尊唐音讚」『金沢文庫資料全書』第八卷一五一頁。

5 5 『醍醐寺新要録』下 一二六六頁。

5 6 『醍醐寺新要録』下 一二六六頁。

5 7 『醍醐寺新要録』下 一二六六頁。

5 8 『十六大菩薩梵語讚』『金沢文庫資料全書』第八卷一四四頁。

5 9 『醍醐寺新要録』下八五〇〜八五一頁。

6 0 続真三〇・二二下 『声実抄』。

6 1 他流の指南…(No. 1) 「覚云。顯ニハ天台毀形。唄ニハ角落音アリ。角落ト者。即羸ノ角ノ落ル時ノ音ニ似タル故也。」(続真三〇・四下) (No. 2) 「覚云。最勝講ニ藥師中段ヲ用ルコトハ公家ノ様也。法相等ノ學勸レ之云。總シテ中段ハ依ニ本尊并時儀一者也」(続真三〇・五上) (No. 3) 「覚云。他處ニハ祖師供トテ非トハニ御影供ニ一。通途ノ佛事ニハ唱禮ニ弘法大師ノ句無レ之。又高野ニモ御社ニテハ大師ノ句不レ可レ入敷。但シ多分也」(続真三〇・一五上) (No. 4) 「覚云。當山過去帳ハ呂神名帳ハ律也。根本ハ雖レ無ニ博士一某私ニ付レ之云。又曼茶羅供ニハ有ニ合殺一無レ經。然高野ニハ有レ經。本説云何。但シ西大寺ノ興聖菩薩ノ大阿闍梨トシテ被レ行時。本ハ雖レ無レ經此上人ノ時經ヲ被レ用。始ノ意ハ行法之間徒然故也云云。又云。高野ニハ有レ經。而モ一字ノ金ヲ打ッ。大方ハ無レ經打レ之也。云云。又七月曼茶羅供ニハ無トレ經見タリ云云」(続真三〇・二四上) (No. 5) 「覚云。一切音聲ハ明不レ出ニ五音一取レ其。呂ノ五音者形チ主リレ男。律ノ五音者形チ主ルレ女。故ニ呂ハサハサハトシテソラシナントセス。律ハユララカニユリナントスル也云云。又宮徵ノ二音ハ同音ニシテユリ或ハユラス。角ノ音ハスヘテユラス。若阿彌陀經ニ角ノ博士ヲユルハ。徵ノ音ニ反音シテユル。都テ於ニ自體一ユラス。又商ト羽トノ呂律ノ不同ハ。呂ハソラサス。律ハソラスナリ。但シ何五音モ呂ハソラササルナリ。又東寺ニハ用ニ五音ヲ一。顯ノ小野ニハ五音ノ外ニ音博士ヲ用フ云ニ秘事ト一。即五箇ノ大事羅漢勸請等是也。又云。小野ニハ四箇ノ法用ニ付テ唄散華ハ呂。梵音錫杖ハ律ト定テ呂律ヲ不レ交。東寺ニハ交ル也。或人小原様ノ難云。樂ニ取テ呂ノ樂律ノ樂トモ定レリ。雖レ然リト呂ノ樂ニモ合セレ律ヲ。律ノ樂ニモ加レ呂ヲ。是以テ知ス何ソ呂律ヲキヒシク可レ定乎。」(続真三〇・二五下〜二六上)。

6 2 その他の指南…(No. 1) 「覚云。蓮愛房始ノ様ヲツク也。」(続真三〇・六上) (No. 2) 「覚云。蓮乘院ノ方ニハ對揚ノ始ノ二句ノ第七ノ密ト法ノ字ニ商ヲ付ル也。其由者密教法樂」(続真三〇・一二下) (No. 3) 「覚云。五悔九方便ノ段。頭初ノ二字一拍子也。不レ可レ延也。」(No. 4) 「覚云。文殊讚宮ノ音ヲユル人アリ旁以非也云云」(続真三〇・二二下) (No. 5) 「覚云。法嘆德ニハ上音在レ之。誦行導師御影供等表白上音無レ故ニ二ノ異也。或人誦行シテ表白ニハ上音ヲ繁ク用ル高野ニハ靈也云云」(続真三〇・二四下) (No. 6) 「覚云。羅漢供ノ勸請ハ相禮ノ三度。中間ハ一禮ツツナリ。佛名畢テ三度禮スル也。又音頭持ニ香呂ヲ一。禮盤ヲ下ニシテ先總禮ノ詞ヲ唱テ三度投地禮ス。此時持テ香呂ヲ一立チ挙テ。然後頭ヲ地ニ付ケ香炉ヲハ前ニ置ク。兩手ヲアヲケテ額ウクルナリ。又立チ上ル時取テニ香呂一如レ此三度畢テ。不レ取ニ香呂ヲ一ヒサマツイテ右ノヒサヲハ地ニ付テ。左ヲハ少シモチアクルナリ。手ヲハ合掌シテ後後ノ禮ノ詞ヲ唱フ。禮ノ時ハ取テニ香呂一後後ノ一禮也。總禮ノ詞ヲハ導師獨リ。三度ノ禮ハ音頭諸衆同ナリ。一院之投地禮ハ律家ノ儀式ナリ。正道家ハ則踞跪禮也。仍テ正道ナラハ勸請ノ時モ可ニ踞跪禮ナル云云」(続真三〇・二五下) (No. 7) 「覚云。師云。小念佛ノ彌ノ博士ノ終ノ陀ニウツルニ

音ヲ切ル。陀ノ節ヲヨラヌ前キ也云云。又云。四奉請第四ノ樂ノハカセハ。前ノ三ツノ樂ノ音ヨリ徵ノ音ヲ延也樂又云。阿彌陀經ハ非ニ五音博士ニハ一。但宮商角ノ五音ハカセ同シ。爾ルニ徵ノ音ニ付テ五音ニハ字ノ左ノカタニ角ヘ向テサス。今ノ經ニハ徵ノ音ヲハ左ノカタニ横ニサシ。タタルハ當ルレ徵ニ。角ヘ向テ差スハ五音博士ノ羽ノ音ニ當也。故ニ左ノカタニ横ナルヲハユルヘシ。又但シ依レ處ニ或ハユラス。又角ノ音ハ多分ハ不レ由。爾レトモ初段ノ大阿羅漢ノ漢ノ字。拘糸希羅ノ羅ノ字ヲユル也。ユレハ徵ニ成也。是ヲ云反音ト又云。徵ハユルナリ。コトカマシカラス。以下ハ五音博士也。(続真三〇・三一上)(No. 8) 覺云。經ノ終ノ小念佛ハ經ヲ導師ノ左ノ脇ニテ唱ヘ畢テ。ヤカテ小念仏ヲ出ス。小念佛ノ博士如レ始。是今高野ニハ前後博士カワルカ。佛ヨリ衆僧助音シテ行道スル也。佛ノ左ノ脇テ立留トマツテ合殺出ス也。第二遍ヨリ被衆僧付テ行道三遍。次ニ導師脇ニシテ廻向後後唄畢」(続真三〇・三二上)。

⁶³ 「南山進流では、鎌倉中期(文永七年頃)に覺意が五音博士を發案する以前は、以上のごとく大進上人流の記譜法による譜本が用いられていたものと考えられる。」(新井(一九九一)三七一頁)。

⁶⁴ 図1は、新井弘順「声明の記譜法の変遷——博士図——を中心に」(『日本音楽史研究』第一号一九九六年一二頁)に「悉曇藏」にもとづく横笛図として掲載されている。

⁶⁵ 図2は、新井(一九九六)(七頁)の「宗觀の博士図」(『博士図并五音』一六六四年公清写醍醐寺藏二〇四函二三号)として掲載されているものを簡素化したものである。

⁶⁶ 新井(一九九六)七頁。

⁶⁷ 新井(一九九六)一六頁。

⁶⁸ 新井(一九九六)一六頁。

⁶⁹ 聖尊撰『音律菁華集』『大正新修大藏經』八四 大正新修大藏經刊行会 一九三一年八五五頁。

⁷⁰ 『声明集』

(醍醐寺藏一九八函一一三號)。複写資料で確認。

天福二年(一二三四)心海(生没年不詳)編纂(本奥書)。嘉禎二年(一二三六)印禪(生没年不詳)写。粘葉装。一帖。表紙共二六丁。豎二四・三cm。横一二・八cm。半丁四行。一行八字。

〔内題・尾題・外題〕無し。

〔奥書〕

写本云／已上讚以任賢阿闍梨說付博士畢但於違処之意趣之／處者少々付直之於音曲者全不可准音之／出所并音移許而已于時天福二年七月九日／沙門心海／嘉禎二年二月廿一日書写畢／沙門印禪之

⁷¹ 『声明集』

(醍醐寺藏二〇四函七號)複写資料で確認。

書写年次不明(室町前期書写歟)。書写者不明。袋綴装(四つ目綴)。一冊。表紙共八六丁。法量不詳。半丁四行。一行八字。

〔内題・尾題〕無し。

〔外題〕「声明集 全」

〔奥書〕

本記云任賢之所持之本云云／写本云／建長第六曆中呂下旬候於醍醐寺觀心院撰之墨博士／任賢阿闍梨流布説也但於博士付様者依有所存少々改之定／有批謬歟後賢可糺之朱博士秘傳也貴人若古老輩可用之／子細甚多未悉之尤供養法聲明者異讚調聲而雖有／秘傳知之者希也須口傳耳／音曲沙門玄慶記

72 心海の『声明集』には、大進上人流の宗観と仁和寺相応院流の能覚(一一一七〜一一八二)の説を基に観験が博士を記譜したことが記されている。現存する醍醐流の『声明集』は「任賢様の凶博士」によって翻譜されてしまっているもので、観験がいかなる記譜法によって記譜したのかについては不明である。

73 続真三〇・二六一下(『声決書』)。

74 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二九頁。

75 続真三〇・一九下(『声実抄』)。

76 続真三〇・二〇下(『声実抄』)。

77 大正八四・八五六中(『音律菁華集』)。

78 続真三〇・二五九上(『声決書』)。

79 大正八四・八四〇下。(『魚山私鈔』)。

80 続真三〇・一〇二上〜下(『声明集私案記』)。

81 『金沢文庫資料全書』第八卷 各「秘讚」の奥書参照。

82 真言声明における「秘讚」の特徴と位置付け、代表的な譜本の系統、さらには曲目について以下に注記する。

『声明辞典』(横道萬里雄・片岡義道監修『声明大系特別付録声明辞典』法蔵館一九八四年)の「秘讚」の項において「秘して特別に機根を選んで伝授する一連の曲をいう。曲全体を秘すもののほかに、曲の一部を常の博士とは別にしたり、読み方や助音の位置などを秘するものもある。秘讚の成立は明らかでない」と言われているように真言声明史における「秘讚」の端緒は分かっていない。また同項に「寛朝は声明修学の階程を諸部の讚・秘讚、乞戒声明、大阿闍梨声明の順に定めた。」とされているが、このことの信憑性も定かではない。なお現代の南山進流における声明修学の順序は、『魚山薑芥集』から始まり、「伽陀」、「表白」、「法則類」、「講式」と続き、最後に「秘讚」、「乞戒声明」、「大阿闍梨声明」の「三箇秘韻」に至るとされている(中川「一九七六b」三八七頁)。

次に、真言声明の「秘讚」の譜本の代表的なものを以下に四種類挙げる。第一は、醍醐寺所蔵の鎌倉期から室町期に書写されたテキスト群である。これらは、大進上人流系統の記譜法で記譜されていると思われる。第二は、称名寺所蔵の鎌倉期から室町期に書写されたテキスト群である。これらは、「覚意の五音博士」で記譜されている。第三は、朝意の書写した『秘讚集』である。現在確認されているのは、「文禄二年本」(一五九三)、「文禄四年本」(一五九五)である。なお、これらは両本とも尾道西國寺に所蔵されている。第三は、現在の真言声明の古義方・新義方に伝わった譜本である。これは、第一章で紹介した朝意が書写し、流布させた『秘讚集』が祖本である。⁸³ その中で特に重要なものは、覚意が釵阿に伝授した覚意の本奥書を有する釵阿の自筆本である。これが、「覚意の五音博士」の記譜に遡ることのできる現存する最古の資料である。

84 『金沢文庫資料全書』第八卷参照。

85 新井弘順「真言声明における反音曲の記譜法について」『東洋音楽研究』第四八号一九八三。

86 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一一八頁。

87 『醍醐寺新要録』下法蔵館 一九九一年。

88 新井「一九八三」七八〜七九頁参照。

89 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一一六頁。

90 新井〔一九八三〕七九頁。

91 『十六大菩薩梵語讚』『金沢文庫資料全書』第八卷一三七頁。

92 新井〔一九八三〕八〇頁。

93 『貳捌尊唐音讚』『金沢文庫資料全書』第八卷一四六頁。

94 新井〔一九八三〕八一頁。

95 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三〇頁。

96 『十六大菩薩梵語讚』『金沢文庫資料全書』第八卷一四四頁。

97 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。

98 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。

99 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。

100 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三〇頁。

101 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三〇頁。

102 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二三頁。

103 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。

104 『貳捌尊唐音讚』『金沢文庫資料全書』第八卷一五一頁。

105 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三一頁。

106 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。

107 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三一頁。

108 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一二二頁。

109 『秘讚類聚集』『金沢文庫資料全書』八卷一二二頁。

110 『秘讚集』『金沢文庫資料全書』第八卷一三一頁。

111 『天龍八部讚』（醍醐寺蔵一九七函二七号）。複写資料で確認。一紙。一丁四字・一行五字。〔内題〕「天龍八部讚」

〔奥書〕

寛元二年二月九日奉宗源在判／建治二年六月晦日所相傳極秘讚□以授／申瑩海アサリ畢

佛子印禪判／建武四年十二月上旬之比書写畢数ヶ秘讚／秘説等先師大納言法印定耀自筆令紛失之間／重以刑部卿瑩海所存印禪阿闍梨自筆書模之畢偏爲／興隆仏法而已法印大僧都定耀

112 『緊那羅天讚』（醍醐寺蔵一九八函八号）。複写資料で確認。一紙。一丁四字・一行六字。〔内題〕「緊那羅天讚一傳讚也」

〔奥書〕

仁治四年正月廿三日奉授／印禪公畢如天龍八部讚一可秘之已下一傳讚盡秘之畢／金剛佛子宗源在判／文永十一年七月廿五日奉授／瑩海阿闍梨了如聖人口傳可被秘之状如件／金剛佛子印禪判／此秘讚先年定超僧都ニ授畢之處去年三宝院炎上時／所持本紛失之間以故法印瑩本重書写之／所加奥書也于時文保二年二月十八日訪印大僧都定耀判／嘉曆三年十月廿八日習定耀僧都畢可秘之僧正賢助

113 『十六尊讚』（醍醐寺蔵一九六函四四号）。複写資料で確認。一帖。一丁四字・一行五字。〔内題〕「十六尊讚」

已上先師法印玄慶様也／頼驗元徳元年九月廿二日書之

114 「吉慶梵語第三段秘曲」「秘讚印禪方」（醍醐寺蔵一〇一函一号四）所収。複写資料で確認。一行七文字。『醍醐寺新要録』によつて奥書を以下に記す。〔醍醐寺新要録』

下一二六八頁)

〔奥書〕

吉慶梵語奥書云、已上吉慶梵語上音二説并曹ノ節、天王寺円禪房堅覺ニ相伝之了。印禪。奥書云、寛元元年^{卯癸}八月十八日、圓禪房^{堅覺}弟子備前アサリ榮賢、天王寺始習傳之了。同廿三日ニ圓禪房宿坊ニ渡テ慈業聖人令説乞戒、導師音曲傳之。次ニ誦此音曲、重所相傳也。圓禪房云、十六尊讚語皆准之由、所受口傳如此耳。沙門印禪。

115 『醍醐寺新要録』下一二六七〜一二六八頁。

116 「金剛利菩薩讚」 「拾陸尊梵語・拾陸尊漢語」 (醍醐寺蔵二〇六函二五号) 所収。複写資料で確認。一卷。一行七文字。

〔奥書〕

本記/建暦二年八月廿七日於/関東二蓋堂以寶巖坊/御本令書寫畢/金剛佛子堅覺/大法□御本光舜院/頼淳法印筆跡尤可爲/證本者也佛子隆宥

117 『文殊梵語讚』 (醍醐寺蔵一九六函四九号)。複写資料で確認。一帖。一丁四字・一行五字。

〔内題〕 「文殊梵語讚」

〔奥書〕

仁治三年八月四日奉授印禪公/釈宗源^{在判}/文永十年季七月十三日奉/授瑩海阿闍梨了/金剛仏子印禪判/右讚先年雖授畢定超僧都去/年二月三宝院炎上之時所持本紛/失之間以/故法印整本重書写之所/加奥書也于時文保二年二月十八日/法印大僧都定耀判

118 福島和夫校訂『日本音楽史料集成』1「古版声明譜」東京書籍一九九五年 八三頁。

119 「声明集は博士にユリソリ等を書き入れただけで、唱える時の約束心得等については一切記すところが無く、本の形が次第形という大きさに仕立てられるのが常である。」中川(一九七六a)四二二頁。

120 中川(一九七六a)四二二頁。参照。

121 本論文では「博士の骨格」を「ユリ」、「ソリ」などの「裝飾音」についての指南を含まないところの単に音高の移動を表示している五音博士の形態を指すこととする。

122 中川(一九七六a)四二〇頁。

123 高野山大学附属高野山図書館蔵。

124 大山(一九五九)二二七頁。

125 『日本音楽史料集成』1 収載。

126 『日本音楽史料集成』1 九八頁。

127 室町期の「刊本声明集」については、上野学園日本音楽資料室第七回特別展観『声明資料展声明集特集出陳目録』(福島和夫編一九九二年)に詳しい。

128 中川(一九七六)一七頁。口絵写真 図17。

129 『声明資料展声明集特集出陳目録』一三頁。

130 『声明集』

尾道西國寺蔵。写真資料で確認。

永祿九(一五六六)年、朝意。折本。一帖。表紙共八六丁。竪一三・三cm。横一二・八cm。半丁四行。一行八字。

〔外題〕 「聲明集」

〔内題・尾題〕 無し。

〔奥書〕

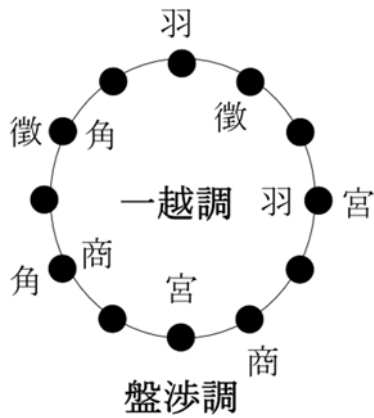
于時永祿九年二月廿一日值於南山／小田原理趣院閑室書寫畢／備州長善房依所望殊者
音曲／更不殘源底渡申糸拭老眼五音博／士并朱點ニテ盡苦勞了後代久／朝意可有廻向
者也／右筆金剛峯寺客僧／朝意順良房／持主隆遍長善房

¹³¹ 『金沢文庫資料全書』第八卷 三二七頁。

¹³² 「曲中反音」とは真言声明における四種の反音のうちの一つである。その四種の反音とは、「曲中反音」・「隣次反音」・「甲乙反音」・「七聲反音」である。これは、『声決書』の付録の「音律開合名目」に記載されている。この四種の反音は「四種反音」と呼称される。そして、先行研究で明らかとなつているところの醍醐流・南山進流において共通に用いられる反音は、「四種反音」のうち「曲中反音」である。これは、一曲の中において「呂」から「律」へ、「律」から「呂」へ調子が移る交互転調である。

さらに言えば、この「曲中反音」には、「羽調反音」、「商調反音」がある。醍醐流・南山進流において共通に用いられる「曲中反音」は、「曲中反音」の二つのうち「羽調反音」（呂の「一越調」と「律」の「盤渉調」の交互転調、「呂」の「双調」と「律」の「平調」との交互転調）である。この反音は、原調の「羽」を次調の「宮」に移すものである。「羽調反音」を図化したものを左記に掲載した。なお、図8は、新井（一九九六）（二〇頁）に「三箇変音『声明用心集』」の「①羽調変音」として掲載されている。

図8 「羽調羽音図」新井（一九九六）



現在までの事例においては、「曲中反音」の「羽調変音」のみ報告されている。この「羽調反音」の反音曲では、「律」の箇所が「呂」の箇所より一位高く記譜されている。

¹³³ 大山（一九五九）二二六頁。

¹³⁴ 中川（一九七六a）四二三頁。

¹³⁵ 岩原諦信『岩原諦信著作集』2『増補校訂 声明の研究』東方出版 一九九七年 一一二頁。

¹³⁶ 大山（一九五九）二二五頁。

¹³⁷ 中川（一九七六a）二三頁。

¹³⁸ 中川（一九七六a）四二五頁。

¹³⁹ 中川（一九七六a）四四六頁。

¹⁴⁰ 大山（一九五九）二二六頁。

¹⁴¹ 『声明集法則』

高野山普門院所蔵（高野山大学附属高野山図書館寄託（普95—金9））。複写資料で確認。

書写年次不詳。書写者不明。列帖装。一冊。表紙共九丁。竪二三・六cm。横一五・〇cm。

半丁六行。一行一二字。

〔外題・内題・尾題〕無し。

〔奥書〕

建治二年五月三日於高野山金剛峯寺覺證院／之尊庵賜仁和寺山本大納言法印之御自／
筆御本書写之畢／隆然十九才云

第三章 中期 — 『声明集』の多様化と『声明集私案記』

はじめに

本章では、『魚山薑芥集』の成立過程の中期、すなわち『声明集』の基本構造が確定し重弘が示寂した正平十四年（一三五九）から、文明四年（一四七二）の『声明集』刊行直前までを論じる。この時期には、「康正二年本」「永享六年本」「永享十年本」「応永三年本」などの多様な『声明集』や、前章で取り上げた『声実抄』『声決書』『声明集私案記』の他に『声明集隆法口伝』等の多数の口伝書類が登場し、「文明四年版」刊行の道筋が作られた。また前述のように、口伝書類の情報によると覚証院方は慈鏡系と隆法系の二系統に分かれていたとされる。

第一節では、中期の『声明集』諸本の曲目・曲順と博士の骨格について『魚山薑芥集』を指標として比較対照し、それぞれの『声明集』の系譜の特定を目指す。

第二節では、編纂に大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』についての概要と現存する諸本について述べる。

第三節では、『声明集私案記』が依拠した『声明集』の特定を目指す。

第四節では、『声明集私案記』の流派観について明らかにしたい。

第一節 中期『声明集』

第一項 資料

今回の論稿では、中期の『声明集』として「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」の四本を用いる。以下において、これらの資料の概要と書誌情報を示し、属する系統についても検討する。なお、『声明集』ではないが、『声明集隆法口伝』についても紹介する。

第一目 「応永三年本」

当本は、醍醐寺に所蔵されている¹。『日本音楽史料集成』1の解説においてその存在が指摘されているのみである²。したがって、先行研究ではほとんど取り扱われていない資料といえる。本稿では原本を複写したものをを用いる。

序論で示したように、法量は、豎十六・一cm。横十五・四cmの枳形本である。

博士は、「覚意の五音博士」で記譜されている。当本は詞章と博士のみから構成されており、旋律、仮名の注記はない。奥書には、

応永第三_子季秋十二日於若州遠敷郡極楽寺為化他不恥廉筆□□實海書

と記されている。当本は、応永三年に若狭の国の極楽寺において実海が書写ものであるが、当本がどの系統に属するかは不明である。

第二目 「永享六年本」

当本は、西大寺に所蔵されている。先行研究では未報告の資料である。本稿で利用するのは、原本を複写したものである。序論でも示したように、装丁は列帖装、冊数は全一冊である。法量は、豎十四・四cm。横十三・七cmの枳形本である。これらのことから、当本は『声明集』の特徴を具えているとみなせる。また、「覚意の五音博士」で記譜されている。そして、当本には「ユ」「ス」「ユル」「ユラス」「ソラス」「ユリヲロシ」「由下」「自下」「モチアクル」「イロアリ」「モトニイロアリ」「ユリテトマル」「コワマクラアリ」「カトモナクマワス」の旋律名が注記されている。また、「イ」「ウ」「フ」「ム」の仮名がある。奥書には、

永享六年^寅 霜月十六日於與州／新居縣西條庄福武村佛生山光明寺之／院主坊為自他求菩提振筆畢而已／同十八日付博士翼白卯朱墨點竟／右筆魚山末資□良玄星霜六十八才とある。これによると、当本は永享六年に伊予の国の光明寺において良玄（一三六六）が書写したものである。江戸期の真源の『密宗声明系譜』によると、良玄は、『声決書』

の選者の慈鏡の弟子である。先述したように、『声決書』と『密宗声明系譜』によると、覚証院方は重弘から二つの系譜に分かれたとされる。そのうちの 하나가、重弘―観深―慈鏡―良玄の系譜であると考えられる。この系統は、江戸期の『密宗声明系譜』においては覚証院方の傍系とみなされている。これを本稿では、慈鏡系と呼んでいる。

ただし、『声決書』において慈鏡が自らを覚証院方の傍系と考えているわけではない。この系譜を傍系とみなしている資料の最古のものは朝意のものである。すなわち、第二章第二節第二項第三目でみた朝意が声明の音曲を弟子の長意に伝授したことを示す印信の『梵讚許可^{并血脈}』には良玄に至る系譜ではなくて、重弘から分かれ源宝―隆法―重仙―快助―長恵―朝意に至るもう一つの覚証院方の血脈が正嫡の流れとして記されている。なお、本稿では、この系統を隆法系と呼ぶ。江戸期以降に一般的になった覚証院方の正嫡の系譜を明かす最も古い文献はこの朝意の印信であると考えられる。したがって、朝意以前の覚証院方の正嫡の系譜が慈鏡系であるのか、隆法系であるのかについては不明である。また、良玄は「永享六年本」の他にも、『声明集』を書写したとされている。それを示すのが、江戸期に刊行された「享保十一年版」の刊記である。

古本批云正長二年^酉二月十九日拭六十三老眼以進様覚証院一説付博士仮名絡^抄魚山末学良玄⁴

これによると、良玄は、永享六年の五年前に「進様覚証院」の「一説」の『声明集』を撰したことが分かる。したがって、良玄は、自らは進流、その中でも覚証院方に所属しているという意識を持っていたといえる。また、「覚証院一説」と記述されていることから、良玄の頃には覚証院方の中に幾つかの系統が存在したことが推測できる。以上のことから、本稿で扱う「永享六年本」も幾つかの系統の覚証院方の諸説の中の一説を付したものである可能性が高く、その場合は明らかに慈鏡系に分類されるべき資料である。

第三目 「永享十年本」

当本は、現在高野山大学附属高野山図書館に所蔵されている。大山（一九五九）では、光台院所蔵とされている⁵。本稿で利用するのは、原本を複写したものである。序論でも

示したように、装丁は列帖装、冊数は、全一冊である。法量は、竪十四・七cm。横十五・一cmの枅形本である。これらのことから、当本は『声明集』の特徴を具えているとみなせる。先行研究では、当本の詳細については明らかにされていない。また、「覚意の五音博士」で記譜されている。当本には「ユ」「ス」「ソル」「小ソ」の旋律名が注記されている。また、の「イ」「ウ」「ン」仮名がある。奥書には、

湊州三原郡於上八木八幡宮之／砌日本第一之雖爲惡筆雖天仰／難背如形任本染筆畢／金剛資良空之／永享十年八月五日空鏡之／右筆也者金剛佛子宥賢

と記されている。良空、空鏡、宥賢については不明であり、当本の属する系統は分からない。

第四目 「康正二年本」

当本は、所沢宝玉院に所蔵されている。本稿では原本を利用する。序論でも示したように、装丁は列帖装、冊数は全一冊である。法量は、竪十六・六cm。横十六・五cmの枅形本である。これらのことから、これは『声明集』の特徴を示している。また、「覚意の五音博士」で記譜されている。当本は、「ユ」「ス」「ソ」「自下」「三ユ合」「四ユ合」の旋律名が注記されている。また、の「イ」「ウ」「ム」仮名がある。ただし、これらは後世の加筆であると考えられる。原本には、詞章と博士の骨格のみが記載されていたと考えられる。本奥書には、

康正二年^子七月廿二日書之／并進上人之餘流五音博士付之畢祐範四十才／權大僧都法印長清之／持主泉祐之

と記されている。すなわち当本は、康正二年（一四五六）に祐範（一四一七）によって書写され、その後、長清、泉祐に所持されたものである。

祐範については、生年以外に情報が無く属する声明の系統も不明である。

長清については、『金剛峯寺諸院家析負輯八』の「南院累代先師名簿」に「權大僧都長清」という項が設けられており、そこに「㊦十五」とあるので、長清が南院の十五世の院主であることが分かる。また、長清について以下のように記述されている。

大永六丙戌年二月六日寂。假名號乘眞房。八十歳而入滅。但州藤井之産也

これによると、長清は大永六年（一一二六）に八十才で示寂したことが分かる。したがって、文安四年（一四四七）に生まれたと考えられる。当本が祐範によって書写された康正二年（一四五六）時には、長清は十才なので、長清が当本を所持するに至ったのは、康正二年よりはかなり後だと考えられる。このように長清（一四四七～一五二六）は南院の十五世の院主であったことは分かるが、それ以上の情報が無く、何れの声明の系統に属していたかも不明である。

当本の長清の後の持主の泉祐について、『金剛峯寺諸院家析負輯三』の東南院の過去帳には、

泉祐 大永元年四月三日

と記されている。したがって、泉祐（～一五二一）は東南院の院主で大永元年（一一二一）に示寂したことが分かる。東南院の院主であれば、声明も東南院方を受け継ぎ、当本も東南院方の『声明集』である可能性が先ず考えられる。しかし後に詳しく述べるように、声

明における東南院方の情報は極めて限られており、その実態も不明であり、比較対照に耐える資料もない。一方、泉祐の一代前の東南院の院主は重仙（一三八六〜一四六八）である。重仙は、先述したように重弘―源宝―隆法―重仙―快助―長恵―朝意と継承された覚証院方の正嫡の流れであるとされた隆法系に位置する人物であり、『声明集隆法口伝』の筆記者でもある。泉祐は東南院の院主を、この覚証院方の正嫡の重仙から引き継いでいる。したがって東南院の院主が必ずしも声明の東南院方に属していたわけではなく、泉祐が覚証院方の隆法系の声明を受け継ぎ、当本もこの隆法系の『声明集』であった可能性が充分に考えられる。

以上のことから、当本は、最初、祐範（一四五六）が康正二年（一四五六）に書写したものを後に南院の院主の長清、さらには東南院の院主の泉祐が何らかの経緯で所持するに至ったものである。当本は、隆法系の重仙から東南院を継いだ泉祐が保持していたものであるため先述のように覚証院方の声明がもし二系統に分かれていたとすれば、隆法系の資料である可能性がある。

第五目 『声明集隆法口伝』

当本は、現在高野山大学附属高野山図書館に所蔵されている。大山（一九五九）では、存在が指摘されているのみである。現存しているのは、転写を重ねた江戸期のもの一本である。本稿では、この転写本の複写資料を用いる。序論でも示したように、装丁は列帖装、冊数は全一冊である。法量は、竪二四・〇cm。横一六・九cmである。外題に、『聲明集隆法口伝』とある。先行研究では、当本の詳細については明らかにされていない。また、「覚意の五音博士」で記譜されている。当本にはその名の通り口伝集なので旋律名が多数注記されている。基本的な旋律名を挙げると、「ユ」「ユ合」「ス」「ソ」「小ソ」「色」「自下」「マワス」等である。また、仮名は「イ」「ウ」「ム」等である。

奥書には、

応永二十二年六月十八日重仙俊覚房／寛正四癸羊卯月二十五日東南院御自筆御本依仰
写之畢幸重宥賢房／延徳二年庚戌閏八月廿四日於高野山金剛峯寺小田原／三藏院護摩
堂難有依貴顔写之処也偏上求菩提／化下衆生為也穴賢（異名）／天文
三甲午年正月廿一日写之／宝暦十二年三月三日夜写得了／金剛峯寺音曲沙門靈瑞南龍
とある。当本は最初応永二十二年（一四一五）に重仙が書写したものを何度かの書写を経
て最終的に宝暦十二年に靈瑞が書写したものである。重仙は、〈教化〉の後で、「覚證院
隆法法印御房ニ習ヒ傳ヘ申分ヲ毎日住房ニ歸テ是ヲ記ス」と記述している。つまり、当本
は、隆法の伝えを重仙が纏めたものである。隆法と重仙はともに、『梵讚許可并血脈』の
血脈と江戸期の『密宗声明系譜』では覚証院方の正嫡とされている。
なお、隆法は、行算（在位応永十一年（一四〇四）〜十四年（一四〇七））が検校の時
に執行代に補されている。さらには、その後検校に補されている（検校在位応永二十五
年（一四一八）〜二十八年（一四二一））

また、重仙は寛正五年に検校に補されている（検校在位寛正五年（一四六四）〜文正元
年（一四六六））¹⁰。

よって当本は、もし覚証院方が慈鏡系と隆法系に別れていれば、隆法の直弟子である重

仙の立場で、隆法の『声明集』を解説した、隆法系の資料といえる。

第二項 曲目・曲順

本項では、中期の『声明集』各々の系譜を確定するための最初の作業として中期の『声明集』諸本の曲目・曲順を対照する。まず、「応永三年本」の曲目・曲順を以下に挙げる。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讚文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讚〉 p 〈不動讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讚〉 x 〈四波羅蜜〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 w 〈阿弥陀讚〉 t 〈文殊讚〉 〈孔雀経讚〉 〈如意輪讚〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉 〈後夜偈〉

「応永三年本」の曲目構成は、「法用」「供養法」「讚」である。これは、南山進流の『声明集』の一般的なものである。詳細に当本の曲順を初期の「文保二年本」と比較すると、「佛讚」までは同じである。当本では「佛讚」の次に「四波羅蜜讚」がきて、「文保二年本」では「佛讚」の次にあつた「文殊讚」が「阿弥陀讚」とともに「四方讚」の後にきている。また、「文殊讚」の次には、「孔雀経讚」「如意輪讚」がある。この二つは他の『声明集』には収載されていない。なお、これらは、詞章のみが記載されていて、博士は記譜されていない。以上のことから、「法用」「供養法」までは「文保二年本」と同じ曲順であるが、「讚」の曲順が両者では若干異なるといえる。次に、「永享六年本」の曲目・曲順を以下に挙げる。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讚文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讚〉 p 〈不動讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讚〉 t 〈文殊讚〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 w 〈阿弥陀讚〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

「永享六年本」の曲目構成は「法用」「供養法」「讚」である。当本も、南山進流の『声明集』の一般的な曲目構成である。また、曲順は「文保二年本」と全く同じである。したがって、初期の「文保二年本」の曲目・曲順を継承している。次に、「永享十年本」の曲目・曲順を以下に挙げる。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讚文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讚〉 p 〈不動讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讚〉 t 〈文殊讚〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 w 〈阿弥陀讚〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

当本の曲目・曲順は「永享六年本」と全く同じである。したがって、初期の「文保二年本」の基本構造を継承している。

次に、「康正二年本」の曲目・曲順を以下に挙げる。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讃文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讃〉 p 〈不動讃〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讃〉 t 〈文殊讃〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 w 〈阿弥陀讃〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 γ 〈佛名〉

δ 〈教化〉

当本の曲目・曲順は、「永享六年本」「永享十年本」と全く同じである。したがって当本も、初期の「文保二年本」の曲目・曲順を継承している。

次に、『声明集』ではないが、『声明集隆法口伝』の曲目・曲順を以下に挙げる。当本の概要については後述する。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈四智梵語〉 n 〈礼讃文〉 o 〈大日讃〉 p 〈不動讃〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讃〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 w 〈阿弥陀讃〉 t 〈文殊讃〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

『声明集隆法口伝』の曲目構成は、「法用」「供養法」「讃」である。したがって、当本は、『声明集』についての口伝書であることが分かる。当本では、〈阿弥陀讃〉と〈文殊讃〉が「四方讃」と〈佛名〉の間にきている。この二つの讃の配置は、「応永三年本」と類似している。ただし、「応永三年本」はこの二つの讃以下に〈孔雀経讃〉〈如意輪讃〉が収載されていた。以上のことから、「文保二年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」と比べると若干「讃」の曲順が異なるといえる。

中期の『声明集』の曲目構成は、全て「法用」「供養法」「讃」であった。ただし、「讃」の曲順が若干相違していた。「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」は「文保二年本」と同様の曲目・曲順であった。これは、これらの『声明集』が隆然系の覚証院方から派生したことを物語っていると考えられる。一方、「応永三年本」『声明集隆法口伝』はともに、〈阿弥陀讃〉と〈文殊讃〉を「四方讃」と〈佛名〉の間に配置していた。

以上のことから、「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」は隆然系の曲目・曲順に影響を受けたものだと考えられる。なお、「応永三年本」『声明集隆法口伝』の「讃」の曲順が何に由来しているかは不明である。

第三項 博士の骨格

本項では、次項において中期の『声明集』各々の系譜を特定するための前段階として、中期の『声明集』諸本の博士の骨格について整理し検討する。

まず『魚山薑芥集』の三千六百九十箇の全ての博士と、「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」の博士をすべて対照し、『魚山薑芥集』と相違する骨格を持つ博士を全て抽出し比較した。その結果、『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つ各『声明集』の博士には共通するものが多く、その数は限定されており、さらに相違する骨格は二箇所を除いてすべて同一であり一種類であった。すなわち、『魚山薑芥集』と相違のみられる中期の『声明集』の博士は二十一箇所にあり、初期の「称名寺本a」と「文保二年本」を合わせても総数四十一箇所であった。この箇所の博士が、初期から中期そして『魚山薑芥集』成立に到るまでにその骨格が変化した、変動域にある博士ということが出来る。前章で述べたように、論文末の資料編③に「表3」「変動域博士対照表」として、初期の「称名寺本a」・「文保二年本」、中期の四本の『声明集』と『声明集隆法口伝』と『声明集私案記』、更に最古の『声明集』の版本である「文明年本」及び『魚山薑芥集』について、変動域にある四十一箇所の博士の異同を表示した対照表を作成し掲載した。

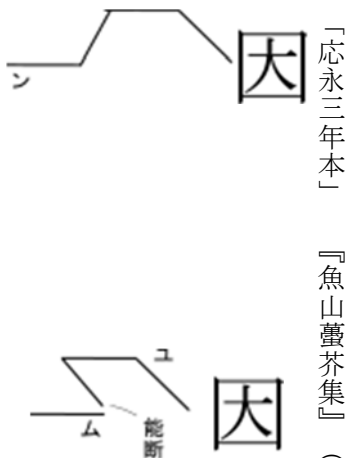
なお、前章同様に、『魚山薑芥集』は、尾道西國寺所蔵の朝意によって書写された三巻本の「永禄七年本」を用いたが、博士の出典の表記には広く利用可能な大正蔵所収の「正保三年版」における大正蔵の頁を表示する。

第一目 「応永三年本」の博士の骨格

まず、書誌等の情報からは所属する系統が不明である「応永三年本」の全ての博士を、『魚山薑芥集』と対照した。その結果、『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つものは以下の九箇所であった。ただし、「応永三年本」の〈九条錫杖〉〈対揚〉には博士が付されていない箇所があるため、変動域にある四十一箇所の博士のうち二箇所の博士の骨格が不明であり、比較対照が可能なものは三十九であった。

No. 1 〈云何唄〉「因」c-14

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈云何唄〉の「因」の博士を対照すると次のようになる。



この博士の骨格を比べると、「応永三年本」は二番目の「角」と「四番目」の「角」の間を「商」で記譜している。一方、『魚山薑芥集』はその箇所を初重の「羽」で記譜している。

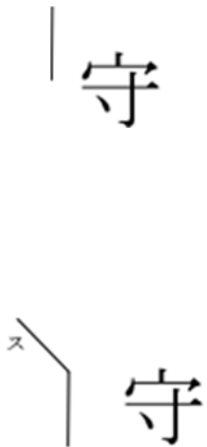
なお、前述したように初期の「称名寺本a」も『魚山薑芥集』と相違する骨格を持つ博士を記しているが、「応永三年本」と一致せず、当所の博士は「応永三年本」特有のもの

である。

No. 2 〈出家唄〉 「守」 d-3

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈出家唄〉の「守」の博士を対照すると次のようになる。

「応永三年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八二五下)



「応永三年本」は「羽」で記譜されている。これに対して、『魚山薑芥集』は「羽」「徴」で記譜されている。

なお、この博士は前述した初期の「称名寺本 a」の博士と同一であり、覚意系の「称名寺本 a」を継承した可能性がある。

No. 3 〈対揚〉 「甚」 i-82

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈対揚〉の「甚」の博士を対照すると次のようになる。



「応永三年本」は「宮」「羽」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「宮」で記譜されている。

なお、この博士も覚意系の「称名寺本 a」の博士と同一であり、初期の覚意系の博士を継承した可能性がある。

No. 4 〈金剛界〉の「礼仏」の「量」 j-628

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈金剛界〉の「量」の博士を対照すると次のようになる。



「応永三年本」は「羽」「宮」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「宮」「商」で記譜されている。

なおこの博士は前述した「称名寺本 a」及び「文保二年本」の博士と同一である。「称名寺本 a」と一致するため、やはり覚意系の博士を継承している可能性があると思われる。

No. 5 〈金剛界〉の「礼仏」の「供養」

j | 656

j | 657

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「供養」の博士を対照すると次のようになる。

「応永三年本」

『魚山薑芥集』 (大正八四・八三一中)

供養

クキヤウ
供養

この博士の骨格を比較すると、「応永三年本」は「供」「養」二文字に対し「宮」「商」の博士を付している。これに対して『魚山薑芥集』は「宮」「宮」で記譜している。

なお、この博士も覚意系の「称名寺本 a」の博士と同一であり、初期の覚意系の博士を継承した可能性がある。

No. 6 〈胎藏界〉「第五発菩提真方便」「願」k | 281

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「第五発菩提真方便」の「願」の博士を対照すると次のようになる。

「応永三年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三二中)

願

願^{ケン}

「応永三年本」は「徴」「羽」で記譜されている。一方『魚山薑芥集』は「徴」「角」「羽」で記譜されている。

なお、この博士も「称名寺本 a」の博士と同一であり、覚意系の博士を継承した可能性がある。

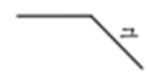
No. 7 〈胎藏界〉「第八奉請法身方便」「無」k | 439

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「第八奉請法身方便」の「無」の博士を対照すると次のようになる。

「応永三年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三二下)

無

無



この博士の骨格を比較すると、「応永三年本」は「徴」で記譜されている。一方『魚山薑芥集』は「徴」「角」で記譜されている。

なお、この博士も覚意系の「称名寺本 a」の博士と同一であり、初期の覚意系の博士を継承した可能性がある。

No. 8 〈理趣経〉 「真」 1—12

「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈理趣経〉の「真」の博士を対照すると次のようになる。

「応永三年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三四中)

→ 真

真

上ノ角ノ声ヲ打付テ
ヤカテ商ヘ下ヘシ

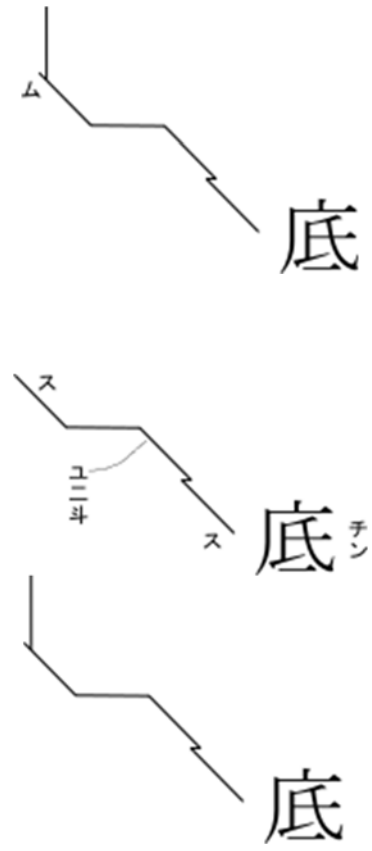
この博士の骨格を比較すると、「応永三年本」は「角」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「商」で記譜されている。

なお、「称名寺本 a」には〈理趣経〉が掲載されておらず直接確認も否定もできないが、これまでの事例から、当所も初期の覚意系の博士を継承した可能性があると思われる。すなわち、「応永三年本」が『魚山薑芥集』と相違する博士を掲載していた今までの八例すべてにおいて、覚意系の「称名寺本 a」も『魚山薑芥集』と異なる博士を記しており、さらに No. 1 を除く、No. 2—7 すべてが「称名寺本 a」と同一であった。よって、この「真」の博士においても初期の覚意系は『魚山薑芥集』と相違する博士を用いており、「応永三年本」はこの覚意系の博士を継承した可能性があると思われる。

No. 9 〈阿弥陀讃〉 「底」 w—40

左は、「応永三年本」と『魚山薑芥集』の〈阿弥陀讃〉の「底」の博士を対照したものであり、『魚山薑芥集』は本説の博士の左側に異説の「徴」「角」「羽」の博士が注記されている。

「応永三年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三九上) 『魚山薑芥集』異説 (同頁)



「応永三年本」の博士には末に「羽」が記譜されている。一方、『魚山叢芥集』の本説は、末に「羽」が記譜されておらず「徴」で終音する博士で、異説の博士は末に「羽」が記譜されている。なお、「称名寺本 a」には〈阿弥陀讃〉が掲載されておらず比較できないが、前の No. 8 と同様に覚意系の博士を継承した可能性があると思われる。

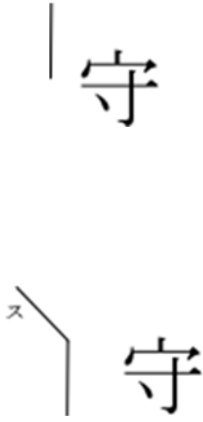
以上のように、「応永三年本」には、『魚山叢芥集』と相違する博士が九箇所ある。またそのうちの五箇所 (No. 2・3・5・6・7) は、覚意系の初期の「称名寺本 a」とのみ一致し覚意系の博士を継承した可能性が高く、他の三箇所 (No. 4・8・9) もその可能性があると思われる。すなわち確認できる範囲において、「応永三年本」が『魚山叢芥集』と異なる博士を載せる箇所で、「称名寺本 a」と相違する場合は僅かに No. 1 の一箇所である。その No. 1 の「称名寺本 a」の博士も、『魚山叢芥集』とは一致せず、「称名寺本 a」特有の骨格を持っているのである。

したがって「応永三年本」は、覚意系の初期の「称名寺本 a」の特徴的な博士を相当程度受け継ぎ、覚意系を継承した可能性が高い『声明集』であるといえる。

第二目 「永享六年本」の博士の骨格

次に、もし覚証院方が二系統に別れていれば明らかに慈鏡系の『声明集』である「永享六年本」の全ての博士を『魚山叢芥集』と対照した結果、『魚山叢芥集』と相違する骨格を持つ博士が以下のように十三箇所抽出できた。

- No. 1 〈出家唄〉 「守」 c—3
- 「永享六年本」と『魚山叢芥集』の〈出家唄〉の「守」の博士を対照すると次のようになる。
- 「永享六年本」 『魚山叢芥集』 (大正八四・八二五下)



博士の骨格を比較すると、「永享六年本」は「羽」で記譜されているが、『魚山叢芥集』

は「羽」「徵」で記譜されている。なお、この博士は前述したように「称名寺本 a」の博士と同一である。

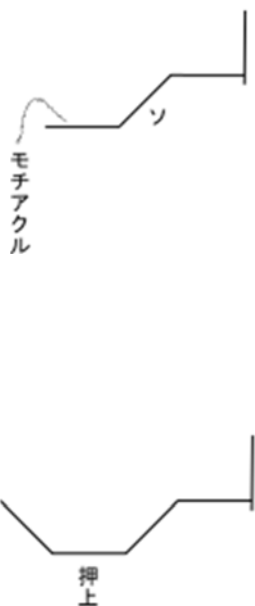
No. 2 〈梵音〉「其」 f | 37

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈梵音〉の「其」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」

『魚山薑芥集』（大正八四・八二六下）

其 其



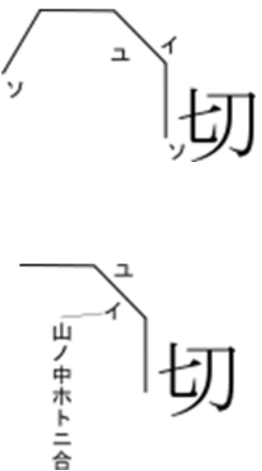
「永享六年本」の博士には「宮」「角」「商」「角」で終音している。一方、『魚山薑芥集』は「宮」「角」「商」「角」「徵」で記譜されている。すなわち、「永享六年本」の末には「徵」が記譜されていない。この博士は初期の『声明集』にみられず「永享六年本」特有のものである。

No. 3 〈九條錫杖〉「切」 h | 232

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈九條錫杖〉の「切」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」

『魚山薑芥集』（大正八四・八二七中）



「永享六年本」は「羽」「徵」「角」「商」で記譜されているが、『魚山薑芥集』の博士には末に「商」が記譜されておらず「角」で終わっている。なお、この「永享六年本」の博士は前述した「称名寺本 a」及び「文保二年本」の博士と同一である。

No. 4 〈対揚〉「集」 i | 405

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈対揚〉の「集」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」

『魚山薑芥集』（大正八四・八二九上）『魚山薑芥集』異説（同頁）

集
集
集
イ

「永享六年本」は「宮」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「商」「宮」としている。また、『魚山薑芥集』には「永享六年本」の「宮」の博士が「イ」すなわち異説として掲載されている。

なお、「称名寺本 a」及び「応永三年本」にはこの「集」の博士は掲載されていないため比較できないが、初期の「文保二年本」の博士は「永享六年本」と同一である。

No. 5 〈対揚〉 「諸」 i—407

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈対揚〉の「集」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八二九上)

諸
諸

「永享六年本」は「羽」「宮」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「羽」で記譜されている。

なお、この「諸」の博士も、「称名寺本 a」及び「応永三年本」には掲載されておらず比較できないが、「文保二年本」の博士はこの「永享六年本」と同一である。

No. 6 〈金剛界〉 「勸請」 「四」 j—382

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈金剛界〉の「勸請」の「四」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三〇中)

四
四

「永享六年本」は「角」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「商」で記譜されている。なお、この「永享六年本」の博士は、前述した覚意系の「称名寺本 a」と同一である。

No. 7 〈金剛界〉 「礼仏」 「量」 j—628

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「量」博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三二中)

量
ソ
ウ
山

量
ウ

「永享六年本」は「羽」「宮」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「宮」「商」で記譜されている。

なお、この博士は前述した「称名寺本a」と「文保二年本」及び「応永三年本」の博士と同一である。

No. 8 〈胎藏界〉 「親」 k—173

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「親」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山薑芥集』（大正八四・八三一上） 『魚山薑芥集』注記（同頁）

親
ム
ユ

親
矢 ム
ユ

親
イ記云多分用此云

「永享六年本」は「徵」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徵」「角」で記譜されている。また、『魚山薑芥集』には異説として「永享六年本」の博士が記載されている。なお、前述の三資料（「称名寺本a」・「文保二年本」・「応永三年本」）は何れも『魚山薑芥集』と同一の博士であり、この博士は「永享六年本」特有のものである。

No. 9 〈胎藏界〉 「及」 k—244

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈胎藏界〉の「及」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山薑芥集』（大正八四・八三一中） 『魚山薑芥集』（同頁）

イ本声明集二八用之

及
フ
ユ

及
フ
ユ

及
安記二八用之

「永享六年本」は「徵」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徵」「角」である。また、『魚山薑芥集』には異説として「永享六年本」の「徵」の博士が記譜され、『声明集私案記』もこの博士を用いるとしている。なお、この「永享六年本」の博士は「文保二年本」の博士と同一である。

No. 10 〈理趣経〉「真」1—12

「永享六年本」と『魚山叢芥集』の〈理趣経〉の「真」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山叢芥集』（大正八四・八三四中）

真

真

上ノ角ノ声ヲ打付テ
ヤカテ商ヘ下ヘシ

「永享六年本」は「角」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「商」で記譜されている。

なお、この博士は前述の「応永三年本」の博士と同一である。

No. 11 〈理趣経〉「法」1—34

「永享六年本」と『魚山叢芥集』の〈理趣経〉の「法」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山叢芥集』（大正八四・八三四中）

法

コワマクラアリ
ソフ

法

真ト不ヨリハ長シ此ハ位顯也雖然
余ノ角ヨリハ豆ナルヘシ

「永享六年本」の博士は「商」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「角」「商」で記譜されている。

なお、この博士は前述の「文保二年本」の博士と同一である。

No. 12 〈吉慶漢語〉「成」u—68

「永享六年本」と『魚山叢芥集』の〈吉慶漢語〉の「成」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山叢芥集』（大正八四・八三八上）

成

ユ
イ
ス

成

ユ合
イ
矢
長

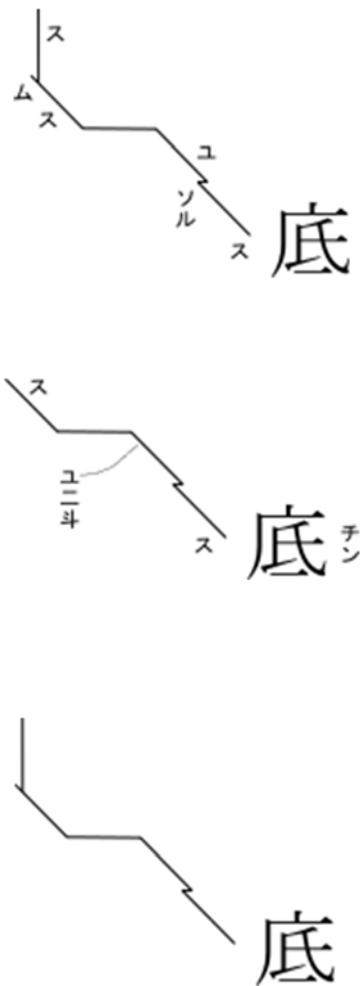
「永享六年本」は「商」「商」「宮」で記譜されている。一方、『魚山叢芥集』は「商」「宮」「宮」で記譜されている。なお、前述の「称名寺本a」、「文保二年本」、「応永三年本」の博士は何れも『魚山叢芥集』と同一であり、この博士は「永享六年本」特有の

ものである。

No. 13 〈阿弥陀讚〉「底」w | 40

「永享六年本」と『魚山薑芥集』の〈阿弥陀讚〉の「底」の博士を対照すると次のようになる。

「永享六年本」 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三九上) 『魚山薑芥集』異説 (同頁)



「永享六年本」の博士は「徵」「角」「徵」「羽」で記譜されているが、『魚山薑芥集』の博士は「徵」「角」「角」「徵」で記譜されている。すなわち、「永享六年本」の博士の末には、「羽」の博士が付加されている。また、『魚山薑芥集』には異説として「永享六年本」の博士が記載されている。

なお、この博士は前述の「応永三年本」の博士と同一である。

以上のように、「永享六年本」の全ての博士を『魚山薑芥集』と対照させた結果、『魚山薑芥集』と相違する骨格を持つ博士を十三確認した。変動域にある四十一箇所うちの十三の博士において、『魚山薑芥集』と違いがあることになる。

前の「応永三年本」と比較すると、十三のうちNo. 4とNo. 5を除く十一箇所と比較対照が可能であったが、「応永三年本」と「永享六年本」が一致して『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つ博士を載せる箇所は四箇所 (No. 2・No. 7・No. 10・No. 13) のみであり、残り七箇所は相違していた。また変動域全体を見ても、資料編③「表3」「変動域博士対照表」に示したように、「永享六年本」は「応永三年本」と十三箇所¹⁾において異なった骨格を持つ博士を掲載していた。

隆然系の初期の「文保二年本」と比較すると、変動域にある四十一箇所のうち、「文保二年本」と相違する博士は九箇所²⁾であり、「応永三年本」よりは多少少ない。ただし「文保二年本」には『魚山薑芥集』と相違する骨格を持つ博士が合計七あるが、「永享六年本」はそのうち実に〈対揚〉「護」i | 289を除く六箇所³⁾の博士³⁾を引き継いでいる。したがって、覚証院方が二系統に別れた場合明らかに慈鏡系である「永享六年本」は初期の覚意系を継承した可能性が高かった「応永三年本」とは明らかに別系統であり、「応永三年本」よりも初期の隆然系の「文保二年本」により近い『声明集』であるといえる。

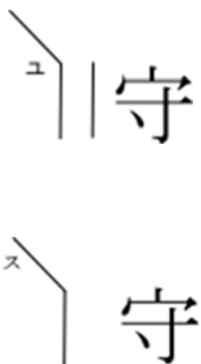
第三目 「永享十年本」の博士の骨格

書誌情報だけでは所属が不明な「永享十年本」の全ての博士を『魚山叢芥集』と対照させ、『魚山叢芥集』と異なる骨格を持つ以下の十一の博士を確認した。ただし、「永享十年本」は〈九條錫杖〉〈対揚〉（曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経・仁王経）に博士が付されていないため、変動域にある四十一箇所のうち六箇所の博士の骨格が不明であり、比較対照が可能なものは三十五であった。

No. 1 〈出家唄〉 「守」 d-3

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈出家唄〉「守」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」 『魚山叢芥集』 （大正八四・八二五下）



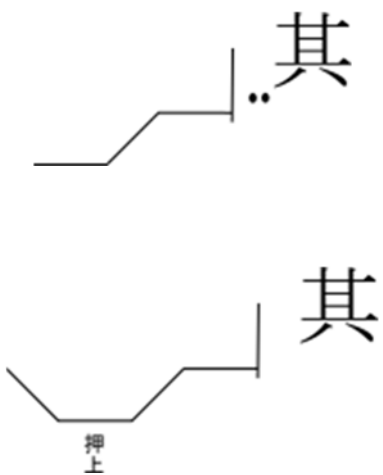
博士の骨格を比較すると、「永享十年本」は「羽」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「羽」「徴」で記譜されている。また、「永享十年本」には、博士の左側に『魚山叢芥集』の「羽」「徴」の博士が異説として記譜されている。

なお、この博士の骨格は、前述の「永享六年本」と同一であり、また「称名寺本 a」と「応永三年本」の博士とも同一である。

No. 2 〈梵音〉 「其」 f-37

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈梵音〉の「其」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」 『魚山叢芥集』 （大正八四・八二八中）



両者の博士の骨格を比較すると、「永享十年本」の博士には末に「徴」が記譜されていない。一方、『魚山叢芥集』の博士には末に「徴」が記譜されている。

なお、この博士の骨格は、「永享六年本」と同一である。

No. 3 〈金剛界〉 「勸請」 「四」 j-382

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「勸請」の「四」の博士を対照すると

次のようになる。

「永享十年本」

『魚山叢芥集』（大正八四・八三〇中）

→ 四

四

「永享十年本」は「角」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「商」で記譜されている。

なお、この博士の骨格は、「永享六年本」と同一であり、また「応永三年本」の博士とも同一である。

No. 4 〈金剛界〉

「三方」「如」j | 534

「来」j | 535

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「三方」の「如来」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」

『魚山叢芥集』（大正八四・八三一上）

…後供用之

「如」

「来」

「如」

「来」

後供

「永享十年本」は「如」を「宮」「角」で記譜し、「後供用之」として後供養においても同じ博士を用いるとする。一方、『魚山叢芥集』は「後供養」では「永享十年本」と同じ「宮」「角」の博士を記すが、本説の博士は「如」を「角」で記譜している。

なお「称名寺本 a」は、後供養は「永享十年本」及び『魚山叢芥集』と同一であるが、本説で「如」と「来」をとともに「商」としている。この本説の「如」を「宮」「角」とする博士は、「永享十年本」特有のものである。

No. 5 〈金剛界〉

「礼仏」「量」j | 628

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「量」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」

『魚山叢芥集』（大正八四・八三一中）

量

量

「永享十年本」は「羽」「宮」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「宮」「商」で記譜されている。なお、この「永享十年本」の博士は前述した「称名寺本 a」及び「文保二年本」の博士と同一である。

No. 6 〈金剛界〉 「礼仏」 「供養」 j | 656 j | 657

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈金剛界〉の「礼仏」の「供養」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」 『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一中)



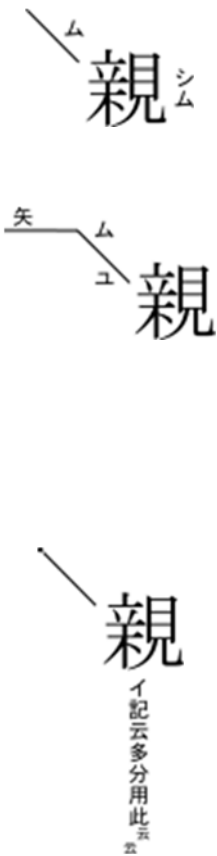
「永享十年本」は「供」「養」二文字に対し「宮」「商」の博士が記譜されている。『魚山叢芥集』は「宮」「宮」で記している。

なお、この博士の骨格は、「称名寺本 a」と「応永三年本」の博士と同一である。また、「永享六年本」は前のNo. 5と同様に『魚山叢芥集』と同じ博士を用いている。

No. 7 〈胎藏界〉 「親」 k | 173

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈胎藏界〉の「親」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」 『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一上) 『魚山叢芥集』注記(同頁)



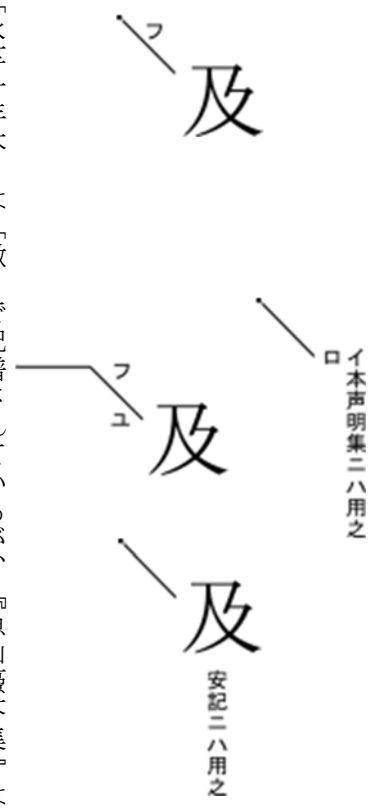
「永享十年本」は「徴」で記譜されているが、『魚山叢芥集』は「徴」「角」で記譜されている。また、『魚山叢芥集』は「永享十年本」の「徴」の博士を異説として掲載している。

なお、「永享十年本」のこの博士の骨格は、「永享六年本」と同一である。他の三資料はすべて『魚山叢芥集』と同じ博士を用いている。

No. 8 〈胎藏界〉 「及」 k | 244

「永享十年本」と『魚山叢芥集』の〈胎藏界〉の「及」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」 『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一中) 『魚山叢芥集』異説(同頁)

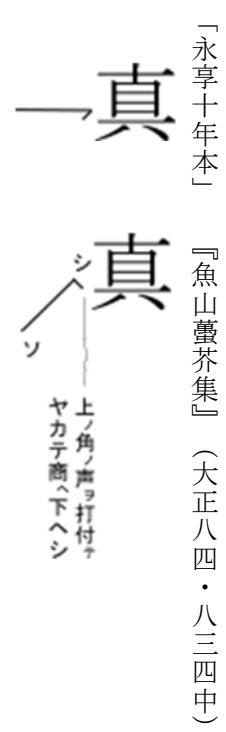


「永享十年本」は「徵」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徵」「角」で記譜されている。また、『魚山薑芥集』は「永享十年本」の「徵」の博士を異説として掲載し、『声明集私案記』もこの博士を用いるとしている。

なお、この博士の骨格は、「永享六年本」と「文保二年本」の博士と同一である。

No.9 〈理趣経〉 「真」 1—12

「永享十年本」と『魚山薑芥集』の〈理趣経〉の「真」の博士を対照すると次のようになる。

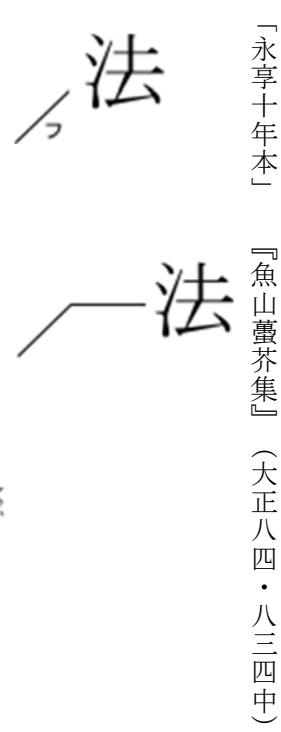


「永享十年本」は「角」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「商」で記譜されている。

なお、「永享十年本」のこの博士の骨格は、「永享六年本」及び「応永三年本」と同一である。「称名寺本 a」には情報がない。

No.10 〈理趣経〉 「法」 1—34

「永享十年本」と『魚山薑芥集』の〈理趣経〉の「法」の博士を対照すると次のようになる。



真ト不ヨリハ長シ此ハ位類也雖然
余ノ角ヨリハ豆ナルヘシ

「永享十年本」は「商」で記譜されている。一方、『魚山薑芥集』は「角」「商」で記譜されている。

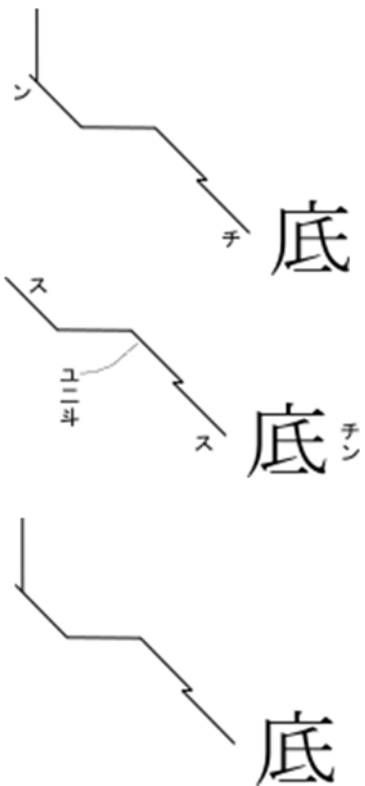
なお、「永享十年本」のこの博士の骨格は、「永享六年本」及び「文保二年本」と同一

である。「称名寺本 a」には情報が無い。

No. 11 〈阿弥陀讃〉「底」w | 40

「永享十年本」と『魚山薑芥集』の〈阿弥陀讃〉の「底」の博士を対照すると次のようになる。

「永享十年本」 『魚山薑芥集』(大正八四・八三九上) 『魚山薑芥集』異説(同頁)



「永享十年本」の博士には末に「羽」が記譜されているが、『魚山薑芥集』の本説は、末に「羽」が記譜されておらず「徴」で終音する。ただし異説としての末に「羽」が記譜されている「永享十年本」と同じ骨格の博士を載せている。

なお、「永享十年本」のこの博士の骨格は、「永享六年本」及び「応永三年本」と同一である。「称名寺本 a」には情報が無い。

以上のように、所属する系統が不明な「永享十年本」のすべての博士を『魚山薑芥集』と対照させた。その結果、変動域にある四十一箇所の博士のうち情報入手可能な三十五の博士なかで、十一の博士において『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つ博士を確認した。また、この十一の博士のうち No. 4 と No. 6 を除く九箇までが覚証院方の「永享六年本」の博士の骨格と一致している。さらに変動域全体を見ても、資料編③「表3」「変動域博士対照表」に示したように、比較対照可能な三十一箇所のうち実に No. 4・No. 6 と〈吉慶漢語〉「成」u | 68 の三箇所を除く二十八箇所¹⁴において、「永享十年本」は「永享六年本」と一致する。このように「永享十年本」と「永享六年本」の近似性は極めて高く、明らかに同一の系統に属する。

また既に述べたように、「永享六年本」は、もし覚証院方が二系統に別れていれば明らかに慈鏡系の『声明集』であり、「永享十年本」も同様に慈鏡系の『声明集』であるといえる。

第四目 「康正二年本」の博士の骨格

最後に、覚証院方の『声明集』であり隆法系に属する可能性がある「康正二年本」の博士をすべて『魚山薑芥集』と対照したが、『魚山薑芥集』と相違する骨格を持つ博士は以下の三箇所のみであった。

No. 1 〈胎蔵界〉の〈胎蔵界〉「及」k | 244

左は、「康正二年本」と『魚山薑芥集』の〈胎蔵界〉の「及」の博士を対照したものである。『魚山薑芥集』には本説とともに、異本と『声明集私案記』の博士が付記されている。

「康正二年本」

『魚山薑芥集』（大正八四・八三一中）

『魚山薑芥集』異説（同頁）

イ本声明集ニ用之

及

及

及

安記ニ用之

「康正二年本」は「徵」で記譜されているが、『魚山薑芥集』は「徵」「角」で記譜されている。また異本と『声明集私案記』の説として「康正二年本」と同じ「徵」の博士が付記されている。

なお、「康正二年本」のこの博士の骨格は、「永享六年本」・「永享十年本」及び「文保二年本」と同一である。

No. 2 〈胎蔵界〉の「五誓願」の「得」k | 662

左は、「康正二年本」と『魚山薑芥集』の「五誓願」の「得」の博士を対照したものである。「康正二年本」には欄外に異説の博士が付記されている。

「康正二年本」

「康正二年本」異説

『魚山薑芥集』（大正八四・八三三中）

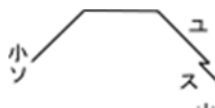
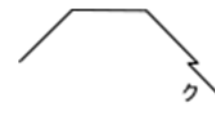
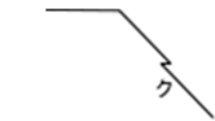
得

得

得

クノカナ

ユス 山ノ中ニ成



「康正二年本」は末に「商」が記譜されていない博士を本説とし、「商」が記譜されている博士を異説としている。一方、『魚山薑芥集』は「康正二年本」の異説の博士で記譜されている。

なお、前述の諸資料は全て異説の博士のみを掲載しており、「康正二年本」のこの本説の博士は「康正二年本」特有のものである。

No. 3 〈理趣経〉「盧」1 | 302、317

左は、「康正二年本」と『魚山薑芥集』の〈理趣経〉の「盧」の博士を対照したものである。両書とも本説の他に異説を付記している。

「応永三年本」は、他の三資料とは異なるもので、覚意系の初期の「称名寺本a」の特徴的な博士を相当程度受け継ぎ、覚意系を継承した可能性が高いことが判明した。

やはり系統が不明であった「永享十年本」は、覚証院方が二系統に別れていれば明らかに慈鏡系の『声明集』である「永享六年本」と極めてよく近似し、両者は同一の系統に属することが確認できた。

最後に、覚証院方の『声明集』であり隆法系に属する可能性が高い「康正二年本」は、『魚山薑芥集』と最もよく一致した。さらに「応永三年本」及び覚証院方の「永享六年本」・「永享十年本」とは別系統の資料であることも判明した。

さらに覚証院方が慈鏡系と隆法系の二系統に分かれ、「永享六年本」・「永享十年本」は慈鏡系の資料であり、「康正二年本」が隆法系に属することがほぼ確実となった。

したがって、中期の『声明集』は、①覚意系を継承した可能性の高い「応永三年本」、②覚証院方であり、覚証院方が二系統に別れていれば慈鏡系である「永享六年本」・「永享十年本」、③覚証院方の隆法系の可能性がある「康正二年本」の、三つに分類できる。

第二目「康正二年本」の系譜の確定

本目では、「康正二年本」の変動域にある博士の骨格を『声明集隆法口伝』と比較することにより、「康正二年本」が確かに覚証院方の隆法系の『声明集』であることを確認し、あわせて覚証院方が慈鏡系と隆法系の二系統に別れていたことを裏付けたい。

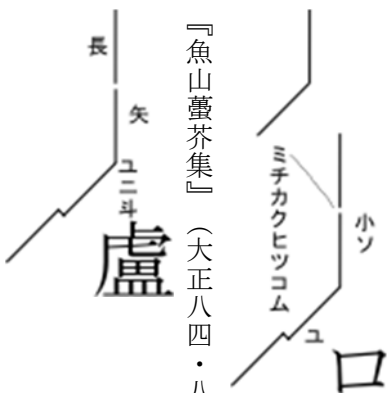
一 『声明集隆法口伝』の博士の骨格

当本は口伝集という性格上、『声明集』の一部に限られた詞章、博士の骨格、注記から構成されている。そのため、変動域にある四十一箇所博士のうち情報を採取できる博士は十八である。その十八の博士の中で十六は『魚山薑芥集』と一致し、次の二箇所の博士の骨格が相違する。

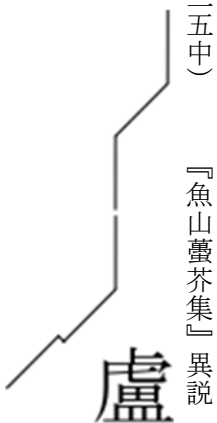
No. 1 (理趣経) 「盧」 1—302、317

左は、『声明集隆法口伝』と『魚山薑芥集』の(理趣経)の「盧」の博士を対照したものである。『魚山薑芥集』は本説の他に異説を載せている。

『声明集隆法口伝』



『魚山薑芥集』(大正八四・八三五中)



『魚山薑芥集』異説 (同頁)

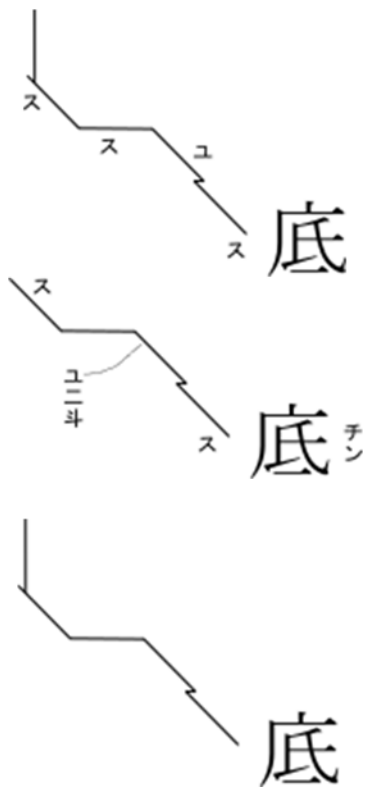
此博士當世ハ末ノ宮羽ヲ略スル也

『声明集隆法口伝』は末に三重の「宮」と「羽」が記譜されている博士で記譜されている。一方、『魚山薑芥集』は末に三重の「宮」と「羽」が記譜されていない博士を本説とし、三重の「宮」と「羽」が記譜されている『声明集隆法口伝』の博士を異説としている。先述したように、「康正二年本」は『声明集隆法口伝』の博士を本説とし、それを欠く博士を異説としている。なお、「称名寺本 a」は情報が無いが、その他の『声明集』はいずれも『魚山薑芥集』の本説のみを載せている。換言すれば『声明集隆法口伝』と「康正二年本」のみが、『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つ博士を本説としている。

No. 2 〈阿弥陀讚〉 「底」 w | 40

左は、『声明集隆法口伝』と『魚山薑芥集』の〈阿弥陀讚〉 「底」の博士を対照したものである。『魚山薑芥集』は本説の他に異説を載せている。

『声明集隆法口伝』 『魚山薑芥集』 (大正八四・八三九上) 『魚山薑芥集』異説 (同頁)



『声明集隆法口伝』の博士には末に「羽」が記譜されているが、『魚山薑芥集』の本説は、末に「羽」が記譜されておらず「徴」で終音する博士であり、末に「羽」を持つ『声明集隆法口伝』の博士は異説として付記されている。

この『声明集隆法口伝』の博士は、「応永三年本」と慈鏡系の「永享六年本」「永享十年本」と同じであるが、「康正二年本」及び「文保二年本」は何故か『魚山薑芥集』の博士を載せている。なお、「称名寺本 a」は情報が無い。

317 以上のように、『声明集隆法口伝』では、変動域にあり比較可能な十八箇所の博士のうち、十六の博士は『魚山薑芥集』と同じであり、異なるものは〈理趣経〉「盧」1 | 302、と〈阿弥陀讚〉「底」 w | 40 の二つだけである。

二 「康正二年本」との比較検討

右の結果を、覚証院方の隆法系の可能性がある「康正二年本」と比較すると、資料編③の「表3」「変動域博士対照表」に示したように、『声明集隆法口伝』の比較可能な十八箇所の博士のうち、実に十七の博士¹⁾の骨格が「康正二年本」と一致している。なお、「康正二年本」と相違する唯一の博士が、右のNo. 2 〈阿弥陀讚〉「底」 w | 40 である。

このように、『声明集隆法口伝』に掲載されている博士の骨格の情報は限られてはいるが、『声明集隆法口伝』と「康正二年本」との間で、骨格が相違する博士は僅か一箇のみ

であり、両書は明らかに同一の系統に属する。

前に述べたように、『声明集隆法口伝』は覚証院方の資料であり、もし覚証院方が慈鏡系と隆法系に別れていれば隆法系に属する。よって「康正二年本」も覚証院方の資料であり、二系統に別れていれば隆法系に属する『声明集』である。また「永享六年本」・「永享十年本」も覚証院方の『声明集』であるが、二系統に別れていれば慈鏡系であった。

「康正二年本」が「永享六年本」・「永享十年本」と別系統の『声明集』であることは既に示した。よって同じ覚証院方の中に、二系統の『声明集』が存在し、もし二系統に別れていれば慈鏡系に属する『声明集』と隆法系に属する『声明集』が確かに存在することが確かめられた。

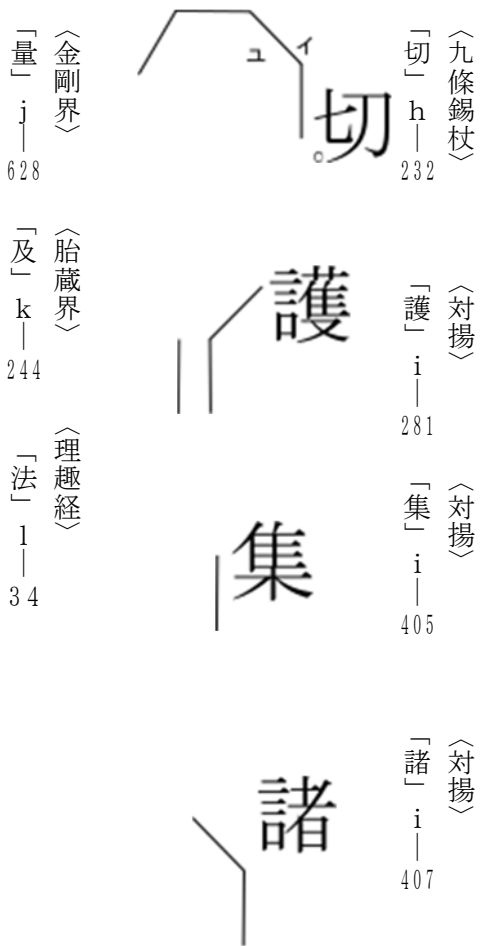
隆法系と慈鏡系の両者の『声明集』の存在の確認は、覚証院方が慈鏡系と隆法系の二系統に別れていたことを裏付けている。換言すれば、初期から中期にかけて覚証院方が慈鏡系と隆法系に分かれたという『声決書』や『密宗声明系譜』の記述の信憑性が高まったともいえる。

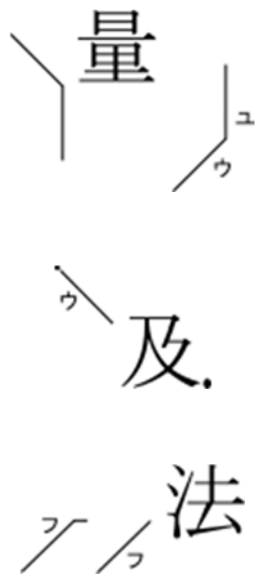
以上のように、「康正二年本」は、東南院方ではなく、覚証院方の隆法系の『声明集』であることが確実になった。その結果、中期の『声明集』は、①覚証院方の隆法系の「康正二年本」、②同じ覚証院方の慈鏡系の「永享六年本」・「永享十年本」、③非覚証院方で覚意系を継承した可能性の高い「応永三年本」、以上の三種に分類できる。

第五目 隆然系の継承

ここでは、初期の隆然系の「文保二年本」と、隆然系を継承した中期の覚証院方の隆法系と慈鏡系の両系統の『声明集』の博士を比較対照し、両者と隆然系の関係性を明らかにしたい。なお、隆法系は「康正二年本」を用いるが、慈鏡系の『声明集』は「永享十年本」よりも情報が揃っている「永享六年本」を使用する。

「文保二年本」には七箇の『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つ博士があった。左記が第二章で抽出された「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つ博士である。





また、慈鏡系の「永享六年本」には十三箇の、隆法系の「康正二年本」には三箇の『魚山薑芥集』と異なる骨格を持つ博士があった。

まず、「永享六年本」は「文保二年本」の七箇の『魚山薑芥集』と異なる博士のうち、

(一) 〈九條錫杖〉「切」^{h-232} (二) 〈対揚〉「集」ⁱ⁻⁴¹³ (三) 〈対揚〉「諸」

ⁱ⁻⁴¹⁵ (四) 〈金剛界〉「量」^{j-628} (五) 〈胎藏界〉「及」^{k-244} (六) 〈理趣

経〉「法」¹⁻³⁴ の六箇を継承しているが、〈対揚〉「護」ⁱ⁻²⁸⁹ のみ継承していない。

「永享六年本」は、「文保二年本」には存在していなかった新たな『魚山薑芥集』と異なる博士が七箇みられる。それは、(一) 〈出家唄〉「守」^{c-3} (二) 〈梵音〉「其」

^{f-37} (三) 〈金剛界〉「勸請」^四 ^{j-382} (四) 〈胎藏界〉「親」^{k-173} (五)

〈理趣経〉「真」¹⁻¹² (六) 〈吉慶漢語〉「成」^{u-68} (七) 〈阿弥陀讚〉「底」

^{w-40} である。

したがって、全体において「文保二年本」と「永享六年本」とでは博士の骨格は八箇相違する。

「永享六年本」は、「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる博士のほとんどを継承している。ただし、新たに七箇の『魚山薑芥集』と異なる博士が追加されている。

次に、「康正二年本」は「文保二年本」の七箇の『魚山薑芥集』と異なる博士のうち、〈胎藏界〉「及」^{k-244} の一箇のみを継承している。そして、「康正二年本」は、「文保二年本」には存在していなかった新たな『魚山薑芥集』と異なる博士が二箇みられる。

それは、〈胎藏界〉の「五誓願」の「得」^{k-662} と〈阿弥陀讚〉「底」^{w-40} である。したがって、全体において「文保二年本」と「永享六年本」とでは博士の骨格は八箇相違する。

「永享六年本」は、「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる博士のほとんどを継承している。ただし、新たに七箇の『魚山薑芥集』と異なる博士が追加されている。一方、「康正二年本」は「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる博士のほとんどを継承していない。ただし、新たに追加された『魚山薑芥集』と異なる博士は二箇のみである。

「永享六年本」と「康正二年本」は両者ともに「文保二年本」と八箇の博士の骨格が相違する。「永享六年本」は、「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる博士を継承しているとともに、「文保二年本」にはない骨格を持つ博士が存在する。一方、「康正二年本」は「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる博士を継承しなかったとともに、「文保二年本」にはない新たな博士の骨格もあまり採用しなかったといえる。

以上のように、「永享六年本」は「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる博士をほとんど保持しており、反対に、「康正二年本」は、「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる

る博士のほとんどの博士を採用していない。「文保二年本」の『魚山薑芥集』と異なる博士を多く継承しているということを基準にすると「永享六年本」の方が、「康正二年本」よりも「文保二年本」を継承する『声明集』といえる。

以上本節では以下のことが明らかになった。

中期の『声明集』は大きく三つに分類することができた。第一は、覚証院方の慈鏡系の「永享六年本」と「永享十年本」、第二は、同じ覚証院方の隆法系の「康正二年本」、第三は、非覚証院方で覚意の系統を継承した可能性がある「応永三年本」である。

そして、同じ覚証院方でも、慈鏡系の「永享六年本」の方が隆法系の「康正二年本」よりも隆然の系統により近い可能性がある。

また、隆法系と慈鏡系の『声明集』の存在を確定出来たことによって、初期から中期にかけて覚証院方の二系統が慈鏡系と隆法系に分かれたという『声決書』や『密宗声明系譜』の記述の信憑性が高まった。

第二節 『声明集私案記』

十四世紀の末になると声明の歴史、音律、唱法等に関する種々の口伝書が登場し始める。それらは、第一章でみた『声実抄』『声決書』、また、前節でも扱った『声明集隆法口伝』さらには本節で扱う『声明集私案記』である。

『声明集私案記』は『魚山薑芥集』の注記の基になったと考えられている¹⁶。また、隆然の著作ともいわれている¹⁷。それにも拘らずその実態については不明である。次章において『魚山薑芥集』が『声明集私案記』をいかに受用したかに考察するにあたり、まず本節においてその基本的性格を示し、次節において、『声明集私案記』がどの系譜に属するものであるのかについて明らかにしたい。

第一項 『声明集私案記』の概要

それでは、まず第一項で『声明集私案記』の概要と諸本について概観する。

『魚山薑芥集』の注記の多くは『声明集私案記』から引用されている。長恵自身も『魚山薑芥集』の奥書で「大都ハ案記ヲ爲本¹⁸。」と公言している。また、先行研究でも、「長恵師が室町時代の中頃に、この本に依って注を加えて魚山集を作っている¹⁹。」とされている。

中川氏は、この長恵の記述、『声明集』についての注釈書性格、「文保二年本」にこの本からの引用がないこと、その「文体」、以上の四点を総合して、『声明集私案記』は室町時代に入ってから明応五年（一四九六）までの間に記されたと推定している²⁰。また大山氏は、伝えでは隆然が記したとされていることを報告している²¹。これに対して中川氏は著者に関して全く触れていない。このように先行研究においては、撰者、正確な撰述年代については特定されていない。

これらのことについて、先述した高野山大学附属高野山図書館に所蔵されている靈瑞の書写した『聲明集私案記』の奥書に興味深い記述がある。それには、

右上下二卷南山覚證院隆然闍梨之口傳也當山進流ノ声明ハ本以此記写本者也

寶曆十辰年八月廿八日書写

金剛峯寺沙門靈瑞南 龍 房

右朱書等ハ私ニ靈一附レ之後哲可有校合矣

・応永二十例秀八月三日於宇長尾邑田般若坊客殿書写之畢

宥恭房三 七 二 才

・于時永文字 欠ル三年五月三日南条山十樂寺御本之借出如此写

筆者榮舜(花押)

□此二本以之靈瑞文字等校合了

とある。靈瑞が宝暦十年(一七六〇)に書写した『声明集私案記』は応永二十年(一四一三)と「永」が頭に付く年号の時代のものを校合したものである。「永」が頭に付く年号は、「応永」より後だと、「永享」か「永正」か「永禄」である。したがって後者は、この三つの年号の時代のうちのどれかだと思われる。いずれにしる、この奥書に記されていることを信用するならば、『声明集私案記』は応永二十年より前に書かれたことになる。また、靈瑞の時代には、『声明集私案記』は、隆然の口伝を筆写したものだと考えられていたこともこの奥書から推定できる。したがって、『声明集私案記』の成立の下限を応永二十年に設定する。

『声明集私案記』成立の上限は、『声実抄』の成立以後、つまり応永二年(一三九五)以後に設定したい。『声実抄』には『声明集私案記』に記されているような覚証院方と東南院方を対比させる記述がない。『声実抄』では、高野山の中の指南については、主に淨月房聖海、般若房定意、宝蓮房祐真、細谷恵海、覚意など声明家個人のものしか記述されていない。高野山の中の流派について言及され出すのは、『声実抄』成立の下限の応永二年(一三九五)の翌年の応永三年(一三九六年)に撰述された『声決書』からである。したがって、南山進流の流派についての記述が存在する『声明集私案記』は応永二年(一三九五)以後に成立したものであると推定する。

『声明集私案記』の特徴は、『声明集』所載の各曲それぞれについての唱譜上の注意を詳細に記していることにある。いわば、『声明集』の注釈書的な性格を有するものである。また『声明集私案記』は博士を掲載していないという特色もある。

長恵は『魚山薑芥集』の編纂の際に当書の記述の多くを『魚山薑芥集』に引用している。長恵が『声明集私案記』の説を多く依用したのは、長恵自身が、当書は覚証院方の隆然によって記されたものと認識していたことによると思われる。つまり、『魚山薑芥集』が覚証院方の正統な教則本であるということを、隆然の権威によって示そうとしたと考えられる。なお、『声明集私案記』には、各曲の曲調についても言及されているが、それも隆然が作成したとされている「聲明畧頌」に基づいている。

次に、『声明集私案記』が『声明集』にどの程度解説を加えているかをみるために、『声明集私案記』が旋律について指南している箇所を、『声明集』所収の曲ごとに、詞章単位で抽出する。これによって『声明集私案記』が実際の唱法についての程度詳細に言及しているかを把握するとともに、第四章において、この『声明集私案記』から抽出した旋律を『魚山薑芥集』の旋律と比較し、『魚山薑芥集』と『声明集私案記』の関係について考察したい。

a 〈三礼・如来唄〉

『声明集』の〈三礼・如来唄〉には九十二箇の詞章があり、『声明集私案記』は、そのうちの十四箇に言及している。さらに、その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の四箇所であった。

「衆」 a—1 「僧」 a—40 「如」 a—53 「與」 a—61

b 〈如来唄〉

『声明集』の〈如来唄〉には七箇の詞章があり、『声明集私案記』は、そのうちの六箇に言及している。さらに、その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の三箇所であった。

「妙」 b—4 「色」 b—5 「身」 b—6

c 〈云何唄〉

『声明集』の〈云何唄〉には二十箇の詞章があり、『声明集私案記』はそのうちの十四箇に言及をしている。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の四箇所であった。

「壞」 c—9 「復」 c—11 「以」 c—12 「力」 c—20

d 〈出家唄〉

〈出家唄〉には二十箇の詞章がある。しかし、『声明集私案記』は〈出家唄〉については何の指南もしていない。

e 〈散華〉

『声明集』の〈散華〉には百五十四箇の詞章があり、当書はそのうちの五十四箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の三十一箇所であった。

「願」 e—2 「我」 e—3 「道」 e—5 「場」 「花」 e—8 「供」 e—9 「養」 e—10 「佛」 e—11 「歸」 e—12 「命」 e—13 「毗」 e—14 「盧」 e—15 「身」 e—19 「業」 e—22 「遍」 e—23 「甚」 e—37 「深」 e—38 「遍」 e—70 「無」 e—71 「瑠」 e—98 「璃」 e—99 「衆」 e—126 「以」 e—131 「此」 e—132 「普」 e—135 「我」 e—140 「等」 e—141 「與」 e—142 「生」 e—144 「共」 e—146 「佛」 e—148

f 〈梵音〉

『声明集』の〈梵音〉には五十六箇の詞章があり、当書はそのうちの二十四箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の十五箇所であった。

「十」f—1 「方」f—2 「所」f—3 「有」f—4 「勝」f—5 「妙」f—6 「散」f—9 「十」f—10 「方」f—11 「諸」f—12 「養」f—18 「釋」f—19 「迦」f—20 「是」f—22 「諸」f—26

g 〈三条錫杖〉

『声明集』の〈三条錫杖〉には百十三箇の詞章があり、当書はそのうちの五十箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の二十九箇所であった。

「手」g—1 「當」g—5 「願」g—6 「衆」g—7 「生」g—8 「施」g—11 「會」g—12 「實」g—15 「養」g—18 「三」g—19 「以」g—33 「清」g—34 「淨」g—35 「心」g—36 「清」g—42 「淨」g—43 「三」g—47 「錫」g—63 「杖」g—64 「皆」g—65 「成」g—66 「ン」g—92 「南」g—93 「無」g—94 「恭」g—95 「敬」g—96 「供」g—97 「養」g—98 「持」g—108

h 〈九条錫杖〉

『声明集』の〈九条錫杖〉には四百六十五箇の詞章があり、当書はそのうちの五十箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の三十八箇所であった。

「當」h—57 「願」h—58 「生」h—60 「天」h—62 「人」h—63 「師」h—64 「願」h—68 「衆」h—71 「法」h—73 「圍」h—75 「遶」h—76 「値」h—81 「佛」h—84 「菩」h—87 「修」h—95 「大」h—97 「切」h—102 「一」h—117 「乘」h—118 「恭」h—129 「供」h—131 「佛」h—133 「躡」h—140 「羅」h—149 「切」h—232 「無」h—233 「速」h—285 「心」h—323 「之」h—349 「速」h—359 「百」h—367 「煩」h—369 「過」h—383 「錫」h—389 「杖」h—390 「已」h—391 「成」h—392 「養」h—425

i 〈对揚〉

『声明集』の〈对揚〉には四百二十三箇の詞章があり、当書はそのうちの五十箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の十七箇所であった。

「場」i—6 「三」i—7 「舍」i—11 「那」i—12 「四」i—14 「方」i—15 「四」i—16 「誠」i—19 「増」i—27 「安」i—56 「伽」i—70 「興」i—74 「所」i—86 「金」i—90 「剛」i—91 「手」i—92 「薩」i—94

j (金剛界)

『声明集』の(金剛界)には七百三箇の詞章があり、当書はそのうちの百四十六箇において言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の八十五箇所であった。

「一」 j | 1 「切」 j | 2 「敬」 j | 4 「敬」 j | 5 「礼」 j | 6 「常」 j | 7 「住」 j | 8 「縛」 j | 13 「婆」 j | 14 「幡」 j | 36 「滿」 j | 38 「曇」 j | 40 「迦」 j | 41 「命」 j | 45 「切」 j | 48 「命」 j | 73 「諸」 j | 87 「今」 j | 105 「亦」 j | 108 「喜」 j | 130 「盡」 j | 161 「世」 j | 177 「燈」 j | 178 「覺」 j | 182 「眼」 j | 183 「三」 j | 187 「於」 j | 197 「我」 j | 217 「不」 j | 224 「為」 j | 264 「羅」 j | 296 「富」 j | 298 「普」 j | 331 「悲」 j | 345 「佛」 j | 350 「冒」 j | 352 「多」 j | 355 「味」 j | 364 「薩」 j | 366 「歸」 j | 369 「命」 j | 370 「訶」 j | 372 「毗」 j | 373 「遮」 j | 375 「那」 j | 376 「四」 j | 378 「智」 j | 381 「四」 j | 390 「教」 j | 393 「部」 j | 401 「金」 j | 408 「不」 j | 414 「國」 j | 436 「傳」 j | 437 「持」 j | 444 「下」 j | 458 「法」 j | 459 「界」 j | 460 「同」 j | 461 「衆」 j | 464 「邊」 j | 474 「福」 j | 471 「門」 j | 479 「邊」 j | 481 「如」 j | 485 「提」 j | 493 「無」 j | 494 「隙」 j | 471 「養」 j | 512 「藥」 j | 515 「以」 j | 529 「我」 j | 530 「及」 j | 539 「以」 j | 540 「養」 j | 546 「訶」 j | 553 「養」 j | 561 「部」 j | 563 「設」 j | 575 「以」 j | 579 「持」 j | 583 「毗」 j | 610 「無」 j | 679 「廻」 j | 691 「苦」 j | 694 「提」 j | 695

k (胎藏界)

『声明集』の(胎藏界)には九百五箇の詞章があり、当書はそのうちの百五十四箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の百六箇所であった。

「南」 k | 18 「達」 k | 40 「駄」 k | 42 「婆」 k | 46 「命」 k | 51 「等」 k | 55 「世」 k | 58 「一」 k | 59 「切」 k | 60 「具」 k | 61 「三」 k | 62 「命」 k | 65 「不」 k | 73 「命」 k | 79 「真」 k | 82 「命」 k | 86 「一」 k | 87 「口」 k | 94 「歸」 k | 106 「頂」 k | 108 「由」 k | 118 「所」 k | 121 「積」 k | 122 「口」 k | 125 「衆」 k | 129 「慾」 k | 132 「癡」 k | 134 「母」 k | 146 「二」 k | 147 「以」 k | 153 「衆」 k | 156 「親」 k | 173 「在」 k | 178 「悔」 k | 183 「不」 k | 184 「無」 k | 199 「世」 k | 203 「法」 k | 210 「大」 k | 216 「正」 k | 223 「淨」 k | 238 「身」 k | 240 「離」 k | 241 「及」 k | 244 「口」 k | 249 「過」 k | 251 「獻」 k | 259 「一」 k | 260 「苦」 k | 277 「及」 k | 281 「起」 k | 285 「苦」 k | 290 「集」 k | 293 「及」 k | 297 「無」 k | 299 「願」 k | 305 「解」 k | 309 「含」 k | 316 「無」 k | 331 「佛」 k | 352 「無」 k | 357 「撰」 k | 390 「有」 k | 392 「於」 k | 399 「一」 k | 366 「今」 k | 365 「諸」 k | 404 「雲」 k | 433 「得」 k | 406 「提」 k | 436 「法」 k | 407 「心」 k | 438 「令」 k | 429 「捨」 k | 429 「苦」 k | 402 「以」 k | 431 「集」 k | 433 「雲」 k | 436 「得」 k | 436 「於」 k | 407 「令」 k | 438 「垢」 k |

k | 440 「修」 k | 461 「一」 k | 462 「衆」 k | 464 「益」 k | 468 「一」 k | 469
 「縛」 k | 504 「赦」 k | 507 「唵」 k | 524 「阿」 k | 525 「八」 k | 546 「三」 k |
 554 「誓」 k | 631 「断」 k | 633 「除」 k | 634 「願」 k | 639 「誓」 k | 645 「曩」 k | 645
 k | 648 「一」 k | 649 「誓」 k | 659 「願」 k | 660 「得」 k | 662 「曩」 k | 666
 「莫」 k | 667 「薩」 k | 668 「嚩」 k | 669

1 〈理趣經〉

『声明集』の〈理趣經〉には四百三十箇の詞章があり、当書はそのうちの百二箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の七十七箇所であつた。

「歸」 1-1 「毗」 1-3 「盧」 1-4 「遮」 1-5 「佛」 1-7 「無」 1-8 「染」
 1-9 「無」 1-10 「著」 1-11 「真」 1-12 「生」 1-15 「生」 1-16 「値」
 1-17 「遇」 1-18 「世」 1-22 「世」 1-23 「法」 1-30 「増」 1-33
 「法」 1-34 「剛」 1-39 「剛」 1-185 「手」 1-186 「言」 1-187 「哉」 1-
 189 「善」 1-190 「哉」 1-191 「大」 1-192 「埵」 1-194 「善」 1-195 「哉」 1-
 196 「善」 1-197 「大」 1-199 「安」 1-200 「樂」 1-201 「善」 1-206
 「訶」 1-207 「能」 1-217 「演」 1-218 「説」 1-219 「法」 1-221 「金」 1-
 223 「羅」 1-227 「王」 1-235 「勝」 1-249 「説」 1-293 「盧」 1-299 「遮」 1-
 1-295 「那」 1-301 「佛」 1-296 「佛」 1-302 「毗」 1-297 「毗」 1-298 「盧」 1-294 「遮」 1-300
 306 「佛」 1-307 「毗」 1-308 「遮」 1-310 「盧」 1-304 「遮」 1-311 「佛」 1-305 「那」 1-
 1-313 「盧」 1-314 「遮」 1-315 「那」 1-316 「佛」 1-317 「毗」 1-318
 328 「盧」 1-319 「遮」 1-320 「那」 1-321 「佛」 1-322 「那」 1-326 「毗」 1-
 「遮」 1-330 「那」 1-331 「佛」 1-332

m 〈礼讚文〉

〈礼懺文〉には六十六箇の詞章がある。しかし、『声明集私案記』は〈礼懺文〉については何の指南もしていない。

n 〈四智梵語〉

『声明集』の〈四智梵語〉には三十八箇の詞章があり、当書はそのうちの十八箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の十三箇所であつた。

「嚩」 n | 2 「羅」 n | 4 「薩」 n | 5 「嚩」 n | 7 「蘇」 n | 8 「嚩」 n | 12 「怛」
 n | 16 「觀」 n | 19 「羅」 n | 24 「達」 n | 25 「誡」 n | 27 「羅」 n | 32
 「羯」 n | 33

o 〈大日讚〉

『声明集』の〈大日讚〉には三十八箇の詞章があり、当書はそのうちの十三箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の七箇所であった。

「薩」 o—1 「也」 o—4 「訖」 o—10 「帝」 o—18 「都」 o—24 「訶」 o—27 「謨」 o—35

p 〈不動讚〉

『声明集』の〈不動讚〉には三十四箇の詞章があり、当書はそのうちの十三箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の七箇所であった。

「莫」 p—2 「没」 p—5 「地」 p—8 「弥」 p—20 「鼻」 p—22 「吠」 p—26 「謨」 p—

q 〈四智漢語〉

『声明集』の〈四智漢語〉には二十八箇の詞章があり、当書はそのうちの十九箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の十三箇所であった。

「薩」 q—3 「埵」 q—4 「撰」 q—5 「受」 q—6 「故」 q—7 「為」 q—9 「剛」 q—13 「寶」 q—14 「金」 q—15 「剛」 q—16 「言」 q—17 「金」 q—24 「承」 q—26

r 〈心略漢語〉

『声明集』の〈心略漢語〉には二十箇の詞章があり、当書はそのうちの十二箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の三箇所であった。

「一」 r—1 「切」 r—2 「善」 r—3

s 〈佛讚〉

『声明集』の〈佛讚〉には三十三箇の詞章があり、当書はそのうちの二十箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の十七箇所であった。

「摩」 s—1 「訶」 s—2 「迦」 s— 「嚕」 s—4 「拈」 s—5 「囊」 s—7 「捨」 s—9 「藍」 s—12 「吠」 s—15 「本」 s—17 「女」 s—18 「那」 s—19 「駄」 s—23 「摩」 s—28 「弭」 s—29 「他」 s—31 「藥」 s—32

t 〈文殊讚〉

『声明集』の〈文殊讚〉には七十箇の詞章があり、当書はそのうちの四十四箇に言及し

ている。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の二十八箇所であった。

「文」 t | 1 「殊」 t | 2 「菩」 t | 3 「薩」 t | 4 「化」 t | 6 「清」 t | 7 「真」 t | 16 「座」 t | 17 「毛」 t | 19 「子」 t | 21 「微」 t | 22 「生」 t | 27 「蓋」 t | 31 「絶」 t | 32 「名」 t | 33 「今」 t | 36 「發」 t | 37 「虔」 t | 39 「誠」 t | 40 「求」 t | 44 「来」 t | 53 「世」 t | 54 「王」 t | 59 「當」 t | 62 「土」 t | 67 「法」 t | 68 「王」 t | 69 「家」 t | 70

u (吉慶漢語)

『声明集』の〈吉慶漢語〉には百四十箇の詞章があり、当書はそのうちの八十七箇に言及をしている。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の四十二箇所であった。

「諸」 u | 1 「佛」 u | 2 「觀」 u | 3 「史」 u | 4 「時」 u | 7 「梵」 u | 9 「龍」 u | 10 「神」 u | 11 「隨」 u | 12 「勝」 u | 17 「吉」 u | 19 「祥」 u | 20 「今」 u | 24 「時」 u | 25 「盡」 u | 26 「迦」 u | 29 「毗」 u | 30 「羅」 u | 31 「宮」 u | 35 「龍」 u | 36 「露」 u | 41 「水」 u | 42 「諸」 u | 43 「供」 u | 45 「吉」 u | 47 「祥」 u | 48 「亦」 u | 54 「金」 u | 57 「剛」 u | 58 「座」 u | 59 「降」 u | 66 「成」 u | 68 「正」 u | 69 「覺」 u | 70 「現」 u | 71 「諸」 u | 72 「悉」 u | 82 「莊」 u | 90 「仙」 u | 94 「佛」 u | 114 「便」 u | 118 「界」 u | 123

v (吉慶梵語)

『声明集』の〈吉慶梵語〉には百九十一箇の詞章があり、当書はそのうちの五十五箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の二十一箇所であった。

「拽」 v | 1 「怛」 v | 2 「瞢」 v | 3 「都」 v | 15 「那」 v | 16 「羅」 v | 22 「賽」 v | 30 「隸」 v | 32 「他」 v | 42 「他」 v | 47 「瞢」 v | 48 「扇」 v | 54 「底」 v | 55 「曩」 v | 89 「扇」 v | 120 「羅」 v | 135 「寧」 v | 147 「縛」 v | 155 「縛」 v | 157 「底」 v | 165 「寧」 v | 171

w (阿弥陀讚)

『声明集』の〈阿弥陀讚〉には百九箇の詞章があり、当書はそのうちの八十五箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の五十八箇所であった。

「那」 w | 1 「慕」 w | 2 「弥」 w | 3 「陀」 w | 4 「婆」 w | 5 「也」 w | 6 「陀」 w | 9 「灑」 w | 12 「慕」 w | 14 「振」 w | 15 「底」 w | 16 「也」 w | 17 「拏」 w | 19 「迦」 w | 20 「羅」 w | 21 「怛」 w | 22 「麼」 w | 23 「那」 w | 25

「慕」w|26 「弥」w|27 「陀」w|28 「婆」w|29 「那」w|32 「謨」w|35 「佉」w|38 「縛」w|39 「底」w|40 「也」w|42 「彌」w|43 「縛」w|45 「婆」w|48 「佉」w|51 「也」w|55 「那」w|56 「迦」w|57 「尾」w|58 「質」w|59 「怛」w|60 「羅」w|61 「摩」w|65 「藥」w|73 「羅」w|74 「稜」w|75 「哩」w|77 「耽」w|79 「縛」w|80 「室」w|81 「答」w|84 「躄」w|87 「多」w|88 「愚」w|89 「拏」w|90 「寫」w|91 「珊」w|107 「鹽」w|109

x (四波羅蜜)

『声明集』の(四波羅蜜)には八十二箇の詞章があり、当書はそのうちの三十四箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の二十箇所であった。

「薩」x|1 「縛」x|3 「縛」x|4 「囉」x|6 「曩」x|7 「謨」x|8 「都」x|10 「帝」x|11 「薩」x|12 「怛」x|13 「縛」x|15 「曰」x|16 「哩」x|17 「曩」x|18 「謨」x|19 「都」x|21 「帝」x|22 「曩」x|25 「怛」x|35 「麼」x|46

y (金剛薩埵)

『声明集』の(金剛薩埵)には四十一箇の詞章があり、当書はそのうちの三十二箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の三十箇所であった。

「縛」y|1 「曰」y|2 「羅」y|3 「薩」y|4 y|8 「訶」 「薩」y|9 「怛」y|10 「縛」y|1 「薩」y|15 「縛」y|16 「怛」y|17 「他」y|18 「曩」y|19 「多」y|20 「三」y|21 「曼」y|22 「跛」y|24 「怛」y|25 「羅」y|26 「縛」y|27 「曰」y|28 「羅」y|29 「徐」y|30 「耶」y|31 「波」y|35 「曩」y|37 「謨」y|38 「都」y|40 「帝」y|41

z (金剛寶)

『声明集』の(金剛寶)には四十箇の詞章があり、当書はそのうちの十二箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の八箇所であった。

「羅」z|3 「羅」z|4 「怛」z|5 「曩」z|6 「縛」z|8 「羅」z|10 「訶」z|19 「摩」z|20

α (金剛法)

『声明集』の(金剛法)には四十三箇の詞章があり、『声明集私案記』はそのうちの五箇所に言及をしている。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の

五箇所であった。

「縛」 α | 1 「羅」 α | 3 「路」 α | 22 「羅」 α | 29 「乞」 α | 31

β 〈金剛業〉

『声明集』の〈金剛業〉には四十一箇の詞章があり、当書はそのうちの七箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の五箇所であった。

「羯」 β | 4 「磨」 β | 5 「訖」 β | 10 「縛」 β | 19 「哩」 | 29

γ 〈佛名〉

『声明集』の〈佛名〉には十九箇の詞章があり、当書はそのうちの四箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律についての指南しているのは左の三箇所であった。

「無」 γ | 3 「歸」 γ | 4 「命」 γ | 5

δ 〈教化〉

『声明集』の〈教化〉に六十五箇の詞章があり、当書はそのうちの十五箇に言及している。その中で『声明集私案記』が旋律について指南しているのは左の十箇所であった。

「龍」 δ | 1 「ケ」 δ | 6 「リ」 δ | 12 「ワ」 δ | 16 「ナ」 δ | 20
「ラ」 δ | 23 「ム」 δ | 24 「ノ」 δ | 26 「ユ」 δ | 29 「リ」 δ | 51

以上のように、『声明集私案記』は『声明集』の詞章全三千八百三十六箇のうち千百三十九箇について言及をしている。つまり、『声明集私案記』は『声明集』の詞章の三割程に何らかの言及をしていることになる。さらにこの中で『声明集私案記』が旋律について指南している章句は六百八十八箇であった。つまり、『声明集私案記』の記述の六割強が博士の実際の唱法について割かれていることになる。なお、それ以外の記述は、音価・カナ・拍子・出典・所作等についてである。

第二項 諸本

『声明集私案記』の現在確認できる六本を以下に挙げる。

(No. 1) 「元文五年本」

高野山普門院蔵。『聲明本展観目録』(一二八頁)に奥書掲載。上下二冊。

元文五(一七四〇)年、廉峯(一七二八〜一七七二)写。

〔奥書〕

寫本云主空□(花押)

享保十二年十一月上旬蒙中院々主寛傳阿闍梨之命以他本比较之補脱削繁功

訖 沙門眞源

同十五年十月十一日以眞源閣梨據他本所校訂之本寫畢
時元文五庚申五月十九日以眞源閣梨直筆本書寫畢 沙門廉峯

(No. 2) 「宝曆十年本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵(大山¹⁸⁶⁸ 1)。 (大山¹⁸⁶⁸ 2) 複写資料で確認。
宝曆十(一七六〇)年、靈瑞写。袋綴装(四つ目綴)。二冊。
(上卷)

表紙共三四丁。 竪二三・三cm。 横一六・七cm。 半丁八行。 一行二〇字。

〔貼外題〕 「聲明集私案記天」

〔内題〕 「聲明集私案記上」

〔尾題〕 無し。

〔奥書〕 無し。

(下卷)

表紙共四八丁。 竪二三・三cm。 横一六・七cm。 半丁八行。 一行二〇字。

〔貼外題〕 「聲明集私案記地」

〔内題〕 「聲明集私案記下」

〔尾題〕 「聲明集私案記下」

〔奥書〕

寫本云主空□(花押)

右上下二卷南山覚證院隆然閣梨之口傳也當山進流ノ声明ハ本以此記写本者也
寶曆十辰年八月廿八日書写了

金剛峯寺沙門靈瑞 南 龍 房

右朱書等ハ私ニ靈一附レ之後哲可有校合矣

・ 応永二十例秀八月三日於宇長尾邑田般若坊客殿書写之畢

有 恭 房 三 七 二 才

・ 于時永 文字 欠ル 三年五月三日南条山十樂寺御本之借出如此写了

筆者榮舜(花押)

(No. 3) 寛政七年本(一七九五)

高野山真別処所蔵(高野山大学附属高野山図書館寄託) (1 | 49 シ真 55)。 複写資料で確認。『続真言宗全書』三〇所収テクストの底本。

寛政七(一七六〇)年、憲令(生没年不詳)写。袋綴装(四つ目綴)。一冊。表紙共四五丁。 竪二三・八cm。 横一七・〇cm。 半丁一二行。 一行三二字。

〔貼外題〕 「聲明集私案記」

〔内題〕 「聲明集私案記全」

〔尾題〕 無し。

〔奥書〕

享保二十一年上旬蒙中院々主寛傳阿遮梨之命以他本本校之補脱刪繁功訖

沙門眞源

同十五年十月十一日以眞源阿遮梨據也本所訂之本書寫終時元文五庚申五月十九日

南岳密念沙門憲令

于時寛政七乙卯正月十一日書寫焉畢

(No.4) 嘉永元年本(一八四八)複写資料にて確認。

高野山大学附属高野山図書館所蔵(033 | 009 | 01)。複写資料で確認。

嘉永元年(一七四八)年、高敞(生没年不詳)写。袋綴装(四つ目綴)。一冊。表紙共七五丁。竪二三・三cm。横一四・五cm。半丁八行。一行二四字。

〔貼外題〕「聲明集私案記上下」

〔内題〕「聲明集私案記上」「聲明集私案記下」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

享保十二年十一月上旬蒙中院々主寛傳阿闍梨之命以他本

比校之補脱削繁功訖

同十五年十月十一日以眞源闍梨抛他本所校訂之本書

寫終時元文五庚申五月十九日以眞源闍梨直筆本書写

了

沙門廉峯

維延享四丁卯之歳九月上旬普門院廉峯師以御本写得

之畢同月中旬校合了沙門快存

于時延享五戊辰年六月中旬快存師之御本申請七月中旬書写之了

宝曆四甲戌年雇筆法弟正福寺堯雄書写功記豫府鴨

部鄉摩尼山光林寺

沙門義雄

于時宝曆七丁丑年於北室院義雄師以御本孟秋月上旬書写之了

沙門智雄

右朱書朱引等ハ寿門快雄師ノ遺弟興雄法師以本記之

了同七月廿六日校了

智雄

于時宝曆七丁丑天九月十七日書写校合了

于時文政九巳戊歳十二月廿八日如意輪寺前官弘栄師御本寫之

沙門深照

于時嘉永元年歳次戊申冬十有二月二十又三日

於吉備月郡木々里浄見精舎写之□

□士高敞

(No.5) 「嘉永六年本」

高野山大学附属高野山図書館蔵(454 シ特4)。複写資料で確認。

嘉永六(一八五三)年、澄空(生没年不詳)写。袋綴装(四つ目綴)。上中下三冊。

(上卷)

表紙共二五丁。竪二三・〇cm。横一五・八cm。半丁八行。一行二二字。

〔貼外題〕「聲明集私案記上」

〔内題〕「聲明集私案記上」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕

(中卷)

表紙共二三丁。 竪二三・〇cm。 横一五・八cm。 半丁八行。 一行二三字。

〔貼外題〕 「聲明集私案記中」

〔内題〕 「聲明集私案記下」

〔尾題〕 無し。

〔奥書〕 無し。

(下卷)

表紙共二二丁。 竪二三・〇cm。 横一五・八cm。 半丁八行。 一行二〇字。

〔貼外題〕 「聲明集私案記下」

〔内題〕 「聲明集私案記下」

〔尾題〕 無し。

〔奥書〕

享保十二年十一月上旬蒙中院々主寛傳阿闍梨之命以他本比校之補脱削繁功訖

沙門眞源

同十五年十月十一日以眞源闍梨ノ據他本所校訂之本写

終時元文五庚申五月十九日以眞源闍梨直筆本書写了

沙門廉峯

維延享四丁卯之歳九月上旬普門院廉峯師以御本写得之畢同月中旬校合了 沙門快存

于時延享五戊辰年六月中旬快存師之御本申請七月中旬書写之了

宝曆四甲戌年雇筆法弟正福寺堯雄書写功記豫府鴨部郷摩尼山光林寺 沙門義雄

于時宝曆七丁丑年於北室院義雄師以御本孟秋上旬書写之了 沙門智雄

右朱書朱引等ノ寿門快雄師ノ遺弟興雄法師以本記之了同七月廿六日校了 智雄

于時寛政六甲寅年六月中旬写得之了 沙門宥意

右依御本所写之以本写得了于時嘉永六壬午年十月 進流末学沙門陀澄空

(No. 6) 「書写年次不明本」

高野山大学附属高野山図書館所蔵 (024 | 007 | 02)。 複写資料で確認。

書写年代不詳(江戸期)。 書写者不詳。 袋綴装(四つ目綴)。 二冊。

(上卷)

表紙共四〇丁。 竪二八・一cm。 横一七・〇cm。 半丁十行。 一行一六字。

〔外題〕 不詳。

〔内題〕 「聲明集私案記上」

〔尾題〕 無し。

〔奥書〕

宝曆十庚辰年四月二十八日 金剛峯寺音曲沙門靈瑞南龍房

(下卷)

表紙共四二丁。 竪二八・一cm。 横一七・〇cm。 半丁一〇行。 一行一六字。

〔外題〕不詳。

〔内題〕「聲明集私案記下」

〔尾題〕無し。

〔奥書〕無し。

「宝暦十年本」と「書写年次不明本」以外は、

享保二十十一月上旬蒙中院々主寛傳阿者梨之命以他本此校此補脱剛繁功説 沙門真源
という奥書を掲載しているので真源の書写本系統であると考えられる。

以上が『声明集私案記』の概要と諸本についてである。なお、本稿では『統真言宗全書』
所収の「二卷本」の「寛政七年本」を用いる。

第三節 『声明集私案記』が依拠する『声明集』

本節では、『声明集私案記』の曲目・曲と変動域にある博士の骨格を検討することによ
って、『声明集私案記』が依拠する『声明集』の特定を目指す。

第一項 曲目・曲順

まず、曲目・曲順において『声明集私案記』と同様の『声明集』が存在するか否かにつ
いてみる。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋
迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅
供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 m 〈四智
梵語〉 o 〈大日讚〉 p 〈不動讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讚〉 t 〈文殊
讚〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 a 〈金剛法〉 β
〈金剛業〉 x 〈四波羅蜜〉 w 〈阿弥陀讚〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉 1 〈理趣経〉

『声明集私案記』は『声明集』所収曲目についての指南書であるので、「法用」「供養
法」「讚」の構成である。「法用」「供養法」は他の『声明集』と同様であるが、「讚」
の曲順のみ異なる。当書では、〈四波羅蜜〉と〈阿弥陀讚〉が「四方讚」と「佛名」の間
にきている。また、〈理趣経〉が最後に配置されている。初期、中期を通してこのような
曲順の『声明集』はないので、曲目・曲順から『声明集私案記』の依拠する『声明集』を
推定することはできない。なお、先述した『声明集隆法口伝』『声実抄』も『声明集私案
記』と同様に「讚」の曲順のみ異なる。これら三つの口伝書は、何らかの理由によって
「讚」の曲順を変えて記述している可能性が指摘できる。

第二項 博士の骨格

『声明集私案記』において、変動域にあり、指南の記述から骨格を推定しうる博士は次
の十である。各々において、前の『声明集』六本と口伝書二本の博士と対照して、『声明
集私案記』の博士の骨格を再構成し、『声明集私案記』が依拠する『声明集』を探る。

『声明集私案記』には、「因ノ博士ノ角ノ末ヲツヨク押テ次ノ博士ヲ喉ヨリ出ス此ノ博士ニ異説可有レ之カナハ末ノ角ノ中ニアリ。」（続真三〇・九一下）と「角」を強く押して次の博士を喉から出す指南が記述されている。これは、『声明集私案記』の本説の博士を記述するものである。

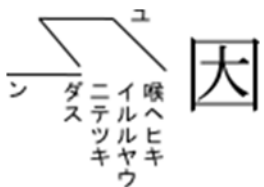
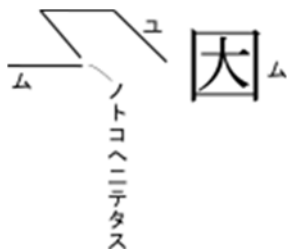
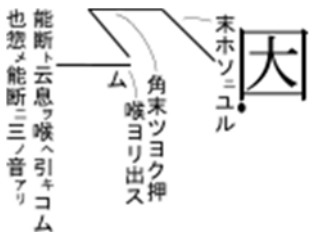
初期の「文保二年本」と中期の「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」の『声明集』及び『声明集隆法口伝』の博士は、左記のように「角」から初重の「羽」に戻し「角」を出すものであり、『魚山薑芥集』の博士と同一の骨格をもつ。右の『声明集私案記』の指南は、この博士の骨格と一致する。したがって『声明集私案記』の本説の博士は『魚山薑芥集』の博士と同一である。

なお、「文保二年本」の注記では、「角末ツヨク押」「喉ヨリ出ス」とし、「永享六年本」では「ノトコヘニタス」とし、『声明集隆法口伝』は、「喉へヒキイルルヤウニテツキ出ス」と記述されているが、『声明集私案記』の記述はこれらの注記とも類似している。

「文保二年本」

「永享六年本」

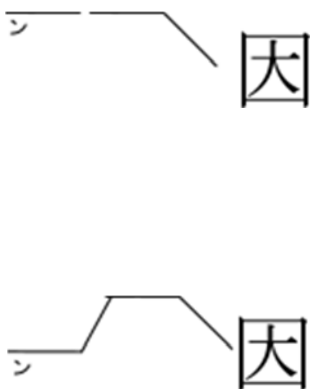
『声明集隆法口伝』



また、『声明集私案記』からでは、異説の博士の骨格は分からない。しかし、「称名寺本 a」「応永三年本」は、それぞれ『魚山薑芥集』と異なる博士を掲載している。左に「称名寺本 a」と「応永三年本」の博士の骨格を示した。「応永三年本」「称名寺本 a」は、「角」を一度切つて再度素直に「角」を出すものである。「応永三年本」は「角」から「商」に移り「角」に戻るものである。これらのいずれか、或いは両者が、『声明集私案記』の想定する異説の博士である可能性がある。

「称名寺本 a」

「応永三年本」



以上のことから、「文保二年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」「声明集隆法口伝」と同様に、『魚山薑芥集』と同じ博士を『声明集私案記』は本説としている。

『声明集私案記』には、「其ノ博士モ普散ノ普ニ同シ。或云。其ノ四ツ「番」メノ徴又加又是異説也。」(続真三〇・九五上)と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士は、末に「徴」が記譜されていないものだと考えられる。末に「徴」が記譜されていない博士の骨格は中期の「永享六年本」「永享十年本」にみられる。

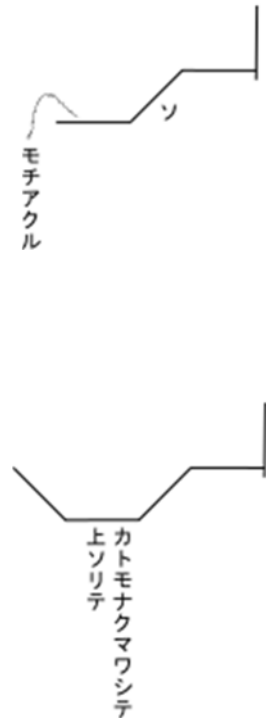
したがって、『声明集私案記』の本説の博士は「永享六年本」「永享十年本」の博士と同一である。

また、『魚山叢芥集』、初期の「称名寺本a」「文保二年本」、中期の「応永三年本」「康正二年本」及び、『声明集隆法口伝』の博士は末に「徴」が記譜されているので『声明集私案記』の異説の博士と同一である。

「永享六年本」

『声明集隆法口伝』

其
其



No.3 (九條錫杖) 「切」g—232

『声明集私案記』には、「十方一切(無量等)の一切ノ切本ノ羽ソル也。徴へ下テ徴ノ中ヨリカナヲ成シテ角へ下テ少シ短ク商へ下テ未ヲソラズ。或ハ角ニテスル也。是レ異説也。」(続真三〇・九八上)と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士は、「商」まで記譜されているものだと考えられる。

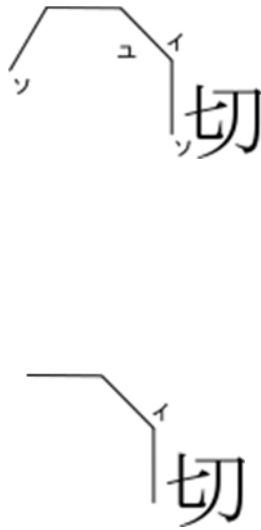
「商」まで記譜されている博士の骨格は初期の「称名寺本a」「文保二年本」、中期の「永享六年本」にみられる。

したがって、『声明集私案記』の本説の博士は「称名寺本a」「文保二年本」「永享六年本」の博士と同一である。

また、『魚山叢芥集』、中期の「応永三年本」「康正二年本」の博士は末に「商」が記譜されておらず「角」で終わっているので『声明集私案記』の異説の博士と同一である。

「永享六年本」

「康正二年本」



No. 4 〈対揚〉「甚」 i—82

『声明集私案記』には、「甚深ノ甚ハ宮計也。或ハ宮ヨリ内ノ羽ヘ折ル是レ異説也。」(続真三〇・九九下)と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士は、「宮」で記譜されたものであると考えられる。初期の「文保二年本」と中期の「永享六年本」「康正二年本」の『声明集』の博士は、「宮」であり、『魚山薑芥集』と同一の博士の骨格である。右の『声明集私案記』の指南は、この博士の骨格と一致する。したがって『声明集私案記』の本説の博士は『魚山薑芥集』の博士と同一である。

また、初期の「称名寺本 a」、中期の「応永三年本」の博士の骨格は「宮」「羽」なので『声明集私案記』の異説の博士と同一である。

「永享六年本」

「称名寺本 a」

甚
| ム
甚
ユ ム

No. 5 〈金剛界〉「如来」 j—534 535 「及」 j—539

『声明集私案記』には「異説ニ如来ヲ皆ナ商ニスル也。」(続真三〇・一〇五上)と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士は、「如」「来」をそれぞれ「商」で記譜しないものであると思われる。

「商」で記譜されていない博士の骨格は『魚山薑芥集』、初期の「文保二年本」、中期の「永享六年本」「康正二年本」にみられる。これらは、「角」で記譜されている。これが、『声明集私案記』の本説の博士だと考えられる。

したがって、『声明集私案記』の本説の博士は『魚山薑芥集』「文保二年本」「永享六年本」「康正二年本」の博士と同一である。

また、初期の「称名寺本 a」の博士は「商」で記譜されているので『声明集私案記』の異説の博士と同一である。

「称名寺本 a」

「永享六年本」

「永享十年本」

後供養之時ハ用之
如来
後供養用之
如来
後供用之
如来

No. 6 〈金剛界〉「量」 j—627

『声明集私案記』には、「南無無量ノ無ヲハユリユリト羽ヘ下ル。量ノカナハ折目ニ成ス。量ノ字異説ニハ宮商トスル也。」(続真三〇・一〇五上)と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士は「宮」「商」で記譜されたものではない。

博士の骨格が「宮」「商」でないのは、初期の「称名寺本 a」「文保二年本」、中期の「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」である。これらの博士の骨格は、「羽」「宮」である。これが、『声明集私案記』の本説の博士だと考えられる。したがって、『声明集私案記』の本説の博士は、「称名寺本 a」「文保二年本」「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」の本説の博士と同一である。また、『魚山叢芥集』「康正二年本」の博士の骨格は、「宮」「商」なので、『声明集私案記』の異説の博士と同一である。



No. 7 〈胎蔵界〉 「親」 k-173

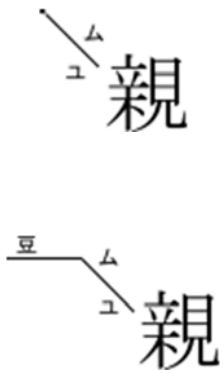
『声明集私案記』には、「親ハ餘ヨリ短シテ對ニ移ル。或ハ親ハ徵角トノ短クシテ對ニ移ルトモ」云々「是異説也。何モ親ハ餘ヨリ短シ。多分徵ノ末ニ星ヲツク也。」（続真三〇・一〇七上）と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士は、「親」を「徵」「角」とせずに「徵」を突いて終わるものである。つまり、これは「徵」の博士である。

「徵」で記譜されている博士は、「永享六年本」「永享十年本」にみられる。したがって、『声明集私案記』の本説の博士は「永享六年本」「永享十年本」の博士と同一である。

また、『魚山叢芥集』、初期の「称名寺本 a」「文保二年本」、中期の「応永三年本」「康正二年本」及び、『声明集隆法口伝』の博士の骨格は「徵」「角」なので『声明集私案記』の異説の博士と同一である。

「永享六年本」「康正二年本」



No. 8 〈胎蔵界〉 「願」 k-281

『声明集私案記』には、「願ハ徵ヨリ羽へ折上ル。カナハ折目ニ成ス。或ハ願ノ博士ノ徵ヲ由テ一ツ由リ下ヲ自下ニシテ羽へ上ル。但シ末ヲツク〇「是」異説也。」（続真三〇・一〇七下）と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士の骨格は「徵」「羽」である。

「徵」「羽」の博士の骨格を持つのは初期の「称名寺本 a」と中期の「応永三年本」である。したがって、『声明集私案記』の本説の博士は「称名寺本 a」と「応永三年本」の博士

と同一である。

また、『魚山叢芥集』、「文保二年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」の博士の骨格は、「徴」「角」「羽」で、「徴」から自下して「羽」に上がっていると考えられるので『声明集私案記』の異説の博士と同一である。

なお、「永享六年本」の博士が『声明集私案記』と一致しないのは、当所だけであり、「永享十年本」も当所とNo.5の二箇所のみである。
「称名寺本a」
「永享六年本」



No.9 〈理趣経〉「法」1—34
『声明集私案記』には、「法」ハ本ニ音枕アリ。」（続真三〇・一二六下）と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士は本に「音枕」があるものである。

「永享六年本」には左記のように本に「コワマクラアリ」とある。これは「声枕」であるので、「音枕」と同じものであると考えられる。そうであるならば、『声明集私案記』の本説の博士の骨格は「商」の本に打ち掛けのようなものがある「永享六年本」と同じ博士だと考えられる。したがって、『声明集私案記』の本説の博士の骨格は「商」である可能性が高い。

「商」の博士の骨格を持つのは、初期の「文保二年本」、中期の「永享六年本」「永享十年本」である。

したがって、『声明集私案記』の本説の博士は「文保二年本」「永享六年本」「永享十年本」の博士と同一である。

また、『魚山叢芥集』「応永三年本」「康正二年本」及び、『声明集隆法口伝』の博士の骨格は「角」「商」なので『声明集私案記』の異説の博士と同一であると考えられる。

「永享六年本」 「永享十年本」
『声明集隆法口伝』



No.10 〈大日讚〉の「帝」〇—18

『声明集私案記』には、「帝」ニ異説アリ。宮ヨリ下ノ羽へ下テ又中ノ角へ上テ末ヲツク。カナハ角へ上ル折目ニ成ス。是一説也。又商ヲユリテ宮へ一ツ下テ角へ折上テ末ヲ突。カナハ角へ上ル折目ニ成ス。是一説也。何レモ不レ苦。爾「然①」レトモ多分本ノ宮ヲ用也。」（続真三〇・一二二上）と記述されている。

『声明集私案記』の本説の博士の骨格は「宮」「羽」「角」である。

初期の「文保二年本」と中期の「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」及び『声明集隆法口伝』の『声明集』の博士の骨格は、「宮」「羽」「角」であり、『魚山薑芥集』の博士と同一の骨格をもつ。右の『声明集私案記』の指南は、この博士の骨格と一致する。したがって『声明集私案記』の本説の博士は『魚山薑芥集』の博士と同一である。

また、初期の「称名寺本 a」の博士は「商」「宮」「角」で記譜されているので『声明集私案記』の異説の博士と同一である。

「称名寺本 a」 「永享六年本」



以上において、変動域にあり、指南の記述から骨格を推定しうる『声明集私案記』の博士を選び、その博士の骨格を再構成し、『声明集』六本と口伝書二本の博士と対照した。その結果、変動域にあり博士の骨格が分かる『声明集私案記』の博士十箇のうち、No. 2・No. 3・No. 6・No. 7・No. 8・No. 9の六箇の博士が『魚山薑芥集』と相違する博士の骨格を持っていた。なお、前述の資料編③の「表3」「変動域博士対照表」には、この対照情報も反映されている。

「表3」にも明確に表れているように、『声明集私案記』は覚証院方の慈鏡系の『声明集』に最も近い。十箇所の博士全てを比較できる「永享六年本」は、実にNo. 8の一箇所を除く九箇所の博士の骨格が『声明集私案記』の本説と一致する。八箇所しか比較できない「永享十年本」もNo. 4とNo. 8を除いた六箇所の博士の骨格が同一である。これに対して、覚証院方の隆法系の「康正二年本」は、十箇所のうち、『声明集私案記』と一致するのは、No. 1・No. 4・No. 5・No. 10のわずか四箇所である。非覚証院方の「応永三年本」も、No. 5・No. 6・No. 8・No. 10の四箇所の博士しか一致しない。このように『声明集私案記』は中期の『声明集』のなかでは、明らかに覚証院方の慈鏡系の『声明集』を想定して著されており、『声明集私案記』は慈鏡系の口伝書であると思われる。ただし、「永享六年本」でも一箇所だけはあるが『声明集私案記』の異説の博士が記譜されているので、「永享六年本」を『声明集私案記』の依拠している『声明集』であると完全に同定することはできない。

なお、初期の『声明集』と比較すると、「称名寺本 a」は、情報のないNo. 10を除く九箇所中、No. 3・No. 5・No. 6の僅か三箇所の博士が一致するだけである。一方、隆然系の「文保二年本」は十箇所中、No. 1・No. 3・No. 4・No. 5・No. 6・No. 9・No. 10の七箇所の博士が『声明集私案記』と一致し、『声明集私案記』が初期の隆然系を強く受け継いでいることを物語っているように思われる。

第四節 『声明集私案記』にみられる流派観

『声明集私案記』には相応院流と進流の他に、覚証院方と東南院方、衆徒方と金剛三昧院方とを対比させる記述が幾つかある。ここから、南山進流の覚証院方に立つ『声明集私案記』が持っていた、東南院方と金剛三昧院方に対する価値観の一端を窺うことができる。なお、相応院流と進流の対比的な記述は、『声明集私案記』に二十三箇存在し、他の対比例より圧倒に多い。これは、『声明集私案記』の時代には、高野山上で実質的に独立した流派として存在していたのは南山進流と相応院流であり、覚証院方・東南院方・金剛三昧院方等はなくまで進流のなかの支流派に過ぎないとの認識の現れだと思われる。換言すれば、高野山上で相応院流が進流に対抗する他流派として如何に大きく意識される存在であったかを反映した数量であると考えられる。なお、この相応院流と進流を対比させる記述が、『魚山叢芥集』ではどのように扱われるようになったのかについて第四章で検討し、十五世紀初頭から十六世紀初頭にかけての高野山における相応院流の影響力の推移を推定したい。

第一項 覚証院方と東南院方

『声明集私案記』において、覚証院方と東南院方を対比させる事例が左記のように三つあった。

No. 1 (梵音) 「勝」 f | 5 「寶」 f | 33 (続真三〇・九四下)
覚証院ニハ切モス東南院ニハ子チ「ハ子④」テモス。

No. 2 (梵音) 「方」 f | 11 「供」 f | 17 「供」 f | 24 「相」 f | 39
「供」 f | 45 (続真三〇・九五上)
東南院ニハ上ノ十方ノ方供養ノ供色相ノ相此レ等ノ本ノ二ノ徴ヲハ先ノ徴ヲハ不レ由前ノ方等ノ末ナル商ヲモソラサザル也。是レ東南院様也

No. 3 (四智梵語) 「嚩」 n | 7 (続真三〇・一一一上)
サト縛ノ縛ニ異説アリ。東南院ニハ。末ヲ細ニ由リソラシテトドムル。覺証院ニハ。ソラサズシテ由リトドム。多分覺証院ノ〇「様④」ヲ用也。

これらの、記述に共通することは、これらすべての記述は、博士の骨格についてではなく、旋律について言及されているということである。すなわち、覚証院方と東南院方との大きな相違は、同じ博士に対する唱法にあったと考えられる。

このように、『声明集私案記』の記述からは、両者の旋律についての記述はあったが、博士の骨格の相違については触れられていなかったため東南院方の『声明集』の博士の骨格を明かす情報は確認できなかった。

また、『声明集私案記』で指摘されている東南院方の旋律が、『声決書』で述べられていた、隆然から学んだ音曲を了榮房劔忠が誤って相伝してしまった「了榮房ノ非節」であ

る可能性がある。この「了栄房ノ非節」が『声明集私案記』の時代にまで伝承され東南院方の旋律と見なされていたとも考えられる。よって、『声明集私案記』が成立した当時には、進流内の覚証院方にとって好ましくない唱法をもつ声明の一派として東南院方が認識されていたと思われる。ただし、この東南院方の声明とその当時の寺院勢力としての東南院との関係は明確ではない。

以上のように、『声明集私案記』によれば、覚証院方と同じ博士を使用する近い関係にあり、覚証院方が「了栄房ノ非節」と呼んでいた唱法を持つ東南院方の声明が存在していたと思われる。

第二項 衆徒方と金剛三昧院方

『声明集私案記』において、衆徒方と金剛三昧院方を対比させる事例が左記のように三つあった。

No. 1 (金剛界) 「訶」 j | 372 (続真三〇・一〇二上)

此博士ニハ異説アリ。昔シ五音博士ノ圖ヲ作ル勝蓮坊ハ訶ノ末ノ徵ヲ角ヨリ突上ル也。高野衆徒方ニハ折リ上ク。金剛三昧院ニハツキ上ク。何モ不レ苦。然レトモ田舎ニハ多分折リ上テスル也。

No. 2 (胎藏界) の拍子について (続真三〇・一〇六上)

上四字只拍子下ノ三字樂拍子是ヲハ高野ノ衆徒方スル也。一向樂拍子ヲハ樹下ノ座様トテ衆徒方ニハ被レ嫌也。○「又②」唯只拍子ニモスル也。此ノ三ノ様モ何モ句ノ末ノ一字ハ少シ長シ。高野ノ別所田舎ニハ一向樂拍子ヲ用テスル也。

No. 3 (吉慶漢語) 「座」 u | 59 (続真三〇・一一八上)

座ノ博士ニ異説アリ。高野衆徒方ニハ。ニツ「番④」メノ徵ヲ長シテ密カニ切テ。末ノ徵ヲ本ヨリハ短シテ羽へ突上テユラスソラス也。此羽ヨリ律也。本ノ羽ヲ如ニ金○「字ノ一①」スル也。證蓮房ノ様ニハ。座ノ本ヲユリテ徵へ下テ短シテツヨク切テ。末ノ徵ヲ長シテ羽ヲ突上テ不レ由。末ヲソラス也。

これらは、覚証院方を指すと思われる衆徒方と金剛三昧院方とを対比した記述である²²。

これらでは、旋律 (No. 1)、拍子 (No. 2)、音価 (No. 3) について、衆徒方と金剛三昧院方が対比的に言及されている。すなわち、衆徒方と金剛三昧院方の相違として、前項と同様に、同じ博士に対する唱法の違いをあげている。

No. 1では、末の「角」から「徵」へ折り上げるのが衆徒方で、突き上げるのが金剛三昧院方である。No. 2では、「樹下ノ座様」が衆徒方に対比されている。これは、覚意に伝えられ金剛三昧院で伝承されていた、第二章で述べた「樹下上人宗源の様」であるとおもわれる。「樹下ノ座様」は、明らかに衆徒方から嫌われていたと思われる。また、No. 3では「證連房」つまり覚意の様と衆徒方が対比されている。この「證連房」は金剛三昧院方を

指すと思われる。

これらに共通することは、前項と同様に、博士の骨格についてではなく、実際の唱法について言及されているということである。すなわち、衆徒方と金剛三昧院方との大きな相違は同じ博士に対する唱法であったと考えられる。

また一例だけではあるが、衆徒方が金剛三昧院方の唱法を「樹下ノ座様」と呼び嫌っていた事例が確認できた。

以上のように、『声明集私案記』によれば、高野の衆徒方すなわち覚証院方と同じ博士を使用する近い関係にはあるが、覚証院方が「樹下ノ座様」と呼び嫌っていた声明を伝承していた、金剛三昧院方が存在していたことになる。ただし、覚証院方については情報が比較的多く残されているが、声明の金剛三昧院方の情報は乏しい。金剛三昧院方が鎌倉と関係の深かった覚意の系統を引いていると思われることは、寺院勢力としての金剛三昧院方との関連性の強さを感じさせられるが、それを裏付ける資料がいまのところ見つからない。また、当時の高野山は、金剛峯寺方と大伝法院方と金剛三昧院方の三勢力に別れていたが、この寺院勢力としての三流と、声明の覚証院方・金剛三昧院方・東南院方との関係は明確ではなく、特に大伝法院方の声明については、南山進流の諸資料において情報が無く²³、現在のところ全く不明である。今後、南山進流以外の資料も探り、歴史的な背景を考慮して、南山進流の流派の実態を追求して行きたい。

おわりに

本章では、『魚山叢芥集』の成立過程中期として『声明集』の基本構造が確定して以後から『声明集』刊行以前までをみてきた。

第一節では、中期の『声明集』諸本が属する系統の特定を目指した。また、『声決書』では、初期の末に隆然系が二つの系統に分かれたとされている。本節では、この影響が中期の『声明集』にあるのか否かの確認も試みた。

その結果は以下の通りである。「康正二年本」を覚証院方の隆法系の『声明集』に位置付けることができた。また、「永享六年本」と「永享十年本」を同じ覚証院方の慈鏡系の『声明集』に位置付けることができた。また、「応永三年本」を覚意系の可能性のある非覚証院方の『声明集』とみなすことができた。さらに、隆法系の『声明集』よりも慈鏡系の『声明集』の方が二系統に分かれる前の隆然系の覚証院方の伝承をより強く継承していることが判明した。また、本節において、慈鏡系の『声明集』と隆然系『声明集』の存在を確認できたことよって、覚証院方が二系統に分かれたという『声決書』の記述を確認することができた。これによって、今まで疑問視されてきた『声決書』の信憑性が高まった。

第二節では、『声明集私案記』の概要と諸本について紹介した。そして、今まで明らかになっ ていなかった『声明集私案記』の成立年代を応永二年（一三九五）から応永二十年（一四一三）までに設定した。また、『声明集』所収各曲において、『声明集私案記』が何等かの事柄について言及している割合が、『声明集』の詞章の総数のうちのおよそ三割四分程であったこと、さらに、その中で旋律、つまり博士の実際の唱法についての記述の割合が六割であることを確認した。

第三節では、『魚山叢芥集』編纂に大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』がどの系統の『声明集』に依拠するのかについて考察を行った。その結果、『声明集私案記』は覚証院方の慈鏡系において編纂されたことが判明した。

第四節では、『声明集私案記』の覚証院と東南院、衆徒方と金剛三昧院とを対比した記述をみることによって、『声明集私案記』の流派観について考察した。

その結果、高野山上において、覚証院方と同じ進流ではあるが、好ましくない独自の唱法を持つ、東南院方と金剛三昧院方の二系統の声明の支流派が存在していたと、『声明集私案記』が認識していたことが明らかになった。また、高野山上で独立した流派として認識されていたのは、進流と相応院流であり、進流に対抗する他流派として相応院流が強く意識されていたと思われる。

以上のことを総括すると次のようなことがいえるであろう。『魚山叢芥集』の成立過程中期には、大きく分けて覚証院方と金剛三昧院方に近いと思われる非覚証院方の『声明集』が存在していた。さらに覚証院方の『声明集』には、慈鏡系と、隆法系の二系統が存在していた。また、隆法系よりも慈鏡系の方が、覚証院方が二系統に分かれる以前の古い伝承をより多く継承していた。さらに『声明集私案記』はこの覚証院方の慈鏡系に属する口伝書であると思われる。

また、以上のことは、中期には未だ規範的な『声明集』が確定していなかったことを物語っていると思われる。

- 1 『声明集』醍醐寺蔵一九六函一六号。
- 2 福島和夫校訂『日本音楽史料集成』1「古版声明譜」東京書籍 一九九五年 九五頁。
- 3 高野山大学附属高野山図書館蔵。
- 4 福島和夫編 上野学園日本音楽資料室第七回特別展観『声明資料展声明集特集出陳目録』一九八二年 一三頁。
- 5 大山公淳『仏教音楽と声明』大山教授法印昇進記念出版会 一九五九年 二二七頁。
- 6 『金剛峯寺諸院家析負輯八』続真言宗全書三五 続真言宗全書刊行会 一九七八年 四七四頁。
- 7 『金剛峯寺諸院家析負輯三』続真言宗全書三四 続真言宗全書刊行会 一九八六年 一八二頁。
- 8 大山(一九五九) 一七九頁。
- 9 大山(一九五九) 二八九頁。
- 10 「高野山之部學侶」『紀伊續風土記』続真言宗全書三八 続真言宗全書刊行会 一九八一年 二九三頁。
- 11 No. 1・No. 3・No. 6・No. 8・No. 9・No. 11 及び〈云何唄〉「因」c | 14・〈出家唄〉「守」d | 3・〈金剛界〉「礼仏」「供養」j | 656 j | 657・〈胎藏界〉「第五發菩提真方便」「願」k | 281・〈胎藏界〉「第八奉請法身方便」「無」k | 439。
- 12 No. 2・No. 6・No. 8・No. 8・No. 9・No. 10・No. 12・No. 13 及び〈対揚〉「護」i | 289。
- 13 No. 3・No. 4・No. 5・No. 7・No. 9・No. 11。
- 14 〈云何唄〉「因」c | 14・〈出家唄〉「守」d | 3・〈出家唄〉「願」d | 16。

〔梵音〕「其」 f | 37 ・ 〈錫杖〉 「敬」 g | 96 ・ 〈金剛界〉 「他」 j | 33 ・ 〈金剛界〉 「地」 j | 363 ・ 〈金剛界〉 「四」 j | 382 ・ 〈金剛界〉 「智」 j | 392 ・ 〈金剛界〉 「消」 除 | j | 586 587 ・ 〈金剛界〉 「南」 j | 606 ・ 〈金剛界〉 「量」 j | 628 ・ 金剛界 「南」 界 | j | 667 671 ・ 〈胎藏界〉 「親」 k | 173 ・ 〈胎藏界〉 「及」 k | 244 ・ 〈胎藏界〉 「願」 k | 281 ・ 〈胎藏界〉 「及」 k | 297 ・ 〈胎藏界〉 「無」 k | 439 ・ 〈胎藏界〉 「者」 k | 527 281 ・ 〈胎藏界〉 「得」 k | 662 ・ 〈胎藏界〉 「無」 胎 | k | 878 881 ・ 〈胎藏界〉 「一」 切 | k | 893 894 ・ 〈胎藏界〉 「切」 k | 905 ・ 〈理趣經〉 「真」 1 | 12 ・ 〈理趣經〉 「法」 1 | 34 894 ・ 〈理趣經〉 「盧」 1 | 309 ・ 〈大日讚〉 「帝」 o | 18 ・ 〈文殊讚〉 「清」 t | 7 ・ 〈吉慶漢語〉 「座」 u | 59 309 ・ 〈阿弥陀讚〉 「底」 w | 40 ・ 東方讚 「囀」 y | 15 6。

¹⁵ 〈云何唄〉 「因」 c | 14 ・ 〈梵音〉 「其」 f | 37 ・ 〈錫杖〉 「敬」 g | 96 ・ 〈九條錫杖〉 「願」 h | 58 ・ 〈金剛界〉 「他」 j | 33 ・ 〈金剛界〉 「四」 j | 382 ・ 〈金剛界〉 「南」 界 | j | 667 671 ・ 〈胎藏界〉 「親」 k | 173 ・ 〈胎藏界〉 「一」 切 | k | 893 894 ・ 〈理趣經〉 「真」 1 | 12 ・ 〈理趣經〉 「法」 1 | 382 ・ 〈金剛界〉 「南」 界 | j | 667 671 ・ 〈胎藏界〉 「親」 k | 173 ・ 〈胎藏界〉 「及」 k | 244 ・ 〈胎藏界〉 「願」 k | 281 ・ 〈胎藏界〉 「得」 k | 662 ・ 〈胎藏界〉 「無」 胎 | k | 439 ・ 〈胎藏界〉 「者」 k | 527 281 ・ 〈胎藏界〉 「及」 k | 297 ・ 〈胎藏界〉 「無」 k | 878 881 ・ 〈胎藏界〉 「一」 切 | k | 893 894 ・ 〈胎藏界〉 「切」 k | 905 ・ 〈理趣經〉 「真」 1 | 12 ・ 〈理趣經〉 「法」 1 | 34 894 ・ 〈理趣經〉 「盧」 1 | 309 ・ 〈大日讚〉 「帝」 o | 18 ・ 〈文殊讚〉 「清」 t | 7 ・ 〈吉慶漢語〉 「座」 u | 59 309 ・ 〈阿弥陀讚〉 「底」 w | 40 ・ 東方讚 「囀」 y | 15 6。

¹ 中川善教 『魚山叢芥集成立攷』 『佛教學論集』 山喜房書林 一九七六年 四四六頁。
¹⁷ 大山 『一九五九』 一七四頁。
¹⁸ 『魚山私鈔』 『大正新修大藏經』 第八四卷 大正新修大藏經刊行會 一九三一年 八四一頁上。
¹⁹ 中川 『一九七六 a』 四四六頁。
²⁰ 中川 『一九七六 a』 四四六頁。
²¹ 大山 『一九五九』 一七四頁。
²² 『声明集私案記』 には覺証院方と金剛三昧院方を對比させていると思われる用例がもう一つある。すなわち 〈吉慶漢語〉 「釋」 u | 8 には

釋梵ノ釋ニ異説アリ。高野ノ院中ニハ皆セイハントスル也。取分テ金剛三昧院ニハセツ「ン」 ①トスル也。大原ニハキヲ半音ニシテセキハントスル也。田舎ハ「(多分)トスル也。また『魚山叢芥集』は、同所について

釋ニハセツセキセイノ三音異説アリ今ハセイヲ用也此院内ノ様トテ用也金剛三昧院ニハセントス云 大原ニハセキトスルト云 田舎多分セイハムトスル衆徒方ハ院内ノ様ト一同也 (大正八四・八三七下)

としており、「高野ノ院中」および「院内ノ様」の覺証院方に対し、金剛三昧院は異なる送り仮名を使っているとする。

²³ 『声明集私案記』 には「金剛三昧院」はあるが「大伝法院」の名は出てこない。当時の状況を考えると不自然であり、恐らく金剛峯寺方の声明であった覺証院方の資料が、故意に大伝法院を無視したか隠したように思われる。今後さらに南山進流の資料の中に残された大伝法院の痕跡も探しだし、高野山における声明の流派観について追求して行きたい。

第四章 後期 ― 『声明集』の刊行と『魚山叢芥集』の成立

はじめに

本章では、『魚山叢芥集』の成立過程後期として、版本『声明集』の登場から『魚山叢芥集』の成立までについて論じる。具体的な年代は『声明集』が刊行された文明四年（一四七二）から三巻本の『魚山叢芥集』が編纂された永正十四年（一五一七）までに設定する。

第一節では、最初の版本である「文明四年版」が依拠した中期の『声明集』の系統を明らかにする。その後、「文明四年版」が『魚山叢芥集』の基本構造の確定へ与えた影響について考察する。

第二節では、『魚山叢芥集』の教則本としての成立に関わる問題について考察を行った。すなわち、『声明集』の骨組みに長恵がどのような要素を付加し、『魚山叢芥集』という南山進流の規範的教則本を作り上げたのかについて明らかにしたい。

さらに、『魚山叢芥集』の『声明集私案記』の受用について、次に『声明集私案記』以外の受用について検討し、その結果に基づいて考察を行う。

第一節 版本『声明集』の成立

第一項 「文明四年版」

第三章では、中期に慈鏡系の『声明集』、隆法系の『声明集』、覚意の系統である可能性が高い『声明集』の存在を確認し、十五世紀の後半の文明四年（一四七二年）に『声明集』が初めて刊行されたことを指摘した。この刊本が現在、「文明四年版」と呼ばれている。この「文明四年版」の開版を端緒にして室町期には種々の『声明集』が刊行された¹。なお、「文明四年版」とそれ以降の種々の『声明集』の博士の骨格を含む基本構造は同じである。

当本は、上野学園日本音楽史研究所が編纂した『日本音楽史料集成²』1に影印本が収載されている。そこには、「文明四年版」の書誌、さらには『声明集』についての詳細な解説が付されている。その解説によると現在、「文明四年版」は上野学園日本音楽史研究所蔵の一本と城崎温泉寺所蔵の二本の計三本の伝存が確認されているという。なお、書誌については序論において、『日本音楽史料集成』1を参考にして示した。

この、「文明四年版」の発見以前に最古の版本の『声明集』とみなされていた「文明十年版」の『声明集』がある。これは、「文明四年版」とほぼ同じ博士の骨格を持ち「文明四年版」の再刻³と推定されている。したがって、両本は同じ系統に属すると考えられる。また、この「文明十年版」は長恵の付法の師である忠義によって開版されている。「文明十年版」を開版したのが、覚証院方の正嫡の長恵の師であるとする、「文明十年版」と同系統の「文明四年版」も当然覚証院方の『声明集』であると思われる。

多様な系譜の『声明集』が存在していた十五世紀前半から半世紀が過ぎた十五世紀後半になって初めて『声明集』が刊行された。これは十五世紀の後半になり、覚証院方の中で

も主流派が確定し勢力が強まり、その系統の『声明集』が高野山において規範的な地位を獲得し、『声明集』開版への道が開けたためと思われる。

したがって、本項では、「文明四年版」に最も影響を与えた中期の『声明集』を推定し、当本が中期のどの系統に連なる資料であるか明らかにしたい。

第一目 曲順・曲目

ここでは、「文明四年版」の曲目構成、曲順をみることによって当本が中期のどの『声明集』の影響を受けているのか明らかにする。「文明四年版」の曲目構成、曲順・曲目は次の通りである。

- a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉 (大日・釋迦・薬師・阿弥陀) f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉 (曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経) j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讚文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讚〉 p 〈不動讚〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讚〉 t 〈文殊讚〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 w 〈阿弥陀讚〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

この曲目構成〔「法用」〕「供養法」〔「讚」〕、曲目・曲順は、覚証院方の慈鏡系の「永享六年本」「永享十年本」および覚証院方の隆法系の「康正二年本」と同じである。また、非覚証院方の覚意系に近い「応永三年本」とは若干曲順・曲目が相違する。つまり、「文明四年版」は慈鏡系、隆法系といった覚証院方の『声明集』の曲目構成、曲順に準じているということがいえる。したがって、「文明四年版」は覚証院方の『声明集』であるといえるであろう。

第二目 博士の骨格

続いて、「文明四年版」の博士の骨格について考察する。

「文明四年版」のすべての博士の骨格を『魚山叢芥集』と対照した結果、『魚山叢芥集』と相違する骨格を持つ博士は三箇であった。この三箇の博士は、「康正二年本」の博士の骨格とまったく同じであった。この三箇の博士の骨格を次に示す。

なお、論文末の資料編③の「表3」「変動域博士対照表」中に、変動域にある「文明四年版」の全ての博士の異同を掲載した。

No. 1 〈胎藏界〉 「及」 k — 244

左は、「康正二年本」と「文明四年版」と『魚山叢芥集』の〈胎藏界〉の「及」の博士を対照したものである。

「康正二年本」 「文明四年版」

『魚山叢芥集』 (大正八四・八三一中)



No. 2 (胎藏界) 「五誓願」 「得」 k | 662

左は、「康正二年本」と「文明四年版」と『魚山叢芥集』の〈胎藏界〉の「五誓願」の「得」の博士を対照したものである。

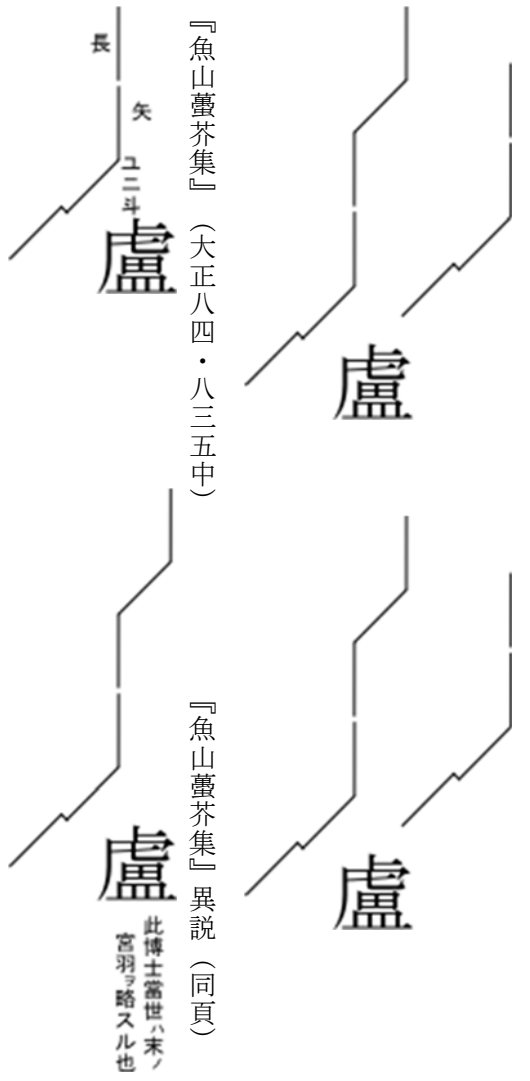
「康正二年本」 「文明四年版」 『魚山叢芥集』 (大正八四・八三三中)



No. 3 (理趣経) 「盧」 1 | 302、317

左は、「康正二年本」と「文明四年版」と『魚山叢芥集』の〈理趣経〉の「盧」の博士を対照したものである。

「康正二年本」 「文明四年版」



『魚山叢芥集』 (大正八四・八三三中)

『魚山叢芥集』 異説 (同頁)

此博士當世ハ末ノ宮羽ヲ略スル也

以上の三箇所において「康正二年本」と「文明四年版」の博士は共通して『魚山叢芥集』

と相違する骨格を持っていた。また、この三箇所以外の博士の骨格は、「康正二年本」と「文明四年版」はすべて『魚山薑芥集』と同じものであった。つまり「文明四年版」の博士はすべて「康正二年本」と同じ骨格を持っているのである。

以上の博士の骨格の検討から、第一に「康正二年本」を祖本として「文明四年版」が開版されたこと、第二に「康正二年本」は覚証院方の中でも隆法系の『声明集』なので、「文明四年版」も隆法系の『声明集』であることが確認される。

第二項 『魚山薑芥集』の基本構造確定への影響

先述したように、『声明集』が刊行されて半世紀後の永正十四年（一五一七）に三巻本の『魚山薑芥集』が編纂された。この『魚山薑芥集』の成立に「文明四年版」の刊行が大きく影響していると考えられる。

先述したように、先行研究では、『声明集』が普及し、「教則本」の必要性が生じたために、長恵が『魚山薑芥集』を編纂したとされている。ただし、先行研究では、この『声明集』が特に版本の『声明集』とは明言されていないが、『声明集』の普及とは、『声明集』の刊行によって齎されたものであると思われる。

刊行によって『声明集』が多くの人に行き渡ったとはいえ、「文明四年版」は詞章と博士のみが記されており、初心者には難解なものであったと考えられる。そこで、初心者指南のために、多くの口伝が掲載された『魚山薑芥集』が編纂されたといわれている。

本項では、「文明四年版」と『魚山薑芥集』の曲目・曲順及び博士の骨格を対照し、「文明四年版」が『魚山薑芥集』の基本構造の確定へ与えた影響について考察する。

第一目 曲目・曲順

まず、『魚山薑芥集』の曲目・曲順を挙げると次の様になる。

a 〈三礼・如来唄〉 b 〈如来唄〉 c 〈云何唄〉 d 〈出家唄〉 e 〈散華〉（大日・釋迦・薬師・阿弥陀） f 〈梵音〉 g 〈三條錫杖〉 h 〈九條錫杖〉 i 〈対揚〉（曼荼羅供・最勝講・大般若・法花経・孟蘭盆経仁王経） j 〈金剛界〉 k 〈胎藏界〉 l 〈理趣経〉 m 〈礼讃文〉 n 〈四智梵語〉 o 〈大日讃〉 p 〈不動讃〉 q 〈四智漢語〉 r 〈心略漢語〉 s 〈佛讃〉 t 〈文殊讃〉 u 〈吉慶漢語〉 v 〈吉慶梵語〉 w 〈阿弥陀讃〉 x 〈四波羅蜜〉 y 〈金剛薩埵〉 z 〈金剛寶〉 α 〈金剛法〉 β 〈金剛業〉 γ 〈佛名〉 δ 〈教化〉

この曲目構成（「法用」「供養法」「讃」）、曲目・曲順は、「文明四年版」と完全に同じである。すなわち、『魚山薑芥集』は覚証院方の『声明集』の曲目構成、曲順に従っている。

第二目 博士の骨格

前項の第二目のNo. 1からNo. 3に示したように、「文明四年版」の『魚山薑芥集』と相違する博士は、「康正二年本」が『魚山薑芥集』と相違する三箇の博士と完全に一致する。

その三箇所において長恵が「文明四年版」の博士の骨格を採用しなかった理由について考察を加える。

No. 1 〈胎蔵界〉 「及」 k — 244

「文明四年版」は「徴」で末に星を突く博士、一方、『魚山薑芥集』は「徴」「角」の博士である。『魚山薑芥集』は、「イ本声明集ニハ用之」として「文明四年版」の「徴」の博士を異説の博士として掲載している。

なお、『魚山薑芥集』の本説の博士の骨格は、「称名寺本 a」「応永三年本」と同じである。長恵は何らかの理由で、覚意系の「称名寺本 a」及び覚意系の可能性がある「応永三年本」の博士を本説として採用したといえる。

No. 2 〈胎蔵界〉の「五誓願」の「得」 k — 662

「文明四年版」は「角」で終わる博士で記譜されている。一方、『魚山薑芥集』は「角」から「商」に下がって終わる博士で記譜されている。「文明四年版」以前のすべての『声明集』では『魚山薑芥集』の博士が採用されている。ここから、長恵が「文明四年版」以外の『声明集』をみていた可能性が指摘できるので、長恵は「文明四年版」と初期、中期の『声明集』諸本を対校させて『魚山薑芥集』の博士を確定させていたことが推測される。

No. 3 〈理趣経〉 「盧」 1 — 302、317

「文明四年版」には本説と異説の二種類の博士が記譜されている。詞章の左上から出ている本説の博士は、「宮」「羽」「羽」「羽」「宮」「羽」の博士、詞章の右上から出ている異説の博士は、「宮」「羽」「羽」である。一方、『魚山薑芥集』も本説と異説の二種類の博士が記譜されていて、本説の博士は「文明四年版」の異説、異説の博士は「文明四年版」「康正二年本」『声明集隆法口伝』の本説の博士、つまり隆法系の博士である。「康正二年本」「文明四年版」『声明集隆法口伝』以外の初期、中期の『声明集』は総じて『魚山薑芥集』の博士で記譜されている。ここから、長恵が隆法系以外の『声明集』をみていた可能性が指摘できるので、長恵は隆法系の『声明集』と初期、中期のその他の系統の『声明集』諸本を対校させて『魚山薑芥集』の博士を確定させていたことが推測される。

以上のように、「文明四年版」と『魚山薑芥集』との博士の骨格の相違は三箇所のみである。なお、資料編③「表 3」「変動域博士対照表」に示したように、これら三箇所すべてにおいて『魚山薑芥集』と同じ博士の骨格を有していた『声明集』は「称名寺本 a」「応永三年本」のみであった。

「文明四年版」と『魚山薑芥集』には少しく相違が確認されたので、長恵は「文明四年版」の博士の骨格をそのまま用いている訳ではないようである。長恵は、「康正二年本」「文明四年版」以外に、中期の『声明集』や初期の「称名寺本 a」「応永三年本」の博士の骨格も採用したと思われる。

したがって、長恵は、普及していた版本の「文明四年版」を底本としつつも、他の『声明集』を対校本として利用して『魚山薑芥集』の博士の骨格を決定した可能性がある。

ただし、初期、中期の他の全てを見渡しても「文明四年版」及び「康正二年本」以上に博士の骨格が一致する『声明集』はなく、基本構造もすべて「文明四年版」と同一である。したがって、長恵が当時普及していた版本の「文明四年版」を底本としたことはほぼ間違いがなく、他の『声明集』を対校して『魚山薑芥集』の博士の骨格を決定したと思われる。次節以降では、このようにして確定した『声明集』の骨組みに、長恵が注記等の情報を付け加え『魚山薑芥集』を作り上げた過程について明らかにしたい。

第二節 『魚山薑芥集』の成立

本節では、『魚山薑芥集』の編纂に最も大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』を中心に、『声明集』の骨組みにどのような情報が付加されて『魚山薑芥集』が成立したかを解明したい。

すなわち、第一項で旋律に焦点を絞って『魚山薑芥集』が『声明集私案記』をどの程度受用していたかを確認したうえで、第二項で『声明集私案記』の受用、第二項で『声明集私案記』以外の受用に考察する。

なお先に述べたように、『魚山薑芥集』の博士の骨格は基本的に覚証院方の隆法系の『声明集』に依っているが、慈鏡系の『声明集私案記』の博士は『魚山薑芥集』の博士と比較可能な十箇所中六箇所で骨格が相違しており、博士の骨格に関するかぎり『声明集私案記』と『魚山薑芥集』は離れている。

第一項 『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違

本項では、次項において『魚山薑芥集』の『声明集私案記』の受用について考察する前段階として、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』の旋律の受用の程度について明らかにする。

具体的には、前章で確認した『声明集私案記』が旋律―つまり博士の実際の唱法―について言及している計六百八十八箇所と、『魚山薑芥集』の旋律を比較し、『魚山薑芥集』と『声明集私案記』の旋律の相違について明らかにしたい。

なお、隆然系の「文保二年本」、慈鏡系の「永享六年本」、隆法系の『声明集隆法口伝』のそれぞれの旋律も抽出し、それらが、『声明集私案記』と『魚山薑芥集』のどちらを採用しているのかについて可能な限り確認する。それによって、『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の属する系統の確認も行いたい。

論文末の資料編④に、『声明集私案記』と『魚山薑芥集』で相違する旋律計八十六箇の位置と、それに対応する初期の「称名寺本 a」・「文保二年本」、中期の四本の『声明集』と『声明集隆法口伝』、後期の「文明四年版」の旋律の異同を示した対照表を作成して「表 4」「旋律対照表」として掲載した。

『声明集私案記』の〈三礼・如来唄〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は四箇所であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の二箇所、『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 1 〈三礼・如来唄〉「衆」 a—11

『声明集私案記』には「衆生ノ衆ノ羽ヲ折テ徴ヲ一ッ由テ生ヘ移ル也。」（続真三〇・九一上）と「徴」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の「徴」には「ス」（大正八四・八二五中）と由らない指南が注記されている。

No. 2 〈三礼・如来唄〉「如」 a—53

『声明集私案記』は「如来ノ如ハ短シ一ト由リ也。」（続真三〇・九一上）と「徴」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、〈三礼・如来唄〉の「如」の「徴」に「ス」（大正八四・八二五中）と注記されており、由らない指南がされている。なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので、『声明集私案記』と同じである。また、「文保二年本」『声明集隆法口伝』は「ス」と由らない指南を注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

b 〈如来唄〉

『声明集私案記』の〈如来唄〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は三箇所であった。その中に、『魚山薑芥集』と相違する指南はなかった。

c 〈云何唄〉

『声明集私案記』の〈云何唄〉の詞章の中で旋律について指南されているのは四箇所であった。その中に、『魚山薑芥集』と相違する指南はなかった。

d 〈出家唄〉

『声明集私案記』の〈出家唄〉の記述の中には唱法についての指南はなかった。

e 〈散華〉

『声明集私案記』の〈散華〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は三十二箇所であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の三箇所、『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 3 〈散華〉「願」 e—2

『声明集私案記』は「願ノ徴ヲハツヨクハユルカズ。少シユルガス様ニスル」①欠也。」（続真三〇・九二上）と「徴」を由る指南をしている。一方、『魚山薑芥集』には

〈散華〉の「願」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六上）と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので、『声明集私案記』と同じである。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と由らない指南を注記しているので『魚山叢芥集』と同じである。

No. 4 〈散華〉「歸」 e—12

『声明集私案記』は「歸命ノ二字ノ徴ハアラクユラズシテタヲヤカニ由ル也。」（続真三〇・九二下）と「徴」を由る指南をしている。一方、『魚山叢芥集』には〈散華〉の「歸」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六上）と由らない指南が注記されている。なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 5 〈散華〉「遍」 e—23

『声明集私案記』は「遍ノ博士ハ角ヲスグニ持テ徴ヘツキ上テ由カナヲ成ス。」（続真三〇・九三上）と「徴」を由る指南をしている。一方、『魚山叢芥集』には〈散華〉の「遍」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六上）と由らない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」は「不由」と注記しているので『魚山叢芥集』と同じである。また「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

f 〈梵音〉

『声明集私案記』の〈梵音〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は二十九箇所であった。『魚山叢芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の三箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 6 〈梵音〉「有」 f—4

『声明集私案記』には「又商ヘツキ上テユラズソラシテ。」（続真三〇・九四上）と三つ目の「商」を由らない指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』の三つ目の「商」には「ユ」（大正八四・八二六下）と由る指南が注記されている。

No. 7 〈梵音〉「方」 f—11

『声明集私案記』には「方ノ本ノ徴ハニツハ半由リ。」（続真三〇・九四下）と由る指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』の〈梵音〉の「方」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六下）と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。また、『声明集隆法口伝』は「スクム」と由らない指南を注記しているので『魚山叢芥集』と同じである。

No. 8 〈梵音〉「諸」 f—12

『声明集私案記』には「但シ四ツ「番①」メノ角ヲソラシテ徴ヘ折リ上ル也。」（続真

三〇・九四下)と四つ目の「角」を反らす指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の四つ目の「角」には「ソルヘカラス」(大正八四・八二六下)と注記されている。

なお、「文保二年本」は「角」の末に「スクニヤル」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。「永享六年本」は「ソ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

g 〈三条錫杖〉

『声明集私案記』の〈三条錫杖〉の詞章の中で旋律について指南されているのは十六箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の三箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 9 〈三条錫杖〉 「實」 g—15

『声明集私案記』(続真三〇・九五下)には「實ハ本ノ商ヲソラシテ宮ヘ下ス。」と「商」を反らす指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の「商」には「ソルヘカラス」(大正八四・八二六下)と反らさない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」は「ソル色アリ」、『声明集隆法口伝』は「ソツテヲシ下ス」、「永享六年本」は「ソ」と注記しているのでそれぞれは『声明集私案記』と同じである。

No. 10 〈三条錫杖〉 「三」 g—19

『声明集私案記』には、「三ハ本ノ宮ヲユルガサス。」(続真三〇・九五下)と「宮」を由らない指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の〈三条錫杖〉の「三」の「宮」には「ユ」と由る指南が注記されている。

なお、「文保二年本」『声明集隆法口伝』「永享六年本」は「ユ」と注記しているのでそれぞれは『魚山薑芥集』と同じである。

No. 11 〈三条錫杖〉 「清」 g—34

『声明集私案記』には、「清ノ〔博士〕①本ノ羽ヲソラシテ」(続真三〇・九六上)と本の「羽」を反る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の〈三条錫杖〉の「清」の本の「羽」には「ソルヘカラス」(大正八四・八二七上)と反らない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」は「ソラサス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。また、「永享六年本」は「ソ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

h 〈九条錫杖〉

『声明集私案記』の〈九条錫杖〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は三十八箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の一箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 12 〈九條錫杖〉「巳」^h—³⁹¹

『声明集私案記』には、「巳ハソル也。」（続真三〇・九八下）と反る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八二六下）の初重の「羽」には「直」と反らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ソ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

i 〈対揚〉

『声明集私案記』の〈対揚〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は十七箇所であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の五箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 13 〈対揚〉「場」ⁱ—⁶

『声明集私案記』には「ツヨクソル也。」（続真三〇・九九上）と「商」を反る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「場ノ商ユリソル人モアリ今ハ不尔」（大正八四・八二八上）という注記がある。

なお、「文保二年本」は「少ソル」「永享六年本」には「ソ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。また、『声明集隆法口伝』には「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 14 〈対揚〉「三」ⁱ—⁷

『声明集私案記』には、「徴ヲユル」（続真三〇・九九上）と「徴」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八二八上）の「徴」には「ス」と注記されている。

なお、『声明集隆法口伝』には「ス」と注記されているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 15 〈対揚〉「四」ⁱ—¹⁴

『声明集私案記』には、「四ノ羽モソル也。」（続真三〇・九九上）と「羽」を反る指南が注記されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八二八上）の初重の「羽」には「直」という指南が注記されている。

なお、「文保二年本」は「ソラサス」、「声明集隆法口伝」は「ソラサス也」と注記している。『魚山薑芥集』と同じである。また、「永享六年本」は「ソ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 16 〈対揚〉「所」ⁱ—⁸⁶

『声明集私案記』は「所ノ羽ヲ少シソラス。」（続真三〇・九九下）と「羽」を反らす指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八二八中）の初重の「羽」には「直」と注記されている。

なお、「文保二年本」と「永享六年本」は両者ともに「ソ」と注記しているので『声明

集私案記』と同じである。

No. 17 〈対揚〉「金」i—90

『声明集私案記』には、「金末ノ徴ハ少シユリテ」（続真三〇・九九下）という指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八二八中）の末の「徴」には「ス」と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

j 〈金剛界〉

『声明集私案記』の〈金剛界〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は八十五箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の四箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 18 〈金剛界〉「教」j—393

『声明集私案記』には、「教ハ末ニ星ヲツク。」（続真三〇・一〇三上）と「徴」の末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三〇下）は末の「徴」を突いていない。なお、「文保二年本」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。また、「永享六年本」は末を突いていないので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 19 〈金剛界〉「國」j—436

『声明集私案記』には、「末ノ星ヲツク」（続真三〇・一〇四上）と「徴」の末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三〇下）は末の「徴」を突いていない。

No. 20 〈金剛界〉「福」j—471

『声明集私案記』には、「後ニ星ヲツク。」（続真三〇・一〇四下）と「徴」の末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三一上）は末の「徴」を突いていない。

なお「文保二年本」「永享六年本」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。

No. 21 〈金剛界〉「設」j—575

『声明集私案記』には「所設ノ設ハ一ト由リ。」（続真三〇・一〇五上）と「宮」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の「宮」には「ス」（大正八四・八三一上）と由らない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」「永享六年本」は「ユ」と注記しているので両者とも『声明集私案記』と同じである。

k 〈胎藏界〉

『声明集私案記』の〈胎藏界〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は百六箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の九箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 22 〈胎藏界〉 「世」 k | 58

『声明集私案記』には、「世ノ末ノ羽ヲツク也。」（統真三〇・一〇六下）という指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三一下）は末の「羽」を突いていない。

なお、「文保二年本」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。また、「永享六年本」は末を突いていないので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 23 〈胎藏界〉 「切」 k | 60

『声明集私案記』には、「切ハ本ノ徴ヲニタユリ計リ由テ」（統真三〇・一〇六下）と本の「徴」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の本の「徴」には「ス」（大正八四・八三一下）と由らない指南が注記されている。なお、「文保二年本」は由っていないので『魚山薑芥集』と同じである。また、「永享六年本」は由っているので『声明集私案記』と同じである。

No. 24 〈胎藏界〉 「大」 k | 216

『声明集私案記』には、「大モ羽ノ末ヲツク。」（統真三〇・一〇七上〜下）という指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三二上）は末の「羽」を突いていない。

なお、「文保二年本」は末を突いていないので『魚山薑芥集』と同じである。また、「永享六年本」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。

No. 25 〈胎藏界〉 「解」 k | 309

『声明集私案記』には、「解ハ末ノ羽ヲツク。」（統真三〇・一〇七下〜一〇八上）と末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三二中）は末の「羽」を突いていない。

なお、「文保二年本」「永享六年本」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。

No. 26 〈胎藏界〉 「含」 k | 316

『声明集私案記』には、「含ノ羽ヲ突_云」（統真三〇・一〇八上）と末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三二中）は末の「羽」を突いていない。

なお、「文保二年本」「永享六年本」は末を突いていないので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 27 〈胎蔵界〉「佛」k—³⁵²

『声明集私案記』には「佛ハ角ヨリ徴へ折リ上ル也。」（続真三〇・一〇八上）と「角」から「徴」へ折り上がる指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三二中）の「佛」では「角」から「徴」へ突き上がっている。

なお、「文保二年本」「永享六年本」は突き上がっているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 28 〈胎蔵界〉「諸」k—³⁸⁶

『声明集私案記』には、「請（諸）ノ徴ヲ由ル也。」（続真三〇・一〇八上）と記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三二下）の〈胎蔵界〉の「諸」の「徴」には「ス」と注記されている。なお、「文保二年本」は由っていないので『魚山薑芥集』と同じである。また、「永享六年本」は由っているので『声明集私案記』と同じである。

No. 29 〈胎蔵界〉「衆」k—⁴⁶⁴

『声明集私案記』には、「衆ノ末ノ徴ハ由ル也。」（続真三〇・一〇八下）と「徴」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三三上）の「衆」の「徴」には「ス」と注記されている。「文保二年本」は「ス」、「永享六年本」は「ユラス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 30 〈胎蔵界〉「得」k—⁶⁶²

『声明集私案記』には、「得ノカナハ本ノ徴ノ中ニ成ル。徴ヲハ二ツナガラユル也。」（続真三〇・一〇九下）と記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云得ノ二ナカラユルト云但今ハ如レ注一」（大正八四・八三三中）と注記されている。

なお、「文保二年本」「永享六年本」はともに本の「徴」を由っていないので『魚山薑芥集』と同じである。

1 〈理趣経〉

『声明集私案記』の〈理趣経〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は七十七箇所であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の十一箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 31 〈理趣経〉「剛」1—¹⁸⁵

『声明集私案記』には「剛手言ノ角ノ博士皆由ル也。」（続真三〇・一二七上）と記述されている。一方、『魚山薑芥集』には「記云剛手ノ角モユルト云今ハ不由」（大正八四・八三五上）と注記されている。

No. 32 〈理趣経〉「手」1—¹⁸⁶

なお、「永享六年本」は「剛」「手」「言」の「角」に「ユル」と注記しているので『声明集私案記』と同一の指南である。また、『声明集隆法口伝』は「剛」「手」に「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 33 〈理趣経〉「能」1—217

『声明集私案記』には「能ノ本ノ羽ヲソラシテ徴へ折下シテ由ル。」（統真三〇・一二七下）と二つ目の「徴」を由る指南が注記されている。一方、『魚山薑芥集』には、〈理趣経〉の「能」の二番目の「徴」に「ス」（大正八四・八三五上）と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同一の指南である。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同一の指南である。

No. 34 〈理趣経〉「王」1—235

『声明集私案記』には「末ノ角ニ星ヲ突。」（統真三〇・一二八上）と末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三五上）は末の「角」を突いていない。

なお、「文保二年本」「永享六年本」「康正二年本」「文明四年版」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。

No. 35 〈理趣経〉「勝」1—249

『声明集私案記』には「末ノ角ニ星ヲ突。」（統真三〇・一二八上）と末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三五中）は末の「角」を突いていない。

なお、「文保二年本」「永享六年本」「康正二年本」「文明四年版」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。

No. 36 〈理趣経〉「毗」1—293

『声明集私案記』には「毘ノ商ヲ由ルカス。」（統真三〇・一二八上）と「商」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』は「商」に「ス」（大正八四・八三五下）と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 37 〈理趣経〉「毗」1—298

『声明集私案記』には、「毘ノ徴ヲ由ル。」（統真三〇・一二八下）と「徴」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』は「徴」に「ス」（大正八四・八三五下）と由らない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」「声明集隆法口伝」は「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。また、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 38 〈理趣経〉「毗」1—313

『声明集私案記』には、「毘ハ徴ヲ由ル。」（統真三〇・一二九上）という指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』は「徴」に「ス」（大正八四・八三五下）と由らない

指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 39 〈理趣経〉 「盧」 1—³¹⁴

『声明集私案記』には、「ルノ本ノ徴ヲモユル。角へ折下テ重テソラシテ商へ下テ商ノ末ヲソラズ。角へ折上テ角ノ末ヲ〔本①〕持上ル様ニ徴へ折上テ由ル。」（続真三〇・一二九上）と「角」から「徴」において持ち上げるように折り上げる指南が注記されている。一方、『魚山薑芥集』には、「古云持上様ト云 声エハキツカトハ不持上也」（大正八四・八三五中）と「角」から「徴」において持ち上げない指南が注記されている。

「永享六年本」は「モチアク」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 40 〈理趣経〉 「毗」 1—³¹⁸

『声明集私案記』には「毘ハ商ヲ由ル。」（続真三〇・一二九上）という指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』は「商」に「ス」（大正八四・八三五中）と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 41 〈理趣経〉 「盧」 1—³¹⁹

『声明集私案記』には、「ルノ本ノ商マテ由ル。」（続真三〇・一二九上）と「商」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三五下）では「盧」の本の「商」を由っていない。

なお、「永享六年本」「文保二年本」『声明集隆法口伝』は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

m 〈礼讃文〉

『声明集私案記』の〈礼讃文〉の記述の中には唱法についての指南はなかった。

n 〈四智梵語〉

『声明集私案記』の〈四智梵語〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は十二箇所であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の二箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 42 〈四智梵語〉 「観」 n—¹⁹

『声明集私案記』には、「摩娜〔観①〕娜〔観①〕ノ本ノ商〔高①〕ヲ前〔先①〕ノ様ニ由リソラシテ末モ如クニ以前ニスル。」（続真三〇・一一一上）と記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云ユリソルト云 今ハ不然」（大正八四・八三六中）と注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」「ソ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 43 〈四智梵語〉「羅」n—24

『声明集私案記』には、「[羅④]ユリソラス。」(統真三〇・一一一下)と「商」を由り反らす指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の「商」には「ス」(大正八四・八三六中)と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」「文保二年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

○〈大日讚〉

『声明集私案記』の〈大日讚〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は七箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の一箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 44 〈大日讚〉「薩」o—1

『声明集私案記』には、「此讚ノ商ノ博士何レトモ少シヅツユルカスヘシ。(中略)藁(マ)ハ商宮ヲ回シテ又商へ突上テソラズシテユリ。」(統真三〇・一一一下)と記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云薩ノ本ユルト云當世尔ラス」(大正八四・八三六中)と注記されている。なお『声明集私案記』には「藁」とあるが、これは「薩」であると考えられる。

p 〈不動讚〉

『声明集私案記』の〈不動讚〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は七箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの二箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 45 〈不動讚〉「弥」p—20

『声明集私案記』には「角へ折上テ末ヲ突。」(統真三〇・一一二下)と「角」の末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』(大正八四・八三六下)は末の「角」を突いていない。

なお、「永享六年本」「文保二年本」「声明集隆法口伝」「康正二年本」「文明四年版」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。

No. 46 〈不動讚〉「吠」p—26

『声明集私案記』には、「犬ハ宮ヨリ商へ突上ル也。」(統真三〇・一一二下)と「宮」から「商」へ突き上げる指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』(大正八四・八三

六下)では「宮」から「商」へ折り上がっている。諸資料において突き上がっている博士はみつからなかった。

q 〈四智漢語〉

『声明集私案記』の〈四智漢語〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は十三箇所あった。『魚山叢芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の一箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 47 〈四智漢語〉「受」 q—6

『声明集私案記』には、「受ノ本ニ折「打④」カケアリ。三ツ「番④」メノ徴ノ中ニカナヲ成ス。次ニ角ヲニツ重テ星ヲツク。或ハ本ノ打カケヲセズシテスクニ羽ヲ出ス是異説也。」(続真三〇・一一三上)と打ち懸ける指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』には、「受ノ本ニ打懸アリ此ノ様當世不レ用一記説也記ニハ打カケナキヲ異説ト云云」(大正八四・八三六下)と本を打ち懸けない指南を注記している。なお、「永享六年本」は打ち懸けているので『声明集私案記』と同じである。

r 〈心略漢語〉

『声明集私案記』の〈心略漢語〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は三箇所であった。その中に、『魚山叢芥集』と相違する指南はなかった。

s 〈佛讃〉

『声明集私案記』の〈佛讃〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は十七であった。『魚山叢芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の一箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 48 〈佛讃〉「藍」 s—12

『声明集私案記』には、「末ノ角ニ星ヲ突。」(続真三〇・一一四上)と「角」の末を突く指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』(大正八四・八三七下)は末の「角」を突いていない。

なお、「文保二年本」「永享六年本」「永享十年本」「声明集隆法口伝」「康正二年本」「文明四年版」は末を突いているので『声明集私案記』と同じである。

t 〈文殊讃〉

『声明集私案記』の〈文殊讃〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は十六箇所であった。『魚山叢芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の一箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 49 〈文殊讃〉 「真」 t—16

『声明集私案記』には、「眞座ノ二字ハ少シユル。」（続真三〇・一一四下）と「真」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の「真」の「商」には「記云ユルカスト云今ハ不尔」（大正八四・八三七中）という注記がある。

なお、「永享六年本」『声明集隆法口伝』は「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

u 〈吉慶漢語〉

『声明集私案記』の〈吉慶漢語〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は四十二箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の七箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 50 〈吉慶漢語〉 「諸」 u—1 No. 51 〈吉慶漢語〉 「佛」 u—2

『声明集私案記』には「諸ノ末ノ商ト佛ノ商ト少ユルカス也。」（続真三〇・一一六下）と「商」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三七下）の「諸」と「佛」の「商」はどちらも由っていない。

なお、「文保二年本」は「諸」を「ユ」、「佛」を「ス」と注記している。「永享六年本」は両方とも「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。また、『声明集隆法口伝』は両方とも「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 52 〈吉慶漢語〉 「隨」 u—12

『声明集私案記』には、「末ノ二ツ「番目」メノ角ノ末ニ星ヲツク。」（続真三〇・一一七上）の「角」の末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』（大正八四・八三七下）は末の「角」を突いていない。

なお、「称名寺本 a」「文保二年本」「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」『声明集隆法口伝』「康正二年本」「文明四年版」は突いているので、『声明集私案記』と同じである。

No. 53 〈吉慶漢語〉 「迦」 u—29 No. 54 〈吉慶漢語〉 「毘」 u—30

『声明集私案記』には、「迦毘羅ノ三字ハ呂也。何モタヲヤカニ由ルヘシ。」（続真三〇・一一七下）と「迦」「毘」の両方の「商」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の「迦」「毘」にはそれぞれ「ス」（大正八四・八三七下）と注記されている。なお、「文保二年本」『声明集隆法口伝』はそれぞれの「商」に「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。また、「永享六年本」はそれぞれの「商」に「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 55 〈吉慶漢語〉 「祥」 u—48

『声明集私案記』には、「祥本ノ羽ノ始「初〇」ヲ打カケテ。末ヲソラシテ徴へ下テ徴

ノ中ニカナヲ成ス。角へ下ル角ノ終リニ星ヲ突。」(続真三〇・一一八上)と本を打ち懸ける指南が注記されている。一方、『魚山薑芥集』には、「祥ノ根ニ打懸アリト云當世不尔一又末ノ角ニ星アリト云是又無尔」(大正八四・八三七下)と本を打ち懸けない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」「永享六年本」「声明集隆法口伝」は本を打ち懸けていないので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 56 〈吉慶漢語〉「界」u—¹²³

『声明集私案記』には、「界ハ末ニ星ヲ突。」(続真三〇・一一九上)と末の「角」の末を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』(大正八四・八三八上)は末の「角」を突いていない。

なお、「称名寺本a」「文保二年本」「応永三年本」「永享六年本」「永享十年本」「康正二年本」「文明四年版」は末を突いているので『声明集私案記』の指南と同一であるといえる。

v 〈吉慶梵語〉

『声明集私案記』の〈吉慶梵語〉の詞章の中で旋律についての指南が含まれている詞章は二十一箇であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の三箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 57 〈吉慶梵語〉「瞢」v—3

『声明集私案記』には、「瞢ハ商ノ中程ニカナヲ成ス。商ノ末ヨリ角徴ト回スニ。徴ニ成ルト思フ所ヨリユル也。」(続真三〇・一一九下)と「徴」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云ユルト云當世不尔此讚ハ常ヨリ羽深ソルト云」(大正八四・八三八中)と「徴」を由る指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 58 〈吉慶梵語〉「他」v—47

『声明集私案記』には「怛多ノ二字ハ呂也。多ヲユリテ」(続真三〇・一二〇上)と「多」(「他」)の「宮」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云怛他二字呂ト云依之一宮ヲユルト云當世不尔梵平唯律頌ニ違也」(大正八四・八三八中)と「宮」を由らない指南が注記されている。

なお、『声明集隆法口伝』は「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』の指南と同一である。

No. 59 〈吉慶梵語〉「扇」v—54

『声明集私案記』には、「扇モ宮ヲ少ユリテ下ノ羽へ下ル。自レ是以前ニアルモ以後ニアルモ。宮ヨリ羽へ下ル「^{下羽}扇」

宮ハ呂ニシテ少ユルカス「^由扇」

「委クハ」「^可レ」

尋」(続真三〇・一二〇上)と「宮」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥

集』の「宮」には「ス」（大正八四・八三八中）と由らない指南が注記されている。

w〈阿弥陀讃〉

『声明集私案記』の〈阿弥陀讃〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は五十八箇所であった。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の十七箇所『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 60 〈阿弥陀讃〉 「弥」 w―3 No. 61 〈阿弥陀讃〉 「陀」 w―4

No. 62 〈阿弥陀讃〉 「婆」 w―5 No. 63 〈阿弥陀讃〉 「也」 w―6

『声明集私案記』には、「彌ハ末ノ羽ヲ由ル。多ハニゴル也。多婆也ノ三字ハ皆由也。」（続真三〇・一二三下）と「弥」「陀」「婆」「也」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記意弥ノ羽ヨリ也ノ羽マテ各ユルト云當世ハ不尔也」（大正八四・八ル也。多婆也ノ三字ハ皆由也。）（続真三〇・一二三上）と「弥」から「也」の「羽」を由らない指南が記述されている。

なお、「永享六年本」は「弥」「陀」「婆」「也」を「ス」と、『声明集隆法口伝』は「弥」「婆」「也」を「ス」と注記しているのでそれぞれ『魚山薑芥集』と同じである。

No. 64 〈阿弥陀讃〉 「陀」 w―10

『声明集私案記』には「陀ハ末ヲユリソラシテ庾へ移ル。」（続真三〇・一二三下）と「羽」を反る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には「記云ユリソルト云當世ハソラサル也」（大正八四・八三八下）と「羽」を反らない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」「永享六年本」は「ソ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 65 〈阿弥陀讃〉 「也」 w―17

『声明集私案記』には、「底也モ少ユル也。ユリテ末ヲソラス。」（続真三〇・一二三下）と「羽」を由り反る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云ユリソルト云今不尔」（大正八四・八三八下）と「羽」を由り反らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」「文保二年本」は「ソ」と、『声明集隆法口伝』は「少ソ」と注記しているので、それぞれ『声明集私案記』と同じである。

No. 66 〈阿弥陀讃〉 那」 w―25

『声明集私案記』には、「商ヲ由ル。」（続真三〇・一二四上）という指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』の「商」には「ス」（大正八四・八三九上）と由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 67 〈阿弥陀讃〉 「那」 w | 32

『声明集私案記』には、「邇那ノ那ハカナヲ中ヨリ末レ少^①」成ス。角へ下ル末ノ角ノ終ニ星ヲ突^①。」(続真三〇・一二四上)と末の「角」を突く指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』(大正八四・八三九上)は末の「角」を突いていない。

なお、「永享六年本」「文保二年本」『声明集隆法口伝』は末を突いていないので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 68 〈阿弥陀讃〉 「佉」 w | 38 No. 69 〈阿弥陀讃〉 「縛」 w | 39

『声明集私案記』には、「佉縛ノ二字ヲ由ル。」(続真三〇・一二四上)と「佉」「縛」の「羽」を由る指南が注記されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云佉縛二字共ニユルト云^①今不尔」(大正八四・八三九上)と「佉」「縛」の「羽」を由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「佉」に「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じである。

No. 70 〈阿弥陀讃〉 「迦」 w | 57 No. 71 〈阿弥陀讃〉 「尾」 w | 58

No. 72 〈阿弥陀讃〉 「質」 w | 59 No. 73 〈阿弥陀讃〉 「怛」 w | 60

No. 74 〈阿弥陀讃〉 「羅」 w | 61

『声明集私案記』には、「迦ノ徴モ不レ由。徴ヨリ羽へ折上テニタユリ計リス^①」。「尾質但^①」ノ三字モタヲヤカニ。ニタ〇^①「由リ^①」計リヅ、ユリテ拾フ也。羅ハ長シ。本ヲユリテ末ソラス也^①「欠」。如ニ上^①「先^①」注一。」(続真三〇・一二四下)と「伽」「尾」「質」「怛」「羅」それぞれの「羽」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云迦ノ羽ヨリ羅マテ羽ヲ各ユルト云^①今不尔」(大正八四・八三九上)と「迦」から「羅」までの「羽」を由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は、「尾」「質」「怛」の「羽」を「ス」と注記しているので『声明集私案記』同じである。

No. 75 〈阿弥陀讃〉 「答」 w | 84

『声明集私案記』には、「答ハ本ノ宮ヲユル」(続真三〇・一二五上)と「宮」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記云本ノ宮ヲユルト云^①今ハユラサル也」(大正八四・八三九上)と「宮」を由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユル」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 76 〈阿弥陀讃〉 「拏」 w | 90

『声明集私案記』には「拏ハ本ヲ少シユルカシテ末ヲソラス。」(続真三〇・一二五上)と「羽」を由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記ニハユルカス云^①今ハ不尔」(大正八四・八三六中)と「羽」を由らない指南が注記されている。

『声明集私案記』の〈四波羅蜜〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は二十箇であった。『魚山叢芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の四箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 77 〈四波羅蜜〉「羅」x—6

『声明集私案記』には「日ヲノラモ本ヲ少ユルカシテ末ヲソラス也。」（続真三〇・一二三上）と由る指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』（大正八四・八三九上）は「羽」を由っていない。

No. 78 〈四波羅蜜〉「薩」x—12 No. 79 〈四波羅蜜〉「怛」x—13

『声明集私案記』には「薩怛ノ二字モ由ル。」（続真三〇・一二三上）と「薩」と「怛」の「商」を由る指南が注記されている。一方、『魚山叢芥集』には、「記云サトノ二字ユルト云今ハ不尔」（大正八四・八三九上）と「薩」と「怛」の「商」を由らない指南が注記されている。

なお、「文保二年本」は「怛」に「小ユ」と注記されている。また、「永享六年本」は両方とも「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 80 〈四波羅蜜〉「日」x—16

『声明集私案記』には、「日ノ商ヲ由ル。」（続真三〇・一二三上）と「商」を由る指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』には、「記云商ヲモユルト云今不尔」（大正八四・八三九上）と「商」を由らない指南が注記されている。

なお、「永享六年本」は「ユラス」と注記されているので『魚山叢芥集』と同じである。

y 〈金剛薩埵〉

『声明集私案記』の〈金剛薩埵〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は三十箇であった。『魚山叢芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の二箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 81 〈金剛薩埵〉「慢」y—22

『声明集私案記』には「曼モ宮ヨリ商へ折上テ商ノ本ヲ二由計シテ本ヲ「末①」不レ由少ソラシテ多へ移ル。」（続真三〇・一二一下）と「商」を由る指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』（大正八四・八三九中）は「商」を由らない指南が注記されている。なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

No. 82 〈金剛薩埵〉「怛」y—25

『声明集私案記』には、「捺ノ末ノ商モ由テ長クハセズシテ「羅ニ移ル也。」①。」（続真三〇・一二一下）と「商」を由る指南が記述されている。一方、『魚山叢芥集』（大正八四・八三九下）は「商」を由っていない。なお、「永享六年本」は「ユ」と注記しているので『声明集私案記』と同じである。

z 〈金剛寶〉

『声明集私案記』の〈金剛寶〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は八箇であつた。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の三箇所で『声明集私案記』の旋律の指南と相違する。

No. 83 〈金剛寶〉「怛」z—5 No. 84 〈金剛寶〉「曩」z—6

『声明集私案記』には「怛曩ノ二字少ユルカス也。」(続真三〇・一二二上)と「怛」
 「曩」の「商」をそれぞれ由る指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「記
 ニハ怛曩二字少ユルカスト云今不レ然也」(大正八四・八三九下)と「怛」「曩」の
 「商」をそれぞれ由らない指南が注記されている。
 なお、「永享六年本」は「怛」に「ス」と注記しているので『魚山薑芥集』と同じであ
 る。

No. 85 〈金剛寶〉「訶」z—19

『声明集私案記』には「摩訶ノ訶ニハ異説有。商ヲ宮ヘ回シテ又商ヘ突上テ本ヲ少シ由
 ル。末ヲソラシテ角ヘ突上。是ハ根本博士也。今ハ本ヲ回シテ商ヘ突上テ。タヲヤカニ由
 テ又角ヘ折上也。是祕讚ニ有ル博士ノ近來シツツケタル也。以下此博士皆同レ之。」(続
 真三〇・一二二上)と「商」を「角」へ折り上げる指南が記述されている。一方、『魚山
 薑芥集』(大正八四・八三九下)は「商」から「角」へ突き上がっている。
 なお、「文保二年本」「永享六年本」は「商」から「角」へ突き上げているので『魚山
 薑芥集』と同じである。

α 〈金剛法〉

『声明集私案記』の〈金剛法〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は十箇であ
 った。『魚山薑芥集』の旋律の指南は、そのうちの左の一箇所で『声明集私案記』の旋
 律の指南と相違する。

No. 86 〈金剛法〉「羅」α—30

『声明集私案記』は「羅ハ如レ有レ上。但是ハ末ヲ不レ突。」(続真三〇・一二二下)
 と末を突かない指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』(大正八四・八四〇上)の
 「羅」の「角」は末を突いている。
 なお、「文保二年本」「永享六年本」は末を突いていないので『声明集私案記』と同じ
 である。

β 〈金剛業〉

『声明集私案記』の〈金剛業〉中で旋律についての指南が含まれている詞章は五箇であ

った。その中に、『魚山薑芥集』と相違する指南はなかった。

γ 〈佛名〉

『声明集私案記』の〈佛名〉の中で旋律についての指南が含まれている詞章は三箇所であった。その中に、『魚山薑芥集』と相違する指南はなかった。

δ 〈教化〉

『声明集私案記』の〈教化〉の詞章の中で旋律について指南されているのは十箇所であった。その中に、『魚山薑芥集』と相違する指南はなかった。

以上のように、『声明集私案記』の旋律に関する指南が六百八十八箇所のうち『魚山薑芥集』と異なっていたのは八十六箇所であった。

すなわち、『声明集私案記』の旋律についての記述のうちの十二パーセント程が『魚山薑芥集』と相違していた。

このように、旋律に関する隆法系の『魚山薑芥集』と慈鏡系の『声明集私案記』の相違は、客観的に見てそれほど大きくはなかった。したがって、旋律に限らず、隆法系と慈鏡系の指南の相違は、覚証院方の内部における僅かな相違に留まっていたと思われる。

ただし、僅かとはいえ、『魚山薑芥集』と『声明集私案記』の間には、唱法や指南において多少の差異があり、『魚山薑芥集』の成立過程を考える上で無視できないと思われる。

また、以上の相違箇所における隆然系の「文保二年本」、慈鏡系の「永享六年本」、隆法系の『声明集隆法口伝』のそれぞれの旋律も抽出し、それらが、『声明集私案記』及び『魚山薑芥集』のどちらを採用しているのかについて可能な限り確認を行ってきた。以下にその結果を示したい。

『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する八十六箇所のうち、四十箇所において「文保二年本」の旋律を確認することができた。それらの旋律のうち、十九箇所は『声明集私案記』と、二十一箇所は『魚山薑芥集』と同一であった。したがって、「文保二年本」が『声明集私案記』と『魚山薑芥集』のどちらにより近いともいえない。

また、『声明集私案記』と『魚山薑芥集』とで相違する八十六箇所のうち、六十九箇所において慈鏡系の「永享六年本」の旋律を確認することができた。「永享六年本」のそれらの旋律のうち、四十七箇所が『声明集私案記』と一致し、これに対して『魚山薑芥集』と同じ旋律は二十一箇所のみであった。

同様に八十六箇所のうち、三十一箇所において隆法系の『声明集隆法口伝』の旋律を確認することができた。それら『声明集隆法口伝』の旋律のうち、『声明集私案記』と同じ旋律は五箇所のみであり、二十六箇所が『魚山薑芥集』と同じであった。

以上のことから、『声明集私案記』と同一の旋律を有する割合が高いのが慈鏡系の「永享六年本」であり、『魚山薑芥集』と同じ旋律を有する割合が高いのが隆法系の『声明集隆法口伝』であることが判明した。

またこのことによって、『声明集私案記』が慈鏡系、『魚山薑芥集』が隆法系に属することが裏付けられた。

第二項 『声明集私案記』の受用

本項では、長恵が『声明集私案記』をどのような態度で受用していたのかについて考察を行う。『魚山薑芥集』では、長恵自身がその奥書で「大都ハ案記ヲ爲本⁴」と公言している。先行研究は『魚山薑芥集』の注記が『声明集私案記』から引用されていることは指摘しているが、『声明集私案記』を『魚山薑芥集』がどのような態度で受用しているのかについての考察はなされていない。

今回、『魚山薑芥集』の指南のなかで、何らかの典拠があると思われるすべての箇所を精査し、『声明集私案記』の指南を特定したところ、五十四例確認することができた。それらを、受用の仕方を基準に、三つに分類した。第一は、『声明集私案記』と同じ指南を挙げる場合、第二は、現行の唱法と相異なる指南で、その当時に用いられていなかったか或いは用いるべきではないとして採用しない指南を提示する場合、第三は、現行と相異なる指南ではあるが、採用するべきでないことを明確に表明せず、現行の唱法とともに用いることが許容される一説として挙げたと思われる場合である。

なお、『声明集私案記』の指南を示す際に、「記云」「案記云」等として出典が『声明集私案記』であることを明示する場合と、「古云」「或云」等として出典が明示されない場合の、二つの形式がある。右の三分類ごとにこの二形式の項目を立てて情報を提示する。

第一目 現行の唱法と一致する指南の提示

まず『魚山薑芥集』が、現行の唱法と一致する『声明集私案記』の指南を提示する事例が、次のように、出典が明示される形式が七例、明示されない形式が四例、合計十一例確認できた。

一 出典が明示される形式

次のように、出典が明示される形式で、現行の唱法と一致する『声明集私案記』の指南を提示する事例が七例あった。

No. 1 〈三礼・如来唄〉 「僧」 a—40

『魚山薑芥集』には「僧ノ反宮ノ末ソル也色アリト云事私案記ニ見タリ」（大正八四・八二五中）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「僧ノ字徴ヲ由リ乍羽ヘ上ヘシ。上ハ反宮也。少シユルカス色アリ。」（続真三〇・九一上）と記述されている。

『魚山薑芥集』の三重の「宮」には実際に「色」と注記されているので、『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の指南を根拠にしている。

No. 2 〈金剛界〉 「廻」 j | 691

『魚山薑芥集』には、「ユル人アリ案記ニ背ケリ」（大正八四・八三一中）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「廻向ノ廻ハ由ラズ。」（続真三〇・一〇五下）と記述されている。そして『魚山薑芥集』の「徴」の博士に「ス」とある。長恵は『声明集私案記』を根拠に由る指南を批判している。

なお、「永享六年本」にも「ス」の注記がある。

No. 3 〈胎藏界〉 「諸」 k | 357

『魚山薑芥集』 「諸」の「徴」には「記云ス」（大正八四・八三一下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「諸」の「徴」について「請（諸）ハ由ラズ。短シ。」（続真三〇・一〇八上）と記述されている。『魚山薑芥集』には「徴」に「ユ」の注記はないので『声明集私案記』の記述を根拠に指南している。

No. 4 〈胎藏界〉 「願」 k | 660

『魚山薑芥集』には、「記云ツクト云」（大正八四・八三三上）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「願ハ末ニ星ヲ突。」（続真三〇・一〇九下）と記述されている。『魚山薑芥集』の実際の博士は左記のように末を突いているので、『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の記述を根拠に指南している。

『魚山薑芥集』（大正八四・八三三中）

願

ユ
ム
記云ツクト云

No. 5 〈四智梵語〉 「蘇」 n | 8

『魚山薑芥集』の「蘇」の「商」には、「案記云上ノ羅ノ商ノ如クスヘシト云細クナルトモ博士ハツヨクスヘシ」（大正八四・八三六中）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「ソハ高「商」ク宮ノ〇一「回」博士ノ次ナル商ヲ。先ノ羅ノ博士ノ如クユリソラシテ藥ニ移ル也。」（続真三〇・一一一上）と記述されている。『魚山薑芥集』は実際に「商」に「ユ」と注記しているので『声明集私案記』の指南を根拠として、「商」を「ユリソラス」ように指南をしていると考えられる。

No. 6 〈文殊讚〉 「殊」 t | 2

『魚山薑芥集』には、「徴」の博士に「ユ」（大正八四・八三七中）と注記され、さらに、それは「記意」（大正八四・八三七中）であると注記されている。一方、『声明集私案記』には「殊ヲハ少ユリ羽ヘ下ル。羽長クハセズ。」（続真三〇・一一四下）と記述されている。『魚山薑芥集』は実際に「ユ」の注記があるので『声明集私案記』の指南を根拠としている。

No. 7 〈四波羅蜜〉 「恒」 x | 35

『魚山薑芥集』には、「記云本ヲユリ末ハユラスシテ寧ヘウツルト云此モ本ハ呂末ハ律ノ故也一ツ博士ニ呂律アリ能々可分別事也」(大正八四・八三九中)と注記されている。一方、『声明集私案記』には「羅恒ノ恒ハ如レ先。中ヨリ本ヲ由ル。末ヲ少ユラデソラス様ニシテ寧ヘウツル。」(続真三〇・一二三下)と「商」の本を由り、末を由らない指南が記述されている。『魚山薑芥集』では当曲は反音曲と定められているので、『声明集私案記』の指南で唱えられていると考えられる。

二 出典が明示されない形式

次のように、出典が明示されない形式で、現行の唱法と同じ『声明集私案記』の指南を示す事例が四例あった。

No. 1 〈金剛界〉 「誓」 j | 417

『魚山薑芥集』には、「古ハ折目ニ成ス」(大正八四・八三〇下)という「徴」と「角」の折目に「イ」の仮名を付す「古」の指南が注記されている。『声明集私案記』では、「カナヲ折目ニ成ス。」(続真三〇・一〇三下)と『魚山薑芥集』と同様に記述されている。そして、『魚山薑芥集』の実際の博士には、「徴」と「角」の折り目に仮名が付されているので『魚山薑芥集』は「古」の『声明集私案記』の説と一致している。

なお、「文保二年本」『声明集隆法口伝』の実際の博士には「徴」「角」の折りに仮名が付されている。このように『魚山薑芥集』に引用されている「徴」と「角」の折りに仮名を付す説の典拠は『声明集私案記』以外にもあったようなのでこの説の引用元として『声明集私案記』を特記しなかったのだと考えられる。

No. 2 〈金剛界〉 「菩」 j | 694

『魚山薑芥集』には、「古云一ユリト云」(大正八四・八三一中)と「菩」の「徴」を一つ由る指南が注記されている。一方、『声明集私案記』も「菩ハ一ト由リテ提ヘ移テ菩ヨリ長クシテ由リ。」(続真三〇・一〇五下)と同一の指南が記述されている。そして、『魚山薑芥集』の博士には「賓由」とあるので、『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の説と一致している。

No. 3 〈理趣経〉 「大」 1 | 36

『魚山薑芥集』には、「古云本ノ角ヨリハ矢也」(大正八四・八三四中)というように、「大」の末の「徴」を本の「角」より短くする指南が注記されている。一方、『声明集私案記』にも、「大樂」(金剛)①ノ大ノ「(博士)①」ハ本ノ角ヨリ末ノ徴ハ短。」(続真三〇・一二六下)というように同一の内容の記述がある。そして、『魚山薑芥集』の博士には「矢」とあるので『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の説と一致している。

No. 4 〈心略漢語〉 「礼」 r | 20

『魚山薑芥集』には、「一説云終ノ句ノ末ノ商必ス呂ニスヘシト云」（大正八四・八三七上）という指南が注記されている。『声明集私案記』には、「呂ニモ律ニモ終ノ句ノ末ナル」（博士ノ）商ヲハ定テ呂ニスベシト云」（続真三〇・一一四上）という『魚山薑芥集』と同一の指南が記述されている。そして、『魚山薑芥集』の博士には「呂」とあるので『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の説と一致している。

以上のように、『魚山薑芥集』が、現行の唱法と同じ『声明集私案記』の指南を提示する事例が十一例あった。これらの中には、他説を非難する根拠として『声明集私案記』を挙げる明確な事例もみられ、これらはいずれも現行の唱法の正当性を示す根拠として提示されたと思われる。さらに、このことは、長恵が、『声明集私案記』を隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として位置付けていることを示していると思われる。さらにその大半を出典を明示して掲載したことは、『声明集私案記』に対して慎重に敬意を表明し、合わせて『魚山薑芥集』の正当性を主張するためでもあったと考えられる。

なお、「古」の説と同じ内容の指南が「文保二年本」（二―No. 1）と『声明集隆法口伝』（二―No. 1）にもみられた。長恵が『声明集私案記』の説を「古」としたのは、同じ説が『声明集私案記』以外にもあり、共有されていた情報なので、典拠として『声明集私案記』を明記しなかった可能性が考えられる。

第二目 現行の唱法と一致せず採用しなかった指南の提示

『魚山薑芥集』が、現行の唱法と相違する『声明集私案記』の指南を提示するが、その当時既に用いられていなかったか、或いは用いるべきではないと判断して採用しなかったと思われる事例が、次のように、合計三十三例確認できた。そのうち出典が明示される形式が二十八例、明示されない形式が五例であった。

一 出典が明示される形式

次のように、出典が明示される形式で、現行の唱法と相違する『声明集私案記』の指南が提示される事例が二十八例あった。

No. 1 〈胎蔵界〉 「諸」 k―386

『魚山薑芥集』の〈胎蔵界〉の「諸」には、「記云此山ユルト云今不由」（大正八四・八三一下）と注記されている。『声明集私案記』には、「請（諸）ノ徴ヲ由ル也。」（続真三〇・一〇八上）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。実際の博士にも「ス」と注記されている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 2 〈胎蔵界〉 「唯」 k―396

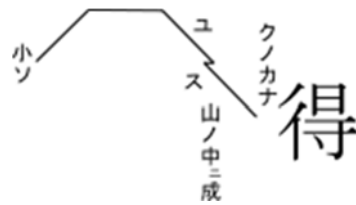
『魚山薑芥集』には、「隆然ノ記云ユイト付ラレタリ唯但案記ノ口説古今相違多端也當世ハ井也快助学頭既ニ重仙法印ノ附法トシテ井トスヘシト云當流之声明師豈違旨ニ一也」(大正八四・八三一下)と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「〔唯願〕④」唯ハ漢音ナレトモユイトスル也。」(続真三〇・一〇八上)と記述されている。『魚山薑芥集』は『声明集私案記』では、「唯」を「ユイ」と読んでいることを紹介している。実際に『魚山薑芥集』の「唯」の詞章には「井」と仮名が付されている。長恵は、「當流之声明師」はことによると『声明集私案記』の趣旨に違ったのかもしれないと推測している。なお、「永享六年本」の詞章には「ユイ」と記されているので、『声明集私案記』の指南と同じであるといえる。

No. 3 〈胎藏界〉 「得」 k 162

『魚山薑芥集』には、「記云得ノニナカラユルト云但今ハ如レ注一」(大正八四・八三三中)と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「得ノカナハ本ノ徴ノ中ニ成ル。徴ヲハニツナガラユル也。」(続真三〇・一〇九下)と記述されている。実際の『魚山薑芥集』の博士は左記のように、一番目の「徴」を由らず、二番目の「徴」を由っている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の「徴」を二箇所とも由る説を提示しているが、現在は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』との旋律の相違の一つである。

『魚山薑芥集』(大正八四・八三三中)



No. 4 〈理趣経〉 「剛」 1 185

『魚山薑芥集』には、「記云剛手ノ角モユルト云今ハ不由」(大正八四・八三五上)と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「剛手言ノ角ノ博士皆由ル也。」(続真三〇・一二七上)と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

なお、「永享六年本」の「剛」「手」「言」の「角」に「ユル」と注記されている。したがって、「永享六年本」は、『声明集私案記』と同一の指南であるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 5 〈四智梵語〉 「観」 1 19

『魚山薑芥集』には、「記云ユリソルト云今ハ不然」(大正八四・八三六中)と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「摩娜「靚④」娜「靚④」ノ本ノ商「高④」ヲ前「先④」ノ様ニ由リソラシテ末モ如クニ以前一スル。」(続真三〇・一一一上)と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 6 〈大日讚〉「薩」0—1

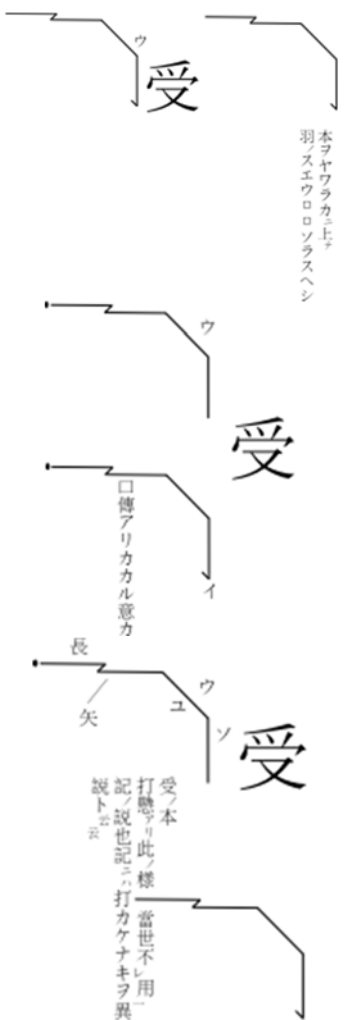
『魚山薑芥集』には、「記云薩ノ本ユルト云當世尔ラス」(大正八四・八三六中)と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「此讚ノ商ノ博士何レトモ少シツツユルカスヘシ。(中略)葉(マヽ)ハ商宮ヲ回シテ又商へ突上テソラズシテユリ。」(続真三〇・一一一下)と記述されている。『声明集私案記』には「葉」とあるが、これは「薩」の間違いである。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説を用いていないと述べられている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 7 〈四智漢語〉「受」q—6

『魚山薑芥集』には、「受ノ本ニ打懸アリ此ノ様當世不レ用一記説也記ニハ打カケナキヲ異説ト云」(大正八四・八三六下)と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「受ノ本ニ折「打④」カケアリ。三ツ「番④」メノ徴ノ中ニカナヲ成ス。次ニ角ヲニツ重テ星ヲツク。或ハ本ノ打カケヲセズシテスクニ羽ヲ出ス是異説也。」(続真三〇・一一三上)と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

「称名寺本 a」 『声実抄』(続真三〇・一九上) 『魚山薑芥集』(大正八四・八三六下)



なお、右記のように、「称名寺本 a」には折懸けのある博士、また『声実抄』には本説として折懸けのある博士、異説として折懸けのない博士が掲載されている。したがって、「称名寺本 a」と『声実抄』の本説は『声明集私案記』と同一の指南であるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

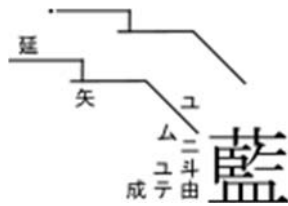
No. 8 〈佛讚〉「藍」s—12

『魚山薑芥集』には、「記ニハ末ニ星アリ」（大正八四・八三七上）と記述されている。一方、『声明集私案記』には「多藍ノカナハ徴ノ中ヨリ末ニ成ス。末ノ角ニ星ヲ突。」（続真三〇・一一四上）と記述されている。『魚山薑芥集』の本説の博士は、左記のように突いていないので、『声明集私案記』の説を採用していない。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

『魚山薑芥集』（大正八四・八三七上）

記ニハ末ニ星アリ



No. 9 〈文殊讚〉「真」t—16

『魚山薑芥集』には、「記云ユルカスト云今ハ不尔」（大正八四・八三七中）という注記がある。一方、『声明集私案記』には、「眞座ノ二字ハ少シユル。」（続真三〇・一一四下）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

なお、「永享六年本」『声明集隆法口伝』は「ス」と注記しているので、『魚山薑芥集』の指南と同じであるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 10 〈吉慶梵語〉「菅」v—3

『魚山薑芥集』には、「記云ユルト云當世不尔此讚ハ常ヨリ羽深ソルト云」（大正八四・八三八中）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「菅ハ商ノ中程ニカナヲ成ス。商ノ末ヨリ角徴ト回スニ。徴ニ成ルト思フ所ヨリユル也。」（続真三〇・一一九下）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

なお、「永享六年本」には「ユ」と注記されているので、『声明集私案記』の指南と同じであるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 11 〈吉慶梵語〉「他」v—47

『魚山薑芥集』には、「記云怛他二字呂ト云依之一宮ヲユルト云當世不尔梵平唯律

頌ニ違也」(大正八四・八三八中)と注記されている。一方、『声明集私案記』には「但多ノ二字ハ呂也。多ヲユリテ」(続真三〇・一二〇上)と「多」(「他」)の「宮」を由る指南が記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。また、実際に『魚山薑芥集』の「他」の「宮」には「ス」と注記されている。

なお、『声明集隆法口伝』には「ス」と注記されているので、『魚山薑芥集』の指南と同じであるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 12 〈吉慶梵語〉「扇」v—120

『魚山薑芥集』には、「記云ユルクト云」(大正八四・八三八中)という「宮」を由る指南が注記されている。しかし、「宮」の博士には「ス」とあるので、実際には由っていない。一方、『声明集私案記』には、「扇モ宮ヲ少ユリテ下ノ羽へ下ル。自レ是以前ニアルモ以後ニアルモ。宮ヨリ羽へ下ル博士」下羽「宮ハ呂ニシテ少ユルカス由」。「委クハ」可レ尋。(続真三〇・一二〇上)と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、それを採用していない。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 13 〈阿弥陀讚〉「弥」く「也」w—3く6

『魚山薑芥集』には、「記意弥ノ羽ヨリ也ノ羽マテ各ユルト云當世ハ不尔也」(大正八四・八三八下)と記述されている。一方、『声明集私案記』には、「彌ハ末ノ羽ヲ由ル。多ハニゴル也。多婆也ノ三字ハ皆由也。」(続真三〇・一二三下)と「弥」「陀」「婆」「也」を由る指南が記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

なお、『声明集隆法口伝』は、「弥」「婆」「也」を「ス」と、「永享六年本」は「弥」「陀」「也」を「ス」と注記しているので、それぞれ『魚山薑芥集』の指南と同じであるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 14 〈阿弥陀讚〉「也」w—6

『魚山薑芥集』には、「此羽記意ユリテモ不吉」(大正八四・八三八下)と注記されている。『声明集私案記』には、「也ハ末ヲユリソラス也。」(続真三〇・一二三下)と記述されている。『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の由る指南を不吉であるとみなしている。『魚山薑芥集』の実際の博士にも由の旋律名は付されていない。

なお、「永享六年本」には「ソ」と注記されているので、『声明集私案記』の指南と同じであるといえる。一方、『声明集隆法口伝』には、「ス」と注記されているので『魚山薑芥集』の指南と同じであるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 15 〈阿弥陀讃〉「也」w | 17

『魚山薑芥集』には、「記云ユリソルト云今不尔」（大正八四・八三八下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「底也モ少ユル也。ユリテ末ヲソラス。」（続真三〇・一二三下）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

なお、「永享六年本」「文保二年本」は「ソ」と、『声明集隆法口伝』は「少ソ」と注記しているので、それぞれ『声明集私案記』の指南と同一であるといえる。

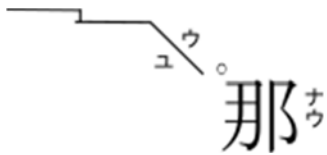
また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 16 〈阿弥陀讃〉「那」w | 32

『魚山薑芥集』には、「記ニハ星アリト云」（大正八四・八三九上）という注記がある。しかし、左記のように実際には末に星を突いていない。一方、『声明集私案記』には、「邇那ノ那ハカナヲ中ヨリ末少」成ス。角ヘ下ル末ノ角ノ終ニ星ヲ突。」（続真三〇・一二四上）という記述がある。『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の説を採用していない。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

『魚山薑芥集』（大正八四・八三九上）



No. 17 〈阿弥陀讃〉「佉」「縛」w | 38、39

『魚山薑芥集』には、「記云佉縛二字共ニユルト云今不尔」（大正八四・八三九上）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「佉縛ノ二字ヲ由ル。」（続真三〇・一二四上）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 18 〈阿弥陀讃〉「迦」w | 57、61

『魚山叢芥集』には、「記云迦ノ羽ヨリ羅マテ羽ヲ各ユルト云今不尔ラ」（大正八四・八三九上）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「迦ノ徴モ不レ由。徴ヨリ羽へ折上テニタユリ計リスニルテ」④。尾質恒「但」④ノ三字モタヲヤカニ。二タ〇「由」④「計リヅ」ユリテ拾フ也。羅ハ長シ。本ヲユリテ末ソラス也「④欠」。如ニ上「先」④「注一」。（続真三〇・一二四下）と「伽」「尾」「質」「恒」「羅」それぞれの「羽」を由る指南が記述されている。『魚山叢芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

なお、「永享六年本」は、「尾」「質」「恒」の「羽」を「ス」と注記しているので『声明集私案記』の指南と同一であるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山叢芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 19 〈阿弥陀讃〉「答」w—84

『魚山叢芥集』には、「記云本ノ宮ヲユルト云今ハユラサル也」（大正八四・八三九上）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「答ハ本ノ宮ヲユル」（続真三〇・一二五上）と記述されている。『魚山叢芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

なお、「永享六年本」は「ユル」と注記されているので、『声明集私案記』の指南と同一であるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山叢芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 20 〈阿弥陀讃〉「拏」w—90

『魚山叢芥集』には、「記ニハユルカス云今ハ不尔」（大正八四・八三六中）と注記されている。一方、『声明集私案記』には「拏ハ本ヲ少シユルカシテ末ヲソラス。」（続真三〇・一二五上）と記述されている。『魚山叢芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山叢芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 21 〈四波羅蜜〉「羅」x—6

『魚山叢芥集』には、「記云本ヲユルカスト云」（大正八四・八三九上）と注記されている。しかし、「宮」の博士には旋律名がないので、実際には由っていない。一方、『声明集私案記』には「日ラノラモ本ヲ少ユルカシテ末ヲソラス也。」（続真三〇・一二三上）と記述されている。『魚山叢芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、それを採用していない。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山叢芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 22 〈四波羅蜜〉「日」x—16

『魚山薑芥集』には、「記云商ヲモユルト云今不尔」（大正八四・八三九上）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「日ノ商ヲ由ル。」（続真三〇・一二三上）と「商」を由る指南が記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 23 〈四波羅蜜〉「薩」x—12 「怛」x—13

『魚山薑芥集』には、「記云サトノ二字ユルト云今ハ不尔」（大正八四・八三九上）と注記されている。しかし、それぞれの「商」の博士には旋律名がないので、実際には由っていない。一方、『声明集私案記』には「薩怛ノ二字モ由ル。」（続真三〇・一二三上）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 24 〈金剛薩埵〉「慢」y—2

『魚山薑芥集』には、「記ニハ商ノ本ヲユルト云」（大正八四・八三九中）と注記されている。しかし、「宮」の博士には旋律名がないので、実際には由っていない。一方、『声明集私案記』には、「曼モ宮ヨリ商へ折上テ商ノ本ヲ二由計シテ本ヲ「末④」不レ由少ソラシテ多へ移ル。」（続真三〇・一二一下）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、それを採用していない。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 25 〈金剛薩埵〉「怛」y—25

『魚山薑芥集』には、「記ニハユルト云今不尔」（大正八四・八三九下）と注記されている。ただし、「商」の博士には旋律名がないので、実際には由っていない。一方、『声明集私案記』には、「捺ノ末ノ商モ由テ長クハセズシテ「（羅ニ移ル也。）④」。」（続真三〇・一二一下）と「商」を由る指南が記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 26 〈金剛寶〉「怛」z—5 「曩」

『魚山薑芥集』には、「記ニハ怛曩二字少ユルカスト云今不レ然也」（大正八四・八三九下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には「怛曩ノ二字少ユルカス也。」（続真三〇・一二二上）と「怛」「曩」の「商」をそれぞれ由る指南が記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 27 〈金剛寶〉「羅」z—11

『魚山薑芥集』には、「記云折捨ルト云」（大正八四・八三九下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「縛日羅ノ羅ハ商ヨリ宮ヘ下テ長クハセス。折捨ノ如ニシテ次ノ羅ニ移ル。」（続真三〇・一二二上）と記述されている。『魚山薑芥集』は「羅」と、次の「角」で記譜されている「他」（z—12）の間に「二字ノ自下也」と注記があるので、「羅」「他」は切っていないと考えられる。したがって、『声明集私案記』の「羅」と「他」の間で、いったん「折捨」をする『声明集私案記』の指南で『魚山薑芥集』は唱えていなかったと考えられる。

No. 28 〈金剛法〉「輪」α—19

『魚山薑芥集』の「輪」α—19の欄外には左記の下方の博士が掲載されており、その傍らには「輪記ニハ如此今ハ不尔近来ノ博士今ハ還古ニスル也南方ノ訶又同云」（大正八四・八四〇上）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、〈金剛法〉には「ではなくて〈金剛寶〉（〈南方讚〉）の「訶」の箇所に「摩訶ノ訶ニハ異説有。商ヲ宮ヘ回シテ又商ヘ突上テ本ヲ少シ由ル。末ヲソラシテ角ヘ突上。是ハ根本博士也。今ハ本ヲ回シテ商ヘ突上テ。タヲヤカニ由テ又角ヘ折上也。是祕讚ニ有ル博士ノ近来シツケタル也。以下此博士皆同レ之。」（続真三〇・一二二上）と「商」を「角」へ折り上げる指南が記述されている。『魚山薑芥集』は、『声明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。

『魚山薑芥集』（大正八四・八四〇上）

『魚山薑芥集』異説（同頁）

二 出典が明示されない形式

次のように、現行の唱法と相違する『声明集私案記』の指南が、出典が明示されない形式で提示される事例が五例あった。

No. 1 〈三条錫杖〉「實」g—15

『魚山薑芥集』には、「實ノ商古ハソト云當時不尔也」（大正八四・八二六下）と「實」の「商」を「反」る「古」の指南が注記されている。一方、『声明集私案記』は「實ハ本ノ商ヲソラシテ宮ヘ下ス。」（続真三〇・九五下）というように「古」の指南と同一の記述がある。

なお、『声実抄』「文保二年本」「永享六年本」『声明集隆法口伝』は「古」の

説と同様に反る指南をしている。『魚山薑芥集』のみ反らない指南である。したがって『魚山薑芥集』は、「古」の説と相違している。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

No. 2 〈金剛界〉 「不」 j—j²⁵¹

『魚山薑芥集』には「古云四位同長云雖然第三ノ山少豆」（大正八四・八三〇上）と
いうように、「不」の「宮」「羽」「徵」「羽」の音価を等しくする「古」の指南が注記
されている。一方、『声明集私案記』には、「不ハ宮羽徵羽ノ四同シ長サニスベシ。」
（続真三〇・一〇一）と『魚山薑芥集』の「古」と同一の指南が記述されている。ただ
し、『魚山薑芥集』は三番目の「徵」を短くする指南が加筆され「古」や『声明集私案記』
の指南と相違している。

No. 3 〈理趣経〉 「盧」 1—1³¹⁴

『魚山薑芥集』には、「古云持上様ト云声エハキツカトハ不持上也」（大正八四・八
三五中）という「角」から「徵」へ持ち上げる指南が注記されている。一方、『声明集私
案記』には、「ルノ本ノ徵ヲモユル。角へ折下テ重テソラシテ商へ下テ商ノ末ヲソラズ。
角へ折上テ角ノ末ヲ「本」持上ル様ニ徵へ折上テ由ル。」（続真三〇・一二九上）と
『魚山薑芥集』と同一の指南が記述されている。しかし、『魚山薑芥集』には「不持上也」
と記述されているので実際に『声明集私案記』の指南を採用していない。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相
違の一つである。

No. 4 〈吉慶漢語〉 「諸」 u—1

『魚山薑芥集』には、「ユルカス一説アリ」（大正八四・八三七下）と「商」を由る説
もあると注記されている。『声明集私案記』も「諸ノ末ノ商ト佛ノ商ト少ユルカス也。」

（続真三〇・一一六下）と「商」を由る「一説」と同一の指南が記述されている。また、
「文保二年本」の「商」にも「ユ」の注記がある。そして、『魚山薑芥集』の「商」には
実際には由る旋律名はないので「一説」を採用していない。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相
違の一つである。

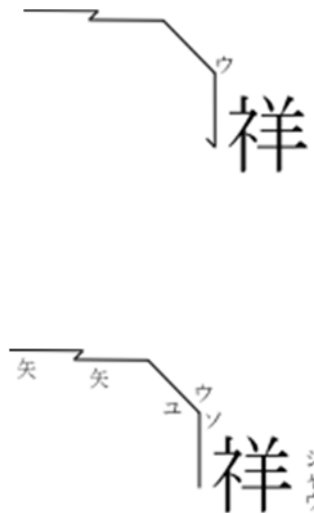
No. 5 〈吉慶漢語〉 「祥」 u—48

『魚山薑芥集』には、「祥ノ根ニ打懸アリト云當世不尔一又末ノ角ニ星アリト云是
又無尔」（大正八四・八三七下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「祥
本ノ羽ノ始「初」ヲ打カケテ。末ヲソラシテ徵へ下テ徵ノ中ニカナヲ成ス。角へ下ル角
ノ終リニ星ヲ突。」（続真三〇・一一八上）と記述されている。『魚山薑芥集』は、『声
明集私案記』の説を提示しているが、現在はその説は用いられていないとしている。実際
の博士でも左記のように、打ち懸けていない。なお、左記のように「称名寺本 a」は本を
打掛けているので、『声明集私案記』の指南と同じであるといえる。

また、この相違は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律の相違の一つである。

「称名寺本 a」

『魚山薑芥集』（大正八四・八三七下）



以上のように、『魚山薑芥集』が現行の唱法と一致せず、採用もしなかった『声明集私案記』の指南を挙げている三十三の事例をみてきた。なお、これら三十三例のうちの一八例で、「今ハ不由」「今ハ不尔」「當世不レ用」「當時不尔」等として、これらの指南はその当時既に用いられていなかったことを明言している。

なお、ここでみた三十三事例のうち二十九例は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』との間で違いがみられた旋律についての指南であった。つまり、長恵は、『魚山薑芥集』と相違する八十六の『声明集私案記』の旋律のうち二十九を、つまり約三分の一以上を、『魚山薑芥集』に注記したことになる。

このように、長恵の時代に用いられていない或いは用いるべきではないと判断した『声明集私案記』の指南であっても、長恵はそれを無視せずに、その多くを出典を明示して提示した。これは、先述したように、隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として『声明集私案記』を位置付け、『声明集私案記』への敬意を表明し、このことによって自ら編集した『魚山薑芥集』の正統性を主張するためであったと考えられる。

また、長恵は、一—No.2の〈胎蔵界〉の「唯」³⁹⁶ k—では、現行の唱法が『声明集私案記』の指南と大分相違してしまつたことを報告している。その理由を「声明師」が『声明集私案記』の指南を違えてしまつたからだとしている。もしかすると、長恵は、「声明師」によって違えられてしまつたと判断した指南を主に選んで掲載した可能性があるとも考えられる。

また、「古」の説と同じ内容の指南が「文保二年本」（二—No.1、No.4）・「永享六年本」（二—No.1）・『声実抄』（二—No.1）・『声明集隆法口伝』（二—No.1）にもみられる。このことから、先述したように、長恵が『声明集私案記』の説を「古」として提示したのは、同じ説が『声明集私案記』以外にもあり、共有されていた情報なので、典拠として『声明集私案記』を明記しなかつた可能性が考えられるであろう。

第三目 現行の唱法と一致しないが許容される一説として提示された指南

『魚山薑芥集』が、現行の唱法と相違する『声明集私案記』の指南を、現行の唱法と共

存できる許容範囲内の一説として提示していると思われる事例が、次のように、合計十例確認できた。そのうち出典が明示される形式が七例、明示されない形式が三例であった。

一 出典が明示される形式

次のように、出典が明示される形式で、現行の唱法と相違する『声明集私案記』の指南が、許容範囲内の一例として提示されたと思われる事例が七例あった。

No. 1 〈云何唄〉 「得」 「長」 「壽」 c—3—5

『魚山叢芥集』には「案記云得長壽ノ三字一息也ム云雖然息短ハ長ニテ可レ切一」（大正八四・八二五下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「息ヲ續スマシテ得長壽ノ三字ヲトイキニスル也。」（続真三〇・九一上）と記述されている。『魚山叢芥集』では息が短ければ「長」で息継ぎをしてもいいと述べられているが、『声明集私案記』の指南を許容される範囲の一説として掲載したと考えられる。

No. 2 〈金剛界〉 「帰」 j—369

『魚山叢芥集』には、「案記云五悔若高クハ鏝ノ商ニ皈ヲ出スヘシト云」（大正八四・八三〇中）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「若シ五悔高クハ勸請ハ尚高キ間シニクシ。此ノ時ハ先ノ鏝ノ末ナル商ノ聲ヲ以テ歸命ノ宮ヲ出スヘシ。是ハ五悔ノ高キ時ノ事也。」（続真三〇・一〇二上）と「五悔」が高い時に限り、「鏝」の「商」の音で「歸命」を出す指南がされている。長恵は『声明集私案記』の指南を一説として掲載していると考えられる。

No. 3 〈金剛界〉 「誓」 j—417

『魚山叢芥集』には、「記云誓ノ博士カルト律ノ声ニスヘシ云三ノ由ノユリヲリニ不可混一故ニ律ノ声ニスト云也折目ニカナヲ付スト云モ律ノ声ニキコヘシメテ三ノ博士不可混ス一故実也」（大正八四・八三〇下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「本誓ノ誓ハ餘ヨリカルカルト律聲ニユリテ角ヘ下テカナヲ折目ニ成ス。此字ヲ律聲ニスル事ハ次ノ字ノユリ下ナルカ故也。ユリ下ニマカウ間餘ヨリカルカルトス「ユ④」ル也。折目ニカナヲハ密カニ成ス。」（続真三〇・一〇三下）と記述されている。『魚山叢芥集』は『声明集私案記』の「誓」を「律声」にする指南を一説として掲載していると考えられる。

No. 4 〈胎藏界〉 「歸命頂礼大」 k—106—110

『魚山叢芥集』には、「案記云皈命頂礼ハ只拍子ト云」（大正八四・八三一下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「歸命頂禮ハ只拍子也」（続真三〇・一〇六下）と記述されている。『魚山叢芥集』は『声明集私案記』の指南を一説として掲載していると考えられる。

No. 5 〈胎藏界〉 「衆」 k—471

『魚山薑芥集』には、「記云豆也ト云古ハ引云」（大正八四・八三三上）と注記されている。一方、『声明集私案記』「〔衆生ノ衆ハ末ノ徴ヲユラズ。短シテ末へ移ル也。〕①」（統真三〇・一〇八下）と記述されている。『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の説と「古」の説をそれぞれ一説として掲載している。

No. 6 〈胎蔵界〉 「者」 k—527 「羅」 k—528

『魚山薑芥集』には、「記云羅同長也但羅ヲユレハラハ者ヨリハ長也」（大正八四・八三三上）と注記されている。一方、『声明集私案記』には、「者羅ノ二字ハ同シ長サニスル也。」（統真三〇・一〇八下）と記述されている。『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の指南を一説として掲載している。ただし、実際の『魚山薑芥集』の「羅」の「徴」には「ユ」の注記がある。したがって、『魚山薑芥集』は由っているので、「羅」を「者」よりも長く唱えている。

No. 7 〈吉慶漢語〉 「諸」 u—1

『魚山薑芥集』には、「記云晴時商ヨリ」（大正八四・八三七下）と注記されている。一方、『声明集私案記』には「諸ヲハ商ヨリモ出ス。又角ヨリモ出ス。何レモ不レ苦。晴ノ座敷ナドニハ商ヨリ出ス。」（統真三〇・一一六下）と記述されている。『魚山薑芥集』は『声明集私案記』の指南を一説として掲載している。

二 出典が明示されない形式

次のように、出典が明示されない形式で、『声明集私案記』の指南が、許容範囲内の一例として提示されたと思われる事例が三例あった。

No. 1 〈対揚〉 「伽」 i—70

『魚山薑芥集』には、「古云此博士カトモナクマワシテ不折云ソルヘカラス」（大正八四・八二八上）というように、「伽」の初重の「羽」から「宮」へ回す「古」の指南が注記されている。一方、『声明集私案記』には、「伽藍ノ伽ノ字ハ羽宮ヲハ不レ折也。カドモナク廻ス〇「也。①」（統真三〇・九九下）というように『魚山薑芥集』の「古」と同一の指南が記述されている。ただし、『魚山薑芥集』の実際の唱法は不明である。

なお、「文保二年本」にも「折目モ無クマワス説モアリ」という同一の内容の記述がある。このように『魚山薑芥集』に引用されている「古云」の「羽」から「宮」へ回す説の典拠は『声明集私案記』以外にあったようなのでこの説の典拠として『声明集私案記』を明記しなかったのだと考えられる。

No. 2 〈胎蔵界〉 「誓」 k—645

『魚山薑芥集』には、「古ハ火ト云」（大正八四・八三三中）という「古」の「羽」を短くする指南が注記されている。一方、『声明集私案記』にも「三ツ「番①」メノ誓ハ羽ヲ少シソラシテ短クシテ上ノ宮へ折上テ末ヲ本ヨリ長シ」（統真三〇・一〇九下）という「羽」を短くする同一の記述がある。ただし、『魚山薑芥集』の実際の唱法は不明であ

る。

No.3〈心略漢語〉「碍」r10

『魚山薑芥集』には、「或説云此商ヨリ呂ト云云或尚律ト云云」（大正八四・八三七上）という「碍」の「商」から「呂」に反音にする、もしくは「律」に留まる「或説」の指南を注記している。一方、『声明集私案記』には、「無碍ノ下ヨリ呂也。或ハ律。」（続真三〇・一一四上）と同一の記述がある。『魚山薑芥集』の指南は「或」の説と同一であるといえる。ただし、『魚山薑芥集』の実際の唱法は不明である。

以上のように、『魚山薑芥集』が、一説として『声明集私案記』の指南を挙げていると思われる箇所は十箇所みられる。

ただし、これらの事例の中には、『魚山薑芥集』の実際の唱法が不明のものが多く、これらの指南が一例として併存が認められていたのか、採用されなかったのかの判断も決して容易ではない。この第三の分類の分析と考察は、今後の課題としたい。

なお、ここでも「古」の説と同じ内容の指南が「文保二年本」（二―No.1）にもみられる場合もあった。

以上のように、『魚山薑芥集』は五十四箇所において『声明集私案記』の指南を提示していた。それらの中で、自己の正統性を示すために、『魚山薑芥集』の現行の唱法と一致する指南を提示する事例が十一例あった。

『魚山薑芥集』と一致しない指南を提示する事例は四十三例であったが、その中で明らかに実唱に採用しなかったにもかかわらず提示した事例が三十三例あった。

また、四十三例中二十九例は旋律に関する指南であった。『魚山薑芥集』と相違する『声明集私案記』の旋律は八十六であったので、長恵は『魚山薑芥集』と相違する八十六の『声明集私案記』の旋律うちの二十九を、つまり約三分の一以上を、『魚山薑芥集』に掲載していたことになる。

以上のことから、同じ覚証院方に属し基本的に同一の声明を伝えながらも、より革新的な傾向をもった隆法系の『魚山薑芥集』の唱法と保守的な慈鏡系の『声明集私案記』の指南には、ある程度の相違が生じていたといえる。このような状況において長恵は、隆法系の唱法によって『魚山薑芥集』を編んだが、『声明集私案記』を隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として受け入れ、『声明集私案記』の指南を多数『魚山薑芥集』に掲載し、『魚山薑芥集』の正統性を主張したと思われる。『魚山薑芥集』はこのような方向性を持って『声明集私案記』を受用したと思われる。

なお、このような経緯を考えると、『魚山薑芥集』成立当時に『声明集私案記』つまり慈鏡系の声明の伝承が衰退していた可能性を考えるとできると思われる。

第四目 流派の情報

『声明集私案記』には、諸系譜の指南を対比した記述が存在する。それらの記述の『魚山薑芥集』への引用をみることによって、長恵の時代の相応院流、東南院方、金剛三昧院

方の高野山における影響力について明らかにしたい。

一 相応院流と進流

『声明集私案記』には、進流と相応院流との指南を対比した記述が二十三箇存在する。それを、『魚山薑芥集』に掲載されているものと掲載されていないものとに分類し、『魚山薑芥集』の時代の相応院流の影響力について推定したい。

(一) 掲載

長恵が『魚山薑芥集』に掲載した『声明集私案記』の相応院流と進流を対比する情報は次の十例である。

No. 1 〈三条錫杖〉「世」g―58

『声明集私案記』には、「三世ノ置聲ハ相應院ナリ。」(続真三〇・九六上(下))という相応院の指南についての記述がある『魚山薑芥集』には、「相応院ニハイノカナアリ進ニハイノカナ無シ」(大正八四・八二七上)という相応院と進流の仮名の位置を対比した注記がある。一方、『魚山薑芥集』では、相応院流の情報に加えて、進流の情報が付加されている。また、『声明集隆法口伝』には、「イノカナ無シ」とある。したがって、『魚山薑芥集』は『声明集隆法口伝』を見て新たな情報を加えた可能性がある。

No. 2 〈対揚〉句数について

『声明集私案記』には、「對揚ニ異説アリ進ノ様ニハ半句結也。灌頂ニハ九句結フ也。常ニハ十一句。多クハ十三句是不レ可レ過也。少キハ七句也。七句十三句ハ希有ノ「㊦欠」事也。進ノ様ニモ七句ヲ用ルコト在レ之。七句計ナリトモ不レ苦也。句ノ數ハ初ノ南無ヨリ終リノ所願成辨マテ也。相應院ニハ重半不レ定也。灌頂ニハ八句ニ結也。餘ハ不レ定也。」(続真三〇・九九下)という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には「一句數事十三句十一句七句也相應院流ニハ重半不定也」(大正八四・八二八中)と注記されている。したがって、『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

No. 3 〈金剛界〉「礼佛」の「南」j―606 の読み方について

『声明集私案記』には、「進様ニハ阿闍ヨリ以下ノ三十六尊ヲナモトシテ最初ヲハナウボトスル也。相應院ニハ總シテ三十七尊ヲナウボトスル。」(続真三〇・一〇五上)という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には「相應院ニハ三十七尊ヲ皆ナウボトスル也」(大正八四・八三一上)とある。『魚山薑芥集』は進流の情報はないが、相応院流については言及している。

No. 4 〈胎藏界〉「三」k―554

『声明集私案記』には、「十三大會ノ〇「三」㊦」字ニ異説多也。相應院ニハ直ニ三ト

ハセズ。ソントシテ博士ヲハソラシテ上ノ宮ヘ折上ル也。進ノ様ニハ此博士ヲ異説ニスル也。但シ「(進ノ様ニハ)④」乙ソントハ不レ言直ニ三ト云也。相応院ニ限テソントスル也。進ノ様ニハ此ノ博士ノ一説ニ又徴ヲユリテ上ノ宮ヘ折上ル也。是レ一説〇「也。④」又上ノ宮計「(ユル)④」は一説也。當世ハ多分徴計シテ末ヲ突テ大ヘ移ル。」(続真三〇・一〇九上)と記述されている。一方、『魚山薑芥集』には、「三古云進流異説相応院ニハ三ソントスルト云」(大正八四・八三三中)と注記されている。したがって、『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

No. 5 〈四智梵語〉「達摩誡夜那」 n—25 ｝ 29

『声明集私案記』には、「相應院ニハ羅ニテ切テ達摩誡也那ノ五宇ヲ云イツヅクル也。進様ニハ達アテ切テ摩誡也那「奈④」マテスル也。但シ誡也ノ徴ハ「誡徴_よ④」ユラズ。餘ハユル。」(続真三〇・一一一下)という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、「相應院ニハ羅ニテ切」(大正八四・八三六中)と注記されている。『魚山薑芥集』では、進流の切る箇所については言及されていない。

No. 6 〈大日讃〉「迦」 o—27

『声明集私案記』には、「次二下ノ迦ヲ相應院ニハ清テスル。進様ニハ濁ル也。」(続真三〇・一一二上)という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、「相應院ニハ清進ニハ濁」(大正八四・八三六下)と注記されている。したがって、『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

No. 7 〈不動讃〉「僧」 p—55

『声明集私案記』には、「僧ノ字ヲハ進様ニハソトスル也。相臆院ニハソウトスル也。」(続真三〇・一一二下)という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には「進流ニハソトスル也相應ニハソウトスル也」(大正八四・八三六下)と注記されている。したがって、『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

No. 8 〈吉慶漢語〉「沐」 u—29

『声明集私案記』には、「相應院ニハ沐ヲ濁ス也。進様ニハスム也。」(続真三〇・一一七下)という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、「濁ハ相應院清ハ進流」(大正八四・八三七下)と注記されている。したがって、『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

No. 9 〈吉慶梵語〉「藥」 「婆」 v 14 ｝ 15

『声明集私案記』には、「此讚進相ノ清濁アリ。藥〇〇婆〇ハ相「(應院)④」〇藥〇。婆ハ進〇「様④」也。」(続真三〇・一一九上)という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、「婆」に「今ハ相流ニ同シテ清也」(大正八四・八三八中)と注記されている。したがって、『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

No. 10 〈金剛寶〉「羅」z—4

『声明集私案記』には、「相」〔應院ニハ〕④「アラト云也。進〇」〔様ニハ〕④「ラト云也。」（続真三〇・一二二上）という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には「此贊ノ頭ノ句ノ羅ヲ相応院流ニハアラトスル也當流ノ意ハ上ノ羅ニアノ響アル處ニ別シテアトスルニ不レ及也」（大正八四・八三九下）と注記されている。したがって、『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

(二) 不掲載

長恵が『魚山薑芥集』に掲載しなかった『声明集私案記』の相応院流と進流を対比する情報は次の十三例である。

No. 1 〈云何唄〉「云」「何」c—1152

『声明集私案記』には「相應院ニハウムカノ三字ヲ同長サニスル也。進ノ様ニハ不レ爾ラ」〔然④〕云何ノ二字同長サニスル也何ノ字ニテ切」（続真三〇・九一下）という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 2 〈云何唄〉「壽」c—5

『声明集私案記』には、「壽ノ博士ノ末ハ大略如來唄ニ同シ相應院ニハ末ノ宮ヲ二ツノコシテ聲ヲ切ル。進ノ様ニハ一ツノコシテ声ヲ切ル。」（続真三〇・九一上）という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 3 〈三條錫杖〉「護持弟子」107 5 110

『声明集私案記』には、「相應院ニハ弟子マテスル也。進様ニハ不レ然護持計リスル也。」（続真三〇・九六下）という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 4 〈金剛界〉「常」j—7

『声明集私案記』には、「常ノ字ノ商モユラサル也相應院ニハツヨクユル也。」（続真三〇・一〇〇上）という相応院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 5 〈金剛界〉「發」j—124

『声明集私案記』には、「相應院ニハ此ノ發ノ字ヲ濁シテスル也。」（続真三〇・一〇一上）という相応院流の指南についての注記がある。一方、『魚山薑芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 6 〈金剛界〉 「般」 j—211

『声明集私案記』には、「臨般ノ般ノ羽中ヨリ少シ末ニテ〔(ツノ)①〕カナヲ成ス。後ノ徴へ下ル相應院ニ此ノ般ノ字ニ少シ末ニムノカナノヲ成ス。」(統真三〇・一〇一上) という相應院流の指南についての記述がある。一方、『魚山叢芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 7 〈金剛界〉 「勸請」の入句について

『声明集私案記』には、「勸請ノ入句ノ事仁海作法集ニハ佛菩薩明王天等共ニ教令輪ノ下ニ可レ入ル。小野ノ勸請集ニハ佛菩薩ハ十六人供ノ下ニ入ト。明王天等ヲハ〇〔共ニ①〕教令輪ノ下ニ入。佛菩薩ハ正法輪ナル間教令輪ノ「イ欠」上ニ入ルレ之ヲ。進ノ様ニハ佛菩薩ヲ十六人供ノ次ニ入レ。明王天等ヲハ教令輪ノ次ニ入也。相應院ニハ定テ明王天等ヲ教令輪ノ次ニ入ル也〔②欠〕。今進ノ様ニモ多分佛菩薩明王天等ヲ〇〔共ニ①〕教令輪ノ次ニ入ル也。進ノ様ニハ何レニモ不レ苦。當世ハ何ヲモ教令輪ノ次ニ入ル也。」(統真三〇・一〇三上) という相應院流と進流の指南についての記述がある。一方、『魚山叢芥集』には、「入句ヲハ教令輪ノ可入也小野ノ勸請集ニハ佛菩薩ヲハ十六人供ノ次ニ入レ明王天等ヲハ教令輪ノ次ニ入ルト云云進ノ様モ本ハ如レ此スル也然ルヲ近代ハ佛菩薩ヲモ教令輪ノ次ニ入也此ハ仁海ノ作法集ノ意也當時用之ヲ一但依意業ニ一新古用否可有也」(大正八四・八三〇下) とある。『魚山叢芥集』では、相應院の情報が無くなっている。

No. 8 〈金剛界〉 j—471 「福」の読み方について

『声明集私案記』には、「相應院ニハ福トハセズフトスル也」(統真三〇・一〇四下) という相應院流の指南についての注記がある。一方、『魚山叢芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 9 〈金剛界〉 「普供養」 「阿」 j—500 より読み始める指南

『声明集私案記』には、「相應院ニハ阿ヨリスル也」(統真三〇・一〇四下) という相應院流についての注記がある。一方、『魚山叢芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 10 〈金剛界〉 「大」 j—680 の読み方について

『声明集私案記』には、「相應院ニハ大悲胎「大④」藏ノ大ヲハ濁ス也。」(統真三〇・一〇五上) という相應院流の指南についての注記がある。一方、『魚山叢芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 11 〈金剛界〉 「所修功德」の旋律

『声明集私案記』には、「相應院ニハ所修功德ヨリ徴ノ音ニ博士ヲスル也。」(統真三〇・一〇五下) という相應院流の指南についての注記がある。一方、『魚山叢芥集』には、「所修功德」の詞章及び博士はないため、これと同じ内容の注記はない。

No. 12 〈金剛界〉 「喜」 j—703 の旋律

『声明集私案記』には、「喜ハ徴也。相應院ニハ博士ヲ羽徴トスル也云云」(統真三

○・一〇五下) という相応院流の指南についての注記がある。一方、『魚山薑芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

No. 13 〈吉慶梵語〉「瞢」v—3

『声明集私案記』には、「相」〔應院ニハ〕④「瞢」博士ヲ三段ナガラ。末ノ徴ヲ回シテ上ル所ヲ押ヘテ喉ヨリ出スル也。」(続真三〇・一一九下) という相応院流の指南についての注記がある。一方、『魚山薑芥集』には、これと同じ内容の注記はない。

以上のように、『声明集私案記』には、「相応院」と「進流」の指南を対比した記述が二十三箇存在する。そのうちの十箇は、『魚山薑芥集』に掲載されているが、十三箇は、掲載されていない。つまり、長恵は『声明集私案記』の「相応院」と「進流」の指南を対比する記述の半分以上を『魚山薑芥集』に載せなかったといえる。長恵の掲載と非掲載の基準は分からないが、長恵はあまり相応院流を意識していない可能性を指摘できる。これは、長恵が『魚山薑芥集』を編纂した十五世紀から十六世紀初期には、高野山における相応院流の影響力が弱まったことを反映していると考えられる。

二 覚証院方と東南院方

『声明集私案記』には、「覚証院」と「東南院」の指南を対比した記述が三箇存在する。それを、『魚山薑芥集』に掲載されているものと掲載されていないものとに分類し、『魚山薑芥集』の時代の東南院方の影響力について推定したい。

(一) 掲載

長恵が『魚山薑芥集』に掲載した『声明集私案記』の覚証院方と東南院方の情報の記述は次の二例である。

No. 1 〈梵音〉「勝」f—5 「寶」f—33

『声明集私案記』には、「覚証院ニハ切モス東南院ニハ子チ「ハ子④」テモス。」(続真三〇・九四下) というような覚証院と東南院方の記譜を対比した記述がある。一方、『魚山薑芥集』にも、左記の博士の左側に「勝寶ノ末ノ羽ノ重覚証院ニハ忘突東南院ニハ子チ重ト云當時不用之ヲ一」(大正八四・八二六下) というように『声明集私案記』の記述は『魚山薑芥集』に継承されている。

『魚山薑芥集』〈梵音〉「勝」f—5 (大正八四・八二六下)



No. 2 〈四智梵語〉「嘽」n—7

『声明集私案記』には、「サト縛ノ縛ニ異説アリ。東南院ニハ。末ヲ細ニ由リソラシテトドムル。覺證院ニハ。ソラサズシテ由リトドム。多分覺證院ノ〇「様④」ヲ用也。」(続真三〇・一一一上)という注記がある。一方、『魚山薑芥集』にも、「東南院ニハ末ヲ細ニ由リソラ留也覺證院ニハソラテユリ留也」(大正八四・八三六中)と同一の注記がある。

なお、左記の博士のように、『魚山薑芥集』の実際の博士には「ソ」という注記はないので、覺證院方の指南に准じている。

『魚山薑芥集』「嘯」n―7 (大正八四・八三六中)

東南院ニハ末ヲ細ニ由リソラ留也覺證院ニハソラテユリ留也

嘯

(二) 不掲載

長恵が『魚山薑芥集』に掲載しなかった『声明集私案記』の覺證院方と東南院方の情報の記述は次の一例である。

〈梵音〉「方」f―11 「供」f―17 「相」f―24 「供」f―45

『声明集私案記』には、「東南院ニハ上ノ十方ノ方供養ノ供色相ノ相此レ等ノ本ノ二ノ徴ヲハ先ノ徴ヲハ不レ由前ノ方等ノ末ナル商ヲモソラサザル也。是レ東南院様也」(続真三〇・九五上)という指南が記述されている。一方、『魚山薑芥集』にはこれは注記されていない。

以上のように、『声明集私案記』には、「覺證院」と「東南院」の指南を対比した記述が三箇所存在した。そのうちの二箇所は、『魚山薑芥集』においても掲載されている。しかし、一箇所は掲載されていない。したがって、長恵が『魚山薑芥集』を編纂した十六世紀初期にも覺證院方の唱法とは異なる東南院方独自の声明が存在していたことが推測される。

三 衆徒方と金剛三昧院方

『声明集私案記』には、「衆徒方」と「金剛三昧院」「証蓮房」「樹下様」の指南を対比した記述が四箇所存在する。それを、『魚山薑芥集』に掲載されているものと掲載されていないものとは分類し、『魚山薑芥集』の時代の金剛三昧院方の影響力について推定したい。

(一) 掲載

長恵が『魚山薑芥集』に掲載した『声明集私案記』の衆徒方と金剛三昧院方の情報の記述は次の二例である。

No. 1 (胎藏界)の拍子について

『声明集私案記』には、「上四字只拍子下ノ三字樂拍子是ヲハ高野ノ衆徒方スル也。一向樂拍子ヲハ樹下ノ座様トテ衆徒方ニハ被レ嫌也。○「又④」唯只拍子ニモスル也。此ノ三ノ様モ何モ句ノ末ノ一字ハ少シ長シ。高野ノ別所田舎ニハ一向樂拍子ヲ用テスル也。」(続真三〇・一〇六上)という記述がある。一方、『魚山薑芥集』には、「一就拍子一云上ノ四字ハ只拍子下ノ三字ハ樂拍子ト云云ニ云七字共一向樂拍子ト云云三云只拍子ハ依レ字随博士ニ一可交参ス一ト云云此義宜也付之一向ニ樂拍子ヲハ樹下ノ聲様トテ嫌レ之也」(大正八四・八三一下)と注記されている。

『声明集私案記』には、衆徒方と、樹下様と、もう一つの立場の計三つの拍子の指南が記述されている。衆徒方は上の四字を只拍子、下の三字を樂拍子、樹下様は、七字すべてを樂拍子、もう一つの立場は七字すべてを只拍子とそれぞれ立場の指南が述べられている。樹下様は、前述したように、樹下上人宗源の様で、高野山において覚意に相伝され金剛三昧院で伝承されたものだと思われる。『魚山薑芥集』も『声明集私案記』の記述を引用している。特に、「樹下様」が嫌われていたことを強調している。

No. 2 (吉慶漢語)「座」u—59

『声明集私案記』には、「座」博士ニ異説アリ。高野衆徒方ニハ。ニツ「番④」メノ徵ヲ長シテ密カニ切テ。末ノ徵ヲ木ヨリハ短シテ羽へ突上テユラスソラス也。此羽ヨリ律也。本ノ羽ヲニ一如一金○「一字ノ一④」・且スル也。證蓮房ノ様ニハ。座ノ本ヲユリテ徵へ下テ短シテツヨク切テ。末ノ徵ヲ長シテ羽ヲ突上テ不レ由。末ヲソラス也。」(続真三〇・一一八上)と記述されている。

一方、『魚山薑芥集』には、「金剛三昧證蓮房様ハ初ノ徵ヲ豆ク後ノ山ヲ長スル也今衆徒方ノ相伝ハ初ノ山ハ長後ノ山ハ豆ユル也」(大正八四・八三七下)と注記されている。

『声明集私案記』では、(吉慶漢語)「座」についての衆徒方と証蓮房覚意の指南が対比されている。これらの指南の相違は二番目の「徵」と三番目の「徵」の音価の相違である。すなわち、衆徒方は、初めが長く、後が短い指南、証蓮房は初めが短く、後が長い指南である。『魚山薑芥集』はこの記述を引用している。左記の実際の『魚山薑芥集』の博士をみてみると、衆徒方の指南に准じていることが分かる。

『魚山薑芥集』「座」u—59 (大正八四・八三七下)

座



(一一) 不掲載

長恵が『魚山薑芥集』に掲載しなかった『声明集私案記』の衆徒方と金剛三昧院方の情

報の記述は次の一例である。

〈金剛界〉「訶」 j | 372

『声明集私案記』には、「此博士ニハ異説アリ。昔シ五音博士ノ圖ヲ作ル勝蓮坊ハ訶ノ末ノ徴ヲ角ヨリ突上ル也。高野衆徒方ニハ折リ上ク。金剛三昧院ニハツキ上ク。何モ不レ苦。然レトモ田舎ニハ多分折リ上テスル也。」（続真三〇・一〇二上〜下）という注記がある。一方、『魚山薑芥集』にこの注記はない。

両者の指南の相違は「角」から末の「徴」へ移行する際の旋律の相違である。すなわち、衆徒方は、「角」から「徴」へ「折上」げて移行する。一方、証蓮房寛意は、同箇所を「突上」げて移行する。そして、『魚山薑芥集』ではこの記述を引用していない。

なお、『魚山薑芥集』は左記の博士のように「折上」げて移行しているので、衆徒方の指南に准じている。

『魚山薑芥集』〈金剛界〉「訶」 j | 372 （大正八四・八三〇中）



以上のように、『声明集私案記』には、「衆徒方」と「金剛三昧院」の指南を対比した記述が三箇所存在する。そのうちの二箇所は、『魚山薑芥集』においても掲載されているが、一箇所は掲載されていない。したがって、長恵が『魚山薑芥集』を編纂した十六世紀初期には、当時覚証院方の唱法と異なる金剛三昧院方独自の声明が存在していたことが推測される。

以上のことから、長恵の時代の高野山では、未だに覚証院方の唱法とは異なる東南院方・金剛三昧院方独自の声明が存在していたことが推測される。

最後に、本項において考察したことを以下にまとめる。

まず、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』からの引用について考察を行った。

『魚山薑芥集』が引用した『声明集私案記』の指南の六割が現行の唱法と相違するものであったので、『魚山薑芥集』成立当時『声明集私案記』つまり慈鏡系の伝承は衰退していた可能性があるとみなした。

ただし、現行の唱法と同一の『声明集私案記』の指南と、一説として長恵が引用した『声明集私案記』の指南を合わせると『声明集私案記』からの引用のうちの四割にも及ぶ。これは、長恵が、『声明集私案記』の指南を尊重していたからだと考えた。

そして、長恵の時代の高野山では、相応院流の影響力は『声明集私案記』が撰述されたであろう十四世紀末から十五世紀初頭の頃に比べて大分弱まっていたものと思われる。し

かし、長恵の時代の高野山には、覚証院方の唱法とは異なる東南院方・金剛三昧院方独自の声明が存在していたことが推測された。

このような状況の中で、長恵は「大都ハ案記ヲ爲本」と公言しているように、『声明集私案記』の多くの指南を『魚山薑芥集』に掲載し、覚証院方の派祖である隆然の著作と当時みなされていたであろう『声明集私案記』の指南を伝えようとしたのだと推測される。

第三項 『声明集私案記』以外からの受用

本項では、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』以外からの受用についてみる。先行研究では、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』以外からの受用の指摘は、第一章で紹介した『東寺声明決疑抄』についてのみである。第一目では、典拠の特定可能な指南によって『魚山薑芥集』が受用したものを探る。第二目では、典拠不明の「古」の説を挙げる。

第一目 典拠が特定可能な指南

まず、『魚山薑芥集』は、「金沢本a」・「文保二年本」・『声実抄』・『声明集隆法口伝』・快助の指南・「師」の指南の六種の典拠を特定できる指南を掲載している。以下順に検討する。

一 「称名寺本a」

『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある初期の『声明集』の「称名寺本a」の指南が次のように六例ある。

No.1 〈散華〉「演」e—26

『魚山薑芥集』には、本説の博士の他に、左記のように古説の博士が掲載されている。

なお、一番下の博士が『魚山薑芥集』の本説の博士である。また、「称名寺本a」にも『魚山薑芥集』の古説と類似した博士が存在する。したがって、『魚山薑芥集』には「称名寺本a」の「演」の博士が古説の博士として伝わった可能性がある。

「称名寺本a」 『魚山薑芥集』古説（大正八四・八二六上）『魚山薑芥集』本説（同頁）

演

演
古説也
當世不用

演

No.2 〈金剛界〉「両」j—400

「部」j—401

『魚山薑芥集』には、「古云」として、「両」の異説の博士を注記している。また、

「称名寺本 a」も「古様」として「両」の異説の博士を注記している。両者の注記の位置、内容の類似から『魚山薑芥集』には「称名寺本 a」の博士が伝わった可能性がある。

「称名寺本 a」 『魚山薑芥集』（大正八四・八三〇下）

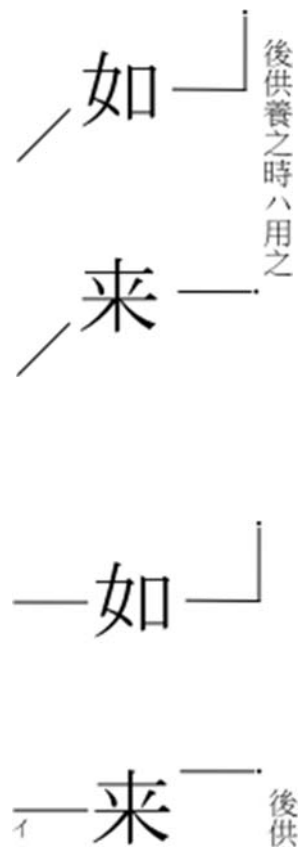


No. 3 〈金剛界〉 「不」 j | 414 く 「耶」 j | 420

『魚山薑芥集』には、「古云此行ヲハ一氣ニスヘシト云」（大正八四・八三〇下）というように「不越本誓三昧耶」の一行を一氣に唱える「古」の指南が注記されている。また、「称名寺本 a」にも、「此行ハ一氣ニスヘシ」とほぼ同じ記述がある。また、『声明集私案記』にも「此ノ句ヲハ一息ニスル是習也。」と類似した注記がある。「称名寺本 a」と『魚山薑芥集』のそれぞれの記述の類似性から、『魚山薑芥集』には「称名寺本 a」の指南が伝わった可能性がある。

No. 4 〈金剛界〉 「如」 j | 534 「来」 j | 535

「称名寺本 a」 『魚山薑芥集』（大正八四・八三一上）

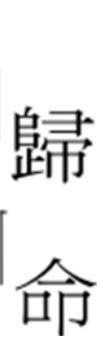
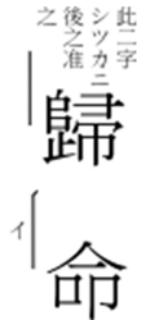


No. 5 〈金剛界〉 「懺悔随喜」 j | 700 く 703

『魚山薑芥集』には、「極テヲモラカニ出也」（大正八四・八三一中）というように、重々しく「懺悔随喜」を唱える指南が注記されている。また、「称名寺本 a」にも、「重ラカニ出スヘシ」とほぼ同じ記述がある。したがって、『魚山薑芥集』には「称名寺本 a」の指南が伝わった可能性がある。

No. 6 〈胎蔵界〉 「歸」 k | 64 「命」 k | 65

「称名寺本 a」 『魚山薑芥集』（大正八四・八三一）



此二字拍子任閑ニスヘシ

『魚山薑芥集』には、「此二字拍子任閑ニスヘシ」（大正八四・八三一下）と注記されている。また、「称名寺本 a」にも「此二字シツカニス後之准之」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には「称名寺本 a」の指南が伝わった可能性がある。

以上のように、『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある「称名寺本 a」の指南が六箇確認できる。

二 「文保二年本」

『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある初期の『声明集』の「文保二年本」の指南が次のように三例ある。

No. 1 〈散華〉「遍」 e—23

『魚山薑芥集』は〈散華〉の「遍」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六上）と由らない指南が注記されている。また、「文保二年本」にも「不ユ」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には「文保二年本」の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 2 〈三条錫杖〉「清」 g—34

『魚山薑芥集』は〈三条錫杖〉の「清」の本の「羽」に「ソルヘカラス」（大正八四・八二七上）と反らない指南が注記されている。また、「文保二年本」には「ソラサス」と『魚山薑芥集』と同一の指南が注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には「文保二年本」の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 3 〈胎藏界〉「衆」 k—464

『魚山薑芥集』は〈胎藏界〉の「衆」の末の「徴」に「ス」（大正八四・八三三上）と由らない指南が注記されている。また、「文保二年本」にも「ス」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には「文保二年本」の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

以上のように、『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある「文保二年本」の指南が六箇確認できる。

三 『声実抄』

『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある『声実抄』の指南が次のように五例ある。

守

No. 1 〈出家唄〉 「守」 d—3

『魚山叢芥集』には、「羽斗付タルハ宝蓮房ノ様守此ハ般若房ノ様當流ノ正嫡尤可本説也」（大正八四・八二五下）という注記がある。また、『声実抄』には、「細谷云。薬師院ノ持本ニ守羽斗。或一本ハ守羽徴也云云」（続真三〇・四下）とある。また、同本には左記の博士を挙げ「是ハ般若房ノ自筆ノ本ノ様也」とある。『声実抄』の二箇所の記事を総合すると、「羽」は宝蓮房、「羽」「徴」は般若房の博士であるといえる。以上のことから、『魚山叢芥集』には『声実抄』の指南が伝わった可能性がある。

『声実抄』（続真三〇・四下）

No. 2 〈散華〉 「歸」 e—12

『魚山叢芥集』では〈散華〉の「歸」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六上）と由らない直ぐ指南が注記されている。また、『声実抄』は「スクニ」（続真三〇・六上）と直ぐ指南が注記されているので、『魚山叢芥集』には『声実抄』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山叢芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 3 〈理趣経〉の「毗」 1—293

『魚山叢芥集』には、〈理趣経〉の「毗」の「商」に「ス」（大正八四・八三五中）と由らない指南が注記されている。そして、『声実抄』には、「ユラス」（続真三〇・一四下）と由らない注記されている。したがって、『魚山叢芥集』には『声実抄』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山叢芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 4 〈文殊讚〉

『魚山叢芥集』には、「古云此讚ヲハ清諒讚トモ云也」（大正八四・八三七中）という注記がある。また、『声実抄』にも、「文殊讚ヲハ名清諒讚トモ一也」（続真三〇・二二下）と近似した記述がある。したがって、『魚山叢芥集』には『声実抄』の指南が伝わった可能性がある。

No. 5 〈阿弥陀讚〉

『魚山薑芥集』には、「此アマミタノ贊博士ハ相応院ノ博士也」（大正八四・八三九上）と注記されている。また、『声実抄』にも「進ノ様ニ付タルハ相応院ノ様也云今ノ進ノ様ノ聲明集ニ付タルハ相応院ノ様也」（続真三〇・二二下）と記述されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声実抄』の指南が伝わった可能性がある。

以上のように、『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある『声実抄』の指南が五箇確認できるとする。

四 『声明集隆法口伝』

『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある『声明集隆法口伝』の指南が次のように二十一例ある。

No. 1 〈三礼・如来唄〉「如」 a—53

『魚山薑芥集』には、〈三礼・如来唄〉の「如」の「徴」に「ス」（大正八四・八二五中）と注記されており、由らない指南がされている。また、『声明集隆法口伝』には「ス」と由らない指南が注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 2 〈散華〉「ン」 e—1

『魚山薑芥集』には、「舌ノ先ヲ上ノ齒根ノホトリニ付テ可出」（大正八四・八二六上）という注記がある。また、『声明集隆法口伝』にも「舌ヲ齒ノ根ニ付クヘシ」と類似した注記がある。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 3 〈散華〉「願」 e—2

『魚山薑芥集』には、〈散華〉の「願」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六上）と由らない指南が注記されている。また、『声明集隆法口伝』にも「ス」と由らない指南が注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 4 〈梵音〉「方」 f—11

『魚山薑芥集』の〈梵音〉の「方」の「徴」に「ス」（大正八四・八二六下）と由らない指南が注記されている。また、『声明集隆法口伝』には「スクム」と由らない指南が注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 5 〈三条錫杖〉 「三」 g—19

『魚山薑芥集』の〈三条錫杖〉の「三」の「宮」には「ユ」（大正八四・八二七上）と由る指南が注記されている。

また、『声明集隆法口伝』には「ユ」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 6 〈対揚〉 「場」 i—6

『魚山薑芥集』には、「打カケアリ」（大正八四・八二八上）という注記がある。また、『声明集隆法口伝』にも、「ウチカクルヤウナリ」と類似した注記がある。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 7 〈対揚〉 「伽」 i—70

『魚山薑芥集』には、「ソルヘカラス」（大正八四・八二八上）と「宮」を反らない注記がある。また、『声明集隆法口伝』にも、「ソラサル也」と類似した注記がある。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 8 〈金剛界〉 「所作についての指南」

『魚山薑芥集』には、「五悔ハ老僧ノ所作ヲ為本ト仍雖若輩也トモ老僧ノ声ノ如ニスヘシ」（大正八四・八二九上）と注記されている。また、『声明集隆法口伝』にも、「唱礼ハ殊更以テ宿老ノ役也イカニモヲモト声ヲツヨクシテ延ス短カカラス相計テスヘキ也」と類似した注記がある。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 9 〈金剛界〉 「遮」 j—375

『魚山薑芥集』には、「遮」の博士に「ユリフリ」（大正八四・八三〇中）「徵角ノ間ニ反徵アリ」（同上）という注記がある。また、『声明集隆法口伝』にも、「ユリフリ」「山角ノアイ反徵ナリ」と注記がある。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 10 〈金剛界〉 「弘」 j—428 「梨」 j—442

『魚山薑芥集』には、「古云一説云追善ニハ已下二句ヲ略シテ灵ノ句ヲ入云今ハ必此句ヲシテ其次ニ灵ノ句ヲ入也」（大正八四・八三〇下）というように、追善のときは、「弘法大師増法楽」と「三國傳燈諸阿闍梨」の二句を略して靈の句を唱える指南をしている。ただし、長恵の時代は、これら二句を唱えて靈の句に入ると指南している。また、『声明集隆法口伝』でも、「過去ノ句甲乙ニ入弘法大師三國ヲ除テ入ルト云唯タ三國ノ

次ニ入ルヲ用也。」というように、先の二句を除いて過去の句（霊の句）を唱える説をまず紹介している。しかし、実際には、「三國傳燈諸阿闍梨」の句の次に過去の句を唱えるとしている。『魚山薑芥集』『声明集隆法口伝』どちらも、二句を省略する一説をまず紹介し、その次に二句を唱えてから霊の句（過去の句）を唱える指南が実際には用いられているとしている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 11 〈金剛界〉 「撰」 j— 663

『魚山薑芥集』には、「四撰之次本尊ノ句ヲ入ル三反」（大正八四・八三一中）とある。また、『声明集隆法口伝』にも「撰」の下に「本尊ノ句入ルルヘシ三反」と記述されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 12 〈理趣経〉 「調声師の指南」

『魚山薑芥集』には、「古云理趣経ノ調声浅臆ノ役ニ相定ル条縦老僧スル事アリトモ声ヲワカクカロク仕ヘシ又両界ノ勸請ヨリ少軽シトユリモコマヤカニユルト云是ハ先徳ノ様也敢テ不可為違越一也」（大正八四・八三四上）という注記がある。また、『声明集隆法口伝』には、「若輩ノ所作ナル故ニ呂ナリトイヘトモ唱礼ノ勸請ヨリカルク由ヲモ少シコマカニユルヘシ」というように記述されている。どちらも、由を細やかにするように指南されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 13 〈理趣経〉 「能」 1— 217

『魚山薑芥集』には、〈理趣経〉の「能」の二番目の「徴」「に」「ス」（大正八四・八三五上）と由らない指南が注記されている。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と『魚山薑芥集』と同一の指南が注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 14 〈理趣経〉 「毗」 1— 298

『魚山薑芥集』には、〈理趣経〉の「毗」の「徴」に「ス」（大正八四・八三五中）と由らない指南が注記されている。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 15 〈理趣経〉 「毗」 1— 313

『魚山薑芥集』には〈理趣経〉の「毗」の「徴」に「ス」（大正八四・八三五中）と由らない指南が注記されている。また、『声明集隆法口伝』は「ス」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 16 〈四智梵語〉「唵」 n—1

『魚山薑芥集』には、「商」から「角」へ移行する箇所に「カトモナク廻也」（大正八四・八三六中）という注記が存在する。また、『声明集隆法口伝』にも「カトナクアクヘシ」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 17 〈四智梵語〉「嚩」 n—38

『魚山薑芥集』には、「古云嚩ユラウヘキ也云」（大正八四・八三六中）という「嚩」を由る注記がある。また、『声明集隆法口伝』にも「ユラウ」と記述されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 18 〈大日讃〉「薩」 o—1

『魚山薑芥集』には、〈大日讃〉の「薩」の末の「商」に「ス」（大正八四・八三六中）と由らない指南が注記されている。また、『声明集隆法口伝』にも「ス」と注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。なお、この箇所は、本節の第一項でみた『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の旋律が相違する箇所の一つである。

No. 19 〈吉慶漢語〉「亦」 u—54

『魚山薑芥集』には、「キノ後不久」（大正八四・八三七下）と注記されている。また、『声明集隆法口伝』にも「仮名ヲ付テ久クモタス」と類似した注記がある。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 20 〈四波羅蜜〉「薩」 x—1

『魚山薑芥集』には、「羽山羽三博士也角ヘマワスヘカラス」（大正八四・八三九中）と注記されている。また、『声明集隆法口伝』には、「ツヨクマワセハ山ノ末ヘ角ヘサカル也羽ヲト長クシテ山ニ声ヲオシミ羽ヘ早クツキ上クヘシ」と類似した内容が注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

No. 21 〈東方讃〉「摩」 y—7

『魚山薑芥集』には、「若頭人縛ノ商ヘ声ヲチスハ摩ヲ商ニテ付ヘシ」（大正八四・八三九中）と注記されている。また、『声明集隆法口伝』にも、「讃ノ頭若シ音トトカスハ縛商ノ位ヲ摩字ニ付テ総地ヲスヘシ」と同じ内容が注記されている。したがって、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が伝わった可能性がある。

以上のように、『魚山薑芥集』に伝わった可能性がある『声明集隆法口伝』の指南が二

十一箇確認できる。

五 快助の指南

『魚山薑芥集』に伝わった長恵の師匠の快助の指南が次のように二例ある。

なお、快助は、朝意の血脈及び『密宗声明系譜』において隆法、重仙、快助と続く隆法系の覚証院方の正嫡で、長恵の師である。

No. 1 〈散華〉「遍」 j—⁶⁹¹

『魚山薑芥集』には、「快云直ニ自下ト云云或又似自下一云云」（大正八四・八二六中）という注記が欄外にある。なお、快助の師の重仙が撰述した『声明集隆法口伝』には、「自下」と博士に注記されている。また、『声明集私案記』では、「遍無ノ二〔④欠〕字ノ〔博士〕④」徴ヲ由テ中ヨリ少シ末マテカナヲ成シテ如クニ自下一ノ折捨テ、無ヘ移ル。徴ヲ由ヌシテ羽ヘ折上ル末ヲハツク也。」（続真三〇・九三下）というように、「自下」の如くすると注記されている。

快助の時代には、『声明集私案記』の自下の如くという指南と、『声明集隆法口伝』の「自下」の指南の二つの説が存在していたと考えられる。

No. 2 〈理趣経〉「作」 1—²⁷³

『魚山薑芥集』には、「快助ノ云如ヘシツツクルヲ不然ト云云」（大正八四・八三五中）という快助の説を伝える注記がある。この注記の内容が意味するところは分からなかった。

以上のように、『魚山薑芥集』に伝わった『声明集隆法口伝』の指南が二箇確認できる。

六 「師」の指南

『魚山薑芥集』に伝わった「師」の指南が次のように六例ある。長恵の師は快助なので、この「師」も快助の可能性がある。

No. 1 〈金剛界〉「誓」 n—⁴¹⁷

『魚山薑芥集』には、「師云由合ト云云」（大正八四・八三〇下）という注記がある。これが長恵の実唱と一致しているか否かは、『魚山薑芥集』の博士に旋律名が付されていなかったので分からなかった。

No. 2 〈胎藏界〉「處」 k—⁴²⁷

『魚山薑芥集』には、「古云處ソトモ云云師云シヨ也」（大正八四・八三八中）という「古」の「處」を「ソ」と読む指南が注記されている。他本にこれと同じのものは見つからなかった。なお、詞章の右側には「シヨ」と仮名が付されている。したがって、『魚山薑芥集』は「師」の指南を採用した可能性がある。

No. 3 〈胎藏界〉 「三」 k—501

『魚山叢芥集』には、「三サン古ハハ子タリ今ハ師傳ヲ注ス」（大正八四・八三三上）と「三」を「サン」と跳ねて読むと注記している。他本にこれと同じのものは見つからなかった。なお、詞章の右側には「サ」と仮名が付されている。したがって、『魚山叢芥集』は「師」の指南を採用した可能性がある。

No. 4 〈胎藏界〉 「賀」 k—525

『魚山叢芥集』には、「一説云賀ヲ畧シテ不誦但不師説」（大正八四・八三三上）と一説では、「賀」を省略して唱えないが、これは師の説ではないということが注記されている。実際の『魚山叢芥集』 「賀」には博士が付されているので、『魚山叢芥集』は唱える指南を採用している。したがって、『魚山叢芥集』は師説に基づいているといえる。

No. 5 〈佛讃〉 「南」 y—25

『魚山叢芥集』には、「師云古ハ南ノ本ニ打付アリ今ハ不尔ラ」という「南」の本を打ち付ける「師」の説が注記されている。他の資料にこの指南と同一のものを見つけることはできなかった。

No. 6 〈吉慶梵語〉 「怛」 v—2

『魚山叢芥集』には、「但師説ハユラス」（大正八四・八三八中）という「怛」の「宮」を由らない指南が注記されている。他の資料及び『魚山叢芥集』は由っていて、他にこの指南と同一のものを見つけることはできなかった。

以上のように、『魚山叢芥集』に伝わった「師」の指南が六箇確認できる。これは、師即ち快助の指南だと考えられる。

以上本目において、『魚山叢芥集』に掲載されている『声明集私案記』以外の指南の中でも典拠が特定可能なものをみてきた。

『魚山叢芥集』には『声明集私案記』以外の資料や師の快助の多くの指南が伝わっていることが明らかになった。それらの資料は、覚意系の「称名寺本 a」 『声実抄』、隆法系の『声明集隆法口伝』、隆然系の「文保二年本」である。特に、『魚山叢芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が多くみられた。さらには、師の快助の指南も多かった。このことは、長恵が『梵讚許可^{并血脈}』、『密宗声明系譜』に記されている通り、隆法——重仙——快助の系譜に連なる人物であることを明かすものである。すなわち、長恵は、隆法系の覚証院方の範疇において『魚山叢芥集』を編纂したのであった。

第二目 典拠不明の「古」

『魚山叢芥集』が出典を明示しておらず、なおかつ、『声明集私案記』及びその他の資料にもみられない「古」の説について考察する。出典不明の「古」の説は次のように全部で十四箇存在する。

No. 1 〈散華〉 「佛」 e—44

『魚山薑芥集』には、「古云突ト云當時ハ不レ尔押上也」(大正八四・八二六上)と
いう本の「徴」から「羽」へ突く「古云」の指南を注記している。なお、『声明集私案記』
も「佛ハ」(博士)ノ④「徴ヨリ羽へ上ル所ヲハツヨクク④」折リ上ケ聲ヲナゲ上ル如
クスル也云」(続真三〇・九二上)というように折り上げの指南なので突いていない。
また、「文保二年本」『声明集隆法口伝』も突いていない。

No. 2 〈散華〉 「瑠」 e—98

『魚山薑芥集』には、「古ハユルト云今ハ不尔」(大正八四・八二六中)と「瑠」の
本の「徴」を由る「古」の様が注記されている。諸本において、この注記と同じものは
なかった。なお、「文保二年本」の注記¹⁾では、『魚山薑芥集』と同様に由っていない。
また、『声明集私案記』は、「〇」終ノ④「瑠璃ノ二字ハ瑠ノ徴ヲ不レ由ソラシテ羽へ折
上テ長ク不シテ持璃へ移テ末ヲツク〇「コト」。」というように、「古」とは異なり由
らない指南が記述されている。

以上のように、諸本は反る指南のため、「古」が何れのものなのかは不明である。

No. 3 〈金剛界〉 「有」 j—204

『魚山薑芥集』には、「古云宮ヲトソラス様ニスヘシト云」(大正八四・八二九下)
というように本の「宮」を反らす「古」の指南が注記されている。他の資料の中にこの指
南を伝えるものは確認できなかった。

No. 4 〈金剛界〉 「那」 j—349

『魚山薑芥集』には、「古云那博士カロクヤサシクウチマワシクスヘシト云」(大正
八四・八三〇中)というように「那」について注記されている。他の資料の中にこの指南
を伝えるものは確認できなかった。

No. 5 〈胎蔵界〉 「蔵」 k—211

『魚山薑芥集』には、「古ハ蔵ノ山ヲユルト見タリ當世ハ不尔也」(大正八四・八三二
上)という「古」の「蔵」の「徴」を由る注記がある。他の資料の中にこの指南を伝える
ものは確認できなかった。

No. 6 〈理趣経〉 「時」 1—62

『魚山薑芥集』には、「古云二段目ヨリ段々次第ニ短クスヘシ」(大正八四・八三四下)
という「古」の注記がある。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 7 〈理趣経〉 「得」 1—101 の段

『魚山薑芥集』には、「古云此段少猶ヨセテスヘシト云」(大正八四・八三四下)と
注記されている。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 8 〈理趣経〉「如」1—174 の段

『魚山叢芥集』には、「古云此段殊ニ早クヨセテ読ト云」（大正八四・八三四下）と注記されている。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 9 〈理趣経〉「毗」1—308

『魚山叢芥集』には「古云総シテ合殺ノソリ少ソルヘシソリ過レハ別博士アル也」（大正八四・八三五中）という指南が注記されている。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 10 〈四智梵語〉「唵」n—1

『魚山叢芥集』には、「古云本ノ商ヲソラシテ角ヘウツルト同時ニカナヲ成ト云」（大正八四・八三六中）という指南が注記されている。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 11 〈四智漢語〉「金」q—1 「剛」q—2

『魚山叢芥集』には、「古云キトカト豆ムトウト長ト云ハ弥勒院ノ説也ト云」（大正八四・八三六下）という「弥勒院」の説を注記している。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 12 〈心略漢語〉「遍」r—16

『魚山叢芥集』には、「古云賓由ト云」（大正八四・八三六上）という「古」の指南が注記されている。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 13 〈吉慶漢語〉「為」く 「法」u—92 く 98

『魚山叢芥集』には、「古云以下四字一息云」（大正八四・八三八上）という「以下四字」を一息という「古」の説が注記されている。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

No. 14 〈吉慶漢語〉「疲」u—132 「當」u—139

『魚山叢芥集』には「古云疲ト當ト末ノ商ヲ切テ吹ト云 如レ疲スル也但當時ハ不用也」（大正八四・八三八上）という「疲」「當」の末の「商」を切り、吹く「古」の指南が注記されている。他の資料の中にこの指南を伝えるものは確認できなかった。

以上のように『魚山叢芥集』が出典を明示しておらず、なおかつ、他の資料によっても出典が不明な「古」で始まる指南が十四箇所ある。先には、「古」等の指南は十一箇所において『声明集私案記』の指南と同じであったが、ここで挙げた十四箇所と同一の指南は『声明集私案記』にはみられなかった。

すなわち、『魚山叢芥集』の出典の出処が不明確な「古」等の指南全二十五箇のうちの半分強は『声明集私案記』以外からの受用ということがいえる。

なお、『魚山叢芥集』には、『声実抄』にみられた進流の〈阿弥陀讚〉は相応院流の様

であるという記述の他に、『声明集私案記』以外から引用した進流と相応院流、覚証院方と東南方、衆徒方を対比する指南はみられないので、長恵の時代に『声明集私案記』以外にこれらの流派の指南を伝える資料はほとんど存在しなかった可能性がある。

次に、本項について以下にまとめる。

本項では、『魚山薑芥集』に伝わった『声明集私案記』以外の資料や人物の指南を抽出し、『魚山薑芥集』が『声明集私案記』以外の影響について考察を行った。『魚山薑芥集』には、『声明集私案記』以外の資料や師の快助の多くの指南がみられた。特に、『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』や師の快助の指南が多くみられた。このことは長恵が、隆法——重仙——快助の系譜に連なる人物であることを明かすものである。すなわち、長恵は、隆法系の覚証院方の範疇において『魚山薑芥集』を編纂したのであった。

また、興味深いことに、『魚山薑芥集』には、覚意系の「称名寺本a」の指南もみられた。これは長恵が覚意を尊重していたからだと推測できる。長恵は『声明集私案記』に記述されている金剛三昧院方や東南院方の範疇とは別の視点で覚意をみていた可能性がある。また、『魚山薑芥集』には『声明集私案記』や他の資料にもみられない出典の不明な「古云」の指南が多くあった。ここでは、『声明集私案記』以外から多くの「古」の説を受用していたことが分かった。

最後に、本節において明らかになったことについて述べる。

『魚山薑芥集』に実際に採用されていた旋律を含む指南の多くは隆法系のものだとということが明らかになった。

しかし、長恵は、隆法系の唱法とは異なる『声明集私案記』の指南であっても、それを無視せずに、その多くを「記云」として付記した。これは、長恵が隆然撰述とみなされていた『声明集私案記』へ敬意を表するためであったと考えられた。

おわりに

本章では、『魚山薑芥集』の成立過程後期として、版本『声明集』の登場から『魚山薑芥集』の成立までについてみてきた。

第一節では、「文明四年版」の依拠した中期の『声明集』の系統を明らかにし、さらに「文明四年版」と『魚山薑芥集』との関係性について明らかにすることを目指した。

「文明四年版」の底本とする中期の『声明集』は隆法系の「康正二年本」であることが判明した。それは、「康正二年本」と「文明四年版」とにおいて、曲目・曲順及び博士の骨格が同じであることによって明らかになった。したがって、「文明四年版」の刊行までに慈鏡系の覚証院方は衰退したであろうと考えられる。

その後、「文明四年版」が『魚山薑芥集』の基本構造の確定へ与えた影響について考察を行った。両者の基本構造（曲目・曲順と博士の骨格）が同じであることによって、長恵は「文明四年版」を底本、また、その他の『声明集』を対校本として『魚山薑芥集』の骨格を決定した可能性があることを指摘した。また、『魚山薑芥集』は博士の骨格に関して『声明集私案記』から影響を受けていないと考えられる。

第二節では、『魚山薑芥集』の教則本としての成立に関わる問題について考察を行った。すなわち、南山進流の規範的教則本を纏め上げるために長恵が『声明集』に付加した要素を明らかにすることを目指した。

なお、この問題について論じる前に、旋律つまり、博士の実際に唱法の『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の相違について明らかにするために、両者の旋律の比較を行った。その結果、『声明集私案記』の旋律についての記述のうちの約十二パーセント程が『魚山薑芥集』と相違していたことが明らかになった。

したがって、基本的に『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の唱法はほとんど共通していた可能性がある。ただし、両者は、唱法や指南において多少の差異があるともいえた。

また、その相違箇所における隆然系の「文保二年本」、慈鏡系の「永享六年本」、隆法系の『声明集隆法口伝』のそれぞれの旋律も抽出し、それらが、『声明集私案記』及び『魚山薑芥集』のどちらを採用しているのかについて可能な限り確認を行った。

その結果、『声明集私案記』と同じ旋律を有する割合が高いのが「永享六年本」であり、『魚山薑芥集』と同じ旋律を有する割合が高いのが『声明集隆法口伝』であることが判明した。したがって、『声明集私案記』が慈鏡系、『魚山薑芥集』が隆法系に属する可能性が高まったといえる。

この作業の後に、まず、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』の受用について考察を行った、

そのために、『魚山薑芥集』の指南のなかで、何らかの典拠があると思われるすべての箇所を精査し、『声明集私案記』の指南を特定したところ『魚山薑芥集』は五十四箇所において『声明集私案記』の指南を提示していた。それらの中で、自己の正統性を示すために、『魚山薑芥集』の現行の唱法と一致する指南を提示する事例が十一例あった。

『魚山薑芥集』と一致しない指南を提示する事例は四十三例であったが、その中で実唱に採用しなかったにもかかわらず提示した事例が三十三例あった。

このように、長恵の時代に用いられていない或いは用いるべきではないと判断した『声明集私案記』の指南であっても、長恵はそれを無視せずに、その多くを出典を明示して提示した。これは、隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として『声明集私案記』を位置付け、『声明集私案記』への敬意を表明し、自から編集した『魚山薑芥集』の正統性を主張するためであったと考えられる。

また、四十三例中二十九例は旋律に関する指南であった。『魚山薑芥集』と相違する『声明集私案記』の旋律は八十六であったので、長恵は『魚山薑芥集』と相違する八十六の『声明集私案記』の旋律うちの二十九を、つまり約三分の一以上を、『魚山薑芥集』に掲載していたことになる。

これらのことから、『魚山薑芥集』の唱法と慈鏡系の『声明集私案記』の指南には、ある程度の相違が生じていたといえる。それにもかかわらず長恵は、『声明集私案記』を隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として位置付け、『魚山薑芥集』の正統性を主張するために、『声明集私案記』の指南を多数『魚山薑芥集』に掲載した。『魚山薑芥集』はこのような仕方で『声明集私案記』を受用したと思われる。

なお、このような受用の仕方から、『魚山薑芥集』成立当時に『声明集私案記』つまり慈鏡系の伝承が衰退していた可能性を考えることもできると思われる。

そして、長恵の時代の高野山では、相応院流の影響力は『声明集私案記』が撰述されたであろう十四世紀末から十五世紀初頭の頃に比べて大分弱まっていたものと思われる。しかし、長恵の時代の高野山には、覚証院方の唱法とは異なる東南院方・金剛三昧院方独自の声明が存在していたと考えられる。

また、『魚山薑芥集』に伝わった『声明集私案記』以外の資料や人物の指南を抽出することによって、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』以外からの影響について考察を行った。結果的に、長恵は、『魚山薑芥集』を編纂する際、『声明集私案記』以外の資料や隆法系の覚証院方の正嫡である師の快助から多くの指南を得ていたことが明らかになった。『魚山薑芥集』に伝わっていた指南の典拠は、「称名寺本 a」『声実抄』『声明集隆法口伝』『文保二年本』であった。『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が特に数多く伝えられていた。さらには、師の快助の指南も多くみられた。したがって、長恵が隆法―重仙―快助の系譜に連なる人物であることの確証が得られた。すなわち、長恵は、隆法系の覚証院方の範疇において『魚山薑芥集』を編纂したのであった。また、興味深いことに、『魚山薑芥集』には覚意系の「称名寺本 a」の指南もみられた。これは長恵が覚意の指南も尊重していたからだと推測できる。長恵は『声明集私案記』に記述されている金剛三昧院方や東南院方の範疇とは別の視点で覚意をみていた可能性がある。

また、『魚山薑芥集』には『声明集私案記』や他の資料にもみられない出典の不明な「古云」の指南が多くあった。ここでは、『魚山薑芥集』以外から多くの「古」の説を受用していたことが分かった。

1 「文明四年版」を出版したのは正智院の院主の快禅である。快禅については『金剛峯寺諸院家析負輯一』（『続真言宗全書』三四 続真言宗全書刊行会 一九八六年二八頁。）に記載がある。

2 福島和夫校訂『日本音楽史料集成』1 「古版声明譜」東京書籍 一九九五年。

3 福島和夫編纂『声明資料展声明集特集出陳目録』上野学園日本音楽資料室発行 一九八二年 一三頁。

4 「魚山私鈔」『大正新修大藏経』第八四卷 大正新修大藏経刊行会 一九三一年 八四一頁上。

5 「ソル」 「私。手モ實モ同シ商ナレトモ手ニソラス取。謂ク般若房ノ笛ノ圖ニ手ニハニハヲ付實ニハ下ヲ付ク。是一律ノ不同也。」（『続真三〇・一〇七下』）。

6 「ソル色アリ」。

7 「ソツテヲシ下ス」。

8 「文保二年本」 「角モナク折上」。

9 『声明集隆法口伝』 「カトアリテアクヘシイカニモツヨク」 「佛ハ」（博士）ノ④「徵ヨリ羽へ上ル所ヲハツヨク」折リ上ケ聲ヲナゲ上ル如クスル也云云。

10 「呂ノ山律ノ羽ニアタル故ニユラス」・『声明集私案記』（『続真三〇・六下』）「〇」
「終ノ④」瑠璃ノ二字ハ瑠ノ徵ヲ不レ由ソラシテ羽へ折上テ長ク不シテレ持璃へ移テ末ヲツク〇「コト④」。

本稿では、『魚山叢芥集』の成立過程について論じてきた。最後に、高野山に大進上人流が流入した時期から『魚山叢芥集』が成立するまでの経緯について振り返り結論としたい。第一章では、『魚山叢芥集』の基本的情報と当本に関わる事柄について概観した。

第一節では、『魚山叢芥集』の資料及び智生房長恵（一四五六～一五二四）の『魚山叢芥集』の撰述から『魚山叢芥集』の刊行までの経緯をまとめた。『魚山叢芥集』は最初、甲乙二巻本として明応五年（一五九六）に長恵によって編纂されたというのが通説である。しかし、この原本は存在せずに、書写年代を別にする甲巻と乙巻の二本の写本が存在する。最初に著された『魚山叢芥集』は、長恵が自らこれらを合本したものであると、先行研究でもみなされている。その後、長恵は、永正十四年（一五一七年）に『魚山叢芥集』を三巻本に再治した。十六世紀の後半になると、順良房朝意（一五一八～一五九九）がこの三巻本の再治本を幾度も書写した。さらにこの朝意の書写した三巻本の再治本を底本として江戸期の正保三年（一六四六）に『魚山叢芥集』が刊行されたとされる。なお、本稿では『魚山叢芥集』の成立を、長恵が三巻本の『魚山叢芥集』を撰述し終えた時点とした。また、長恵の自筆の『魚山叢芥集』は現存しないので、朝意の書写本の中でも最古の「永禄七年本」を本稿では用いた。

第二節では、『魚山叢芥集』を撰述した長恵と当書の普及の礎を築いた朝意について論じた。長恵は法儀における有識者・権威者であったと推定した。一方、朝意は、高野山における三傑と称される存在であったが、さらに『魚山叢芥集』のみならず「秘讚」「乞戒声明」「大阿闍梨声明」からなる「三重の許可」と称される声明の最極の伝授も行った重要人物であることを突きとめた。

第三節から第七節においては『魚山叢芥集』の内容について概観した。すなわち、第三節では、曲目・曲順、第四節では、曲調、第五節では博士・旋律・仮名、第六節では注記、第七節では、「音律開合名目」についてそれぞれ概要を確認した。

以上のような準備をした後に、第二章から第四章において、『魚山叢芥集』の成立過程を初期・中期・後期に分けて考察した。

第二章では初期、すなわち、大進上人流が高野山に伝来してから『声明集』の基本構造が確定するまでの間について論じた。具体的な年代は、正等房勝心（～一一八～一二三七）が大進上人流の本抛地の移転の要請の手紙を中川慈業（～一二四三以降）に送ったとされる嘉禎元年（一二三五）から、重弘（～一三五九）が示寂した正平十四年（一三五九）までに設定した。

第一節では、十五世紀末に撰述された『声決書』と『声実抄』によって、初期の南山進流の実態について考察した。また、初期における『声明集』の存在についても検討を行った。『声決書』によれば、南山進流は最初期の観験（～一一八二～一二一八）の頃に一流として興った。その後、南山進流は次第に独立し、覚証院方、金剛三昧院方、東南院方の三流に分かれたとされる。さらに、この中の覚証院方は、重弘以後において二系統に分かれたとされる。なお、この二系統を便宜的に慈鏡系と隆法系とそれぞれ名付けた。一方、『声実抄』には、観験が勝心に大進上人流を附属したことは記されていたが、覚証院院方、金剛三昧院方、東南院方の三流について直接的な言及はなされていなかった。さらに、

『声決書』の覚証院方が重弘から二系統に分かれたとする事項にも触れていない。また、『声実抄』には、覚意(一二三七―一二九三)の師でもある般若房定意(十二世紀末―十三世紀前半頃)と宝蓮房祐真(十三世紀前半頃)に関する記述が多くみられた。さらに『声実抄』から、十四世紀の後半には、般若房定意及び宝蓮房祐真の自筆の『声明集』がそれぞれ存在していたことが推定できた。また、初期の南山進流は、相応院流に対しては強い対抗意識を有していたが、声明家個々の差異が強く、一流派としての統一性が低かったことも明らかにすることができた。また、『声決書』が主張するような独立性の強い覚証院方・金剛三昧院方・東南院方の三流が十三世紀の後半に分立していたとは考えられず、この三流は、初期から中期にかけて徐々に独自の声明を伝える流派として形成され、ついに推定された。

第二項では、覚意は「覚意の五音博士」の考案者としてのみならず、声明に関わる様々な事柄に精通した達匠として評価されていた可能性があることを論じた。

第三項では「覚意の五音博士」以前、高野山で、大進上人宗観(一一一五―一一五五)の記譜法を伝える慈業系大進上人流の記譜法や醍醐流の任賢(一一八七―一二一八)以降に発展した記譜法が使用されていた可能性、または、それらに類似した別の記譜法が存在した可能性について論じた。その結果、当時の高野山には独自の記譜法が存在しておらず、また「五音」が使われる以前には笛の音孔名が使用されていたことが明らかになった。

第四項では、高野山特有の記譜法が存在していなかった状況下における、覚意による新たな記譜法の考案について論じた。

第三節では、覚意が五音を付す以前の「秘讚」の声明譜を特定し、その声明譜と覚意の五音博士が付された声明譜が一致を示し、覚意が五音博士を考案したことを確認した。

第四節では、まず、称名寺所蔵の二本の『声明集』のうちの「称名寺本a」を初期の覚意系の『声明集』であると断定した。もう一本の「称名寺本b」は相応院流の『法則集』を覚意の五音博士に翻譜したものであると推定した。さらに、「文保二年本」は隆然の系統の『声明集』である可能性を指摘した。また、「称名寺本a」と「文保二年本」それぞれの博士の骨格を『魚山叢芥集』と対照し、『魚山叢芥集』の基本的構造が文保二年の時点で出来上がっていたことを解明した。

次に『声実抄』にみられる般若房・宝蓮房の博士の骨格と「称名寺本a」・「文保二年本」の博士の骨格との比較対照を行い、覚意系の「称名寺本a」と「文保二年本」は宝蓮房祐真よりも般若房定意の記譜の影響を受けている可能性があることを明らかにした。

以上のように、初期に覚意が「覚意の五音博士」を考案して以後、「覚意の五音博士」は急速に広まり、十四世紀の初頭には「覚意の五音博士」を使った『声明集』が成立し、『魚山叢芥集』の基本的構造が確定したのであり、これは、覚意の功績によるものと評価した。

第三章では、『魚山叢芥集』の成立過程中期について考察を行った。

なお、『声明集』の基本構造が確定し、重弘が示寂した正平十四年(一三五九)から、文明四年(一四七二)の『声明集』刊行以前までを、中期に設定した。この時期には、覚証院方が二系統に分かれ多様な『声明集』や口伝書が登場し、「文明四年版」刊行の道筋が作られた。

第一節では、中期の『声明集』諸本を、曲目・曲順と博士の骨格を比較検討することにより、三系統に分類し、それぞれの系譜の特定を目指した。その結果、「康正二年本」と『声明集隆法口伝』を覚証院方の隆法系の『声明集』に、「永享六年本」と「永享十年本」を同じ覚証院方の慈鏡系の『声明集』に位置付けることができた。また、「応永三年本」を覚証院方に属さず覚意系を伝承した可能性がある『声明集』とみなした。さらに、隆法系よりも慈鏡系の『声明集』が、二系統に分かれる以前の覚証院方の声明をより多く継承していることを突きとめた。また、この慈鏡系と隆然系『声明集』の存在を確認できたことよって、今まで疑問視されてきた、覚証院方が二系統に分かれたことを伝える『声決書』の信憑性を高めることができた。

第二節では、『魚山薑芥集』編纂に大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』の概要と資料について確認した。今まで明らかにされていなかった『声明集私案記』の成立年代を応永二年（一三九五）から応永二十年（一四一三）に設定した。また、『声明集』所収の曲の全ての詞章について、『声明集私案記』が何等かの言及している箇所をすべて精査し、『声明集』の詞章の総数のうちのおよそ三割四分に『声明集』が指南を付していたこと、さらに、その中で旋律、つまり博士の実際の唱法についての指南が六割程度をしめていたことを突きとめた。

第三節では、『声明集私案記』が覚証院方の慈鏡系の『声明集』に依拠して成立したことを突きとめた。また、隆然系の「文保二年本」と慈鏡系の「永享十年本」も『声明集私案記』の本説の博士を多く採用していることも確認した。

第四節では、『声明集私案記』の流派観について考察した。その結果、覚証院方と同じ進流ではあるが、東南院方と金剛三昧院方という「了榮房ノ非節」や「樹下ノ座様」と呼ばれる好ましくない独自の唱法をもつ二系統の声明の支流派が存在していたと、『声明集私案記』が認識していたことが明らかになった。ただし、高野山上で実質的に独立した流派として存在したのは南山進流と相応院流であり、覚証院方・東南院方・金剛三昧院方等はいくまで進流のなかの支流派に過ぎないと認識されていたことも明らかとなった。また、進流に対抗する他流派として相応院流が強く意識されていたことも判明した。

以上のように、中期には、同じ基本的構造を持つ、覚証院方の『声明集』と、非覚証院方で覚意系の可能性のある『声明集』が成立し、同じ覚証院方でも、隆然の伝承を保持し続けた保守的な慈鏡系と、隆然の伝承から距離を置き出した革新的な隆法系の覚証院方が併存しており、そのような、状況において慈鏡系の覚証院方において『声明集私案記』が作成されたことを明らかにした。

第四章では、『魚山薑芥集』の成立過程後期について考察を行った。ここでは、『声明集』の刊行から『魚山薑芥集』の成立までについて論じた。

第一節では、まず版本の「文明四年版」の『声明集』が、中期の隆法系の「康正二年本」を祖本としていることを確定し、「文明四年版」の刊行までに慈鏡系の覚証院方は衰退したであろうと推定した。次に「文明四年版」と『魚山薑芥集』の基本構造（曲目・曲順と博士の骨格）が同じであることから、長恵は「文明四年版」を底本とし、その他の『声明集』を対校して『魚山薑芥集』の骨格を決定した可能性があることを指摘した。また、

『魚山薑芥集』は博士の骨格に関しては『声明集私案記』から影響を受けていないことも確認した。

次に、第二節では『魚山薑芥集』の成立に関わる問題について考察を行った。まず、『声明集私案記』に基づいて編纂したと自ら謳う『魚山薑芥集』の『声明集私案記』の受用の実態について明らかにするために、『声明集私案記』が旋律（博士の実際の唱法）について言及している計六百八十八箇所を指南と『魚山薑芥集』の旋律を比較し、さらに隆然系の「文保二年本」、慈鏡系の「永享六年本」、隆法系の『声明集隆法口伝』のそれぞれの旋律とも対照した。その結果、慈鏡系の「永享六年本」が『声明集私案記』と同一の旋律を有する割合が高く、『魚山薑芥集』は隆法系の『声明集隆法口伝』に近いことが判明した。

次に、『魚山薑芥集』の指南のなかで、何らかの典拠があると思われるすべての箇所を精査し、『声明集私案記』の指南を五十四例抽出した。それらを、受用の仕方を基準に、三つに分類し比較検討した。その結果、『魚山薑芥集』の唱法と慈鏡系の『声明集私案記』の指南には、ある程度の相違が生じていたが、それにもかかわらず長恵は、『声明集私案記』を隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として位置付け、『魚山薑芥集』の正統性を主張するために、『声明集私案記』の指南を多数『魚山薑芥集』に掲載した。『魚山薑芥集』が『声明集私案記』をこのような態度をもって受用したことが明らかになった。

なお、このような受用の態度から、『魚山薑芥集』成立当時に『声明集私案記』つまり慈鏡系の伝承が衰退していたことが浮かび上がってきた。

次に、『声明集私案記』の指南から、進流と相応院流とを対比した二十三の指南と、覚証院と東南院を対比した三箇の指南、衆徒方と金剛三昧院とを対比した四箇の指南、計三十の指南を抽出した。その結果に基づき、長恵の時代の高野山では、相応院流の影響力が『声明集私案記』が成立した頃比べて大分弱まっていたこと。しかし、長恵の時代の高野山には、覚証院方の唱法とは区別される東南院方と金剛三昧院方の独自の声明が存在していたこと。このような状況の中で、長恵は『声明集私案記』の多くの指南を『魚山薑芥集』に掲載し、覚証院方の派祖である隆然が著したとされる『声明集私案記』の指南を伝えようとしたことを論じた。

また、『魚山薑芥集』に伝わった『声明集私案記』以外の資料や人物の指南を抽出することによって、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』以外からの影響について考察を行った。結果的に、長恵は、『魚山薑芥集』を編纂する際、『声明集私案記』以外の資料や隆法系の覚証院方の正嫡である師の快助から多くの指南を得ていたことが明らかになった。『魚山薑芥集』に伝わっていた指南の典拠は、「称名寺本 a」「声実抄」「声明集隆法口伝」「文保二年本」であった。『魚山薑芥集』には『声明集隆法口伝』の指南が特に数多く伝えられていた。さらには、師の快助の指南も多くみられた。したがって、長恵が隆法―重仙―快助の系譜に連なる人物であることの確証が得られた。すなわち、長恵は、隆法系の覚証院方の範疇において『魚山薑芥集』を編纂したのであった。また、興味深いことに、『魚山薑芥集』には覚意系の「称名寺本 a」の指南もみられた。これは長恵が覚意の指南も尊重していたからだと推測できる。長恵は『声明集私案記』に記述されている金剛三昧院方や東南院方の範疇とは別の視点で覚意をみていた可能性がある。

最後に、『魚山薑芥集』に伝わった『声明集私案記』以外の資料や人物の指南を五十七抽出し、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』以外からの影響についても探った。その結果、長恵は『声明集私案記』以外の『声明集』や口伝書、なかでも『声明集隆法口伝』及び覚証院方の正嫡である師の快助から多くの指南を得て、『魚山薑芥集』を撰述していたことが明らかになった。このことから、長恵は、隆法―重仙―快助の系譜に連なる人物であることと確認が得られた。すなわち、長恵が隆法系の覚証院方の範疇において、『魚山薑芥集』を撰述したのである。

最後に長恵の『魚山薑芥集』の編纂過程をまとめる。

まず、長恵は、隆法系の「文明四年版」を底本とし、他の『声明集』諸本を対校し、『魚山薑芥集』の基本構造つまり曲目・曲順及び博士の骨格を確定したと考えられる。

次に、『魚山薑芥集』を覚証院方の規範的教則本とするために、自分が唱えていた隆法系の実唱と指南に基づいて注記を付し、その上に種々の口伝書、『声明集』諸本の注記、師の快助の指南等を付記し、『魚山薑芥集』を作り上げたといえる。

種々の口伝書の中でもとりわけ長恵が引用したのが『声明集私案記』である。長恵が『声明集私案記』を慈鏡系の資料として認識していたか否かは分からないが、『声明集私案記』に全面的に基づいて編纂されたものであることを謳い、長恵は『声明集私案記』の指南を『魚山薑芥集』に多数注記した。

しかし、当時の隆法系の実唱や指南は慈鏡系の『声明集私案記』と多少相違していた。ただし、長恵は隆法系の指南や現行の唱法と相違する場合でも、『声明集私案記』の指南を無視せず、「記云」としながら引用していた。これは、長恵が『声明集私案記』を尊重し、『声明集私案記』に対して慎重に敬意を表明するためであったと考えられる。

このように『声明集私案記』に基づくことを標榜し、『声明集私案記』の指南を掲載することによって『魚山薑芥集』は覚証院方の正統性を獲得し、南山進流の規範的教則本と認識されるに至ったと考えられる。それだけ、室町期後半から江戸期にかけ隆然及び『声明集私案記』の影響力は南山進流において大きかったといえる。

最後に、資料の閲覧ならびに撮影の上で大変お世話になりました西國寺麻生章雄住職、徳島文理大学加藤優先生、濱田宣先生に厚く御礼申し上げます。

また、資料の複写の上で大変お世話になりました高野山大学附属高野山大学図書館の御当局各位に御礼申し上げます。

また、資料の閲覧の上で大変お世話になりました上野学園日本音楽史研究所の御当局各位に御礼申し上げます。

また、本論文執筆にあたり御世話になりました、大正大学仏教学部仏教学科木村秀明教授、大正大学仏教学部仏教学科苦米地誠一教授、法政大学文学部日本文学科スティーヴン・G・ネルソン教授に心から御礼申し上げます。

[参考文献]

●資料

○『魚山叢芥集』

- ・「天文四年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「永禄六年本」上野学園日本音楽史研究所蔵。
- ・「永禄七年本」尾道西國寺蔵。
- ・「永禄十二年本」高野山普門院蔵。
- ・「天正十六年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「寛永元年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「貞享二年版」総本山智積院智山文庫蔵。
- ・「正徳三年版」総本山智積院智山文庫蔵
- ・「昭和五年版」『南山進流声明類聚付伽陀』

○『声実抄』

- ・「宝暦十年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「寛政四年本」上野学園日本音楽史研究所蔵。
- ・「寛政九年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「安政七年本」上野学園日本音楽史研究所蔵。

○『声明集』

- ・〔進流声明集〕神奈川県立金沢文庫蔵。
- ・〔南山進流声明集〕神奈川県立金沢文庫蔵。
- ・〔声明集断簡〕神奈川県立金沢文庫蔵。
- ・「応永三年本」醍醐寺蔵 196 函 16 號。
- ・「永享六年本」西大寺蔵。

- ・「永享十年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「康正二年本」所沢宝玉院蔵。
- ・「永正二年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「天文十年版」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「永禄九年本」尾道西國寺蔵。

○『声明集私案記』

- ・「元文五年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「宝暦十年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「嘉永元年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「嘉永六年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・『声明集私案記』[書写年不明]高野山大学附属高野山図書館蔵。

○『声明声決書』

- ・「寛延四年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「宝暦十年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「天保五年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。

○『東寺声明決疑抄』

- ・「宝暦十年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「文政七年本」上野学園日本音楽史研究所蔵。

○「秘讚」

- ・「秘讚等印禅方」醍醐寺蔵 101 函 1 号第 4。
- ・『十六尊讚』醍醐寺蔵 196 函 44 號。
- ・『文殊梵語讚』醍醐寺蔵 196 函 49 號。

- ・『天竜八部讚』醍醐寺蔵 197 函 27 號。
- ・『緊那羅天讚』醍醐寺蔵 198 函 8 號。
- ・「天龍八部讚」醍醐寺蔵 198 函 94 號。
- ・「拾陸尊梵語・拾陸尊漢語」醍醐寺所蔵 206 函 25 號。
- ・「文禄二年本」尾道西國寺蔵。
- ・「文禄四年本」尾道西國寺蔵。
- ・『讚秘曲』奈良長谷寺蔵。
- ・『声明秘讚』奈良長谷寺蔵。
- ・「明治二十三年版」高野山大学附属高野山図書館蔵。

○醍醐流の『声明集』

- ・『声明集』醍醐寺蔵 198 函 113 號。
- ・『声明集』醍醐寺蔵 204 函 7 號。

○その他

- ・「吉慶梵語第三段秘曲」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・『結縁灌頂大阿闍梨乞戒声明許可』高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「諸印信」尾道西國寺蔵。
- ・『声明集法則』高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・『声明集隆法口傳』高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・『聲明大事』高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・『声明博士口伝』高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・「大阿闍梨結縁灌頂乞戒声明事」奈良長谷寺蔵。
- ・「文保二年本」高野山大学附属高野山図書館蔵。
- ・『梵讚許可并血脈』高野山大学附属高野山図書館蔵。

●資料集

- ・神奈川県立金沢文庫編著『金沢文庫資料文書第八巻 歌謡・声明篇 続』便利堂 1986 年。
- ・『魚山私鈔』『大正新修大藏經』第 84 卷大正新修大藏經刊行会 1931 年。
- ・「高野山之部學侶』『紀伊續風土記』『続真言宗全書』39 続真言宗全書刊行会 1982 年。
- ・『高野春秋編年輯録卷第十二』『大日本仏教全書』131 仏書刊行会 1912 年。
- ・『乞戒聲明古草摺拾』『続真言宗全書』30 続真言宗全書刊行会 1986 年。
- ・『金剛峯寺諸院家析負輯一』『続真言宗全書』34 続真言宗全書刊行会 1986 年。
- ・『金剛峯寺諸院家析負二』『続真言宗全書』34 続真言宗全書刊行会 1986 年。
- ・『金剛峯寺諸院家析負輯三』『続真言宗全書』34 続真言宗全書刊行会 1986 年。
- ・『金剛峯寺諸院家析負輯八』『続真言宗全書』35 続真言宗全書刊行会 1978 年。
- ・『声実抄』『続真言宗全書』30 続真言宗全書刊行会 1986 年。
- ・聖尊撰『音律菁華集』『大正新修大藏經』84 大正新修大藏經刊行会 1931 年。
- ・『声明集聞書』『続真言宗全書』30 続真言宗全書刊行会 1986 年。
- ・『声明声決書』『続真言宗全書』30 続真言宗全書刊行会 1986 年。

- ・『声明集私案記』『続真言宗全書』30 続真言宗全書刊行会 1986年。
- ・『醍醐寺新要録』法蔵館 1991年。
- ・『天正高野治亂記』『続真言宗全書』41 続真言宗全書刊行会 1987年。
- ・『博士指口伝事』『続真言宗全書』30 続真言宗全書刊行会 1986年。
- ・日野西眞定編集校訂『新校高野春秋編年輯録』岩田書院 1998年。
- ・福島和夫校訂『日本音楽史料集成』1 「古版声明譜」東京書籍 1995年。
- ・豊山聲明大成刊行会『豊山聲明大成』 2004年。
- ・『遍照發揮性靈集』『弘法大師全集』卷第八密教文化研究所 1910年。
- ・『遍照發揮性靈集』『定本弘法大師全集』卷八集密教文化研究所 1996年。
- ・『密宗声明系譜』『続真言宗全書』30 続真言宗全書刊行会 1986年。

●目録・図録

- ・「広島県立歴史博物館展示図録」第28冊『尾道西國寺の寺宝展』2002年。
- ・『京都女子学園創立百周年記念特別展目録』京都女子学園 2010年。
- ・中川善教編『聲明本展覧目録』高野山松本日進堂 1928年。

- ・福島和夫編上野学園日本音楽資料室第七回特別展覧『声明資料展声明集特集出陳目録』1982年。

●辞典

- ・平野健次 上参郷祐康 蒲生郷昭監修『日本音楽辞典』平凡社 1989年。
- ・横道万里雄 片岡義道監修『声明辞典』法蔵館 1984年。

●研究書・論文

- ・浅田健太郎「声明諸本の曲目・本文の異同について」『島大國文』第32号 2008年。
- ・天納傳中『天台声明概説』叡山学院 1998年。
- ・新井弘順「真言声明における反音曲の記譜法について」『東洋音楽研究』第48号 1983年。
- ・新井弘順「真言声明における反音曲の記譜法について（Ⅱ）——仁和寺相応院流——」『国立音楽大学研究紀要』第18号 1984年。
- ・新井弘順「豊山声明の「四智梵語讚」と「不動讚」——高橋説批判」『豊山教学大会紀要』第17号 1989年。
- ・新井弘順「真言声明慈業系大進上人の展開」『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林 1991年。
- ・新井弘順「声明の楽譜と記譜法の変遷」『岩波講座日本の音楽・アジアの音楽』4 岩波書店 1988年。
- ・新井弘順「声明の記譜法の変遷——博士図——を中心に」『日本音楽史研究』第1号 1996年。

- ・新井弘順「宣雅博士本『法則集』について」福島和夫編『日本史研究叢書』一三 和泉書院 2001年。
- ・新井弘順「弁明と江戸後期の豊山声明—『般若理趣經常用』の刊行と《三箇秘韻》相承—」『豊山学報』第五 51号 2008年
- ・新井弘順『声明の歴史と理論』宝玉院 2004年。
- ・新井弘順「真言声明醍醐流〈理趣經讚〉の二種の譜——唯律様と反音様について——」『真言密教と日本文化』 2007年。
- ・井上光貞『日本浄土教成立史の研究』山川出版社 1956年。
- ・岩田宗一（編）『声明・儀礼資料年表』法蔵館 1999年。
- ・岩原諦信『岩原諦信著作集』2『増補校訂 声明の研究』東方出版 1997年。
- ・岩原諦信「声明音階の研究」『密教研究』第 26号 密教研究会編 1927年。
- ・潮弘憲『南山進流の解説』第一卷仁和寺伝法所 2011年。
- ・潮弘憲『南山進流の解説』第二卷仁和寺伝法所 2011年。
- ・潮弘憲『南山進流の解説』第三卷仁和寺伝法所 2012年。
- ・内山正如編『昭和改版智山聲明大典』大本山川崎大師平間寺 1964年。
- ・上田靈城『真言密教事相概説—四度部—』同朋舎出版 1986年。
- ・大山公淳「声明の音楽的研究」『密教研究』第 44号密教研究会（編） 1932年
- ・大山公淳『仏教音楽と声明』大山教授法印昇進記念出版会 1959年。
- ・櫛田良洪「声明成仏思想の受容」『真言密教成立過程の研究』山喜房佛書林 1964年。
- ・黒田俊雄『寺社勢力』岩波書店 1980年。
- ・黒田俊雄『黒田俊雄著作集』第二卷「顕密体制論」法蔵館 1994年。
- ・黒田俊雄『黒田俊雄著作集』第三卷「顕密仏教と寺社勢力」法蔵館 1995年。
- ・小出浩平編『日本の伝統音楽』音楽之友社。
- ・弘法大師御入定千百五十年御恩忌大法会事務局刊行『高野山——その歴史と文化——』弘法大師御入定千百五十年御恩忌記念出版 1983年。
- ・高野山大学選書刊行会編『高野山大学選書第』一卷「高野山と密教文化」小学館スクウェア 2006年
- ・高野山大学選書刊行会編『高野山大学選書第四卷』高野山の伝統と未来』小学館スクウェア 2006年。
- ・小島美子監修『日本の伝統音楽講座』淡交社 2008年
- ・小山靖憲『中世寺社と荘園制』塙書房 1998年。
- ・五来重編『高野山と真言密教の研究』名著出版 1976年。
- ・澤田篤子「真言声明の口伝書について（第一報）——博士指口伝事——」『大阪教育大学紀要』第 34 1965年。
- ・澤田篤子「真言声明の口伝書について（第二報）——声実抄——」『大阪教育大学紀要』第 35卷 1986年。
- ・田辺尚雄「現代の声明研究について」『東洋音楽研究第』12・13 合併号「佛教音楽の研究」第一書房 1954年。
- ・中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上法蔵館 1988年。
- ・中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』下法蔵館 1988年。
- ・東洋音楽学会編『仏教音楽』音楽之友社 1972年。
- ・中川善教「南山進流概説」『佛教學論集』山喜房佛書林 1976年。
- ・中川善教「魚山薑芥集成立攷」『佛教學論集』山喜房佛書林 1976年。

- 花野憲道「声明資料とその一研究」『国語学論集』汲古書院 1995年。
- 花野憲道「広島大学文学部蔵『声明集』解説並びに影印」『鎌倉時代語研究』第22輯武蔵野書院 1999年。
- 山陰加春夫『中世高野山史の研究』清文堂 2011年。
- 吉田寛如『南山進流詳解魚山叢芥集』「解説篇」四大徳報恩出版会 出版年不詳。
- 和田秀乗 高木神元編『日本仏教宗史論集第』第四巻「弘法大師と真言宗」吉川弘文館 1984年。

資料編①：[表 1] 覚意相伝資料一覧

(No.)	書名	所蔵及典拠	覚意書写年月日	覚意翻譜年月日	相伝者	相伝場所	備考
(No.1)	金剛薩埵漢語讚 (二捌尊唐讚)	『秘讚類聚集』(金沢文庫)	文永7年(1270)2月28日	—————	—————	—————	
(No.2)	緊那羅天讚 ^{一傳也}	『秘讚類聚集』	文永7年2月28日	—————	—————	—————	
(No.3)	反音 (吉慶梵語讚三段秘曲)	『秘讚集』(金沢文庫)	文永7年3月1日	文永7年(1270)3月8日	祐真	薬師院	
(No.4)	一傳讚 (妙音天讚)	『秘讚類聚集』	文永7年3月5日	文永7年3月8日	祐真	薬師院	
(No.5)	(天龍八部讚)第二重諸天漢語讚	『秘讚集』	文永7年3月10日	—————	祐真	薬師院	
(No.6)	孔雀經讚 ^進	『秘讚集』	文永7年3月10日	—————	祐真	薬師院	進流
(No.7)	利菩薩 ^{語漢} 禪房流	『秘讚類聚集』	文永7年3月10日	文永七年3月19日	祐真	薬師院	円禪房流
(No.8)	如意輪讚 ^進	『秘讚集』	文永7年3月10日	—————	祐真	金剛三昧院	進流
(No.9)	供養讚並異説	釈迦文院・金沢文庫 高野山大学	文永7年3月25日	文永7年3月26日	伊賀阿闍梨	—————	大山公淳『仏教音楽と声明』150頁
(No.10)	釈迦讚	釈迦文院・高野山大学	文永7年3月26日	文永7年3月27日	—————	—————	大山、前掲書150頁
(No.11)	十六大菩薩梵語讚	『十六大菩薩梵語讚』(金沢文庫)	文永7年6月1日	弘安6年(1283)6月6日	祐真	薬師院	
(No.12)	文殊梵語 ^進	『秘讚集』	文永7年6月13日	—————	祐真	薬師院	進流
(No.13)	同梵語 ^{秘曲第三重}	『秘讚集』	文永7年6月13日	—————	祐真	薬師院	円禪房流
(No.14)	宝賛 (宝珠讚)	『秘讚類聚集』	文永7年6月15日	—————	伊賀阿闍梨	—————	
(No.15)	多聞吉祥	『秘讚類聚集』	文永7年7月1日	—————	—————	—————	
(No.16)	阿弥陀讚 ^進	『秘讚集』	文永8年(1271)2月18日	—————	—————	金剛三昧院	進流
(No.17)	結縁灌頂声明	正智院	文永8年2月27日	文永9年(1272)4月2日	—————	—————	大山、前掲書151頁
(No.18)	天龍八部 ^{第三重秘}	『秘讚類聚集』	文永9年(1272)5月19日	文永9年(1272)6月1日	—————	金剛三昧院	乘願房本
(No.19)	緊那羅天讚	『秘讚類聚集』	文永9年7月6日	—————	—————	—————	乘願房本
(No.20)	声明博士口伝事	西南院	文永11年(1274)1月6日	—————	—————	—————	大山、前掲書153頁
(No.21)	曼荼羅供堂上作法	金沢文庫	文永11年3月17日	—————	—————	—————	大山、前掲書155頁
(No.22)	貳捌尊唐音讚	『貳捌尊唐音讚』(金沢文庫)	弘安2年(1279)6月12日	弘安7年(1284)年1月14日	玄慶	—————	
(No.23)	妙音天	『秘讚類聚集』	—————	—————	—————	—————	
(No.24)	(金剛因菩薩梵語讚)	『秘讚集』	—————	—————	—————	—————	
(No.25)	「漢語」(金剛因菩薩漢語讚)	『秘讚集』	—————	—————	—————	—————	

資料編②：[表 2] 称名寺所蔵覚意相伝「秘讃」一覧

(No.)	秘讃名	所収文献名	覚意書写年月日	覚意翻譯年月日	相伝者	相伝場所	分類	備考
(No.1)	金剛薩埵漢語讃 (二別尊唐讃)	『秘讃類聚集』	文永7年(1270)2月28日	—————	—————	—————	観験	
(No.2)	緊那羅天讃 ^{一傳也}	『秘讃類聚集』	文永7年2月28日	—————	—————	—————	観験	
(No.3)	反音 (吉慶梵語讃三段秘曲)	『秘讃集』	文永7年3月1日	文永7年(1270)3月8日	祐真	高野山薬師院	慈業(堅覚)	
(No.4)	一傳讃 (妙音天讃)	『秘讃類聚集』	文永7年3月5日	文永7年3月8日	祐真	高野山薬師院	観験	
(No.5)	(天龍八部讃)第二重諸天漢語讃	『秘讃集』	文永7年3月10日	—————	祐真	高野山薬師院	観験	
(No.6)	孔雀経讃 ^進	『秘讃集』	文永7年3月10日	—————	祐真	高野山薬師院	観験	
(No.7)	利菩薩 ^{○語漢} _{中禪房流}	『秘讃類聚集』	文永7年3月10日	文永七年3月19日	祐真	高野山薬師院	慈業(堅覚)	円禪房流
(No.8)	如意輪讃 ^進	『秘讃集』	文永7年3月10日	—————	祐真	金剛三昧院	観験	
(No.9)	十六大菩薩梵語讃	『十六大菩薩梵語讃』	文永7年6月1日	弘安6年(1283)6月6日	祐真	高野山薬師院	観験	
(No.10)	文殊梵語 ^進 同梵語 ^{秘曲第三重}	『秘讃集』	文永7年6月13日	—————	祐真	高野山薬師院	慈業(堅覚)	円禪房流
(No.11)	宝贊 (宝珠讃)	『秘讃類聚集』	文永7年6月15日	—————	伊賀阿闍梨	—————	—————	
(No.12)	多聞吉祥	『秘讃類聚集』	文永7年7月1日	—————	—————	—————	—————	
(No.13)	阿弥陀讃 ^進	『秘讃集』	文永8年(1271)2月18日	—————	—————	金剛三昧院	—————	
(No.14)	天龍八部 ^{第三重秘}	『秘讃類聚集』	文永9年(1272)5月19日	文永9年(1272)6月1日	—————	金剛三昧院	慈業(宗源)	乘願房本
(No.15)	緊那羅天讃	『秘讃類聚集』	文永9年7月6日	—————	—————	—————	慈業(宗源)	乘願房本
(No.16)	貳別尊唐音讃	『貳別尊唐音讃』	弘安2年(1279)6月12日	弘安7年(1284)年1月14日	玄慶	—————	慈業(宗源)	
(No.17)	妙音天	『秘讃類聚集』	—————	—————	—————	—————	—————	
(No.18)	(金剛因菩薩梵語讃)	『秘讃集』	—————	—————	—————	—————	—————	
(No.19)	漢語 (金剛因菩薩漢語讃)	『秘讃集』	—————	—————	—————	—————	—————	

資料編③：[表 3] 變動域博士対照表

〔四〕 〔金剛界〕 j 382	〔地〕 〔金剛界〕 j 363	〔他〕 〔金剛界〕 j 33	〔諸〕 〔対揚〕 i 415	〔集〕 〔対揚〕 i 413	〔護〕 〔対揚〕 i 289	〔甚〕 〔対揚〕 i 82	〔切〕 〔九條錫杖〕 h 232	〔願〕 〔九條錫杖〕 h 58	〔敬〕 〔錫杖〕 g 96	〔其〕 〔梵音〕 f 37	〔願〕 〔出家唄〕 d 16	〔守〕 〔出家唄〕 d 3	〔因〕 〔云何唄〕 c 14	
×	×	×	—	—	—	×	×	×	×	○	×	×	×	称名
○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	文二
○	○	○	—	—	○	×	○	○	○	○	○	×	△	応三
×	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	永六
×	○	○	—	—	—	—	—	—	○	×	○	×	○	永十
—	—	—	—	—	—	○	×	—	—	×	—	—	○	私案
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	康二
○	—	○	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	○	隆法
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

資料編③：[表 3] 變動域博士対照表

「者」 〔胎蔵界〕 k 527	「無」 〔胎蔵界〕 k 439	「及」 〔胎蔵界〕 k 297	「願」 〔胎蔵界〕 k 281	「及」 〔胎蔵界〕 k 244	「親」 〔胎蔵界〕 k 173	「界」 〔金剛界〕「南」 j 667 s 671	「養」 〔金剛界〕「供」 j 656 657	「四」 〔金剛界〕 j 640	「量」 〔金剛界〕 j 628	「南」 〔金剛界〕 j 606	「除」 〔金剛界〕「消」 j 586 587	「来」 〔金剛界〕「如」 j 534 535	「智」 〔金剛界〕 j 392	
×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	称名
○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	文二
○	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	応三
○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	永六
○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	△	○	永十
—	—	—	×	—	×	—	—	—	×	—	—	○	—	私案
○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	康正
—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	隆法
○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

資料編③：[表 3] 變動域博士対照表

〔囀〕 y, 1, 6 〔東方讚〕〔囀〕	〔底〕 w, 40 〔阿弥陀讚〕	〔成〕 u, 68 〔吉慶漢語〕	〔座〕 u, 59 〔吉慶漢語〕	〔清〕 t, 7 〔文殊讚〕	〔帝〕 o, 18 〔大日讚〕	〔慮〕 1, 302, 317 〔理趣經〕	〔法〕 1, 34 〔理趣經〕	〔真〕 1, 12 〔理趣經〕	〔切〕 k, 905 〔胎藏界〕	〔切〕 k, 893, 894 〔胎藏界〕	〔胎〕 k, 878, 881 〔胎藏界〕	〔得〕 k, 662 〔胎藏界〕	
×	—	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×	○	称名
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	文二
○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	応三
○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	永六
○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	永十
—	—	—	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	私案
○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	康二
○	×	○	○	○	○	×	○	○	—	○	—	—	隆法
○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

凡例

一、本「変動城博士対照表」は、『声明集』の初期の写本二本・中期の写本四本・最古の版本一本、および『声明集隆法口伝』と『声明集私案記』と『魚山薑芥集』における、変動城にある四十一箇所博士の異同を表示したものである。

一、表中の略号・記号は次の通りである。

「称名」	…	「称名寺本 a」、『声明集』初期の写本
「文二」	…	「文保二年本」、『声明集』初期の写本
「応三」	…	「応永三年本」、『声明集』中期の写本
「永六」	…	「永享六年本」、『声明集』中期の写本
「永十」	…	「永享十年本」、『声明集』中期の写本
「私案」	…	『声明集私案記』
「康二」	…	「康正二年本」、『声明集』中期の写本
「隆法」	…	『声明集隆法口伝』
「文四」	…	「文明四年版」、『声明集』最古の版本
「魚山」	…	『魚山薑芥集』
○	…	『魚山薑芥集』と同一の博士
×	…	右の『魚山薑芥集』と相違する博士
△	…	○と×とも相違する博士
—	…	博士の情報がないもの

資料編④：[表 4]旋律対照表

〔三〕 〔対揚〕 i 7	〔場〕 〔対揚〕 i 6	〔已〕 〔九条錫杖〕 h 391	〔清〕 〔三條錫杖〕 g 34	〔三〕 〔三條錫杖〕 g 19	〔實〕 〔三條錫杖〕 g 15	〔諸〕 〔梵音〕 f 12	〔方〕 〔梵音〕 f 11	〔有〕 〔梵音〕 f 4	〔遍〕 〔散華〕 e 23	〔歸〕 〔散華〕 e 12	〔願〕 〔散華〕 e 2	〔如〕 〔三礼・如来唄〕 a 53	〔衆〕 〔三礼・如来唄〕 a 11	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	称名
—	●	—	○	○	●	○	—	—	—	—	○	○	—	文二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	応三
●	●	●	—	○	●	●	●	—	—	●	●	●	—	永六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	永十
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	私案
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	康二
○	○	—	—	—	●	—	○	—	—	—	○	○	—	隆法
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

資料編④：[表 4]旋律対照表

〔諸〕 〔胎藏界〕 k 386	〔佛〕 〔胎藏界〕 k 352	〔含〕 〔胎藏界〕 k 316	〔解〕 〔胎藏界〕 k 309	〔大〕 〔胎藏界〕 k 216	〔切〕 〔胎藏界〕 k 60	〔世〕 〔胎藏界〕 k 58	〔設〕 〔金剛界〕 j 575	〔福〕 〔金剛界〕 j 471	〔國〕 〔金剛界〕 j 436	〔教〕 〔金剛界〕 j 393	〔金〕 〔対揚〕 i 90	〔所〕 〔対揚〕 i 86	〔四〕 〔対揚〕 i 14	
—	○	○	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	称名
○	○	○	●	○	—	●	●	●	—	●	—	●	○	文二
—	○	●	—	●	—	○	—	●	○	—	—	—	—	応三
●	○	○	●	●	—	○	●	●	—	○	●	●	●	永六
—	○	●	—	●	—	○	—	●	●	—	—	—	—	永十
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	私案
—	○	○	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	康正
—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	隆法
—	○	○	—	●	—	○	—	○	○	—	—	—	—	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

資料編④：[表 4]旋律対照表

〔觀〕 n 19 〔四智梵語〕	〔盧〕 l 319 〔理趣經〕	〔毗〕 l 318 〔理趣經〕	〔盧〕 l 314 〔理趣經〕	〔毗〕 l 313 〔理趣經〕	〔毗〕 l 298 〔理趣經〕	〔毗〕 l 293 〔理趣經〕	〔勝〕 l 249 〔理趣經〕	〔王〕 l 235 〔理趣經〕	〔能〕 l 217 〔理趣經〕	〔手〕 l 186 〔理趣經〕	〔剛〕 l 185 〔理趣經〕	〔得〕 k 662 〔胎藏界〕	〔衆〕 k 464 〔胎藏界〕	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	称名
—	●	—	—	—	○	—	●	●	—	—	—	○	○	文二
—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	応三
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	永六
—	—	—	—	—	—	—	●	○	—	—	—	—	—	永十
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	私案
—	—	—	—	—	—	—	●	○	—	—	—	—	—	康二
—	●	—	—	○	○	—	—	—	○	○	○	—	—	隆法
—	—	—	—	—	—	—	●	○	—	—	—	—	—	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

資料編④：[表 4]旋律对照表

「界」 u 123 〈吉慶漢語〉	「祥」 u 48 〈吉慶漢語〉	「毘」 u 30 〈吉慶漢語〉	「迦」 u 29 〈吉慶漢語〉	「隨」 u 12 〈吉慶漢語〉	「佛」 u 2 〈吉慶漢語〉	「諸」 u 1 〈吉慶漢語〉	「真」 t 16 〈文殊讚〉	「藍」 s 12 〈佛讚〉	「受」 q 6 〈四智漢語〉	「吠」 p 26 〈不動讚〉	「弥」 p 20 〈不動讚〉	「薩」 o 1 〈大日讚〉	「羅」 n 24 〈四智梵語〉	
●	●	—	—	●	—	—	—	○	●	○	○	—	—	称名
●	○	○	○	●	○	●	—	●	○	○	●	—	●	文二
●	○	—	—	—	—	—	—	●	●	○	○	—	—	応三
●	○	●	●	●	●	—	○	●	●	○	●	—	●	永六
●	○	—	—	—	—	—	—	●	●	○	○	—	—	永十
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	私案
●	○	—	—	●	—	—	—	●	○	○	●	—	—	康二
—	○	○	○	●	○	○	○	●	○	—	●	—	○	隆法
●	○	—	—	●	—	—	—	●	○	○	●	—	—	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

資料編④：[表 4]旋律対照表

〔迦〕 〔阿弥陀讚〕 W 57	〔縛〕 〔阿弥陀讚〕 W 39	〔佉〕 〔阿弥陀讚〕 W 38	〔那〕 〔阿弥陀讚〕 W 32	〔那〕 〔阿弥陀讚〕 W 25	〔也〕 〔阿弥陀讚〕 W 17	〔陀〕 〔阿弥陀讚〕 W 10	〔也〕 〔阿弥陀讚〕 W 6	〔婆〕 〔阿弥陀讚〕 W 5	〔陀〕 〔阿弥陀讚〕 W 4	〔弥〕 〔阿弥陀讚〕 W 3	〔扇〕 〔吉慶梵語〕 V 54	〔他〕 〔吉慶梵語〕 V 47	〔普〕 〔吉慶梵語〕 V 3	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	称名
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	応三
○	—	○	○	●	—	—	○	○	○	○	—	—	●	永六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	永十
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	私案
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	康正
—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	隆法
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

資料編④：[表 4]旋律対照表

〔曩〕 〔金剛寶〕 z 6	〔怛〕 〔金剛寶〕 z 5	〔怛〕 〔金剛薩埵〕 y 25	〔慢〕 〔金剛薩埵〕 y 22	〔日〕 〔四波羅蜜〕 x 16	〔怛〕 〔四波羅蜜〕 x 13	〔薩〕 〔四波羅蜜〕 x 12	〔羅〕 〔四波羅蜜〕 x 6	〔拏〕 〔阿彌陀讚〕 w 90	〔答〕 〔阿彌陀讚〕 w 84	〔羅〕 〔阿彌陀讚〕 w 61	〔怛〕 〔阿彌陀讚〕 w 60	〔質〕 〔阿彌陀讚〕 w 59	〔尾〕 〔阿彌陀讚〕 w 58	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	称名
—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	文二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	応三
—	○	●	●	●	●	●	—	—	●	—	○	○	○	永六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	永十
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	私案
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	康二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	隆法
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	魚山

〔羅〕 α 30	〔訶〕 z 19	称名
●	—	文二
●	○	応三
●	○	永六
●	○	永十
●	●	私案
●	○	康二
—	○	隆法
●	○	文四
○	○	魚山

凡例

一、本「旋律対照表」は、『声明集私案記』と『魚山薑芥集』の間で相違する旋律計八十六箇所について、初期の写本二本・中期の写本四本・最古の版本一本の『声明集』および『声明集隆法口伝』の旋律異同を表示したものである。

一、表中の略号・記号は次の通りである。

- 〔称名〕 … 〔称名寺本a〕、『声明集』初期の写本
- 〔文二〕 … 〔文保二年本〕、『声明集』初期の写本
- 〔応三〕 … 〔応永三年本〕、『声明集』中期の写本
- 〔永六〕 … 〔永享六年本〕、『声明集』中期の写本
- 〔永十〕 … 〔永享十年本〕、『声明集』中期の写本
- 〔私案〕 … 『声明集私案記』
- 〔康二〕 … 〔康正二年本〕、『声明集』中期の写本
- 〔隆法〕 … 『声明集隆法口伝』
- 〔文四〕 … 〔文明四年版〕、『声明集』最古の版本
- 〔魚山〕 … 『魚山薑芥集』
- … 『声明集私案記』と同一の旋律
- … 『魚山薑芥集』と同一の旋律
- … 旋律の情報がないもの

一、初期の「称名寺本a」、中期の「応永三年本」「永享六年本」「康正二年本」、後期の「文明四年版」には「ユ」「由」「ス」「直」「ソ」「反」等の旋律名は注記されていない。それらの『声明集』においては、博士の本に付記されている「折懸」、末に付記されている「突」等によって旋律情報を読み取った。

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

是以供養諸如來	22 23 24 25 26 27 28	是以供養釋迦尊	15 16 17 18 19 20 21	普散十方諸國土	8 9 10 11 12 13 14	十方所有勝妙花	1 2 3 4 5 6 7	f 梵音	香花供養佛	150 151 152 153 154	皆共成佛道	145 146 147 148 149	我等與衆生	140 141 142 143 144	普及於一切	135 136 137 138 139	願以此功德	129 130 131 132 133 134	無量佛子衆圍繞	122 123 124 125 126 127 128	在彼微妙安樂國	115 116 117 118 119 120 121	阿彌陀仙兩足尊	108 109 110 111 112 113 114	稽首天人所恭敬	101 102 103 104 105 106 107	阿彌陀	故我稽首瑠璃光	94 95 96 97 98 99 100	良與法藥救衆生	87 88 89 90 91 92 93	大慈大悲照光明	80 81 82 83 84 85 86	藥師瑠璃光如來	73 74 75 76 77 78 79	藥師
---------	--	---------	--	---------	--------------------------------------	---------	---------------------------------	------	-------	---------------------------------	-------	---------------------------------	-------	---------------------------------	-------	---------------------------------	-------	--	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	-----	---------	---	---------	--	---------	--	---------	--	----

h 九條錫杖	哀愍摂受護持弟子成大願	103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	南無恭敬供養三尊界會	92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102	供養三寶	88 89 90 91	故我稽首	80 81 82 83	執持錫杖	72 73 74 75	皆成佛	65 66 67	三世諸佛	57 58 59 60	願清淨心	49 50 51 52	發淨淨心	41 42 43 44	以清淨心	33 34 35 36	示如實道	25 26 27 28	供養三寶	17 18 19 20	設大施會	9 10 11 12	手執錫杖	1 2 3 4	g 三條錫杖	是以供養諸菩薩	50 51 52 53 54 55 56	是以供養大乘經	43 44 45 46 47 48 49	其花色相皆殊妙	36 37 38 39 40 41 42	出生無量寶蓮花	29 30 31 32 33 34 35
--------	-------------	---	------------	---	------	----------------------	------	----------------------	------	----------------------	-----	----------------	------	----------------------	------	----------------------	------	----------------------	------	----------------------	------	----------------------	------	----------------------	------	---------------------	------	------------------	--------	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

哀愍	458	恭敬	450	南無恭敬供養	440	供養三寶	436	故我稽首	428	執持錫杖	420	當成佛	413	未來諸佛	405	執持錫杖	398	已成佛	391	過去諸佛	383	具修万行	375	百人煩惱	367	速得解脫	359	受苦衆生	351	地獄餓鬼畜生	341	當願衆生	329	速證菩提	329
撰受	459	供養	451		441		437		429		421		414		406		399		384		376		368		360		342		330		330				
	460		452		442		438		430		422		415		407		400		385		377		369		361		343		331		331				
	461		453		443		439		431		423				408		401		386		378		370		362		344		332		332				
					444																														
護持弟子	462	八萬聖教	454	靈山界會	446			執持錫杖	432	供養三寶	424	故我稽首	416	執持錫杖	409	現成佛	402	現在諸佛	394	執持錫杖	387	速證菩提	379	發菩提心	371	惑癡二障	363	聞錫杖聲	355	十方一切	337				
	463		455		447				433		425		417		403		395		388		380		372		364		356		338						
	464		456		448				434		426		418		404		396		389		381		373		365		357		339						
	465		457		449				435		427		419				397		390		382		374		366		358		340						

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

隨喜一切福智聚	129 130 131 132 133 134 135	我今深發歡喜心	122 123 124 125 126 127 128	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛	104 105 106 107 108 109 110	我今陳懺亦如是	97 98 99 100 101 102 103	如佛菩薩所懺悔	90 91 92 93 94 95 96	身口意業所生罪	83 84 85 86 87 88 89	無始輪迴諸有中	72 73 74 75 76	懃懃合掌恭敬礼	65 66 67 68 69 70 71	以身口意清淨業	58 59 60 61 62 63 64	最勝妙法菩提衆	51 52 53 54 55 56 57	歸命十方一切佛	44 45 46 47 48 49 50	幡那滿那曩迦嚕弭	36 37 38 39 40 41 42 43	唵薩縛怛他蘂多	29 30 31 32 33 34 35	娑縛婆縛梳度憾	22 23 24 25 26 27	薩縛達麼	18 19 20 21	唵娑縛婆縛梳馱	11 12 13 14 15 16 17	一切恭敬敬礼常住三寶	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	j 金剛界	證知誠證	415 416 417 418	五大力量菩薩	419 420 421 422 423
宿命住智莊嚴身	277 278 279 280 281 282 283	離於八難生無難	270 271 272 273 274 275 276	常為善友不厭捨	263 264 265 266 267 268 269	諸佛菩薩妙衆中	249 250 251 252 253 254 255	願我不失菩提心	242 243 244 245 246 247 248	懺悔隨喜勸請福	224 225 226 227 228 229 230	不捨悲願救世間	217 218 219 220 221 222 223	我皆勸請令久住	210 211 212 213 214 215 216	臨般無餘涅槃者	203 204 205 206 207 208 209	所有如來三界主	196 197 198 199 200 201 202	轉於無上妙法輪	189 190 191 192 193 194 195	我今胡跪先勸請	182 183 184 185 186 187 188	覺眼開敷照三有	175 176 177 178 179 180 181	一切世燈坐道場	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛	157 158 159 160 161 162 163	所集善根盡隨喜	緣覺聲聞及有情	150 151 152 153 154 155 156	金剛三業所生福	143 144 145 146 147 148 149	諸佛菩薩行願中	136 137 138 139 140 141 142			

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

降臨壇場受妙供	421 422 423 424 425 426 427	不越本誓三昧耶	414 415 416 417 418 419 420	外金剛部威德天	407 408 409 410 411 412 413	兩部界會諸如来	400 401 402 403 404 405 406	教令輪者降三世	393 394 395 396 397 398 399	十六人供四撰智	386 387 388 389 390 391 392	四方四智四波羅蜜	378 379 380 381 382 383 384 385	歸命摩訶毗盧遮那佛	369 370 371 372 373 374 375 376 377	唵三昧耶薩怛鍍	362 363 364 365 366 367 368	波娜野弭		唵冒地質多母怛	351 352 353 354 355	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛	340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350	願讚迴向亦如是	333 334 335 336 337 338 339	如金剛懂及普賢	326 327 328 329 330 331 332	六通諸禪悉圓滿	319 320 321 322 323 324 325	四無礙辦十自在	312 313 314 315 316 317 318	眷属廣多恒熾盛	305 306 307 308 309 310 311	富樂豐饒生勝族	298 299 300 301 302 303 304	悉能滿足波羅蜜	291 292 293 294 295 296 297	遠離愚迷具悲智	284 285 286 287 288 289 290	所設妙供	574 575	諸尊聖衆	566 567	普供養	559 560 561	普供養摩訶毗盧遮那佛	552 553	及以法界力	539 540	以我功德力	529 530	多鉢羅薩羅吽	515 516	藥多尾路姚帝三滿	507 508 509 510 511 512 513 514	跋納麼縛曰隸怛他	499 500 501 502 503 504 505 506	唵阿謨伽布惹麼拏	492 493 494 495 496 497 498	菩提無上誓願證	485 486 487 488 489 490 491	如來無邊誓願事	478 479 480 481 482 483 484	法門無邊誓願覺	471 472 473 474 475 476 477	福智無邊誓願集	464 465 466 467 468 469 470	衆生無邊誓願度	457 458 459 460 461 462 463	天下法界同利益	450 451 452 453 454 455 456	滅罪生善成大願	443 444 445 446 447 448 449	護持大衆除不祥	435 436 437 438 439 440 441 442	三國傳燈諸阿闍梨	428 429 430 431 432 433 434	弘法大師增法樂	
---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	----------	--	-----------	---	---------	---	------	--	---------	---------------------------------	-------------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	------	------------	------	------------	-----	-------------------	------------	------------	-------	------------	-------	------------	--------	------------	----------	--	----------	--	----------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	--	----------	---	---------	--

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

歸命十方正等覺	50	達磨馱觀薩縛婆縛句含	40	曩莫三滿多沒馱南	32	三摩曳娑縛賀	26	阿三迷怛哩三迷	19	曩莫三曼多沒馱南	11	一切恭敬敬礼常住三寶	1	胎藏界	1	懺悔隨喜	700	廻向大菩提	691	南無大悲胎藏界一切諸佛菩薩	678	南無金剛界一切諸佛菩薩	667	南無八供養菩薩	653	南無四波羅蜜菩薩	638	南無無量壽佛	625	南無阿閼佛	615	南無摩訶毗盧遮那佛	606	無邊善願	598	增長福壽	590	護持大衆	582	
	51		41		33		27		20		12		2			701		692	693	680	668	669	654	655	640	626	616	607	602	599	591	583								
	52	觀薩縛婆縛句含	42		34		28		21		13		3			702	至心廻向	694	695	681	670	671	656	657	641	627	617	608	603	604	594	586								
	53		43		35				22		14		4			703		696	697	682	683	679	660	661	642	628	618	609	605	603	595	587								
	54		44		36				23		15		5					698	699	684	684	666	662	663	646	631	620	621	622	623	620	603	595	586						
	55		45		37				24		16		6					697		683	684	667	661	662	647	632	621	622	623	620	603	595	586							
	56		46		38				25		17		7					698		684	684	667	661	662	648	633	621	622	623	620	603	595	586							
			47		39						18		8					699		684	684	667	661	662	649	634	621	622	623	620	603	595	586							
			48									9								684	684	667	661	662	649	634	621	622	623	620	603	595	586							
			49									10								684	684	667	661	662	649	634	621	622	623	620	603	595	586							
南無十方三世佛	198	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛	180	悉皆懺悔不復作	180	親對十方現在佛	173	具造極重無盡罪	166	無始生死流轉中	159	及以无量衆生所	152	父母二師善知識	145	於佛正法賢聖僧	138	貪慾恚癡覆心故	131	身口意業造衆罪	124	我由无明所積集	117	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛	106	慇懃無量恭敬礼	99	以身口意清淨業	92	歸命一切諸密印	85	歸命諸明真實言	78	歸命不退菩提衆	71	歸命一切大乘法	64	三世一切具三身	57	
	199		181		181		174		167	160	161	153	146	147	140	139	132	133	125	118	118	107	108	100	93	86	79	72	65	66	67	68	69	70	61	62	63			
	200		182		182		175		168	162	163	154	148	141	142	141	134	135	126	119	120	109	110	101	94	87	80	73	66	67	68	69	70	61	62	63				
	201		183		183		176		169	164	165	155	149	142	143	144	136	137	127	121	122	111	102	95	88	81	74	67	68	69	70	61	62	63						
	202		184		184		177		170	164	165	156	150	143	144	136	137	128	129	121	122	112	103	96	89	82	75	68	69	70	61	62	63							
	203		185		185		178		171	164	165	157	150	143	144	136	137	129	129	122	122	113	104	97	90	83	76	69	70	61	62	63								
	204		186		186		179		172	165	165	158	151	144	144	137	137	130	130	123	123	114	105	98	91	84	77	70	61	62	63									

資料編⑤：『聲明集』詞章一覽

及諸佛子為群生	350 351 352 353 354 355 356	種種善巧方便力	343 344 345 346 347 348 349	諸正遍知大海衆	336 337 338 339 340 341 342	十方無量世界中	329 330 331 332 333 334 335	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛		常當利益諸含識	311 312 313 314 315 316 317	救撰歸依令解脱	304 305 306 307 308 309 310	及與無知所害身	297 298 299 300 301 302 303	生苦等集所纏身	290 291 292 293 294 295 296	我今起發濟群生	283 284 285 286 287 288 289	淨菩提心勝願寶	276 277 278 279 280 281 282	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛		奉獻一切諸如來	258 259 260 261 262 263 264	過於大海刹塵數	251 252 253 254 255 256 257	及與三世身口意	244 245 246 247 248 249 250	我淨此身離諸垢	237 238 239 240 241 242 243	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛		我今皆悉正歸依	219 220 221 222 223 224 225	勝願菩提大心衆	212 213 214 215 216 217 218	三種常身正法藏	205 206 207 208 209 210 211
縛曰羅怛摩句含	508 509 510 511 512 513 514	曩莫三曼多縛曰羅赦	499 500 501 502 503 504 505 506 507	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛		除生死苦至菩提	481 482 483 484 485 486 487	我今盡皆正廻向	474 475 476 477 478 479 480	利益一切衆生故	467 468 469 470 471 472 473	所修一切衆善業	460 461 462 463 464 465 466	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛		安住清淨法界身	442 443 444 445 446 447 448	富得至於無垢處	435 436 437 438 439 440 441	速捨衆苦所集身	428 429 430 431 432 433 434	願令凡夫所住處	421 422 423 424 425 426 427	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛		恒以大雲降法雨	403 404 405 406 407 408 409	唯願普於十方界	396 397 398 399 400 401 402	菩提大心救世者	389 390 391 392 393 394 395	我今勸請諸如來	382 383 384 385 386 387 388	歸命頂礼大悲毗盧遮那佛		我今一切盡隨喜	364 365 366 367 368 369 370	諸有所修福業等	357 358 359 360 361 362 363

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

滅罪	403	護持	396	天下	389	聖朝	382	貴賤	375	弘法	368	當所	361	天衆	354	消除	347	哀愍	340	廻向	333	我等	326	毗盧	321	毗盧	316	毗盧	311	毗盧	306	毗盧	301	毗盧	296	毗盧	291	毗盧	286			
生	404	大衆	397	安樂	390	安穩	383	靈等	376	大師	369	權現	362	神祇	355	業障	348	撰受	341	最上	334	所修	327	遮那	322	遮那	317	遮那	312	遮那	307	遮那	302	遮那	297	遮那	292	遮那	287			
善令	405	除不	398	興正	391	增寶	384	成佛	377	增法	370	增法	363	增威	356	證三	349	願海	342	大悉	335	三昧	328	那佛	323	那佛	318	那佛	313	那佛	308	那佛	303	那佛	298	那佛	293	那佛	288			
滿足	406	不祥	399	法	392	壽	385	道	378	樂	371	樂	364	光	357	三昧	350	中	343	地	336	善	329	佛	324	佛	319	佛	314	佛	309	佛	304	佛	299	佛	294	佛	289			
	407		400		393		386		379		372		365		358		351		344		337		330		325		320		315		310		305		300		295		290			
	408		401		394		387		380		373		366		359		352		345		338		331																			
	409		402		395		388		381		374		367		360		353		346		339		332																			

那縛	29	縛日	22	囉怛	15	蘇菓	8	唵	1	n	佛頂	60	普為	53	如上	45	南無	39	南無	31	懺悔	27	我今	19	歸命	11	一切	1	m	431	同一	424	引導	417	菩提	410			
縛日	30	羅達	23	怛曩	16	羅賀	9	囉	2	四	尊勝	61	五類	54	上金	46	無一	40	常住	32	隨喜	28	深發	20	十方	12	恭敬	2	禮	432	性故	425	三有	418	提行	411			
羅羯	31	摩	24	摩靚	17	囉	10	囉	3	智	陀	62	白	55	剛界	47	一切	41	三世	33		29	發	21	無始	13	敬	3	懺	433	入阿	426	及法	419	願	412			
磨迦	32	諶夜	25	怛覽	18	囉	11	囉	4	梵	羅	63	衆等	56	南無	48	如來	42	南無	34		30	一切	22	輪廻	14	禮	4	文	434	字	427	界	420	不退	413			
	33		26		19		12		5		尼	64		57	盡	49		43		35			世	23	廻	15	三			435		428		轉	414				
	34		27		20		13		6			65		58	51	50		44		36			燈	24		寶	6			436		429			415				
	35		28		21		14		7			66		59	52	52				37			一切	25		寶	7			437		430			416				
																				38			世	26		寶	8												
																							燈	26		寶	9												
																							燈	26		寶	10												

資料編⑤：『聲明集』詞章一覽

普利法界衆生界	120	諸佛大悲方便力	113	願汝今時盡獲得	106	成就無量吉祥事	99	為五仙人開妙法	92	波羅捺園河莊嚴	85	願汝此座悉能成	78	現諸希有吉祥事	71	後夜降魔成正覺	64	金剛座上為群生	57	願汝灌頂亦如是	50	諸天供養吉祥事	43	龍王注沐甘露水	36	迦毗羅衛誕釋宮	29	願如令時盡能得	22	種種勝妙吉祥事	15	釋梵龍神隨侍衛	8	諸佛觀史下生時	1	u 吉慶漢語		世生淨土法王家	64
	121		114		107		100		93		86		79		72		65		58		51		44		37		30		23		16		9		2		65		
	122		115		108		101		94		87		80		73		66		59		52		45		38		31		24		17		10		3		66		
	123		116		109		102		95		88		81		74		67		60		53		46		39		32		25		18		11		4		67		
	124		117		110		103		96		89		82		75		68		61		54		47		40		33		26		19		12		5		68		
	125		118		111		104		97		90		83		76		69		62		55		48		41		34		27		20		13		6		69		
	126		119		112		105		98		91		84		77		70		63		56		49		42		35		28		21		14		7		70		

曳怛他瞢誡覽婆	111	哩鼻羅戍物哩地	104	娜儂羅密哩多縛	97	比怛寫及吠少道	90	此哩怛縛跢娑曩	83	馱婢藥婆佉尾隸	76	擺娑娑都隸羅惹	69	拽怛瞢誡覽迦比	62	蘭怛縛佉也	57	覽娑縛都扇底迦	50	藥怛寫怛他瞢誡	43	拏曩怛寫耶怛他	36	耶賽捺隸素隸羅	29	羅妬惹誡妬呬跢	22	婆那臬佉賀婆多	15	怛祢縛尾麼曩曩	8	拽怛瞢誡覽都史	1	v 吉慶梵語		四無碍智汝當得	134	盡未來際無疲倦	127
	112		105		98		91		84		77		70		58		51		44		37		30		23		16		9		2		134		128				
	113		106		99		92		85		78		71		59		52		45		38		31		24		17		10		3		135		129				
	114		107		100		93		86		79		72		60		53		46		39		32		25		18		11		4		136		130				
	115		108		101		94		87		80		73		61		54		47		40		33		26		19		12		5		137		131				
	116		109		102		95		88		81		74				55		48		41		34		27		20		13		6		138		132				
	117		110		103		96		89		82		75				56		49		42		35		28		21		14		7		139		133				

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

蘇	50	弥	43	尼	36	婆	29	怛	22	振	15	慕	8	那	1	w	扇	184	多	177	毗	170	你	163	蘭	156	躡	149	奴	142	羅	135	拽	128	縛	125	縛	118
佉	51	陀	44	蘇	37	也	30	麼	23	底	16	弥	9	慕	2	阿	底	185	瞢	178	寧	171	哩	164	縛	157	怛	150	縛	143	奴	136	怛	129	你	126	都	119
縛	52	縛	45	佉	38	邇	31	寧	24	也	17	陀	10	弥	3	弥	186	瞢	179	舍	172	底	165	部	158	縛	151	曰	144	灑	137	瞢	130	也	127	扇	120	
底	53	奴	46	縛	39	那	32	那	25	愚	18	庾	11	陀	4	讚	187	覽	180	縛	173	野	166	縛	159	多	152	羅	145	尾	138	瞢	131			底	121	
繩	54	檢	47	底	40	也	33	慕	26	拏	19	灑	12	婆	5		188	婆	181	舍	174	拶	167	麼	160	鉢	153	娑	146	曩	139	覽	132			迦	122	
迦	55	婆	48	繩	41	低	34	弥	27	迦	20	那	13	也	6		189	縛	182	寧	175	都	168	蘭	161	羅	154	寧	147	捨	140	娑	133			覽	123	
那	56	也	49	也	42	謨	35	陀	28	羅	21	慕	14	那	7		190	都	183	怛	176	盧	169	尾	162	縛	155	娑	148	係	141	迦	134			那	124	

y		羯	75	羯	65	達	55	達	45	縛	37	謨	30	囉	23	縛	15	謨	8	薩	1	x	曩	106	耽	99	地	92	鉢	85	耽	78	他	71	南	64	迦	57
金		吠	76	麼	66	吠	56	麼	46	曰	38	率	31	但	24	曰	16	率	9	但	2	四	珊	107	莫	100	摩	93	羅	86	縛	79	蘇	72	摩	64	尾	58
剛		縛	77	縛	67	縛	57	縛	47	哩	39	都	32	曩	25	哩	17	都	10	縛	3	波	108	護	101	多	94	鉢	87	室	80	夔	73	奴	65	質	59	
薩		曰	78	曰	68	曰	58	曰	48	莫	40	帝	33	縛	26	曩	18	帝	11	縛	4	羅	109	愚	102	鉢	95	多	88	羅	81	稜	74	羅	67	但	60	
埵		哩	79	羅	69	哩	59	羅	49	率	41	囉	34	曰	27	率	19	薩	12	曰	5	蜜		拏	103	羅	96	愚	89	耶	82	稜	75	捨	68	羅	61	
		曩	80	曩	70	曩	60	曩	50	都	42	寧	35	羅	28	都	20	但	13	囉	6			羅	104	拏	97	拏	90	答	83	訖	76	蘇	69	迦	62	
		率	81	率	71	率	61	率	51	帝	43		36	曩	29	帝	21	吠	14	曩	7			怛	105	羅	98	寫	91		84	哩	77	誡	70	那	63	
		都	82	都	72	都	62	都	52		44					22																						
		帝	83	帝	73	帝	63	帝	53																													
			84		74		64		54																													

資料編⑤：『声明集』詞章一覽

縛日羅羯磨蘓縛日	1 2 3 4 5 6 7 8	β 金剛業	率都帝	41 42 43	縛日羅寧怛羅曩謨	33 34 35 36 37 38 39 40	縛羅蘓縛日羅乞叉	25 26 27 28 29 30 31 32	麼蘓輸駄迦路計濕	17 18 19 20 21 22 23 24	縛羅他縛日羅鉢娜	9 10 11 12 13 14 15 16	縛日羅達麼蘓薩怛	1 2 3 4 5 6 7 8	α 金剛法	羅曩婆曩謨娑都帝	33 34 35 36 37 38 39 40	蘓婆縛日羅茶縛日	25 26 27 28 29 30 31 32	除摩訶摩拈阿迦除	17 18 19 20 21 22 23 24	日羅羅他縛日羅迦	9 10 11 12 13 14 15 16	縛日羅羅怛曩蘇縛	1 2 3 4 5 6 7 8	z 金剛寶	日羅波儂曩謨娑都帝	33 34 35 36 37 38 39 40 41	怛羅縛日羅佉耶縛	25 26 27 28 29 30 31 32	怛他蘓多三曼多跛	17 18 19 20 21 22 23 24	薩怛縛縛日羅薩縛	9 10 11 12 13 14 15 16	縛日羅薩怛縛摩訶	1 2 3 4 5 6 7 8
龍女ハホトケニナリニケリ	54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65	コソアリケレ	如来月輪カクサレヌモノ	48 49 50 51 52 53	五障ノクモコソアツクトモ	24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	ナトカワレラモナラサラム	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	龍女ハホトケニナリニケリ	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	δ 教化	恭敬供養 弘法大師	12 13 14 15 16 17 18 19	歸命頂礼 大日如来	4 5 6 7 8 9 10 11	ン南無	γ 佛名	羅尾濕縛曩謨娑都帝	33 34 35 36 37 38 39 40 41	伽摩呼娜哩耶縛日	25 26 27 28 29 30 31 32	蘓薩縛誑縛日羅謨	17 18 19 20 21 22 23 24	囉訖讓羯磨縛日羅	9 10 11 12 13 14 15 16											